事、

一國本に而之様子諸事、林内藏介、本多監物可レ存候御事、

右加様之類、別紙之趣之内も、去々年私儀何方へも演達不レ仕、尤五人御預以後に承候儀も御座候、毒がい之風說、其外靜謐不レ仕體相達候、第一主水、主馬罷出候、越後守、公儀を別而敬、騷動徒黨之様子、總而騷動其上風說等迄堅く制し申付候、乍レ憚私儀始終越後守を不レ及二申上一守罷在、何とぞ申付違背不レ仕、靜謐に罷成候様に相考候へども、私式迄不調法之仕合に奉レ存候、判不レ仕候者共等も彌靜り、何事も任二下知一に之様に可レ仕之旨は、私へも節々被二申渡一候、越後守右之思慮に而家來之者共致方何とぞ相靜候様に不便をも加へなだめ、諸事申付候事も其儀無二御座一、何も我意に罷成不レ靜様に奉レ存候、此度被レ遊二御詮議一付而、委細様子且風說等迄可二申上一之旨被二仰付一候間、書調差二上之一候、以上、

四月十二日　　小栗右衛門　書印判

覺

一越後守家中出入出來候實事御尋被レ遊候、去々年未正月事起り申候、夫より前々侍共之内、緣をもとめひそかにかたらひ、越後守爲に存立儀有レ之由にて、かたがたいち身いたさせ、小栗美作奢者に而、越後守仕置之がいに罷成候由、彼者共口々に申ふれ候、雖レ然大藏、主馬を始而、いか様成存念を指はさみ申候哉、せうこ正敷事は不レ存候、

一去々年正月九日之夜騷動仕候様子御尋被レ遊候、家中之侍共、九日之よひよりしのび〳〵に大藏、主馬宅迄相集り申候由、それより美作屋敷を取廻し申候、此儀宵の間は越後守不レ存事候、私にも宵には不レ存候事に候、九日之夜は林内藏介宅に小栗右衛門、拙者寄合罷在候、右之様子承候故無二心元一存、小栗右衛門宅は城之大手先に御座候故、是迄三人共に致二伺公一様子承候へば、美作儀立退申候を留め可レ申ため、大勢をもよふしたる沙汰仕候、實事左様に而御座候哉、慥成事は不レ奉レ存候、

一拙者儀發心と書置仕、國許を立退申候子細御尋被レ遊候、越後守家中出入出來、美作儀隱居仕候、其節拙者相役林内藏介、小栗右衛門儀、大藏宅へ呼候而

申聞候は、兩人唯今迄之仕置能は無レ之候へ共、先先如二先規一役儀相勤可レ然之旨申たると承および候、左様之節も拙者には何之沙汰も不レ仕候、大藏存念には、拙者前々之通役儀相勤罷在候ば、越後守へひそかに申度事共不自由に可レ有レ之と相考、拙者儀を越後守へさゝへ候て、預者に可レ仕之旨たくみ申候由承及候、相役三人之内、先拙者をそねみ申候子細は、内藏介、右衛門儀は戸外より用人に罷成候、拙者儀は若き時よりも近所に召遣候、夫より用人に罷成候に付而、近所之用事をも其後折々申付候故、右兩人より拙者儀は越後守前へも度々罷出候、御當地へ參觀候砌も定供仕、常々越後守に近付罷在候故、右之通に御座候、拙者をおしのけ申候以後は、内藏介、右衛門をも段々とおしのけ、大藏一身之者共之内を入替、越後守助けに罷成者は、世上のはたらき不二罷成一様にたくみ申底意有レ之と相考申候、越後守詞を以預者に罷成候而は、追而彼者共御當地に而御詮議之刻、越後守非義之仕置有レ之などゝ申出候節、非義無レ之段申上度存候而も不二罷成一候、依レ之内藏介、右衛門にも拙者存念申談、とかく國元に有レ之候ては、追付主人之役に難レ立之旨相談相極、越後守一生之大節、此度之儀と奉レ存候故、末之善惡は愚意を以はかりがたく候へども、右之仕合故、則内藏介宅よりすぐに立退申候、萬一内藏介、右衛門儀、世上之通じならざる様に罷成候とも、一人當御地に罷在候はゞ、越後守身の上非義無二御座一候段可二申上一、御次而も可レ有二御座一哉と、旁々を思慮仕候て、御當地へ罷越候、即刻吉田意安老へ致二伺公一、國許之様子申達、御當地之御沙汰に罷成、家中之者共被二召寄一御吟味御座候ば罷出、越後守には非義無レ之段申上度之旨、渡邊大隅守迄被二仰達一可レ被レ下之旨、書付を以頼入申候、大隅守殿へ直に參上仕度候へ共、御横目之儀、其上いまだ其砌は國許之出入、越後守より廣く不二申上一候故、旁々遠慮仕候、然處越後守儀無二別條一家來御預之由承および候、雖レ然家中一圓靜り不レ申候に付而、唯今に至而御當地にひつそく仕罷在候、然處に先年御預之者共被レ爲レ召候由承及候に付、彼者共越後守に惡事有レ之ばかり無レ之通り申上度存、御尋可レ被レ遊御儀も被レ成二御

座ニ候はゞ罷出、様子申上度之旨、先比能登守様迄書付を以申上候、以上、

四月十三日　　安藤治左衛門印判

御尋に付而申上候覚

一去々年騒動、元來之起如何様之儀に御座候哉、慥難ニ申上一奉レ存候御事、

一去々年正月騒動仕候様子之儀、永見大藏方へ家中之面々誓紙差出候之旨、正月七日八日比より承候、其節役儀相勤候者、小栗美作、萩田主馬、林内藏介、安藤治左衛門、私に而御座候、家中騒動申に付而、内藏介、治左衛門、私儀、何とぞ相鎮候様に相談仕候へ共、私共申儀用申體に無ニ御座一候、内藏介儀八日に大藏方へ罷越、家中様子、越後守爲に不レ可レ然候、美作役儀相勤候に付而如レ斯に候はゞ、何とて美作へ異見不レ仕候哉、其使之儀は如何様にも拙者可レ仕申聞せ候由御座候御事、

一八日晩方、美作願申立候は、爲之儀に御座候はゞ、美作父子之者之儀、何分被レ成候共申付次第に仕度之旨、内藏介を以相達候、其夜内藏介罷出、則越後守へ申聞候、其段私も承候事、

一右之様子、私共難儀仕、何とぞ相鎮り候様に相談仕候而、此起美作仕置惡敷と申立、就レ中美作悴大六儀、越後守養子に仕手立、慥成様に風説申に付而、誓紙等も差出騒申之由承候故、九日之朝主馬方へ罷越、右養子之儀に而此仕合、近頃不レ宜存候、大六が養子と申儀毛頭不レ存、少も無レ之儀之段誓紙仕申聞候御事、誓紙主馬請取申候、

一本多七左衛門方より内藏介、私方へ用事に付參會仕度之旨申遣候間、九日八ツ時、城より直に兩人罷越候處に、七左衛門申候は、家中之面々加様に我等を取立、惡人をのけ不レ申候而は不ニ罷成一之由誓紙取置候、乍レ去各兩人へはかまい無レ之間、左様に心得候へと申候、私共申候は其段合點不レ參候、爲宜様にと可レ存罷在候由返答仕候、其節又七左衛門申候は、今朝各主馬方にて誓事をも致候由、左様之儀に而合點申事に無レ之と申候間、其上者何とも可レ仕様無レ之、爲宜様に心得可レ然と申罷歸候、

一九日夜五ツ時頃に而可レ有ニ御座一候哉、騒動仕之由承候、五ツ過に主馬登城仕罷歸候、四ツ時より彌騒動甚、九ツ半頃より少々靜り申と奉レ存候御事、

一右騒動之體甚敷あやうき様子に御座候、美作儀立退申候はゞ、打留爲レ可レ申、右之仕合之由風説仕候御事、

一十日に大藏方へ内藏介、私罷越候様に申に付而伺公仕候、兩人彌勤可レ申之由申聞候、爲に罷成儀に御座候はゞ、いつとても相勤、少も不レ宜候はゞ、何時にても役儀差上可レ申と申候御事、

一十日之夜、安藤治左衛門遁世仕候、

一此砌彌以ニ誓紙一數多集申候御事、

一右之趣に付而彌申候哉、大六養子之儀一同に申立候、因レ茲美作一家之者共承、是は餘之儀と相替堪忍難レ仕儀、急度遂ニ詮議一給候様に願申出候、私儀は同姓之儀に御座候ども、役儀と申諸事無事に罷成候様にと奉レ存、其節より一家にはなれ罷在候、右に付而越後守より彌養子之儀、僞風説之儀之由堅く以ニ誓言一大藏、主馬へ申聞候、一家之者願申出候に付而、大六養子之儀風説不レ存之由、家中之者共誓紙差上可レ申候由に而、頭立たるもの其外相認、大藏も相調申様に覺申候、然處片山主水、渥美久兵衛、野本右近と申者、大藏宅に而相談之節、右之誓紙仕間敷と申候由、就レ中右近申候にも、養子と存、風説をも用申者は各別、左様不レ存者何とて可レ仕と申、主水度々誓紙いかゞと猶更合點不レ致に付而、何も誓紙不レ仕候、家中之者共へ養子之儀僞風説之由、越後守以ニ誓紙一被ニ申聞一、彌相鎮候之様に申付候、美作一家之者共へも其段申付、何分にもと申靜り申候御事、

一此時節より片山主水役儀申付候、騒動誓紙甚不レ宜由に而、何かと扱靜り申候、同月十八日美作隱居仕、悴大六へ家督申付候、此儀も大藏幷主馬相談之上、一段可レ然と申に付而、右之通に御座候、

一去々年御預五人之者どがのわけ詮議、私共之仕儀に而無ニ御座一候故、其節は詮議會而以聊不レ承候、萬一主水承候哉、總而家中不ニ相鎮一様子之儀、且以ニ書付等一相鎮り候様に仕置申付候儀に付而、主水、主馬、私儀、松平大和守殿、同上野介殿、渡邊大隅守殿被ニ呼出一罷出候御事、

一去々年四月十八日、又候騒動仕候儀、其節は私爰元に罷在、様子見分不レ仕候、是は正月九日程には無ニ御座一と申候、美作屋敷之内に亡火と申物を仕と風

說に而、騷動仕候由申候御事、

一右如ニ申上候一未正月之儀、家中存分無ニ相違一、大藏、主馬以ニ相談一、美作儀隱居仕、國外埒明、大藏幷主馬、主水萬事用之儀相勤、內藏介、私儀相加り罷在候、二月中比に御座候か、多加谷內記、片山外記家老役申付、是又相勤候御事、

一三月御當地へ越後守參府候節、三河守に附置候安藤九郎右衞門役儀致ニ赦免一候樣にと申、又一同之者誓紙、中根長左衞門迄差出候、因レ玆松平上野介殿相談、渡邊大隅守殿御加り、此時分も國許より主水召寄候、四月中比到着仕候、其比又於ニ國許に一大藏方へ差出候誓紙破り申者共、不屆之由訴申來り、此兩樣に而彌家中不レ靜候に付而、上野介殿、大隅守殿へ相談に而段々申付共御座候而、七月の頃、右之樣子埒明申候、然處に國元彌靜謐不レ仕、和順之體も無ニ御座一、總而參府より此かた度々申付、承引不レ仕體我儘成 樣子、越後守も隨分無事に罷成候樣に、何とぞ家中之者迷惑も不レ仕候に、永々種々申付候へども、無ニ是非一樣子に奉レ存候、此節松平大和守殿、大隅守殿にも其趣に而事靜り候樣にとの御事にて、主馬、主水、私度々罷出申渡承、國元にも被レ遣候、參府仕候而より申付共埒明不レ申、我意之趣追日露顯仕、其上國許あやうき體不レ得レ止樣子に罷成、五人之者願申上候而、御預けに罷成候樣に奉レ存候御事、

一右五人御預之頃迄、國許に林內藏介罷在候、私儀未三月供仕、御當地へ罷越候事、

一正月九日夜之樣子、城之門に足輕大將堅め罷在候、鐵砲持參仕候、其外城內へも鑓等持せ數多罷出、美作屋敷近所其外つまり〳〵に侍大勢罷在、或は鑓等ぬき身に仕、或は武具をいたしたるも御座候由、尤大藏、主馬、七左衞門、村田團右衞門屋敷々々に大勢集、徒廻り申候、甚敷儀に御座候、無レ紛儀人々存知たる御事、

一誓紙之儀は大藏家來之名宛に仕、何も家中より差出候、尤越後守方へ右誓紙其節取上不レ申候御事、

一安藤九郎右衞門儀、此元に而申立候は、越後守參府砌より之儀に御座候、中根長左衞門誓紙之儀、私へ如何可レ仕と申候之間、合點不レ參候と返答仕候御事、

一國許に而誓紙破候は、四月初頃之樣に覺申候御事、

一去々年國元仕置を不レ承、我儘成儀林內藏介初、其外存知之儀に而、是又無レ隱儀奉レ存候御事、

右被レ遊ニ御尋一候に付而、覺候愚意之趣、書ニ認之一而差ニ上之一候、以上、

四月十二日　小栗右衞門 書印判

小栗右衞門口上聞書

一美作儀如何樣之樣子に而、御預之者共不和に成候哉之事、

右之子細私は不レ存候、美作儀家中之者共うとみ騷申段承、如何樣にも越後守爲之儀に候はゞ、切扱成共、父子共に暇給候共、又は大六に少々あてがいに而、私儀隱居仕候樣に成共、越後守申付次第に仕度之旨、林內藏介、美作宅へ參候刻相願申候、私儀は內藏介罷歸候跡へ參候得ば、內藏介を以加樣に願申候由、美作申聞せ候事、

一治左衞門遁世之前、其方へも致ニ相談一候哉之事、

拙者と內藏介へ治左衞門申聞せ候は、越後に罷在候而は此砌自然被ニ討殺一などいたし候而も、越後守爲に還而あしく候、又命も存生候はゞ、用に立申儀も可レ有レ之と申候、私申候は此節漸三人同役之內、左樣に可レ有儀に無レ之と、達而不レ可レ然由申聞候事、

一家中より最初に差出候誓紙文言存候哉之事、

大藏存立、越後守爲におゐては隨順可レ仕之文言、其外少々替たるも御座候得共、大形は右同前に而御座候、又間々替たるも御座候、誓紙三分一程差出し候後に、越後守へ申聞候かと存候、誓紙春中越後守方へ越申度由に候得共、不レ宜被レ存候故、請取不レ被レ申候に付、夏中迄大藏方に差置候、其後越後守より一統之誓紙申付候節は、使者右之誓紙請取、一所に越後守へ差遣申候、誓紙文言は誰ぞ好も御座候樣に被レ存候、文言大圖相違無レ之段好手有レ之哉と奉レ存候、其後右之誓紙は越後守申付、燒捨被レ申候事、

一中度之誓紙越後守差圖に而候哉之事、

大藏たりといふ共、逆意於レ有レ之は早速申上、下知次第に可レ仕由之誓紙は、越後守差圖に而は無レ之候、上野介殿、大隅守殿、越後守へ御尋之節も、指圖不レ仕候由被レ申候事、

一五人之御預之者科落着之儀、一門衆相談之座へかかり、様子存候哉之事、
右五人之者之儀、相談之座ゟかゝり不レ申候故、様子存不レ申候事、
一大藏上屋敷へ到着之儀、越後守指圖に而候哉之事、
大藏儀前廣中屋敷ゟ落着可レ申様に風聞承候、定而中屋敷は手遠にも候間、主馬、主水、長左衛門など越後守ゟ申候而、上屋敷ゟ落着候哉と奉レ存候、到着之日に越後守對面被レ致候事、
一家中出入之儀、御老中へ申越候節、美濃守、但馬守、名を除候様に指圖之方に有レ之様に相聞へ候事、
家中出入之儀に付而、爰元より國元へ申遣候書付に、一度美濃守殿御名も書申候へば、大隅守殿御差圖に雅樂頭殿、大和守殿、御名計書可レ然候、右之書付可二相改一之旨御申に付、御名除申候事、
一騒動前、美作金子、越後守藏に入置申候を請取申度と申儀、いつ比之事に而候哉之事、
美作金子、越後守藏へ入置申候を、正月八日頃に請取申度由、金奉行へ使越候由承及申候、藏開之儀、十一日かと覺申候事、

一美作仕置等宜存候哉之事、
美作儀仕形惡敷候故、諸人うとみ申候とは存候、然共國之仕置等之儀は、家老共談合之上申付候儀候へば、總而風聞に申様には有レ之間敷様に奉レ存候事、
右衞門方より申出候覺
一騒動之節合點不レ參候儀御座候、美作立退候はゞ、討留可レ申由に而候、十二三日時分、越後守前へ大藏、主馬、内藏介、拙者罷越候へば、美作仕置あしく候はゞ、隱居可レ被二申付一候へ共、御老中迄も御存知之者之事候間、江戸へ可レ被二申越一樣子に相見候處に、主馬申候は、左候はゞ又騒動可レ有レ之候、早々隱居被二申付一可レ然由申候、其時拙者申候は、何も爲と申而の事に候はゞ、騒動はいたし申間敷候由申候へ共、主馬返答不レ仕候、其後大藏、主馬達而申候故、早速隱居被二申付一候事、
一國元一圓靜謐不レ仕候、大藏方へも美作方へも家中之者、前々之通出入可レ致、和順之旨申付候處に、大藏方へ美作一家其外下知に隨ひ參候へ共、美作方へ誓紙方之者不レ參候、誓紙不レ仕候ものかたへは、

商人も商賣不レ仕、醫者なども不レ參候様に罷成り、誰差圖と申儀は無二御座一候へども、到不レ仕ものは逆意同前候、其者之方に商いたし、醫者なども參候儀、不レ宜様に誰となく申觸候事、
一去々年九月、主馬役儀被レ免候處、大藏一味之者、爰元屋敷に而も騒申候事、
一誓紙不レ仕候もの共は、去々年御僉議候へかしと望に存候、誓紙仕候者共はきらい申候事、
一越後守參府之砌、中根長左衞門申候は、安藤九郎右衞門仕形惡敷候間、此段誓紙を以江戸詰之者共、長左衞門迄申候、如何請取可レ申哉と私へ尋申候に付、誓紙之儀合點不レ參候と返答申候事、以上、
安藤治左衞門口上聞書
一騒動之起り存知候はゞ可レ申事、
騒動之儀、前方曾而承不レ申候、美作隱居願申候段承驚入、最前書付を以申上候通之心底に而、十日に立退申候事、
一立退候節、右衞門、内藏介ゟ相達候由に候、兩人尤と申候哉、又不レ可レ然と申候哉之事、
國許を立退申候節、右衞門、内藏介にも私存寄之

通申候へば、兩人申候は、其方儀追付主人之役に不レ立様に可二罷成一と、其方申通に我等抔も及レ見申候間、立退候段尤之由申に付、早々立退申候、美作には七日か八日に逢申候而、立退申候節は逢不レ申候、
一立退候段、美作ゟ爲二申聞一候哉之事、
立退候段、美作ゟ終に不二申聞一候、申候はゞ家中之者不審を立可レ申と存、不二申聞一候事、
一美作儀、越後守藏に入置候金子請取候儀、其方指圖に而爲二請取一候由に候、其通に候哉、又藏開と申事有レ之候哉之事、
美作金子之儀、いつ頃請取申候哉、拙者儀は差圖も不レ仕候間、曾而樣子不レ存候、藏開と申事御座候かと覺申候へども、日限は覺不レ申候事、
追而差出候書付、
覺
一美作儀隱居申付候、爲二御屆一片山外記、渡邊九十郎差遣候節、國本靜謐之樣に可レ仕之旨、家老共方へ大隅守殿より御口上御座候、此上は主馬仕置一入專一に候、萬事正道可レ仕候、美作隱居仕候へ共、何

とぞ大き成用之儀は美作方へ參、時宜により相談も可レ然哉、久々役儀相勤、古來之儀も覺可レ申候、總而和順之體、越後守爲に可レ然との御事候、久世大和守樣より美作方へ御口上も御座候、尤騷動之節鎭り罷在候段きづかに思召候、將又大六儀當分家老役無用にいたし可レ然候、大藏事も用事相勤候儀可レ致二無用一候、自然越後守爲宜と存儀も候はば、家老共へ相談可レ然との御事候、外記、九十郎覺可レ申と奉レ存候、大藏用事相達儀は、越後守參府迄之內每日登城、委細之儀迄不レ殘相勤候御事、

一夫々年正月、大藏方へ之誓紙之儀、年內より年寄を以密々ふれ廻し候樣子に御座候、其節天野一學と申者番頭役相勤候、此者之番組之內一人、年內より中ヶ間へ誓紙之儀申通候內、騷動以後私へ直に物語仕候、其もの唯今に國元に罷在、慥成儀御座候、最前如二申上候一、九日前は多く集不レ申候處、美作隱居之願申出、其上騷動に何も驚、且治左衞門逼世仕、此等之趣を以甚相集り、總而誓紙等も大藏方へ取次御座候、七左衞門取次仕候得共、七左衞門方へ寄集相談仕もの大形定り罷在之由に御座候、其外七左衞門方々に仕者共御座候而、其手筋々々相ふれ候故、內談の知せも早速能通じ申之由に御座候事、

一美作儀に付、且仕置等も不レ宜之旨、騷動前大藏、主馬一言も私共へ不二申聞一候、目付役仕候九十郎、是又聊不二申聞せ一候、美作儀何も相談之節、一人立是非と申樣に而我理を立申たる儀無二御座一候と奉レ存候、諸人うとみ申候儀、之は美作惡敷と相見得候、乍レ去最前如二申上候一風聞のごとくに諸人うとみ申儀に而は無二御座一、尤相談之上、非義之仕置差而御座有間敷と奉レ存候御事、

右今度委細之御尋に付而、又候存知出し書付差二上之一候、以上、

四月十六日

松平越後守內
小栗右衞門 書印判

謹而言上仕候

一拙者儀國許立退候刻、相役林內藏介宅へ致二伺公一、小栗右衞門も有レ之相談仕之所、とかく國許に有レ之候ては主人之役に立難候、立退可レ申思案尤之事のよし相談相極申候、此一儀何も同事申に哉と御尋被レ遊候、先書には書しるし不レ申候へども、御ふしん被レ遊候間申上候、去々年之冬かと覺申候、內藏介より拙者一門安藤喜兵衞迄、池田意三と申はりたてを以申こし候は、治左衞門國元立退申候事は、越後守爲に立退申候、內藏介宅に而何も尤と申合之儀、まぎれ無事候間、樣子心安可レ存候旨、委細に申越候、此儀隱れ無御事候、喜兵衞と申仁は御旗本に罷在候處に、近き比相果申候へども、池田意三儀は今に松平三河守扶持人に而罷在候、右之使之儀は右衞門も定而存たる事可レ有二御座一候、殊意三儀は使を仕たる者に御座候間、猶以其節之口上を覺可レ申候、此儀御尋被レ下候者、難レ有可レ奉レ存候、以上、

四月十六日

安藤治左衞門 書判

天和聚訟記卷之四

五月十日、小栗大六差出候書付

乍レ恐申上候口上之覺

一同姓美作儀日來申候は、我身は如何樣に沈候とも、我功をば不レ可レ立ものと申聞候付而、定而ヶ樣の趣申上まじく候と奉レ存、此段奉二申上一候、去々年正月九日之晚、越後守家中、過半具足を着、弓、鐵砲、鑓、長刀を抜連、美作宅へ越後守下知無レ之候に押寄取卷候處に、父美作申候は、親類家來幷與力之輩一人も罷在間敷、罷在候而は越後守爲に不二罷成一候、乍レ恐上樣へ之可レ爲レ恐、早々罷歸、面々宿に罷在、火之本等之下知堅可レ仕候、譬ば我等父子之首を捕る共、必以騷動不レ可レ仕、公方樣越後守御長久御繁昌之內は御穿鑿可レ有儀に、不レ謂心入に候、我等先祖之儀從二權現樣一中納言樣へ御付被レ爲レ成候へば、如何樣成不義之輩に出合候ても、首をのべ、不義之者に首を相渡し、當分國本靜候が、天下へ之可レ爲二忠節一、越後守殿へ二河守殿へ之奉公不

天和聚訟記卷之三終

レ可レ過レ之候、其節美作彼謀叛之者共と同心を合、責戰仕候はゞ、越州は不レ及レ申、近國迄所々騷動に而可レ有二御座一候、於レ然は大亂と可二罷成一儀慥に相見へ候と奉レ存候、五代以後侍之一命を捨、天下之ため主之爲に當分之恥を不レ顧、忠功第一に仕、首をのべ一命を捨罷在もの、古今に其類多不レ承候、

一永見大藏、萩田主馬、八百七十餘之家中之侍、密通に誓紙を爲レ致、其上越後守領分之内、百姓町人寺寺迄、過半かため引付、頭々に判形をならべさせるは如何成儀に而御座候半哉と奉レ存候、此段定而親美作申上間敷候、近國近所之御大名に御尋にても、其隱は有二御座一間敷候得共、併人々身之上大事に存候へば不レ存と被レ申、證據に不レ成時は皆爲に罷成候間、定而小栗右衞門も申上間敷候、

一四月十八日晝七ツ半時より明六ツ迄、正月のごとく又押寄申候、併是は人數揃之塲概と、此方よりは相考候、左様に見得申御事に御座候、是も甲冑を帶候は正月のごとくに違無二御座一候、

一拙者親子之者少成共心に不忠不義成儀御座候ば、

中々只今加様成御穿鑿可レ有二御座一とは慥に不レ奉レ存候、此を以相考候へば、拙者親忠功御忠節仕上りと奉レ存候、

一我等父子を奢者と申上候、又大藏、主馬は越後守家中之侍に八百七十餘人、百姓町人寺々迄頭々に判形爲レ致、侍に相添、塲概之押寄迄仕候は、乍レ恐天下をも不レ憚、越後守下知をも不レ請我儘成仕方、何方か奢に可レ有二御座一哉、此段宜敷奉二願上一候、

此旨達二上聞一候も不レ奉レ存候へども、私之儀は母之由緒を以申上候、公方様に言上と申は憚多奉レ存候、母迄申達候、哀々母之由緒を以何も様迄御注進申上候、不レ苦候様に思召候はゞ何とぞ御取上被レ成、何様にも宜御計被レ成被レ下候はゞ、過分至極可レ奉レ存候、偏に奉二願上一候、以上、

右は御尋被レ遊候儀有レ之付而被レ爲レ召候、依レ之存寄之分書付差上申候、此外存寄無二御座一候、以上、

五月十日　小栗大六長治 判

稻葉美濃守様　大久保加賀守様

堀田筑前守様　板倉內膳正様

阿部豐後守様

五月十日　小栗大六口上聞書

一正月四月の騷動之儀、直に見申候哉、又及レ聞申候哉之事、

右兩度之騷動之體、直には見不レ申候、傳承申候、

一兩度之騷動、如何様之儀に而發候哉之事、

何事も存知不レ申候、若塲ならしにも致候哉と推量に奉レ存候、

一塲ならしとは如何様之事に而候哉之事、

塲ならしと存候は、若越後守に可レ致二逆心一ために而候哉、是は推量に而御座候事、

一去々年越後守殿參覲之節、目見に罷出候哉、不レ出候哉之事、

病氣に而不二罷出一候様に覺申候、

一於二國許一往來之節、家中之者共行逢候刻、乘物より下り候哉、又乍レ乘致二辭儀一候哉之事、

中小姓以上之者迄には乘物より下申候、

一美作金子預け候を請取候はいつ頃に而候哉、何用に而請取申候哉之事、

金子藏に預け置候を請取候は覺申候へ共、何用にて何時分請取候は覺不レ申候、

一藏披之事、正月十一日に候哉之事、

此段は一圓不レ存候事、

覺

一去々年正月九日之晚、同四月騷動仕候起之様子、今以從二何方一も不レ承候、今朝も申上候通に而御座候、

一安藤治左衞門遁世之儀、此段も如何様成様子に而仕候も不レ奉レ存候、且同姓美作宅に參候も不レ參候も、私儀は今朝申上候通、少々病氣に而勝手に罷在候故、表向之儀曾以不レ奉レ存候、同姓美作御尋候者、具相知可レ申候、

一拙者儀越後守養子に成候沙汰御尋之趣、此段も今朝申上候通、右之沙汰承候儀覺不レ申候、乍レ去今朝は致二失念一申をとし候、左様成儀も越後守家中之者共申ならはし候と相見得候か、又者申立候か、正月十五日過に家中之者共は越後守申聞候は、掃部養子之儀は少も無レ之事に候由に而、强誓言を以申聞候由風說に而候哉、右之段承及候、尤右申上候

通、正月九日騒動前、養子之沙汰之儀承ざる御事候、

一亡火之儀、此段も今朝申上候通、曾以不レ奉ニ承知一候、尤左様成悪意、父子共少も無ニ御座一候、

一越後守參覲之節、出仕不レ仕候儀御尋被レ遊候、此段は今朝申上候通、其節病氣かと存候、幷家老共遠慮之體、先當分時節柄にも候間、諸事遠慮可レ然と申聞候共覺申候、

一越後守藏に支配方ゐ、同姓美作相賴預置候金子千兩之儀、如何にも美作請取候樣承及候、日限之儀は覺不レ申候、

一拙者儀、越後守被ニ申聞一候儀式之樣子、永見大藏同事候哉御尋、此段も今朝申上候通、先年越後守儀式被ニ申付一候時分、永見大藏次にと被ニ申渡一候、越後守に而も又は家老共ゐ成共御聞被レ成候者、彌慥成儀相知可レ申と奉ニ承知一候、以上、

五月十日　　小栗大六長治書判

御奉行衆中樣

覺

一昨日御老中樣迄差上候書付より外は、昨朝も申上候通、存寄無ニ御座一候、

一右之内自然四月騒動之樣子承候分、幷心底迄申上候付而、人數揃之場ならしかと私愚意思慮迄書上候、昨日差上候書付、委御覽被レ遊候ば、不レ殘御合點可レ參候得共、爲レ念申上候、右私見立者、永見大藏、萩田主馬、越後守家來之者共より、密通之誓紙取、其上町在之寺迄過半判形並させ候樣承及候、其上に而四月騒動仕候故、惡意之心に而可レ有ニ御座一かと奉レ存候、尤少に而も其節此方より惡意有レ之、さはぎ候儀少に而も有レ之候ば、左樣は存間敷候得共、成程靜り罷在候に、俄致ニ騒動一候故、何共合點不レ參候、何に而も申上度御事は可ニ申上一旨、昨朝依ニ仰渡一、昨日之書付之内之儀に而御座候得共、自然書付御覽被レ遊、難ニ御見分一御事も可レ有ニ御座一かと奉レ存申上候、其外昨日申上候通、幼少故從ニ何方一も何事も不レ承候、

一此外御不審、幷昨日之書付出し候通より外は、昨朝も申上候通無ニ御座一候、尤書付之内御不審懸り候而も、書付之外は不レ奉レ存候、以上、

五月十一日　　小栗大六長治書判

御奉行衆中樣

口上之覺　　片山主水

越後守家中出入に付、御僉議之趣、乍レ恐奉レ仰ニ其意一候、

一今度家中騒動起り之樣子不レ奉レ存候、風說には如何樣仕置者ゐ之いきどをりと相聞へ申候、近年小栗美作作法不レ宜候故、家中之者共、越後守爲を存申出候付、未之正月九日之夜、美作立退可レ申由風聞御座候故、家中さはぎ申候、私儀緣者に御座候得共、近年美作儀不相に付、出會も不レ仕候得共、越後守爲大切之砌故、其夜美作宅ゐ參、忠義之事之間、不レ及ニ兎角一靜候儀肝要之由申なだめ、萩田主馬方へも彌靜候樣にと、同名兩人之者共に申越候事、

一五人之者科之極候樣子之儀、委細は不レ奉レ存候、右五人之者之儀に付、越後守一門中幷出入之衆相談之次第、穿鑿之樣子、委儀は不レ奉レ存候事、

一越後守儀にうはにちひふかく御座候付、何も父子へは少々も存念無ニ御座一候、先年五人之者預け之節、御目付衆ゐ私愚意申達にも、五人之者共、其外何も越後守爲を存申立候得共、いきどをりを申候儀、不了簡に罷成、五人御預け不便成儀と挨拶仕候、不レ及迄も雙方相靜申樣に仕たる事に御座候、毛頭かたんの心差無ニ御座一候事、

酉ノ五月十一日　　片山主水吉尙印書判

五月十二日　　安藤治左衞門

一越後守ためあしき儀も候はゞ、可ニ申披一ため、國元を立退申候はゞ、其時より此段を可レ申と存覺悟可レ有レ之事候、幸今度御僉議之事候間、存寄之儀も候はゝ委可レ申事、

大藏方之者共、越後守ためにあしき儀も申懸候はゝ、其段可ニ申披一と存候而立退申候、兼而此段を可レ申と存、覺悟仕たる儀は無ニ御座一候、

片山主水

一美作と不和之儀、何年程に成候哉之事、

六七年ほど以來に而御座候、美作所行不レ宜候に付而、異見申候得共、用不レ申候而、美作方より遠ざかり申候、其上與力持之者共、大六罷通り候時分、何も番所よりおろし申候間、おろし申樣にと林内藏介、美作内意之樣に申聞候、悴式部にも山

崎九郎兵衛申候得共、父子共に合點不レ仕候、それゆへにても候哉、おのづから遠のき申候事、

一未の正月九日、美作方へも參靜め申候付、樣子承候へば、美作立退候はゞ留可レ申由にて、次第に騷動申候付、事出來候而は、越後守爲あしくと奉レ存、美作宅へ參、靜り申樣にと申宥め、又主馬方へも私同苗之者兩人差遣し鎭め申候事、

一大藏方より正月十三日呼に越候而、一統之誓紙仕候樣に被レ申候得共、越後守父子之ために不レ宜存、私は誓紙仕まじき旨申罷立候、其座に本多七左衞門、津田左門、渥美久兵衞、野本右近罷在候事、

一大藏申つけの誓紙之宛衆所に、拙者と主馬書付候故、私名を削り申候事、

永見大藏

一先年國元家老共方へ遣候狀之內に、從二公儀一被二仰付一候段、越後守心には叶不レ申候へ共、從二公儀一被二仰付一候儀に候へば、無二是非一被二申渡一由、此段如何之旨、

家中忠不忠を分候而不レ被二仰付一候ば、分明には無レ之樣に越後守被レ存候へども、公儀へ奉レ願上、御穿鑿有レ之儀に候へば、越後守仕置被二申付一候迄は、成程靜り申候樣にとの心に而申遣候事、

小栗右衞門口上

一當主馬親隼人四代以前、主馬より家督讓申時分、高之內五千石減申候、其節小栗五郎左衞門、家老役いたし、其故今美作と底根中惡御座候と奉レ存候、此段主馬家老瀧清左衞門悴新六、手前與力之養子に參、其者申聞せ候事、

小栗大六

一去々年正月九日騷動之曉、片山主水見廻候由、彌左樣に候哉之事、

主水參候段、私儀は部屋に罷在候故不レ承候事、

一大藏、主馬惡心と書上候は、如何之樣之事に候哉之事、

右兩人、家中之者共一統之誓紙を取、騷動いたし候は、越後守へ逆心とも奉レ存候事、

一美作儀に付而、何に而も言譯に可二罷成一事も候はゞ可レ申候事、

美作仕方忠義と存候上は、申譯可レ仕樣無二御座一候事、

一往來之時、中小姓以上に下馬いたし、其已下のものには下馬不レ致候哉之事、

中小姓以上にも、土手之打目など急に行逢、下馬いたし候間無レ之時は、御免被レ成候樣にと申候儀も御座候事、

小栗美作

一騷動之時、越後守より檢使も參候はゞ、首を伸可レ被レ討覺悟に而居候由、兼而忠義を存、身に誤無レ之候はゝ、左樣之待まうけは有レ之まじき事にて候、未熟成存寄之樣に候事、

林內藏介參候時申候通、越後守方へ家中之者共、私儀を訴、惡に極り候て、如何樣之儀に被二申付一候共、少も違背不レ仕、存寄次第に被二申付一樣に可レ被レ行覺悟に而罷在候事、

萩田主馬

岡島壹岐

片山外記

右之者共前々致二言上一候外、可二申上一儀無二御座一由申候、以上、

本多七左衞門

中根長左衞門

渡邊九十郎

覺

一去々年騷動前、永見大藏、小栗美作威勢之儀、總而之樣子は、大藏各別結構に御座候而、家中之者共敬申候、乍レ去美作儀代々用をも相勤候故、人々心入もらい申候、威勢樣子大藏とは各別に御座候、騷動以後大藏威勢と申、家中之者おもんじ申候體、就レ中越後守御當地に參府以後、國元に而之樣子は絕二言語一たる儀と申候御事、

一去々年正月頭取之者共、人々すゝめ引入候而、誓紙等集申候、最前も如二申上一候一大六養子之儀、成程實事を存候樣に申候而、私をも多加谷內記と申者抔すゝめ申候御事、

一畢竟之樣子、騷動徒黨之趣、剩其後之仕置用不レ申體、旁以不届至極奉レ存候御事、

右は委細被レ遊二御尋一候之間、書付差二上之一候、以上、

五月十二日　　松平越後守内　小栗右衛門印書判

覺

一去十二日御尋被レ成候鹽硝之事、其節申上候通、合候藥に而も鹽硝に而も、四月騷動之時分者、少も手前に無レ之かと覺申候、且山屋敷在レ之時分は、山屋敷同姓美作差置候かと覺申候、美作代に罷成遣、殘而千兩は正月請取候様に覺申候、同姓美作わ御尋候ば相知可レ申と奉レ存候、

一同姓五郎左衛門代より越後守藏わ、金子三千兩預け置候様承及候、尤右之内二千兩、美作代に罷成遣、殘而千兩は正月請取候様に覺申候、同姓美作わ御尋候ば、慥成儀相知れ可レ申かと奉レ存候、

一片山主水儀、正月九日之晩に、參候も不レ參候も、去十二日申上候通、私之儀覺不レ申候、

一亡火之儀、以二書付一申上候通不レ奉レ存候、尤其以後風說有レ之候と相見得候へども、事過其上心留不レ申候故覺不レ申候、乍レ去致二失念一不二申上一候に付書上候、亡火之儀同姓美作、林内藏介、片山外記、多田番右衛門、越後守申渡之書付、父子之者共わ持參に而參候刻、亡火之儀無レ之由、右三人之者共へ美作相斷、兎角屋敷之内、右之様成惡所在レ之候か、見可レ給由斷候かと覺申候、右三人之者見申に不レ及候、何とて左様成儀可レ有二御座一候哉、於レ然は越後守わ申遣可レ給旨申候かと覺申候、同姓美作わ御尋候者慥成儀相知れ可レ申と奉レ存候、其外吳々申様存候得共覺不レ申候、右之儀只今乍レ憚神以奉二浮一出心一候故遲成候得共申上候、萬一覺違成儀も可レ有二御座一候間、同姓美作わ御尋候ば、慥成儀相知れ可レ申と奉レ存候、

一先日御尋被レ成候、先年越後守、大藏次に申付候以後、家中わ時宜之儀、中小姓位迄乘物よりをり候かと覺申候、又一には使番位迄乘物よりをり候かと覺申候、其節申上候通、若年に御座候故、しかとは覺不レ申候、不分明に奉レ存候、尤去々年大藏初五人御預け以後、先年越後守申付候儀式之儀、從二此方一相願望之通、越後守申付候以後は、家中之者共わ時宜之儀、中間與力持並にへり下り仕候、尤總別之儀諸事脇々並に隨分へり下り仕候かと奉レ存候、

一越後守近年病者に罷成、何事も仕置之儀、同姓美作

へ越後守一人に相任せ候哉御尋、此段も去十二日申上候通、越後守近年病者に罷成候哉、曾以不レ承御事候、尤何事も同姓美作相役之者共と少之事も致二相談一候様承及候、尤越後守わ承、越後守申付候通に申渡候様に承及候、然共私儀は御存被レ遊候通、幼少其上右之職に而も無二御座一候故不レ奉レ存候、越後守わ御尋被レ遊候はゞ相知れ可レ申と奉レ存候、

一越後守、拙者わ去々年家督申付候刻、安藤平六、拙者わ太刀折紙に而逢に參候哉御尋、此段も去る十二日申上候通、平六に限り終太刀折紙に而も其外之者に而も持參に而相越候儀、曾以無二御座一候、尤越後守、大藏次にと儀式先年申付候時分、其以後太刀折紙に而參候者共二三人も有レ之様に覺申候、去々年家督を取候、其砌誰にても逢度由に而參候者覺無二御座一候、

一安藤治左衛門、日來之様子宜者に候哉、亦は惡敷者に候哉御尋、此段も去十二日申上候通、表向へかほ之様子幷辯舌、從二拙者共一は宜相見得候へ共、終何に而も致二相談一心底不二相考一候故不レ奉レ存候、

一永見大藏といつにても一所にあるき候儀覺不レ申候哉之御尋、此段も去十二日申上候通、終致二同道一あるき候儀覺不レ申候、道筋違候故と奉レ存候、

一同姓美作舊冬被レ爲レ召、則當分御預けに被二仰付一候間、親之儀に而も候間、大藏方之者共儀聞合、品品御當地わ可レ參御事に思召候由御尋、御意之段重重難レ有奉レ存候、先以御詮議之品一圓何共相知れ不レ申候、第一恐二上を一致二逼塞一罷在候が父子共爲宜由、本多監物、小栗右衛門申聞候付、右之様成所わは少も氣付不レ申、致二逼塞一罷在候、且又小栗兵庫、小栗十藏も右之通相見得、至二于今一致二逼塞一罷在候、去十日差上候書付之通、大藏方惡敷段は其隱御座有間敷と奉レ存罷在候、於レ然は美作功之儀に而も可二申上一候事と萬一御不審可レ被レ懸と奉レ存候、此段も正月九日之晩鎭り罷在候儀などは、其隱無レ之、尤其刻早速御老中様方にも御存之由に相見得、同姓美作わ片山外記、渡邊九十郎、騷動以後御當地わ越後守より國之様子申上候由に而、右之兩使御當地わ差越候由、兩人罷歸、美作わ書付持參候而申聞候趣は、九日之晩父子共鎭り様子無二殘處一、

其外吳々委書付仕、同姓美作ゟ讀聞せ候樣承及候、然上は上々も御存知之御事かと奉レ存候、且私之儀差而申上候儀も無レ之候に、相願御當地ゟ罷越候へば、少は何と哉覽、又々自然騷動之樣罷成候へば、前廣越後守父子之爲と存、鎭り罷在候儀水にも成可レ申かと愚意故に御座候哉、右之通奉レ存候故、致二逼塞一罷在候、尤一門共にも其心に相見得候かと奉レ存候、私申上程之儀者、皆々上々も兼而御存之御事かと奉レ存候、其上永見大藏差圖なども在レ之、同姓美作役儀之訴訟申上、何樣にも鎭り候樣にと奉レ存、願之通越後守申付候、且是に而も家中早速不レ鎭者、越後守爲に不レ宜と美作奉レ存候、隱居迄相願仕候、其以後美作計ゟ之家中之憤りに而は、早々越後守下知之通相鎭り可レ申處、不二相鎭一吳々致二我儘一、殊更家中之者共無言之輩多く出來候樣に承及候、殊御老中樣方之內、越後守父子、松平大和守、松平上野介　渡邊大隅守殿相談御加り、吳吳越後守樣より越州ゟ申越候へ共、此段も一圓不レ用樣承及候、且其砌三河守何方ゟ出候節なども、供などに病氣之由に而大藏方一味之者は不レ仕儀なども在レ之候樣承及候、尤使などにても病氣之由にて三河守ゟ事かゝせ候樣に承及候、因レ茲判形不レ仕者判破り之者計相勤候樣其頃承及候、右之樣子相考候へば、何共合點不レ參候、私親計共不レ奉レ存候、第一越後守父子ゟ之憤りか共奉レ存候、其外吳々可レ有二御座一候得共、事過候故致二失念一候、然ば此度は同姓美作之儀、兩度之以二御尋一相考候へば、申上候と相見得候、私之儀は右之通、去々年之樣子覺罷在候故、越後守父子之儀に付御穿鑿かと奉レ存候而罷在候、且去十二日申上候通、第一愚意に御座候故、諸事に氣を付不レ申、美作儀計に成可レ申とは不レ奉レ存候、右之品々故、諸事相考、何事も愚故と奉レ存候、

一何に而も申上度御事には、風說共聞及候分可二申上一旨被二仰付一候故、去十二日も申上候通、愚意故諸事に氣を付不レ申候故、慥成儀共は不レ奉レ存候、大藏方仕方惡敷段御存不レ被レ遊候はゝ、野本右近可レ存候間、被二召寄一御尋可レ被レ成候、

一同姓美作儀、越後守家中之者共より、何樣成憤り有レ之訴可レ申哉之御尋、此段も曾以不レ奉レ存二了簡一

候、其頃風說には永見大藏一組之小野里庄介、岡島將監、其外頭取之者二人三人宛あるき、又者呼集、虛說を作り、或私之儀越後守養子に成候などゝ、其外吳々僞りを以だまし恨爲レ持候樣申聞せ、其上に而勸堅候樣、虛實之儀は不レ奉レ存候得共承及候、野本右近などに御尋候ば相知れ可レ申かと奉レ存候、

一去十二日申上候通、同姓美作儀不レ及二申上一候得共、越後守父子之者共ゟ之奉公爲二心入一隨分相勤候樣に承及候、且越後守爲と存、當分鎭り候儀第一に奉レ存、役儀殊隱居迄仕候、幷騷動之晩之心底、旁以慥に忠義之者と奉レ存候、尤日來之作法も無二殘所一樣見及候、右之段先日具以二書付一申上候得共、又々就二御意一數度不レ顧二憚一奉二申上一候、

一右は去十日以二書付一申上候通より外は、存寄も無二御座一候、去十二日御尋被レ遊候儀、虛實之段は不レ奉レ存候得共、騷動しかゞ〳〵不レ存候處、林內藏介方より以レ使家中さはぎ申候由申遣候而、其身も追付、私宅ゟ見廻に參候付對談仕候ば、前々越後守被二申付一候通、城ゟ可二罷越一候、左候はゝ片山外記方へも此段可二申越一由に而、則內藏介以二手紙一申越候宜敷樣奉レ願候、以上、

五月十五日　　小栗大六長治　判

御奉行衆中樣

渥美久兵衞差出候書付

乍レ恐申上候

一騷動之初り曾而不レ存候、私儀火事に逢、城下より二十町計り遠所に有レ之下屋敷に住居仕候、然處自分與力一兩人、是も遠所に罷在者共に御座候が、かけつけ參、家中さはぎ申候由申候に付、私も罷出候得共、雪中に而道惡敷漸馬出邊迄罷着承候得共、夜も更最早騷動もしづまり申候付、家來を以城筋之體迄も承候へば、相替儀も無二御座一候付、其夜は自分上屋敷に罷在、翌日致二出仕一越後守樣體窺候へば苅儀も無二御座一候に付、下屋敷ゟ罷歸候事、

一四月十八日之騷動之儀、此時分は上屋敷に住居仕候得共、騷動しかゞ〳〵不レ存候處、林內藏介方より以レ使家中さはぎ申候由申遣候而、其身も追付、私宅ゟ見廻に參候付對談仕候ば、前々越後守被二申付一候通、城ゟ可二罷越一候、左候はゝ片山外記方へも此段可二申越一由に而、則內藏介以二手紙一申越候

ば、家中さはぎ申候間、城ゟ可ニ罷越一候條、其方にも可レ被ニ罷出一候哉と申越候、返事は追付しづまり可レ申間、今少見合可レ申由に候、追付又右之趣外記方へ申遣候得共、是にも右之通返事に御座候、其内さはぎもしづかに罷成候に付而、内藏介儀も宅ゟ罷歸候事、

六月朔日　　渥美久兵衞

小栗兵庫差出候書付

乍レ恐差上候口上之覺

一去未の正月九日之夜、家中之侍大勢兵具をたひし、小栗美作宅ゟ取掛申候、少も取合候而は越後守爲惡敷存候間、父子首をのべ、於レ被レ討は騒動可ニ相鎭一之由に而、其節少々馳參候與力等迄かへし、門を打、親類緣者迄入不レ申候、此騒美作立退候風聞に付而の事と主馬など申候、たとい實に立退候共、越後守無ニ下知一にて、みだりに甲冑をたひし押寄申候事可レ有レ之樣に不レ被レ存候、其上目にみへたる事もなきに討留可レ申由、越後守ゟ主馬相伺候、若討留候樣に被レ致ニ下知一候共、爲を存候はゝ一往諫可レ仕事之樣に奉レ存候、如何樣故有樣にも被レ存候事、

一同年四月十八日夜之騒動、大方正月に同前、此比廿日計以前より、小栗美作、本多監物屋敷に亡火と申火を拵置、近日城下不レ殘燒拂候由、何ものか申ならはし候、いか樣之事に而申させ候哉、其段不レ奉レ存候、其比取沙汰仕候は、正月之騒動、大藏、主馬落度之樣に候付而、何とぞ美作にさわがせ、今度之さはぎ美作方より仕出候由、爲レ可ニ申立一候樣に風聞仕候、實は不レ存候事、

一家中于レ今しづまらず候事、是又如何樣之所存に而、或は暇願、或は欠落仕候哉、其段不レ奉レ存候、舊冬より岡島壹岐、本多七左衞門、暇を願申候間、幸此兩人に御尋被レ遊候はゝ、定而相知れ可レ申樣奉レ存候事、

右依ニ御尋一如レ此御座候、此外何に而も可ニ申上一事無ニ御座一候、以上、

西六月朔日　　小栗兵庫書判

御奉行所

林内藏介差出候書付

一未之正月九日騒動仕候儀、寄レ前曾而不レ存候、小栗美作立退申候間打留可レ申哉之由、萩田主馬、九日

之夜罷出、越後守へ相伺申候處、美作立退可レ申覺悟有レ之間敷候、乍レ去自然立退候共、其通に可ニ差置一之由、主馬へ下知仕、相鎭め申由承候、

一四月十八日之騒動、是は美作亡火と申物をうづめ置、家中を燒拂申由浮說有レ之、騒動申候由に候、此儀に付而、美作宅へ片山外記、我等相招申聞候趣、外記書狀相認、其節越後守、東武に罷在候故申越候、

一大藏、主馬、本多七左衞門、以ニ相談一儀存立候由、正月六日に承屆候、相考申候處、越後守父子爲甚不レ宜仕方と存候故、七日之晚、夜に入、大藏宅へ罷越異見仕候得共、用不レ申候、於ニ御尋一は口上に可ニ申上一候、以上、

六月二日　　林内藏介書判

安藤平六差出候書付

口上之覺

一小栗美作儀逆意之存念有レ之、三河守を押退、悴大六可レ致ニ養子一企有レ之由虛說に候、永見大藏、萩田主馬、本多七左衞門、其外頭取之者共より下々ゟ申進候而、越後守差圖も無レ之處、結ニ徒黨一成ニ誓約一、乍レ恐公方樣御代々堅御制禁之誓紙取、美作を訴申候事、去々年未の正月承申候、加レ之美作高田立退候旨虛說申、正月九日之夜騒動爲レ仕、家中之面々大藏、主馬、七左衞門宅へ手下之樣に爲ニ馳集一、或は具足着、或は弓鐵炮抔に而夥敷騒動仕候、此儀も越後守無ニ差圖一而如レ斯仕候事、

一右騒動之節、美作儀門内へ出入堅相止、且美作惡意之存念毛頭無レ之故、可ニ立退一志も聊無レ之、縱如何樣に成候とも越後守爲に候得ば、少も敵對可レ申覺悟無レ之、靜罷在候と承申候、

一正月十七日、越後守家中之面々被ニ呼出一、美作儀世悴大六可レ致ニ養子一逆意之存念毛頭無レ之旨、直に被ニ申聽一候、

一右之通家中之面々ゟ大六養子之儀、美作逆意企無レ之段、越後守直に被ニ申聞一、其上美作役儀赦免之訴訟申、其後隱居之競望仕候處、願之通被ニ申付一候事、

一越後守參府以後、四月十八日夜騒動爲レ仕、弓鐵炮等に而爲ニ馳集一申候、

一四月十八日、於ニ東武一被ニ申渡一由に而申來候は、

致二和順一大藏宅へも參上、美作宅へも參候樣に被二申越一候間得二其意一、大藏宅へ五月五日、美作一族其外之者共罷越候、其以後も禮日には被二申付一を相守、禮儀を勤、大藏宅へ罷越候得共、大藏、主馬、七左衞門へ隨順之者は、一人も美作宅へ參不レ申候、尤美作宅へ出入は不レ及レ申、美作一族其外之者にも無禮無言仕候、

一六月一等和順仕候樣にと東武より申來、越後守、三河守爲第一存、和順可レ仕との誓紙仕候、然共其以後も和順不レ仕、不通不禮無言甚敷、不二相靜一候事、

一去々年未の正月誓詞不レ仕候私存念は、先以結二徒黨一成二誓約一候儀、乍レ恐公方樣御代々堅御制禁承候、且越後守無二差圖一而大藏企二一味一之誓紙仕候而は、一列之誓紙に罷成、天下之御制禁相背に事重く奉レ存、然ば越後守三河守爲にも不レ宜候と奉二存詰一候故不レ仕候事、

右之通御座候、此外可二申上一儀も無二御座一候、以上、

酉六月二日

松平越後守内
安藤平六 書判

野本右近差出候書付

乍レ恐申上候

一越後守家中出入之儀、根元は何樣之意趣に御座候哉、此段は曾而不レ存候、去未正月八日、岡田求女、攝津與市、多田甚左衞門、長岡新兵衞と申者、私宅ゟ罷越、小栗美作數年惡行に付而、大藏思立、侍共大勢隨順、一兩日中に美作をつぶし候、依レ之追々一味可レ仕旨誓紙持參候間、拙者にも出候樣にとすゝめ申候、私申候は美作數年之惡行不レ知、且大藏存立し意趣も不レ存候、然ば粗忽に誓紙出間敷と申候へば、誓紙於レ不レ出は私をもつぶし可レ申由申候故、其段は何樣にも計ひ候へ、一圓不レ能二愚意一候由申切、同心不レ仕候事、

一同月九日之暮時分、城ゟ萩田主馬罷出、美作立退申候間討留可レ申旨窺候處、越後守少も狼藉仕候はば主馬可レ爲二越度一之旨堅申付候由承申候、同刻侍共弓、鐵炮、鑓、長刀に而、美作屋敷近邊、三之丸馬だまり、其外所々固申候、私儀は美作、主馬不義之事候はゞ可二申聞一之旨、兼々目付に被二申付一候間、樣子見屆爲レ可レ申、美作方ゟ參、則美作に對面

仕候へば、美作申候は、ケ樣之騷動、越後守爲に不レ宜存候、若押懸候はゞ父子之首を相渡より外に無二他事一之由申候、尤立退申樣子少も見へ不レ申候間、則城ゟ罷出、越後守樣體を相伺罷歸候事、

一同月十日、城ゟ罷出、越後守へ致二目見一、其後大藏思立と申前誓紙取候段爲レ可レ承、大藏方へ參、對面仕、其意趣尋候へば、美作仕置不レ宜に付而異見之爲め、侍共誓紙取申候由答申候、私申候は左樣に異見可レ有レ之候はゞ、一分に而も不レ成事候哉、ケ樣に大勢をかたらひ家中をさはがせ候段、越後守爲とは不レ存候、第一天下御制禁之誓紙取候事、如何之旨申候へば、尤至極之由、其後片山主水、渥美久兵衞、私三人を相招、いづれに誓紙仕くれ候樣に頼申候、不二罷成一由、主水申罷歸候、久兵衞、私儀も右之通申切罷歸申候、一座に本多七左衞門、津田左門罷在候、兩人樣々誓紙仕候へと申候得共、承引不レ仕候事、

一同月十一日、越後守前に而、大藏、主馬申候は、小栗大六養子致候樣承、家中侍共以二誓紙一美作事訴、騷動仕旨申候由、越後守曾而無レ之儀と爲二申聞一候故、僞に付而左候はゞ、美作早々隱居申付候樣にと申達候由、拙者城内におゐて主馬に申候は、美作仕置惡敷との事に候はゞ、其方科のがれ有間敷候、美作一分に惡敷事候はゞ、何とて異見をも不レ仕候哉、然所大藏をすゝめ以二誓紙一大勢を催し、比與之仕形、越後守爲に曾而不二相見一候由申候へば、一々尤至極之旨申候事、

一風說等之儀、其外にも可二申上一之旨、尤其節之儀に御座候故、誓紙方より醫師等、或町商賣物、在々より薪入申候者抔驚かし、無判之者共方へ留申候由、然共私方へは雙方より左樣之振廻不レ仕候付、其段不分明故不二申上一候事、

一四月十八日騷動之儀、其頃は御當地へ罷在、樣子不レ存候に付不二申上一候事、

一只今國元之樣子、先日御上使高田へ御越不レ被レ成候前には、小栗一家は勿論、無判之者共初、判破候者共不レ殘つぶし申旨下々等申觸候、御上使御着以後は其沙汰不レ承候、私儀病氣に付、去後の八月、三河守方に於て致二赦免之願一申達候處、其通に申付候而、國元へ罷歸、病氣爲二養生一引籠、越後守在國

之内は折節目見に罷出、養生之外、他事無二御座一候付、諸事不レ承候故不二申上一候事、

酉六月二日　野本右近 書判

小栗十藏差出候書付

乍レ恐申上候口上之覺

一松平越後守家中出入發端之儀、如何様之事に而出來仕候哉、拙者儀者不レ奉レ存候、小栗美作訴へ誓紙被レ遣候儀、世上に廣り罷成候而、已後に奉レ存候、一家之者共には深隱申候と相見得候事、

一未の正月八日、永見大藏方より拙者に用所候間參候様にと以レ使申越、小栗兵庫幷拙者伯父小栗權太夫、只今は法體之名雲友と申候、右兩人方ゟも申遣候旨申來候、拙者儀は午之極月より打身強痛、正月元朝之出仕も延引仕候故、中々參候儀罷成間敷候、乍レ去大藏使之儀に而候故、自然虚病も仕候かと可レ被レ存候間、此痛を見候而歸候様にと申、家來に手を被レ引罷出返答申遣候事、

一同月九日之夜、拙者儀は最早臥り罷在候處、家人參候而世上物騒敷、人足繁く、色々得道具を持、追手之方ゟ參候由申候付而無二心元一存、家人に手を被レ引門脇より見申候得ば、家來之者申聞せ候よりは人足多、右之通道具を持、美作を責つぶし申候由、ひそ〳〵語通候付而氣遣に存候て、家來之者一人、美作方へ遣し候得ば、中々美作屋敷之近所は夥敷人數に而、鑓を雪之上に突立罷在候、右之使之者美作門迄參り様子を見申候へば、屋敷之内は成程靜り有レ之候、門番申候は誰々被レ參候而も内ゟは入不レ申候、使之段は可レ申之由に而取次之者一人呼出し、口上申候へば、其段後刻可二申聞一候、與力共少々見舞に參候へ共不レ殘歸候之由申候、如何様成儀に而屋敷へ押込候共少も手むかひ仕間敷旨、屋敷之内に罷在候者共に申付候由、様子は美作に委御尋被レ遊候ば可二申上一候、拙者儀は右之痛に付而美作方へ見廻不レ申故、如何様之儀も曾而不レ奉レ存候、右騒動之人數、明け七ツ時分には一人も見へ不レ申候、是は宿所に罷在、拙者慥に見申候事、

一右之節美作方ゟ見舞不レ申候も、參候様に申上度儀に奉レ存候へ共、世上に隱れ無二御座一候に付而如レ斯御座候、美作を打つぶし候様に申廻り候之處、家人一人指越其通に仕候段は、自然は腑甲斐なき

者と可レ被二思召一候へ共、拙者奉レ存候は、先以右之痛故、自然之事出來之節も中々何之用にも立申間敷候、其上美作を打つぶし候者道に伏勢を置、拙者小身之儀五七人之家來計りに而美作方へ參候共、一人も通間敷候、然上は此儘宿所に罷在、如何様にも可二罷成一と奉レ存罷在候事、

一同四月十八日之騒動も、正月九日之夜之通に而御座候、正月騒動之後、美作一家幷與力共に申付候者、如何様之儀出來候而、美作方ゟ亂入候共、必見繼申間敷候、自然之儀も候ば、父子共首を延被レ打可レ申候、其上には如何様從二公儀一御吟味可レ有二御座一候、兎角越後守爲に而候間、申而も〳〵萬一重而騒動之儀有レ之候とも、使に而も越申間敷之旨堅申付候故、四月之騒動にも見舞不レ申候、其外之者共之儀、拙者は不レ奉レ存候事、

一右騒動之節は、小栗主殿、本多伊織と申者之方より、世上又々騒動仕候間爲レ知申候由申越候付而、少々遲く承付候、拙者屋敷之前、少西之方堀之はたにも、道具は持不レ申足拵仕候者二三十人、其内十人程は居敷、殘之者共は立候而罷在候、是は自然

私を押へ之爲にても可レ有二御座一候哉、次第に何方へ參候共なく、右之者共見え不レ申候、夜八ツ時分には美作近所にも一人も見不レ申候様に承候、正月九日之夜よりは少早く引拂申候事、

一同四月十八日、於二御當地一被二仰渡一之由に而、同月廿二日高田へ申參候は、家中之者共、和平無レ之、互に出入も不レ仕候旨、越後守爲をも不レ存候由被二仰渡一之旨に付、同廿五日頃にははや本多監物儀は大藏方ゟ參候、美作一家之者共、幷出入之者共迄一人も不レ殘、五月之節句大藏方ゟ之禮儀相勤申候、萩田主馬一家、其外大藏方へ出入之者共、美作方へは不レ參候、自然何方ゟも志無レ之者は少々參候様に申候、此段は何も可レ存候間御尋可レ被レ遊候事、

一七月節供にも、亦美作一族之者共不レ殘大藏方へ禮儀相勤申候、大藏、主馬方へ出入之者共は美作方へ又大方不レ參候付、自然參候者も御座候哉、慥には不レ奉レ存候、美作儀は隱居故、大藏方ゟ者參間敷と奉レ存候、大六儀は其節病氣に而漸家督之禮に一度登城仕之間、若大藏方ゟ不レ參候儀も可レ有二御座一候、右家督之節登城計相勤、先外ゟ參候儀は何方

わも必延引可レ然之旨、片山主水、林内藏介差圖仕候、此段は大六に御尋可レ被レ遊候事、

一同十月十九日、右永見大藏、萩田主馬など御預け之後、高田わ申來候は、彌家中靜り、越後守、三河守爲を能存知、互に和平出入可レ仕之旨、若用不レ申候者彌徒黨と可レ被二思召一之由に付而、頭立候者共美作方へも參候樣に承レ之候、林内藏介、小栗右衞門、本多監物など、ケ樣之段々能存べく候、拙者儀は用等に構不レ申者之儀に候へば、漸申渡を承に罷出計に而、委細之儀、何事も不レ奉レ存候事、

一美作一家之者共に申付候者、從二公儀一御老中樣御横目衆思召と御座候儀は、大方上意に而御座候間、何程輕き儀に而も少しも違背仕間敷候、若少々にても相背候者は日本之地には一日も罷在候儀成申間敷候由、常々申聞候により、何事に付而も江戸より被二仰下一候儀、今日迄も毛頭相背不レ申候事、

一美作儀縱如何樣に被二仰付一候共、少にても美作儀に付而上わ僞がましき儀申上候事、全以無二御座一候、拙者或ケ樣に御吟味被レ遊之處、少成共虚言申上、以來如何樣可レ仕候哉、天命に盡不レ申候内は、縱骨を微塵に御碎被レ遊候とても、一言成とも僞を申上間敷候、美作體之者之儀候間、誤り申候者即時に御成敗可レ被二仰付一儀に御座候處、ケ樣に一類之者共被レ爲レ召之御吟味候段、縱御科に落候而一族之者共迄如何樣に被二仰付一候とても難レ有儀、此上可二申上一候樣も無二御座一候事、

右之發り兩度之騷動、家中治り不レ申段、書付差上可レ申旨被二仰付一候付而、先存寄之通如レ斯書上申候、拙者儀不調法者之儀に候得者、此外善惡之儀不レ被レ存候故、重而御尋被レ遊候とても乍レ恐可二申上一儀、今日迄は存寄無二御座一候、以上、

延寶九年辛酉六月二日　小栗十藏印判書判

六月十二日

渥美久兵衞口上

一三月十三日大藏方へ拙者罷越異見仕候は、家中より被レ賴一旦誓紙被二取納一候儀は尤候得共、此上は越後守爲に不レ宜候間、被レ構候儀不レ入事に候、彌家中相鎭候樣に被レ致尤之由申候へば、主馬と一旦申合候事有レ之旨申候に付、其段はともかくも鎭り候樣に致可レ然と申罷歸候、

一美作儀差當奢と申事も不二存寄一候へ共、家中より申立候上は左樣にも可レ有二御座一樣に奉レ存候、騷動之頭取仕候者も不レ存候、大藏、美作と遺恨御座候哉と、美作にも承候得共、美作も存寄無レ之と申候、

一大藏申候は主水、右近、私にも誓詞仕候樣とに賴申候へ共、御條目相背申事に候間、罷成間敷由申候而立歸申候、

小栗兵庫口上

一正月九日騷動之時、主馬罷出、美作立退候はゞ討留可レ申哉と、越後守わ伺候段は、定而故可レ有二御座一候樣に奉レ存候、乍レ然何故と可二申上一品は無二御座一候、

林内藏介口上

一大藏、主馬、七左衞門寄合、美作仕置不レ宜候間、役儀差上させ候樣に美作わ可二申通一旨相談有レ之由、正月六日風聞承候故、同七日大藏方へ參、各御相談有レ之由、如何樣之儀候哉と相尋候へば、大藏致二隱密一不二申聞一候付、誓詞を持參、雙方之荷擔仕候にては無レ之候、越後守爲と存候付、如レ此誓詞を調參候間、血判いたし可二相渡一由申候へば、不レ及二血判一由申、其上に而申候は、美作仕方惡敷候故、致二相談一役儀可レ爲二指上一と存候由申に付而、左樣之儀大勢寄合申立相談不レ宜、越後守爲に候間、我等如何樣にも美作わ爲二申聞一役儀可レ爲二差上一候、其上にも惡事候は越後守わ申急度可二申付一候間、我等使可レ仕由申候へば、大藏申候は追而致二相談一從レ是可レ申由申候、此段家中露顯いたし候故、美作方より同日呼越申候付參候へば、我等儀を家中一統訴可レ申由承りたらば、善惡に付而越後守爲不レ宜候條役儀差上、隱居之願申度候、今日中に越後守わ申聞くれ候への由申候故、則越後守へ申達候へば、思案いたし可二申付一由被レ申候、

一美作儀仕置等惡事有レ之樣には不レ奉レ存候、奢がましき儀は可レ有二御座一も難レ計候、

一美作儀者越後守妹聟之故、家中重く存候、其上大六幼稚之節、登城之砌、小姓守之女などを召連、其上與力をも供召連候に付、供鑓も持せ申候、加樣之儀奢共可レ申樣奉レ存候、

一安藤治左衞門、正月十日晚、小栗右衞門私宅に罷在

候處ゟ參候て申候は、私家中に罷在候ては越後守爲不レ宜候間可二立退一由申候付而、退候て宜儀は了簡無レ之候間、達而無用之由申候へ共、様子も不二申聞一、存詰之由に而立退申候、

安藤平六口上

一正月九日騒動之節、總而越後守無二下知一、何事有レ之共不レ可二馳集一由被二申付一候故、私儀家來を出し様子承候而、宿に罷在候、自然城内に無二心元一儀相見へ申候ば可二罷出一覺悟に而罷在候故、直には見不レ申候、

一安藤治左衛門遁世之事、騒動之砌候得ば、遁世不レ仕罷在可レ然様、拙者は奉レ存候、

一大六奢と申儀、越後守寵愛被レ致候得ば、あれ體之儀は可レ有二御座一候様に愚意には奉レ存候、

一四月十八日騒動之事、美作屋敷より亡火を埋、焼立候由、女人町ゟ罷出觸泣歩之由申候、然共疋とは不レ承候、

一大藏方より美作を訴候、越後守爲に候間、誓紙仕可レ然由、私親類共之内ゟは申候由承候、私ゟは不二申越一候、

野本右近口上

一正月八日、攝津與市、多田伴右衛門、長岡新兵衛參候而、美作數年惡行に付、大藏存立、侍共大勢隨順仕、一兩日中に美作を潰し申候、依レ之一味之者共、追々大藏方ゟ誓詞持參仕候間、其方も致二誓詞一持參仕候様にと申付、私申候は美作數年之惡行不レ存、大藏思立之意趣をも不レ知候得ば、麁忽に致二誓詞一間敷由申、同心不レ仕候、

一先年大藏城ゟ罷出候節、拙者と小栗主殿兩人、馳走人に越後守方より被二附置一候、其時分大藏御目見願、様子能候と沙汰仕候時分には、家中之者共大藏を尊敬仕候、其以後御目見不二相叶一候段承、始に替り候付、大藏存念に越後守弟に候處、加様之儀致二違亂一、聊ひがみ出申候哉と察申候、

一大六に殿文字を家中之者付と申事御座候得共、私は終左様に不レ仕候、三四年已前、家中之者共箱肴持參仕、大六に逢に參候由承候得共、私儀は傍輩ゟ右之仕形不レ能二了簡一、其上越後守存所も御座候故、加様に不レ仕候、先年城下火事之節、大六を掃部と申候時分、於二途中一初而見申候、其迄は逢不レ申候、

一安藤治左衛門儀は、越後守取立之者に而立退可レ申事には無二御座一候得共、腰拔立退申候様に存候、重恩を忘候段、口惜き仕合奉レ存候、

小栗十藏口上

一騒動之儀、風説計に而聢と仕候儀者不レ存候、

一先年大藏御目見願申候時分、越後守家來之格に仕候而は成可レ申候、様子能は罷成間敷由に付、大藏も家來之格に仕候而は願不レ申候由承候、其後三河守養子に極候時分、小身成者共對二大藏一申候は、大藏を差置一ヶ輪隔り候三河守を養子に被レ致、且又御目見願之時分も美作姉など申に付、美作と大藏中惡敷罷成候由風聞承候、

一正月九日騒動之節、拙者は宿に罷在候、大藏、主馬、七左衛門、村田團右衛門、此四人之者方ゟは美作宅ゟ寄せ申候者共之内、其外も數多見舞に參居申候由承候、

一四月之騒動にも、拙者儀は美作堅申付候故、宿に罷在候、事之外町中も騒申候由承候、鐵炮など持廻り候者も御座候由、美作方より女を町ゟ出しなげかせ申候旨風聞は御座候得共、左様に而は無二御座一候、誰に御尋被レ遊候而も、曾而無レ之事に御座候、

六月十七日

永見大藏口上

一未正月七日、林内藏介其方宅へ罷越異見申候由、其刻其方挨拶如何様に申候哉之事、

去々年正月七日夜に入、林内藏介參申聞候は、大藏所ゟ人持共を呼集、美作を呼異見可レ申由承候、左様に候はゝ、公事に可二罷成一候、越後守爲不レ可レ然之間無用にいたし尤之由申候而、美作方ゟ少も荷擔之心には無レ之旨、誓紙致二持參一候由申候得共、誓紙は見不レ申候、内藏介申候處をば致二同心一、小栗雲入、同兵庫、同十藏を以美作方ゟ可二申遣一と存候處に、兵庫十藏は不レ參、雲入計り參候故、美作役儀を辭し可レ然旨申遣候、内藏介使には越不レ申候事、

一美作異見可レ申におゐては、一分として可レ申處、人持共を相集可レ申と致候儀如何之事、

美作儀人之申事を中々承引仕氣質に而無二御座一候故、右之通に存寄候事、

一家中之誓紙取聚候儀、越後守ゟ伺候者八日之由、

美作ゟ雲入を以役儀訴訟致候様に申遣候も八日にて候處に、十一日に越後守へ申達候由、何とて八日に誓紙之儀は一度に不二申達一候哉之事、

此段心付不レ申、十一日迄延引仕候事、

一片山主水に誓紙書候様に申候へば、主水同心無レ之由、如何様之首尾候哉之事、

是は二度目誓紙之儀主水へ申候へば、私儀は越後守ゟ直に差上候、其上了簡有レ之由申故、其通に仕候事、

一正月八日、野本右近誓紙いたし候様にと、岡田求女、攝津與市、多田伴右衞門、長岡新兵衞を以申遣候處に、右近同心無レ之由、其様子可レ申事、

右近方ゟ右四人使に遣し申候儀曾而無二御座一候事、

一未七月十六日、其方越後守ゟ差出候誓紙之趣には、自分として家中之誓紙取納候様子に相見へ候處、越後守へ差圖を受候と申候段如何之事、

是は江戸より越後守案文被二差越一候に付調申候、右之誓紙不レ仕候へば、越後守爲惡敷様に申來候に付書申候、其段存知候者は岡田求女に而

御座候事、

一渥美久兵衞其方宅ゟ參、家中騷動不レ可レ然候間、何とぞ被レ鎭候様にと申候處に、主馬と申合候事有レ之趣御挨拶之旨、如何之様之子細にて候哉之事、

右近越後より江戸へ參候に付、久兵衞參申聞候は、家中裏通り其方事三河守へあしざまに申候間、三河守へ誓紙出し可レ然由申に付、私惡儀候は〻三河守よりとがめ可レ有レ之間、其節可二申分一之由申候、總而誰とも申合候儀毛頭無二御座一候事、

一正月九日、美作立退候由申廻り候は、其身直に承候哉之事、

松井一郎兵衞直に承候、騷動之以後尾崎五郎兵衞申口も直に承候事、

一四月十八日亡火之儀、美作下女町ゟ罷出候而申候由、誰申を承候哉之事、

吉田彦右衞門悴彦七、私家來に申聞せ罷歸候事、

以上、

萩田主馬口上

一大六儀下野守養子に成候様に美作才覺仕候段、星

野主膳申聞候由、直に承候哉之事、

主膳直には不レ承候、風說迄に而御座候事、

一大六を下野守後妻源性院養子に願候儀、尾崎彌五兵衞に承候由、直に承候哉之事、

是又直には不レ承候事、

一美作立退候事、尾崎五郎兵衞に長谷川曾左衞門咄にてもれ聞へ候由、此段直に承候哉之事、

此段致二穿鑿一候はゞ、又騷動にも可二罷成一かと存候、委詰議不レ仕候、美作隱居さへ致候へば、鎭り可レ申と存無二其儀一候事、

一美作逼塞以後、大六病氣之由にて越後守前へも不二罷出一候處、遊山之體に而下屋敷ゟ罷越候段、直に見申候哉之事、

此段も江戸に罷在候に付、風聞に承り申候事、

一美作亡火を埋置、町ゟ女を出し泣あるかせ候由、左様に可レ有レ之儀と存候哉之事、

美作儀越後守ため可レ存ものゝ事に候へば、ケ様之事可レ仕ものとは不レ奉レ存候へ共、家中をしなべ申事に而候へば、實之様にも被レ存候事、

一正月九日騷動之節、城ゟ罷出如何申候哉之事、

美作立退候由申候而、家中若き者共馳集り騷動申候故登城仕、越後守へ鎭可レ申哉と窺申候事、

一渥美久兵衞、大藏ゟ家中鎭り申候様に被レ致可レ然由申候へば、主馬と申合候事有レ之由、如何様之申合に而候哉之事、

大藏と終に申合仕候儀無二御座一候事、

一未正月野本右近、於二城中一其方ゟ申候儀有レ之由、如何様之儀に而候哉之事、

右近申候は、私儀は美作別而恩に成候者にて候、併内目付被二申付一候間、美作惡事見付候はゞ早速可二申出一儀に候へ共、惡事見へ不レ申候故訴不レ申候、其故騷動之節も美作方ゟ參居候由申に付、美作惡事不二見付一事に候はゝ尤と申候事、

一大藏仕方宜と存知候哉之事、

誓詞など請取申候儀、了簡たり不レ申様に被レ存候、越後守爲をば大切に存入候様に被レ存候事、

以上、

野本右近口上

一美作儀奢家中諫申候由、左様に可レ有レ之と存候哉之事、

越後守に對し不義と存候程之儀不二相見一候故、終に異見も不レ仕候、最前も如二申上一候、騒動前の年、小栗大六方へ箱肴等思々持參、甚敷樣子に候處、其分に仕、且又大六、十六七頃迄幼少の時分と同事に、城等へ罷出候節も諸人崇敬仕體相見へ申候、尤越後守別而不便がり寵愛仕候故とは存候得共、美作了簡を以能程に仕樣も可レ有二御座一事に候、加樣之儀不レ可レ然奉レ存候事、

一騒動之夜、其方儀は城へ罷出候哉之事、

騒動之儀承候付、如何樣之子細に而有レ之哉と存、早速美作方へ私一人罷越候處、門へ入れ申間敷由申に付、越後守用所に而參候由申、門を明させ罷通候て美作へ逢、樣子見申候處、上下立退可レ申體曾而無二御座一候、美作申候は我等惡事覺無レ之候、何も押込狼藉致候共、越後守爲に候間手向仕事に而無レ之候、父子首を伸可レ被レ討覺悟仕候由申候、其後私罷歸り候節、美作へ申候は、其方へ之屆之爲見廻候に而は無レ之候、樣子見屆越後守へ可二申達一と存罷越之由申、直に城ゟ罷出申候、家老共は不二罷出一候、主馬一人私美作方に罷在候内城へ罷出、美作立退候はゞ打捕可レ申由窺候樣に承候、後日に越後守も右之旨、主馬罷出窺候由、私に被レ申候事、以上、

天和聚訟記卷之四終

松平越後守家來裁決書

天和元年酉六月廿一日、松平越後守家臣、於二御前一對決、同廿二日御仕置被二仰出一候、其砌之御諚書之趣如レ左、

五月廿一日

一小栗美作、荻田主馬、永見大藏、和多倉御藏之前迄、御預けの面々家來添乘物にて參、夫より下乘、右之家來共は此所に留置、町奉行、御目付、御徒目付、町與力同心差添、百人番所まで召連、少時罷在、左右有レ之罷出、御玄關にて御徒目付請取、寺社奉行衆、大御目付衆、町奉行衆、御目付衆差副被レ申、殿上の間拭緣迄伺公、退出之節も同斷、御預り人松平出羽守、松平元千代登城、松平越前守就二病氣一不レ參、家老二人差副、百人番所迄罷出、

同廿二日

一御詰衆、寺社奉行衆、諸役人登城、松平越後守家來、死罪流刑之儀被二仰渡一、於二評定所一役人衆被二申渡之一候、

松平越前守預り　小栗美作
彦坂壹岐守御目付二人　戸田八郎兵衛　松平孫太夫
御徒目付二人

永見大藏、荻田主馬、美作諍論に付度々御僉鑒、御直にも被二聞召一候處、數年之奢、不忠之仕方不屆之至候、依レ之父子切腹被二仰付一者也、

松平伊豫守預り　小栗大六
坂本右衞門佐御目付二人　宮城主殿　土屋市之丞
御徒目付二人

美作儀度々御僉鑒之上、御直にも被二聞召一候處、數年之奢、不忠之仕合候、依レ之父子共切腹被二仰付一者也、

右兩人は御預けの於レ宅、右御役人申渡之刻切腹、

遠島被二仰付一候者

八丈島　永見大藏
荻田主馬　家來一人宛

兩人儀度々御僉鑒之上、御直にも被二聞召一候處、家中騒動に及ばせ、不忠之仕方不屆思召候、依レ之八丈島へ被レ處二遠島一候、美作父子は切腹被二仰付一

候、

三宅島　岡島壹岐
本多七左衛門
大島　小栗兵庫
同　十藏
安藤治左衛門　右家來一人宛

大藏、主馬、美作度々被レ遂二御僉鑿一之處、不屆被二思召一候、依レ之右五人遠島被二仰付一者也、

御小姓組　瀧川若狹守組
戸川主水

美作事度々御僉鑿、御直にも被二聞召一候處、不屆被二思召一候付、父子切腹被二仰付一候、主水儀種替りの依レ爲レ兄、南部遠江守へ御預け被レ成候、

右上意之趣、大目付內藤新五郎申二渡之一、

一寺社奉行水野右衞門大夫、町奉行甲斐庄飛驒守、北條新藏、藤堂主馬、日根野長右衞門、御勘定頭大岡五郎右衞門、御目付列座、美作親類有レ之候はゝ、今明日中可二申出一旨、於二御城一諸番頭、諸物頭衆へ被二仰渡之一、

同廿三日

一於二評定所一大目付坂本右衞門佐、兩町奉行、御目付大澤左兵衞、田中孫十郎、出座、越後守家來御預け追放被二仰付一趣、右衞門佐申二渡之一、

稻葉右京亮へ御預け　片山外記
水谷左京亮へ御預け　中根長左衞門
伊東出雲守へ御預け　渡邊九十郎
渥美久兵衞
林內藏之助
野本右近
小栗右衞門
安藤平六

右五人追放被二仰付一候、構之國々御定の通り、其外越前、越後、東海道、木曾路、

一大藏、主馬、美作、其外流罪被二仰付一候者の親類緣者又從弟迄、書付差上候樣に、昨日諸役人へ被二仰渡一候付、今日數多書付出レ之由、

同廿五日

一越後守家來

淺野式部へ御預け　七左衞門子　本多八太夫
九鬼和泉守へ御預け　同　同小膳

京極甲斐守へ御預け　治左衞門子　安藤次郎兵衞

右三人とも諸道具不レ殘被レ下、家來二人宛召連可レ申由、於二評定所一被二仰渡之一候、

同廿六日

一井伊掃部頭於レ宅、稻葉美濃守、內藤新五郎、御目付衆出座、越後守儀、松平隱岐守へ御預け被レ成候段被二仰渡一、道中京極備中守同道可レ仕之旨、是は於二御城一仰付候由、

一三河守儀、酒井修理大夫於レ宅、水野右衞門大夫、坂本右衞門佐、御目付衆出座、水野美作守へ御預け被レ成候段被二仰渡一、道中は黑田甲斐守同道可レ仕之旨也、

一越後守へ一萬俵、三河守へ三千俵、爲二御合力一被レ下候筈、家來數不分明、可二召連一之由、

同廿七日

一國持大名萬石以上の面々登城、於二御白書院一御老中列座、越後守儀、國之仕置惡敷、家中騷動及候段、不調法に被二思召一、依レ之松平隱岐守へ御預被レ成候、三河守儀、越後守不調法に付、水野美作守へ御預け被レ成候旨、上意之通被二仰渡之一、何も退出、

一於二御座之間一松平日向守、秋元攝津守兩人被二召出之一、越後國爲二御仕置一可レ被レ遣之旨被二仰付之一、

坂本左衞門佐
高木善左衞門
蒔田八郎左衞門

右三人、日向守、攝津守に御差添可レ被レ遣之旨、御老中列座にて被二仰渡之一候、

越後へ可レ被レ遣之由、御代官三人
御勘定與頭一人
御勘定人二人

越後高田城請取
柳原式部大輔

牧野駿河守
岩瀨吉左衞門
中坊長兵衞

同所御目付

同所在番

松平大藏大輔
水野隼人正
溝口信濃守

絲魚川城請取在番

堀左京亮

右四人在所に就レ在レ之、奉書以被二仰付之一、

一上使土屋相摸守、坂本右衞門佐、松平大和守宅へ、

一上使松平備前守、内藤新五郎、松平上野介宅へ、
上意之趣、大和守、上野介儀、越後守家來出入、取�right始終不届被二思召一候、依レ之閉門被二仰付一候、
一於二評定所一松平山城守、彦坂壹岐守、田中孫十郎、
土屋市之丞、松平孫太夫、宮城主殿列座、壹岐守申渡候趣、

遠島八丈島　渡邊大隅守
相馬彈正少へ御預け　渡邊半右衞門
金森萬介へ御預け　同　安藝守
大關信濃守へ御預け　平岡助右衞門

大隅守事、御直參之者は家中出入之儀、一切取�right仕間敷旨、御法度之處、御條目違背、其上御役儀を相勤候者、重々不届被二思召一候、急度雖レ可レ被二仰付之一、御代々筋目有レ之、御取立之者故御宥免、八丈島へ遠島被二仰付一候、
一半右衞門、安藝、助右衞門事、父大隅守遠島被二仰付一候間、面々御預被レ成候、

同廿八日
一越後半人之儀、親類緣者由緒有レ之分、御當地侍屋敷に差置候ても不レ苦、越後近國は不レ及レ申、何れの國にても無二遠慮一可レ被二差置一候、
右之通御書付にて諸大名衆へ出る、御三家御城付へ一通宛、大目付衆被二相渡之一、
一松平三河守殿、昨夜被レ致二亂心一候由、三河守ごのに附罷在候家來三人之内、小岸藤左衞門、戸田五郎兵衞と申者も、昨夜致二亂心一候由、依レ之御目付田中孫十郎殿、藤堂主馬殿、酒井修理大夫宅へ被レ參候處、亂心無レ疑、無二計方一體に有レ之由、右家來兩人は松平出羽守殿へ引取被レ申候由、

越後守上屋鋪　松平出羽守
同人下屋鋪　松平大膳大夫

右致二支配一可二申付一之旨被二仰渡之一候、

同卅日
一越後守殿來朔日、三河守殿同二日、御當地發足之由、御徒目付兩人宛差添可レ被レ遣旨、昨日被二仰付一候、

越後守殿へ差添　御徒目付　佐山　庄左衞門
　　佐久間次郎左衞門
三河守殿へ差添　同　大村　與右衞門

町田伊兵衞

一酒井雅樂頭殿、久世大和守殿儀、越後守殿家來出入之儀、取�right不調法之儀、依レ之酒井河内守殿、同下野守殿、久世出雲守殿、昨日逼塞被二仰付一候由、

七月二日
一切腹、遠島、御預、追放之者共、親類差掛り候分、且亦舅小舅聟御番遠慮、右之外は不レ苦候間、御番遠慮有レ之間敷候、
一閉門之衆一類中も右同前、
右之通御旗本衆へ、頃日御目付衆より被二相通之一、

同四日
一千五百石　美作種替り兄　本多　不伯

秋田信濃守へ御預之旨、於二評定所一被二仰渡之一、
小栗兵庫子七人之内

松平陸奥守へ御預　小栗　帶刀　十七歳
同　大太郎　十五歳
同　伊太郎　十二歳
同　岡之助　八歳
同　八之助　六歳

細川越中守へ御預

同　六十郎　四歳
同　小三郎　二歳

小栗十藏子
南部大膳大夫へ御預　小栗　三之助　十三歳
同　重三郎　四歳

右之子供、於二松平出羽守宅一、御目付能勢惣十郎、宮城主殿申二渡之一、

松平越後守家來裁決書　終

柳澤家祕藏實記目錄

卷之上

一、永慶寺樣御年譜
二、常憲院樣厚御思召之事
三、文昭院樣厚御思召之事
四、正覺院樣御隱德之事
五、永慶寺樣忠孝を第一に被レ遊候事 附御先祖樣を御大切に被レ遊候事
六、諫言を忠臣之儀と思召候事
七、御上へ之御奉公依怙贔負無レ之樣にと思召候事

卷之下

八、御慈悲深く被レ成二御座一候事
九、御平生之御事附御意之次第
十、儒佛神無二甲乙一御崇敬被レ遊候事
十一、武藝を第一に被レ遊候事
十二、家臣被二召仕一候御樣子之事
十三、御家臣夫々相應に被二召仕一候次第附御教訓之事
十四、御政務之事
十五、儉約を御守被レ遊候事
十六、儉約を御守被レ遊候得共少も吝嗇成御心は不レ被レ成二御座一候事
十七、御家中名之事
十八、御政務に付御物語之事 附大名之發明過たるは家治らず勤方は實を以第一たるべき事

柳澤家祕藏實記目錄終

柳澤家祕藏實記卷之上

一、永慶寺樣御年譜

一萬治元戊戌年十二月十八日、御誕生、
一寛文十二壬子十一月十五日、御十五、御袖留、
一同十三癸丑年十一月十二日、御十六、御元服、
一延寶三乙卯年七月十二日、御十八、御家督、五百三十石、
一天和元辛酉年四月二十五日、三百石御加增、都合八百三十石、
一同三癸亥年正月十一日、二百石御加增、都合千三十石、
一貞享二乙丑年十二月十日、從五位下諸大夫に御任叙、出羽守樣と御改、初御名彌太郎樣、御實名保明公
一同三丙寅年正月十一日、千石御加增、都合二千三十石、
一元祿元戊辰年十一月十二日、一萬石御加增、都合一萬二千三十石、
一同三庚午年三月二十六日、二萬石御加增、都合三萬二千三十石、
一同年十二月二十五日、被レ叙二四品一、是より二本御道具、
一同五壬申年十一月十四日、三萬石御加增、都合六萬二千三十石、
一同七甲戌年正月七日、一萬石御加增、川越御城主、都合七萬二千三十石、
一同年十二月九日、被レ爲レ任二侍從一、
一同十丁丑年七月二十六日、二萬石御加增、都合九萬二千三十石、
一同十五壬午年二月九日、二萬石御加增、都合十一萬二千三十石、
一寶永元甲申年十二月二十一日、甲府へ御所替、十五萬千二百八十八石七斗三升七合、
一元祿十四辛巳年十一月二十六日、常憲院樣御成、此時松平之御稱號、御諱字御拜領、美濃守吉保公と御改、屋形樣にも御稱號御一字被二仰出一、伊勢守吉利公と御改、翌日又吉里公と御改、刑部少輔樣、式部少輔樣にも松平と御改、
出羽守名不レ及レ改之由、上意御座候處、松平出羽

守家筋之儀被ニ仰上一達而御辭退被レ遊、美濃守と
御願御改、其節松平に國名之明き美濃より外無ニ
御座一幸と御改被レ遊候、美濃は能き名之由、上意
御座候と、内々にて永慶寺樣御意被レ遊候、
一寶永四丁亥年九月四日、御打物御免被ニ仰出一、
御打物之儀は、御連枝樣方は各別、御大老を初め
御譜代之御衆、古今其例無ニ御座一候、武田之御家
筋を以被ニ仰出一旨、世上風聞仕候、
一寶永六己丑年正月十日、常憲院樣御他界、永慶寺
樣、同年六月十八日、御願之通御隱居、早速駒込御
館へ被レ爲レ入、
上野御參詣幷正月七日御登城之節、御上下を不
レ被レ爲レ召、袷御羽織被レ爲レ召、御髮は御曲ヶ不
レ被レ遊候、
一正德四甲午年十一月二日、春秋五十七にて御逝去、
二、常憲院樣厚御思召之事
一元祿十四辛巳年十一月二十六日御成、御稱號御拜
領之節上意にて、伊勢守吉里を御聟に不レ被レ遊、御
一生之御分別違と被レ爲ニ思召一候、御一族と被レ爲ニ
思召一候由、上意有レ之候由、永慶寺樣御内々にて御
意被レ成候、
一蔡御紋御免可レ被ニ仰出一由にて、御内々御吟味御座
候處、保科肥後守四位二十三萬石、奥州會津、各別
之御家柄にて松平と被ニ仰出一、此節御紋をも被ニ仰
出一、此外々には例無ニ御座一候由にて不ニ相濟一旨、御
内々永慶寺樣御意被レ遊候、
一元祿四辛未年三月二十二日、常憲院樣初而御成、是
より寶永五年迄、五十八度、
一甲府御拜領之節、御朱印御文言、林大學頭信篤へ
被ニ仰付一、御案文上覽被レ爲レ遊、政務と被レ認候處、政
務と申事は年寄共同意に候、美濃守は眞忠にて候
間、眞忠と可レ認由、其外御思召、大學頭へ上意、第
一は眞忠と被レ爲ニ思召一候段、兎角可レ被ニ仰上一樣
も無ニ御座一難レ有儀と、密々永慶寺樣御意被レ成候、
常憲院樣御朱印之寫、

甲斐國は要樞之地にて一門之歷々雖ニ領來一、依ニ
眞忠之勤一、今度山梨、八代、巨摩之三郡一圓（目錄在ニ別紙一）
宛行之、就レ爲ニ先祖之舊地一、永可レ令ニ領知一之狀
如レ件、
寶永二年四月二十九日　御朱印

甲斐少將殿

一常憲院樣御心御決難レ被レ遊御儀者、紅葉山御神前
御鬮御うかゞひ被レ爲レ遊、御決定被レ遊候由、永慶
寺樣密に御意奉レ伺候、此方樣御家を結構に被ニ仰
出一候儀も、御鬮御伺被レ遊候而之御儀之樣に、永慶
寺樣御言葉之ひゞき奉レ伺候、
一三之御丸へ常憲院樣被レ爲レ成、御二方樣御一所被
レ成ニ御座一、永慶寺樣にも御側に被レ成ニ御座一候處、
一位樣、美濃守へなぜ甲州一圓不レ被レ下候哉、御一
代之御事、思召次第に御成り可レ被レ成御事と御意
被レ成候へば、公方樣御こまり被レ爲レ遊、御笑被レ成
候而被レ成ニ御座一候由、永慶寺樣殊の外御難儀に思
召、御手を振り御汗を御流し被レ遊候由、公方樣御
心の儘にも不レ被レ爲レ成候事多く被レ遊ニ御座一候旨
も御咄被レ遊候、郡内領二萬石に刑部少輔樣、式部
少輔樣へ可レ被レ下御樣子、其砌世上にて沙汰有レ之
由、御留守居共も申聞候、
一寶永年中御老中大久保加賀守忠增公、市正へ御物
語被レ成候は、御高上ヶ御願之段御尤千萬存候、夫
に付此間御用部屋にて此儀申出候へば、阿部豐後
守正喬公、何の譯も不レ被レ存、それは御作法に障り
可レ申由被レ申候に付、自分申聞候は、三郡一圓の國
高に被ニ仰出一候へば、何之外に障り無之事に候由
申候へば、土屋相摸守殿、政國公所替之節障り可
レ申と被レ申候に付、自分申候は、御朱印之御文言に
候へば甲斐守能々の御咎御座候はゞ國替可レ被ニ仰
付一候、それ御朱印之寫と申候而御祐筆に取寄爲
レ讀、あの通り成御文言にて候由申候へば、相摸守
殿初有無之一言も無レ之候、此上何とぞ相調申樣
に致度事と被レ仰候、
一寶永五戊子年十一月四日、常憲院樣上意に、其方家
臣之内、御紋之時服拜領いたし子孫迄も着し、御成
の度々拜領のしるしにすべきよし上意御座候、同
五日、御老中へ被ニ仰達一候由、永慶寺樣御意御座候、
一寶永二乙酉年十一月朔日、大納言樣御本丸へ被レ爲
レ入、於ニ御休息之間一、公方樣へ御對顏の節、來る六
日大納言樣へ御饗應被レ爲レ進候間、被レ爲レ入候樣
にと上意有レ之、其上にて春に成候はゞ、美濃守方
へ大納言樣被レ爲レ入、御ねたり御馳走に御逢候樣
にも被ニ仰出一候に付、大納言樣御大慶被ニ思召一、と

くに被レ爲レ入度思召候得共、上意無二御座一候故御差控被レ遊候、春に成候はゞ早々可レ被レ爲レ入と御指圖被二仰出一候に付、難レ有仕合奉レ存候、私儀もとくに奉レ願度存候へども、病身故缺走り御馳走も成兼可レ申と存、差控罷在候處、被二仰出一難レ有奉レ存候段及二言上一候、大納言樣仰に何之馳走無レ之而も被レ爲レ入候儀、御大悅被二思召一候、併色々御ねだり馳走に御あひ可レ被レ遊由、兩御所樣段々御懇之上意有レ之候、則西丸へ參上御禮申上退出、卽日御退出之砌、直に御認御渡被レ成候御筆之寫也、

一元祿年中、右京大夫、鄕貞公、永慶寺樣第五御養女、實折井淡路守正辰公女お榮樣、御法號長慶院菊圃秀榮大姉樣、豐前守、直重公、第三御養女、實折井市左衞門正利公女お土佐樣、御法名壽量院法安貞華大姉樣の御聟、御相聟に被二仰出一候儀は、常憲院樣御懇成難レ有御思召之由、御內々にて永慶寺樣被レ成二御意一候、

一寶永年中、幾姬樣御事、御養女に被二仰出一、大久保大藏少輔忠英公へ御婚姻御整被レ成候は、是又御懇成御思召に被レ成二御座一候由、

一元祿十一戊寅年七月二十一日、上野中堂御建立之儀被二仰出一、總御奉行被レ爲レ蒙レ仰、御成就之後、少將に被レ任候、此儀厚き難レ有御思召被レ成二御座一候樣、永慶寺樣被レ成二御意一候、

一寶永二乙酉年二月六日、永慶寺樣御退出被レ成候而御意には、此度桂昌院樣、淸陽院樣、增上寺御佛殿へ御金燈籠被レ獻候、右銘に甲斐國主と可レ仕旨、上意にて相極り、此儀留守居役之者共へ可二申聞一由御意に付、塚本鄕右衞門へ申聞候、

三、文昭院樣厚御思召之事

一寶永年中御成六度、常憲院樣御他界の砌、文昭院樣御前へ永慶寺樣被レ爲レ召、御手を被レ爲レ取御意被レ遊候は、其方儀只今迄之通政務御賴被レ成度由上意御座候に付、奉レ畏候、併病身罷成候へば中々御請は得不二申上一候由被二仰上一候へば、老中は有レ之事に候へども、御一分樣天下之政務無二覺束一被レ爲二思召一候、間部越前守詮房公も曾而不案內に候へば、旁以御願被レ成度由上意に付、難レ有御思召奉レ存候、併私儀御先君樣被二仰付置一候趣も御座候へば、兎角隱居奉レ願候覺悟に罷在候、右之次第御請不二申上一、迷惑至極奉レ存候由被二仰上一候へば、御先君樣蒙レ仰罷在候事に候はゞ、是非とは得不レ被レ遊二御

意一候、御請不二申上一候段尤と被レ爲二思召一候由、上意之上、甲斐守、刑部、式部事、少も御疎意不レ被レ爲二思召一候旨上意御座候由、又大赦可レ被レ行由上意有レ之、此儀御慈悲第一の儀奉レ存候由被二仰上一候へば、金銀昔之通に吹替可レ被二仰出一旨、是又上意に付、御尤奉レ存候、彌吹替被二仰出一可レ然奉レ存候、金銀先年より位惡敷罷成候次第、悉被二仰上一候由、

一正德元卯年正月七日、永慶寺樣御登城之節之次第御書付寫、

越州へ甲斐守御暇之節之儀、兼々賴入候所、結構被二仰出一、御自分御取持故と忝由、參覲之節も、彌老中上使被レ下候樣にと申達候、御暇之節之儀、年寄衆彼是被レ申候處、上より被二仰出一候而、甲斐守儀常憲院樣御代前々よりの御あしらひを御覽被レ遊、常憲院樣御代に候はゞ、老中上使可レ被レ下と御察し被二思召一候間、年寄共上使に可罷越旨被二仰付一、奉レ畏候由にて相濟候段被レ致二物語一候、甲州三郡高の通被二仰付一候樣仕度旨、去去年御物語申候、今度御朱印御改之節、何卒上よ

敷事抔申上候儀は無用仕候樣にと申遣候へ共、御自分右之思召に候間、御了簡之通りに可レ致由申達候、

一同二辰年正月七日、永慶寺樣御登城之御次第、御臺所前にて乘物より下り、御臺所口より上り、坊主衆案內にて、例之通り直に御座之間御次迄參り、表御禮相濟候哉と坊主衆へ尋候へば、未入御にては無二御座一候、我等居候所抔在候間、直に參り候樣にと申候に付參り候へば、御座之間後之方、御緣頬通に扉風立廻し火鉢有レ之、則此處に居申內、入御之樣子にて、早速間部越州に參、能時分出候、追付御前へ召可レ申由にて語り居被レ申候、暫有レ之、御小姓衆案內に被レ參候に付、越州致二同道一御休息之間へ罷越、御禮可二申上一と仕候へば、直に是へ參候樣上意に付、御座處御一の間へ入り候へば、此方より不二申上一內に目出度春の由上意に付、相應に御請申上候處、息災そふに見へ重疊の儀、甲斐守國元にて息災一段に思召候、刑部、式部、丈夫に致二成長一一段に思召候、宿にて奧始何れも息災に候哉、了本院（永慶寺樣御實母、）は大老に候、彌無事に候やと銘々御尋に付、相應に御請御禮申上、去年中も不二相替一御尋拜領物被二仰付一難レ有仕合奉レ存候、甲斐守儀、結構成格式にて國許への御暇被二下置一、可二申上一樣も無二御座一難レ有奉レ存候、刑部、式部儀も御門番等被二仰付一難レ有奉レ存候段も申上、夫より彼是御咄ごも有レ之、御熨斗御手自拜領仕、ひたと側へ御出被レ遊候に付、頓而御馬に被レ爲レ召、私罷在候在鄕へ御成被レ遊候はゞ、御馳走可二申上一由、御座興申上候へば、此方より不二申上一內に目出度春の由上意に付、相應に御請申上候處、息災そふに見へ重疊の儀、甲斐守國元にて息災一段に思召候、刑部、式部、丈夫に致二成長一一段に思召候、宿にて奧始何れも息災に候哉、了本院（永慶寺樣御實母、）は大老に候、彌無事に候やと銘々御尋に付、相應に御請御禮申上、去年中も不二相替一御尋拜領物被二仰付一難レ有仕合奉レ存候、甲斐守儀、結構成格式にて國許への御暇被二下置一、可二申上一樣も無二御座一難レ有奉レ存候、刑部、式部儀も御門番等被二仰付一難レ有奉レ存候段も申上、夫より彼是御咄ごも有レ之、御熨斗御手自拜領仕、ひたと側へ御出被レ遊候に付、頓而御馬に被レ爲レ召、私罷在候在鄕へ御成被レ遊候はゞ、御馳走可二申上一由、御座興申上候へば、此方より不二申上一內に目出度春の由上意に付、相應に御請申上候處、息災そふに見へ重疊の儀、甲斐守國元にて息災一段に思召候、刑部、式部、丈夫に致二成長一一段に思召候、宿にて奧始何れも息災に候哉、了本院（永慶寺樣御實母、）は大老に候、彌無事に候やと銘々御尋に

事、少も御氣遣被レ成間敷候、御內意申入可レ然儀有レ之候はゞ早速可二申入一候、甲斐守、刑部、式部用之儀何にても可レ承候、我等恩になり候事に候へば、せめての儀右の所存に候、度々安否をも尋可レ申事に候へども、其段も去々年約束にまかせ無二其儀一候、毛頭疎意に不レ存候、御息災に御暮候樣にと上意之由被レ申候に付、諸事賴入候由致二挨拶一候、

文昭院樣御懇の御儀、御老中上使被二仰出一候御厚恩之御事、屋形樣御失念無二御座一樣可二申上一旨、永慶寺樣御意被レ成候、御國主之儀は、權現樣以來御例無二御座一候に付、表立急度難レ被二仰出一趣に、永慶寺樣御意被レ成候、然る處文昭院樣御代、御老中上使にて世上一統國主と奉レ存候由、依レ之十四日御同口御同前に御大切、御家中共に可レ奉レ存候儀と、塚本鄕右衞門申聞候、

四、正覺院樣御隱德之事

一貞享四丁卯年九月、正覺院樣御病氣御大切に御座候節、牧野備後守成貞爲二御暇乞一被レ成二御出一、何か御願の儀も可レ被二仰聞一候、可レ被レ達二上聞一之旨被レ仰候へば、何之御願可二申上一儀無二御座一候、然れ

とも日比心底に存候儀、松平越後守殿家各別之儀候、御預け御赦免、何分にも領地被レ遣候樣にと乍レ憚奉レ存候、又一つには御旗本困窮いたし候、御救被二仰出一、諸役人御役料を高に御結び被レ下候樣に仕度念願に御座候由被レ仰候へば、外に何も御願は無二御座一候やと成貞公被レ仰候、外には最早願無二御座一候、私孫山高八左衞門儀、御側近御奉公被二仰付一候處、未熟にて得相勤不レ申、殘念至極奉レ存候、如何樣之御奉公向をも被二仰付一被レ下候樣願奉レ存候旨被レ仰候由、其後越後守光長公御免被二仰出一、松平大和守直知公御次男樣御養子被二仰付一、十萬石、美作津山之御城主被二仰出一、諸役人御役料高に御結び、其外諸旗本衆御救高百石に金二十兩づつ被二下置一、山高八左衞門殿、水戶樣へ被レ爲レ入候八重姬樣御附人被二仰付一、御加增被二仰付一候、

一光長公御事、正覺院樣御願にて御赦免被二仰出一候御儀を、當越後守長知公會而御存知無レ之候、御親子樣の御思召入を何卒御知らせ被レ成度、兼々永慶寺樣被レ爲二思召一候、幸家老小須賀帶刀、大熊六左衞門、其外懇意にも有レ之間、右之譯を密に物語可

レ申と御意に付、委く内意申聞候處、長知公被レ成ニ御聞一、殊之外御悦、月桂寺へ十七日には御名代銀子百差越ニ、一種づゝ御備、九月十七日には御名代被ニ差越一、一種づゝ御備、九月十七日には御名代銀子百枚づゝ御香奠御備被レ成候、正覺院樣御思召之程被レ遊ニ御達一、永慶寺樣御滿悦、御本望に被レ爲ニ思召一候由、御意被レ成候、

一正覺院樣第一御慈悲深く、館林にて御勘定奉行被レ成ニ御勤一候節、御仕置に相極り候ものども數人御用捨被レ遊、右の者共の內、子供御代官手代被レ成、其後御代官被ニ仰付一候、今以御代官誰誰は其子にて相勤候由、永慶寺樣御意被レ成候、

一押切のかな印、積善之餘慶の文字、正覺院樣御好被レ成出來、今以御用ひ來の由、永慶寺樣被レ成ニ御意一候、

五、永慶寺樣、忠孝を第一に被レ遊候事附り御先祖樣を第一に被レ遊候事

一常憲院樣若君樣御誕生被レ遊候趣、永慶寺樣御誓願被レ遊候御樣子、此御儀御內々にて度々被レ仰候、文昭院樣、御本丸へ被レ爲レ入候御儀、御三家樣始御老中方へも決無ニ御沙汰一、永慶寺樣御一人計御內慮被ニ仰出一、右之御內御用意等、密に永慶寺樣へ被ニ仰付一候御樣子に御座候、

一寶永元甲申年十二月五日、文昭院樣御本丸へ被レ爲レ入、爲ニ御祝儀一、同廿二日總御出仕、此日御懇之重き被レ爲レ蒙ニ上意一、御加增甲府へ御所替、都合十五萬石餘、右之御次第故、甲府御城付之御鑓、御弓、御鐵炮數々不レ殘御拜領、御鑓之鐵ものに葵の御紋毛彫、御劔同御紋付、右御紋御手前之御紋に御直させ、葵御紋永々迄之儀、右之內殘置候樣にと、永慶寺樣御意にて少々相殘し、御城內切組之御材木も有レ之、是又御拜領、駿州御藏屋敷厚德丸御船も御拜領被レ遊候、

一元祿年中、藥師寺宗仙院、五郎右衞門、宇右衞門へ物語被レ申候は、美濃守樣御事、古今無ニ御座一、御上之御懇之御樣子威有て猛からず御容體、世上にても御威勢重く御尊敬申上候、嚴有院樣御代酒井雅樂頭殿忠清公、威勢も强く、下馬將軍と世上にて申候へども、夫を表向計にて、御內々の御懇は、美濃守樣とは各別に有レ之、末々迄も美濃守樣の樣成御大老は御出來被レ成間敷候、自分儀老年にて昔よりの儀聞及見及候事に候、各方には未年若の事、此宗仙院が

申たる事、末々迄覺候て、世上考合見可レ被レ申候、第一御代初御仕置强く、越後殿を始、大名衆御側勤之衆御預けなど多く候處、美濃守樣御役以後は世上も靜に成、御側勤の方々自分出入申方も有レ之、委く承り候、世上の爲に候へば、美濃守樣末長く御勤被レ成候樣、世上共に相願申候、第一御仁心深く御憐愍被レ成、御細やか成る御心付之由取沙汰致事に候、最前牧野備後守成貞公、喜多見若狹守御勤の節とは各別成事共に御座候、御家中風儀共に御老中方考合候ては、是又各別に候、廣間向の次第も御老中方とは違ひ御丁寧に有レ之候、此儀も外々にて沙汰承り候、猶又各方諸事心付可レ被レ申候、備後守殿、若狹守殿家來、先年他へ出候ても、殊の外がさつ成事共有レ之、取沙汰有レ之事に候由、彼是物語被レ申候に付、委細永慶寺へ御序に申上候へば、心得にも成事にて候、能ぞ被ニ申聞一候旨、御挨拶被レ遊候旨被レ仰、其上にて永慶寺樣御意に、御上殊の外御廉直に被レ爲レ成ニ御座一候故、人々少違ひ申事有レ之候ても、御心に引くらべ御咎强く被レ成ニ御座一候、生類の儀など急度被ニ仰出一候、夫を背候へば重き事輕き事に限らず、上意を背く心は同じ事にて候故、上意を背く面々を御仕置等に被ニ仰付一にも有レ之候、生類を人に御替被レ遊候樣取沙汰申候へども、夫はいかひ心得違に候由御意被レ成候、總ての儀、御機嫌の節御伺被レ成候而被ニ仰上一候は、天下之人は皆御上の御人にて御座候、御家臣國持之面々を初、輕きもの迄、從ニ權現樣一御代々御讓り御請被レ爲レ遊候、此段は不レ及ニ申上一儀御座候、左御座候へば御家臣たりとても御心次第に計、御扇子御鼻紙などの樣に被レ爲ニ思召上一候而は、如何可レ有ニ御座一候や、御作法御仕置等相背申者は、何分に被ニ仰付一候ても、乍レ憚御尤至極奉レ存候、乍レ然御慈悲は上よりと申事も御座候、此所を乍レ憚御考被レ遊候樣奉レ願候段、幾度も被ニ仰上一候に付、近年總而表向御側向御用捨多く御座候由、御內々密に御意被レ成候、依レ之常憲院樣御實記の終にも、不仁微少を戒て庶民信心を全くせしめんと思召候、生類憐愍の禁令ありと御認被レ遊候、

一日々御登城被レ遊候へども、曉方六ツ半時頃、御城詰の御小姓衆まで御手紙にて、每夜御機嫌御伺被

レ遊候、右京大夫輝貞公より、此方樣迄曉に御伺被レ成候、

一一位樣御不幸の節、右京大夫殿申合、御上御料理にだしを遣ひ差上候、決而御上にも不二相知一候樣に申合候、唐土にては年寄には永く精進はいたさず、御永精進にて若御病氣出、御障り有レ之候而は、先祖へ對し却而不孝に成候、とかく身息災にて家相續致候事、孝行第一に候、此所を其方共も能心得勘辨可レ申由、御意被レ成候、

一文昭院樣御代、准后樣（日光御門跡樣）より被二仰出一候は、大猷院樣御一代之御政務等之儀、酒井讃岐守忠勝、一冊に認め、日光の御文庫に相納候、常憲候樣御政務の儀、其方より外に認可レ申者無レ之候に付、可二相認一旨被二仰遣一候、御請被二仰上一候は、私儀も此儀とくより心付罷在候へども、彼是遠慮の儀共御座候に付差控申候、追付時節御座候はゞ、相認可二差上一旨被二仰上一候由、

一文昭院樣御他界被レ遊候而、先達從二日光准后樣一被二仰遣一候、故常憲院樣御治世三十ヶ年御政務之次第、一箇年を一冊宛に御認、序跋は林大學頭信篤也、此書御城の御日記等委く被レ懸二御吟味一、荻生總右衞門清書仕り差上、御側服部幸八、（後浪人致、赤羽根に住居、南郭先生事、谷口新助御相手仕、御自身御校合被レ遊、相違之事共一々御直し被レ遊候、御外題常憲院樣實記、（憲廟實記と有レ之、）三十冊一箱に入、黑田豐後守直重公を以、准后樣へ被二差上一候處、日光之御文庫に御納可レ被レ遊旨、大慶に被二思召一候由、御懇に被二仰遣一候、

一當御代（有德院樣）、右實記の儀、林大學頭被二仰上一候由にて上覽被レ遊度旨、大學頭へ上意に付被二差上一候而、井上河內守政峯公より奉書御到來、其節大學頭へ上意に生類御憐愍の儀、美濃守、右京大夫心得違申趣相聞候、中々常憲院樣御慈悲向之儀、兩人に御任せ可レ被レ遊御樣子には不レ被レ爲二思召一候、生類御憐愍の儀は深き御思召可レ有二御座一と、右の所を直し可二差上一由にて、御實記御下げ被レ遊、右之通御直し被二差上一候、其後大學頭へ日光御名代之儀に付、御實記被レ爲レ遊二上覽一候故、御心得に被レ爲レ成候由上意御座候旨、大學頭、豐前守直重へ被レ仰候由、

一御實記御座之間被二差置一、御箱之鎰御懷中被レ爲レ遊候由、大學頭、直重へ御申之由、豐前守直重公御手

簡の寫、（御自筆也、）

御實記之儀、早速相濟、珍重奉レ存候、來月十日前後彌御獻上被レ成、御延引不二罷成一候樣、大學頭ゟも彌申達候、今朝私宅へ大學頭殿被レ參候て、猶又可二申合一候、將又阿部豐後守殿御家來山田久右衞門迄、御自分より被二仰遣一可レ然と存候、今度之儀、河內守殿へも御手前より御內意は不レ被二仰越一候や、前方被レ仰通無レ之段、御自分より御心易候はゞ被二仰越一可レ然と奉レ存候、以上、

十一月八日　　黑田豐前守

藪田市正樣

柳澤と改候得共、數年御切紙の上書名乘候に付、風とヶ樣御認被レ成候也、

一御實記差上候節、御實記の次第とくと不レ奉レ存候に付、荻生惣右衞門ゟ常憲院樣御一代御政務向之儀計に候哉、若御手前御家之結構成趣共に御認被レ成候樣成事は無レ之やと相尋候へば、中々左樣成儀にては無二御座一、御成の節は善美御盡し被レ遊二御馳走一之御次第は御認被レ成候、生類御憐の事、御主樣、右京大夫樣御心得違と、御兩人樣御かぶり御認被レ成候程の事、常憲院樣御儀を御聖人樣の御樣子に被レ遊二御認一候、少も氣遣申間敷由申候、

一寶永六丑年正月十日、常憲院樣御他界、御尊骸御裝束御棺之御下に黃金三百枚被レ遊二御敷一、御座組朱にて奉レ詰候、右之通に被レ成二御座一候へば、御尊體千年も御損じ不レ被レ成二御座一候由申傳にて、右之通被レ成二御座一候由、永慶寺樣御意被レ成候、

一御棺、同十五日夜、上野御本坊へ被レ爲レ入、同二十八日夜、御葬送、御代々樣御棺、御塚に奉レ築由に御座候得共、御塚にて末代に及び、如何成儀にて御塚崩れ候ては如何に付、此度は地中隨分と深く掘、御棺轆轤にて下し奉り御納被レ遊候由、此儀は永慶寺樣御了簡にて、右之通り御納被レ遊候由、其夜雪降寒氣強く御座候、夜八ツ時過、御本坊へ御歸被レ遊候、寒氣に御當り被レ遊候歟、又は御心を盡され候故か、御絕入被レ遊候、此時重立候御供、藪田阿波、豐原權左衞門、幷平手七郎右衞門被二召連一候、

一御座の間、御棺之御前にて、文昭院樣へ御先君樣生類御憐之趣共、委く永慶寺樣被二仰上一候由、尤御前近く右京大夫輝貞公、豐前守直重公、間部越前守詮

房公御詰御座候由、御前御退被レ成候處、扨々能委く被二仰上一候と、右三人御申被レ成候旨、此已後の儀は御思召次第の儀、先右之段申上候得ば、心底相濟申候由、御挨拶被レ遊候由、

一御香奠被二差上一候御使、御並樣方よりは家老は勤不レ申候に付、其趣達二御聽一候處、諸家は兎も角も御持被レ遊被二差上一度被二思召一候へ共、右樣にも難レ被レ成候間、永慶寺樣御使阿波、屋形樣御使宇右衞門可二相勤一旨被二仰出一候、

一永慶寺樣御意に、龍華山之內清淨なる御場所見立、常憲院樣御位牌殿、二間四方程にても新に建可レ申候、御法號は日光准后樣御認可レ被レ成候由被二仰下一候、必結構には御佛殿仕間敷候、却而遠慮候間、新にさへ有レ之候へば能候、犬猫などの入不レ申候樣念入可レ申候、權現樣御宮は外大名ならざる事に候、御三家方の外に陸奥、薩摩ならでは無レ之候、松平讃岐守は各別、是は御代々樣御佛殿有レ之由、御年回之節、內證にて密に御法事も有レ之由聞及候、扨每月十日、御佛殿へ甲斐守參詣可レ仕候、其節紫玉、梅岑之內先立いたし案內可レ申候、御門より內へは外の者一人も必供仕間敷候、御佛殿御前に御香爐差置、右兩僧之內線香持參、甲斐守へ渡し、甲斐守御線香可二差上一候、御祥月には別而急度衣服等をも心附可レ申候、御花御茶など決して獻じ申間敷候、夫は却而御憚被レ成候、御譜代衆も御代々樣の內、御厚恩之御代樣は內證にて密に御佛殿有レ之方も聞及申候、右京殿には高崎に御佛殿急度申付られ候樣聞へ候、是は被レ對二御上一、如何の事に候、上野御廟へ日々參詣被レ申候、是も御作法に外れいかゞと存候處、從二公儀一御內意有レ之相止候由、自分は御日柄には何卒缺不レ申樣にと每月參拜申候、御中陰中、新に御香臺白木にて申付御線香獻じ座禪いたし候、御筆物掛け拜レ可レ申哉と存候へども、是又憚に心附無二其儀一候、日夜御厚恩之程存詰候而、座禪いたし候、常憲院樣御厚恩之儀、其方など存候通に有レ之候、館林樣にも被レ爲レ入候節、正覺院樣御家督五百三十石御讓り、御具足櫃に金子百兩御入置、是又御讓り被レ成候、夫より段々此通、國主迄に被レ成候次第難レ有と可レ申哉、不レ及二言語一、權現樣以來比類無レ之候、此處を甲斐守常々忘

不レ申候樣、其方心附可レ申候、御精進等無二申迄一候得共、前夜より急度相愼、夜も表に休候樣可レ致候、御日柄若病氣又は障り有レ之時は不參不レ及二是非一候、名代などゝ申事は決而成らぬ事に候、此段も左樣に心得可レ申候、自分精進等は少々疎にても親々の慈悲にて不レ苦候、御上の儀は甲斐守にも疎に奉レ存候ては、其冥理に盡可レ申候、能々勘辨可レ有レ之事と御意被レ成候、

一信玄公御贈官の儀御願被レ成度、京都所司代松平紀伊守信康公御家老藤井佐五右衞門迄、右の段五郎右衞門申談候處、傳奏之御方迄御聞合被レ成候へ共、前例無二御座一由にて、其節信康公より五郎右衞門迄、御自筆之御文言左之通り、

以二別紙一申入候、武田信玄贈官之儀、去年拙者へ被二仰含一候付而段々承合候處、先例差當り不レ得二相考一候、粗聞合候得共、舊記等所見無レ之由、傳奏衆書付差越被レ申候、則入二御披見一候、兼而御存知之堂上方へ聞合事に彼是、早速には難二相知一、先內意を以聞繕申儀故、旁以致二延引一候、此等之趣可レ然御申上賴入候、

爰許にて地穢三十日之內、御所方へ出候衆中と同座難レ成故、拙者去廿五日より漸御所方相勤候、就レ夫日光御門主にも、右同日御上京以後、初而致二參上一候、尤御門主には御構無レ之候得共、御在京中は度々參內被レ成候に付而差控申候、自然と御不審にも可レ被二思召一候哉と、御自分迄申入候事に候、宜御申上可レ忝候、以上、

五月二十九日　松平紀伊守

藪田五郎右衞門殿

右者御奧方御不幸、御忌は明き候得共、地穢之內故被二仰越一候、傳奏衆書付寫、

覺

甲州武田信玄は、存生之內僧正にて有レ之由、然者贈官之儀は其例無レ之儀に候哉と之事、差當り不レ得二相考一候故、承合候得共、何も所見無レ之候、以上、

五月

一武田織部殿御事御願被レ成候而、新規五百石に被二召出一候、武田は各別之事故、御願被レ成候由御意被レ遊候、

一甲州惠林寺は、信玄公御菩提所、各別之儀と永慶寺様被ニ仰立一候而格式結構被ニ仰出一、其上爲ニ年始御禮一參府、御暇之節、御時服五宛拜領之格に被レ成候、其後例年五宛拜領被レ致候、

一惠林寺、甲州靑木村常光寺、武州今市高藏寺、右三ヶ寺江戸へ被ニ罷出一候節は、定りて御非時被レ下、羽二重二疋宛被レ遣候、

一寶永三戌年三月、信虎公百三十三年御忌に付、府中大泉寺へ御名代先柳澤權太夫被ニ仰付一、御香奠銀子五枚御備被レ成候、

一同五丁酉年四月十日より同十二日迄三ヶ日、於ニ惠林寺一、法性院殿重き御法事被ニ仰付一、先柳澤權太夫始諸役人大勢相詰申候、

一御曾祖父陽享院殿泰嶽乾康庵主、天正十八庚寅年六月十三日御逝去、永慶寺様御代迄は年數も遠く御座候へども、御祥月には被レ遊ニ御精進一候、尤御名代を以御香典金百疋宛御備被レ成候、

一御祖父高藏寺殿安崇良心大居士、慶長十九甲寅年十一月晦日御逝去、正德三癸巳年十一月百年御忌に付、於ニ高藏寺一重き御法事被ニ仰附一、御家老松平但見、豊原周防、其外役人共被ニ差遣一之、永慶寺様御名代周防、屋形様御名代但見、刑部少輔様、式部少輔様但見、米倉丹後守様（屋形様御舍弟忠仰公）よりも御名代被レ遣之、御位牌御石塔新規に出來、御銘文等永慶寺様御好被レ遊、御佛具等悉く丁寧被ニ仰付一、寺普請等被ニ仰付一、正月晦日御祥月には御名代御香奠金二百疋宛御備被レ遊、正覺院様御忌日之通、御精進被レ成、每月月桂寺へ之御名代被レ遣候、

一正覺院様御贈官被ニ仰出一度上意にて、被レ遂ニ御吟味一候處、例無レ之に付、月桂寺を名に被ニ仰出一、月桂寺と改、御黑印を秀長老頂戴、永慶寺様難レ有御本望被レ爲ニ思召一候由、御意被レ遊候、

一每月十七日、晦日、月桂寺への御名代、御上下にて御直に被ニ仰付一、御名代歸も御上下にて被レ爲レ請候、九月十七日は御參詣被レ遊候、御用多の節は御家老共内、御名代被ニ仰付一候、尤每月一種づゝ御備被レ遊候、正覺院様御寺の儀に候間、其方共厚心付候様にと御意被レ遊候、

一駿州御城御普請御手傳相濟、御家老近藤玄蕃、江戸表へ罷出候節、永慶寺様御意には、月桂寺の本堂を

御建立被レ成度被レ爲ニ思召一候間、御國許へ罷歸候はゞ、何も懸ニ相談一、御材木可ニ差越一旨、吳々被レ遊ニ御意一候處、延引仕候に付、市正出府仕候節、御筆を以御書被ニ成下一候寫、左之通、

月桂寺堂之事、駿府殘木も有レ之候得者、入用程貰、金子を我等差替之道具を拂候而成共、當九月建申度由、玄蕃へ申談候、世上にて駿府入用之上、又ヶ樣の事致、金持と可レ申候得共、びんぼうものと申候よりは增にて、我等親之菩提の爲、九月二十七日年忌に候へば、世上の取沙汰無レ構、親への孝に候間、何卒致ニ成就一度候、玄蕃委細可レ申候、我等只今之願は子孫繁昌、さては亡父之菩提の事ならでは願無レ之候、此所を能考可レ給候、

廿八日　保　山　市　正　ね

右月桂寺開基は、喜連川左兵衛督殿御母堂之御法名月桂院殿知行、地方にて百石御寄附、此方樣より最前は百俵宛御寄附、元祿年中より段々御增米被レ成、境内狹く有レ之候に付、添地も被レ遊、山號正覺山と成る、

一了本院樣ね式日には、相極御使者にて一種づゝ被レ遣レ之、平日も不レ絕所々被レ爲レ進候、御障不レ被レ成ニ御座一候故、度々得不レ被レ爲レ入候由、常々御意被レ遊候、

一身延山久遠寺之儀、御取持被レ遊、常紫衣に被ニ仰出一候、了本院樣之御宗門故、別而御取持被レ成候由、御意被レ遊候、

一寶永六己丑年正月十一日、了本院樣八十之御賀の節、甲斐御祈願所數ヶ所へ御祈禱被ニ仰付一、御初穗被レ下、御守護差上申候、

一御領分中、町在八十歲以上之男女ね米一俵づゝ爲ニ御祝一被レ下候、

一小日向龍興寺は、曾雌甚左衞門盛貞御方之菩提所なり、盛貞之嫡子庄右衞門御死去、御子才三郎之御方へ御跡式被ニ仰付一候處、八歲にて御死去、御跡式斷絕に付、龍興寺へ米百俵づゝ年々御寄附被レ成候、永々迄御寄附被レ成候由御意にて候、

一靈樹院（屋形樣御實母樣）にも龍興寺へ御納り被レ成候に付、靈樹庵へ米百俵づゝ年々御寄附被レ成候、

一永慶寺樣、屋形樣の御前樣ゟ御意被レ遊候は、子と申ものは類も有レ之、又出來申ものにて候、親と申ものは又と申事無レ之ものに候間、隨分御父（酒井樣也、）勘解由樣へ御孝行御盡し可レ被レ成候、唐日本にても孝心第一に致事、天の冥加に叶ひ候由、度々被レ爲レ遊二御意一候に付、御前樣難レ有思召候由、阿波（市正事、）ゟ被レ遊二御咄一候、

一御側之面々、父母有レ之ものは孝行盡し候樣にと、ひたと御意被レ遊候、

一細川越中守綱利公、御母堂樣ゟ殊之外御孝行に付、御母堂樣、綱利公之御國許へ御暇之儀、御氣之毒に思召、何卒江戸表に御滯留被レ成度、御母子樣共に御願被レ成度思召候由、永慶寺樣迄度々御願被レ成、三四年宛も江戸表に御滯留之儀御願相濟申候、御老中方には權現樣御條目相違申之由被レ仰候段達二上聞一候處、願上げ御上より願之通被二仰出一候間、何の障無レ之事に被レ爲二思召一候、自分に交代之時節を亂候儀は決而不レ成事に候由、上意御座候段被二仰出一相濟申候、綱利公之御母子樣殊之外難レ有思召、畢竟永慶寺樣御影と忝思召候由、爲二御禮一五郎右衞門宅迄も綱利公御自筆御口上書を御持參被レ成候、綱利公常々御孝行被レ成二御座一候段、世上に風聞、永慶寺樣御感心御取持被レ成候由、御意被レ成候、

綱利公御自筆御口上書寫

老母介抱候在府之儀奉レ願候處、今朝秋元但馬殿にて如レ願被二仰渡一、誠以難レ有仕合奉レ存候、偏に其元樣御取成故と、不レ淺忝奉レ存候之段、難レ盡二筆紙一御座候、罷歸清高院に申聞候はゝ、さぞ難レ有奉レ存にて可レ有二御座一、幾重にも可レ然御申上頼入存候、已上、

八月十一日　細川越中守

藪田五郎右衞門殿迄

一元祿七甲戌年十月、御用人秋田三右衞門老母、和州郡山御城下に罷在候に付、久々對面不レ仕候故、何卒暫之內逗留にて罷越度之由、五郎右衞門を以御內慮相伺候處、母之儀尤には被二思召一候得共、一人願之通被二仰付一候得者、家中之面々輕き者迄も可二相願一候、左候へば例に成、如何に候間願相止可レ然之由御意に付、其段爲二申聞一相止候處、同十二月九日被レ任二侍從一候に付、京都へ御使者被二差上一、御老中樣方へ御使者物頭格之者被二遣候由、依レ之永慶寺樣御意被レ成候は、三右衞門儀母へ對面仕度由、先達而相願候、此度之使者相勤、序に郡山へ立寄、母へも逢候而可レ然や、五郎右衞門內意承候樣にと御意被レ成候に付、其段爲二申聞一候得者、思召難レ有奉レ存候得共、物頭勤申使者を御番頭にて相勤候ては、重而の例にも相成候間御用捨可レ被レ下旨申聞候に付、則其趣申上候、則成程尤に被二思召一候由にて、其節は相濟、重而五郎右衞門へ御意被レ遊候は、三右衞門儀京都使者不二相勤一候段不屆被二思召一候、其分には難レ被二差置一程に被二思召一候得共、其通被二差置一候、母に逢申度孝心に候はゝ、たとひ內意迄もなく、輕き格之使者をも願候而成共可二相勤一儀誠之孝心に有レ之候、御慈悲之思召にて御意被レ成候處、格を立候儀不屆被レ爲二思召一、先主本多下野守殿氣に違ひ暇出し被レ申候事、尤に思召候由御意被レ遊候、

一元祿年中、五郎右衞門繼母死去仕候節、養母之忌服受申度段申上候處、成程尤の事と被二仰出一、養母之忌服受申候、

ふし拜むやしろのうちは月なれや
　心の水へすめはうつろふ

小善といふともなさずと云事なかれ、小惡といふともなす事なかれと云ふことを、正覺院樣ひたと被レ仰候由、永慶寺樣度々被二仰出一候、

六、諫言を忠臣之義と被二思召一候事

一わけて其方へ御用被二仰含一候儀無レ例事にも非ず、台德院樣へ御附人之儀、委く御意被レ成候、公儀にて御代々、御老中より重き人被二相勤一候譯は、老中は一列にて、一人立候ては存寄も得不二申上一候、御先代樣常憲院樣御事も其方など存知之通り、自分右京、御前向わけて被二仰付一候、扨今之國持衆は元權現樣御傍輩にて御肩御並被レ成候衆にて、西國大名參覲之節、品川迄爲レ迎年寄衆を被二差出一候、今老中上使は右之家にて、甲斐守、右家之通之御會釋、權現樣此方類も無レ之事冥加至極、打物も右之衆の內にも爲レ持被レ申候は少く、甲斐守年若にて一通りに存候ては如何に候、御厚恩晝夜無二失念一樣に其方隨分心附可レ申候、御子孫御相續之儀御念願被二思

召ニ候、隨分仕置等念入可レ申候、唐土にても諫て死、又は其國去る例も有由申候、我等事、御上之御機嫌を見合幾度も御袖にすがり御諫申上候、先年牧野備後守殿は三度御諫申上、御用ひ不レ被レ成候へば、其上は善惡共に御上と一體と被レ申候、諸家にて家老共左樣にて家潰れ申事、權現樣以來其類多し、幾度も諫可レ申事に候、其家之先祖へ對し大忠節にて候、家老の取計にて家潰れ候事、此例も多き事に候、其家老たるものゝ勘辨可レ仕事第一と被レ爲ニ思召ニ候よし、彼是御意被レ遊候、

一寶永六己丑年八月

柳澤阿波
川口十太夫
酒井佐左衞門
並河新五右衞門

永慶寺樣御意被レ遊候は、其方ども存寄候儀は、屋形樣ゟ不ニ差控ニ可ニ申上ニ候、面々事は厚恩之者共に候得者、神文に不レ及儀とは被ニ思召ニ候得共、法式に候間誓詞可レ仕由にて、前書御好被レ成、佐左衞門相認判形相濟、則於ニ御前ニ御やかせ、水に入爲ニ御呑ニ被レ遊候、神文より堅き事は無レ之と彼是被レ遊ニ御意ニ候、

七、御上ゟの御奉公依怙贔負無レ之樣にと思召候事

一元祿の頃、淺野內匠頭長矩公之元御家來、浪人者大石內藏助始、傍輩四十六人之輩、吉良上野介義央公之御屋敷へ忍込、亡君之仇之由にて上野介殿を討取て、亡君之御菩提所泉岳寺へ供養に備へて、上之御成敗を伺ひし故、細川越中守綱利公へ十七人、毛利甲斐守綱元公へ十人、松平隱岐守定直公へ十人、水野監物忠之公へ九人御預にて、御老中方には阿部豐後守正成公、土屋相摸守政直公、小笠原佐渡守長重公、稻葉丹後守正通公、御評議之上、御先例等段々御調有レ之候處、御一同御評議には、右之輩は仇討之宿意有レ之候迚、或は町人又は日傭人足之姿に身をやつし、殊更深更に人家へ忍込候次第、武士道に有レ之間敷致方に候へば、全夜盜之輩之致方に付、其御取捌にて可レ然迚、四十六人之輩討首に可レ被ニ仰付ニ御沙汰に相極り候處、永慶寺樣此頃御側御用人御勤被レ爲レ入候ひしが、甚御歎ヶ敷被ニ思召ニ候得共、差當て御先例之御據も無レ之候間、其儘に被ニ差置ニ候へ共、御退出後も兎角御裁許の程不レ被レ遊ニ御心濟ニ候に付、御家來儒者志村三左衞門、荻生惣右衞門兩人被レ爲レ召、右御裁許の儀御內談有レ之、猶我朝は格別、若も異國抔に右樣の致ニ成敗ニ候例も見當り候哉と之御尋有レ之候、然處三左衞門儀は老儒之事に候得共、右樣の儀は歷代の內にも透と相覺え不レ申候へば、御例に相成候儀無ニ御座ニと申上候に付、若輩なれども惣右衞門は如何と御意被レ成候處、惣右衞門申上候には、扨々御評議之各樣には、誠に些細の事に御拘り有レ之候て、大要の事に被ニ御心付ニ無レ之儀と被ニ相伺ニ申候、總て物は大要の事にては、些細の事は致ニ頓着ニ不レ申候事、聖人の敎に候、當時忠孝の道は上にて御政務の第一と被レ遊候御儀之處、假にも其趣意にて相目論見候者は、御成敗を盜賊の御取捌とは、さりとは無ニ御情ニ儀に候、忠孝を心懸にていたし候もの、盜賊と相成候例に候はゞ、不義不忠の心懸之ものゝ御取捌は如何にて可レ然哉、依レ之異朝の事は先差置、我朝當時の御例を以御取捌有レ之、切腹に被ニ仰付ニ候はゞ、彼輩の宿意も相立、如何計世上の示にも相成可レ申儀と申上候へば、永慶寺樣殊之外御滿悅被レ遊、翌朝は例より半時御早めに御登城有レ之候而、右之趣被レ達ニ上聞ニ候處、常憲院樣にも甚被レ遊ニ御感悅ニ、御評議俄に相變、各右之輩切腹にて、內藏助がせがれ吉千代初十九人輩は、遠島に被ニ仰付ニ候、

一名高き松平伊豆守殿は、心安く出入被レ申候故、常常被レ申候には、自分方へ心安く出入、念比に付立身又は御役替等可レ致と被レ存候ては、大成る心得違にて候、自分心安き衆中を御上へ御取合などゝ可レ申儀決而無レ之候、殊に寄心安き衆中未熟成事有レ之候はゞ、夫は可レ及ニ言上ニ候、必々自分を賴には被レ成間敷候、兼而右樣に御心得候樣にと被レ申候由、是は成程尤成事と思召候、右京殿總而之被レ致方、右之趣に似たる樣に思召候由御意被レ遊候、

一人はたとひ生付不具にても、心は何分にも心付候はゞ賢く可レ成事に候、板倉內膳殿は片目はとむねにて候へども、利發故重き御役被ニ仰付ニ、古今內膳殿申傳候、今の松平紀伊守殿、脊蟲にて候へど

も、京都所司代に被二仰付一候、其節京都にては關東に人無レ之か、脊蟲を所司代に被レ遣候など笑可レ申と上意に候得共、先年内膳例も有レ之、其上人は形によらず心根社第一と、紀伊守所司代に被二仰付一候、兎角依怙贔負と申事、以之外成事に候、家中にても重く勤候もの、又は出頭人には諸士手寄可レ申候、門前に市をなすに二品有と申す事は、其方共も心得有べし、出頭人の人柄にて、主人の心底家中は不レ及レ申、他へ相知れ申事恥ヶ敷事に候、主人灸にて家老出頭人之愼心附肝要と御意被レ遊候、

柳澤家祕藏實記卷之上 終

柳澤家祕藏實記卷之下

八、御慈悲深く被レ成二御座一候事

一永慶寺様、第一御慈悲深く、下々迄御憐愍厚く被レ成二御座一候故、御家中の面々は不レ及レ申、諸旗元衆世上諸人共御慕ひ申上候、

一永慶寺様御登城御退出之節、御駕籠へ度々百姓町人訴狀差出、又は御屋敷へも參候、其節御目附役の者出合、委く達二御聞一、町人は町奉行、百姓は御勘定奉行中へ御内意被二仰遣一、訴狀人不レ及二難儀一、又者御代官衆不念にも不二相成一様に事濟申候儀多く有レ之候、

一元祿年中、諸國共に飢饉にて、川越御領中の百姓共へ御救米被二下置一候、其已前百姓一人、前日妻と子供二人乞食に出し、翌日其身は剃髮して極老の母を連、乞食に出候處、熊谷鴻の巢邊にて母病氣付申候に付、手當に困り候哉、其儘打捨置候樣子に相見へ、母もせがれも別れ〳〵に成て、母迷ひ歩行候に付、鄉廻の足輕見附候て、老女の事故、役所へつれ

行、いたはり置、扨又右のせがれを尋出し、親捨の樣に外より申立、御役人共も其次第に存候て、江戸表へ疑敷樣子に申來候故、右書面之趣被レ達二上聞一候處、林大學頭へ御吟味被二仰出一、右京大夫輝貞公などにも親捨と御極被レ成候、左候へば遠島被二仰付一筋可レ有レ之候、永慶寺樣には何卒親捨に不レ被レ成候樣思召候得共、右之趣に御座候間、御家來儒者へ被二仰付一親捨の仕置、和漢の先例等取調候樣被二仰付一候儀、明律の類抔取調候得共、親捨の仕置の例と申は無レ之由申上候、然る處永慶寺樣御思召には、此者の始末、全親捨とは難レ申、非人ながらも妻は先へ暇出し候へども、母はさながらにも難レ捨存候而、少々の間にても同道致せし所存、奇特成事なり、若も其身妻子と同道にて、母のみ打捨置候はば、親捨とも可レ申もの也迚、甚此事歎ヶ敷被二思召一候處、荻生惣右衞門申上候には、當時世上飢饉にて困窮仕候へば、右樣のもの他領とても有レ之間敷儀共難レ申候得者、是を親捨に御捌にて御仕置有レ之候はゞ、他領の例にも相成甚不レ宜事に候、畢竟右等の者、其土地に出來申候は其所の御代官、郡奉行の科に御座候、御代官共之科は御家來衆の不吟味より起り候事に候、其上にも科有レ之候御人も可レ有レ之儀と被レ存候、右非人には科有レ之間敷奉レ存候に付、此御捌は右樣の困窮者の御手當御行屆有レ之候樣御世話有レ之候はゞ、忠孝の御示等は其内に可レ有レ之儀と申上候へば、永慶寺樣大に御悅被レ遊候而、惣右衞門儀は用にも相立申候者也と被レ遊二御意一、從レ是而格別に御用有レ之候、猶百姓の事に候へば、御勘定頭荻原近江守殿へ申候而、とくと可レ承旨御意被レ成候に付、五郎右衞門罷出得と申達候處、委く御聞受、親捨と申にては無レ之候、飢饉の節、何國にてもかつ命に及候得ば、妻子共一同に乞食に出、迷ひ歩行、別れ〳〵に成申候、是は行別れと申ものにて御座候、斯樣成者親捨に成候ては、此節國々に如何程も有レ之事に御座候、決而親捨と申にては無二御座一候半、御申付に付右の趣申上候、猶又近江守殿へ御直談被レ遊、行別れと被二申上一候故、右之次第被レ達二上聞一候、彌行別れに相極り申候て、右非人へは一人扶持被二下置一、元の地所へ差戻し被レ遣候、永慶寺樣御慈悲深く被レ成二御座一候

故、右飢饉の節は在中へ役人御廻し、飢に及び候ものも御吟味御救被ニ下置一候、常憲院樣少も不孝ヶ間敷相聞へ候もの、幷捨子捨馬の儀御詮議强く御座候故、御城にても御詮議親捨の樣相極候哉と奉レ存候、其頃は御家中の御仕置向も、事により輕き事にても不レ被レ達ニ上聞一候はで不レ被レ爲御樣子に御座候、

一元祿年中、御物頭木部傳內召仕の鑓持、少の品取欠落いたし、二三年も過候て、同役汀左五右衞門、右の者とは不レ存召抱申候に付、見及び致ニ腹立一、五郎右衞門迄內意申聞、御願申候而急度申付度由を申候に付、御內慮相伺候處、一通りは尤に被ニ思召一候、夫に付御咄被レ遊候は、御用部屋にて大和守殿（御若年寄、六萬石、吉田城主久世重之公、）被レ申候は、下々と申ものは何の辨なきものにて、自分挾箱持致ニ欠落一間もなく河內守殿（御老中、五萬石、丹州龜山城主井上政峰公、）挾箱を持、日々御城にて家來共見かけ申候而、何分にも申付度由申に付、自分申候は、成程一通りは尤に候、然ども下々の事に候得者、河內守殿家來へ內意申遣、暇出し申候樣に取扱候樣申付候由、何歟咄の節被ニ申付一候、ヶ樣の事は其方共承置候へば心得に成り候事に候、傳內申所成程一通りは左樣可レ有事に候、取逃もいたし候へば、左五右衞門へ內意申聞、慈悲を以追放申付可レ然よし御意に付、追放申付候、右重之公の御物語は御實事にて候哉、又は永慶寺樣御慈悲深く被レ成ニ御座一候へば、わざと御意被レ遊候やと其節何れも奉レ存候、

一諸大名斷絕の家は、越後殿を始先祖非道無慈悲ども有レ之故と被ニ思召一候、無慈悲にて子孫續兼申ものゝ、由承傳候由御意被レ成候、

一御家中物成渡の事、知行取、切米共に先年は春渡秋渡暮渡三度と相渡候、其後永慶寺樣御意に、物成は春暮兩度に渡し、男女共切米取は春夏暮三度に相渡可レ然思召候、右京殿にては暮一度に相渡候由、外々にても家風にて暮一度に相渡し申も有レ之由、是は如何に被ニ思召一候由御意被レ遊候、

一諸家にて家中江戶詰幷道中入用金等、手當の樣子、大概にも留守居共所々承合させ、此方にても御定可レ被レ成候由御意に付、所々承合、其上にて吟味役共相考させ候樣被ニ仰出一、少も餘分相渡、諸士幷組

の者までも江戶御供太儀と不レ存、願候ても罷出候樣被レ遊度、御慈悲成御思召にて、江戶御扶持方、路金等御極被ニ仰出一候、

一名法の御藥、色々毎年寒中御醫師共へ調合被ニ仰付置一、御家中に病人有レ之節、御願申上被ニ下置一候、

一御匙醫常々御懇にて、御家中病人多く有レ之に付、中の口脇に調合部屋被ニ仰付一、御勝手にて支度かけ合被ニ下置一、御家中の病人をも被レ遊ニ御尋一、隨分療治精出候樣にと、日々の樣に御意被レ成、年々長崎より藥種品々御取寄被ニ下置一候、御はり座頭にも別而御いたはり被レ遊、御側の面々にも常々いたはりの儀御意被レ成候て、長屋住居等御上より被ニ仰付一、疊迄も被ニ下置一候、

一川越より甲州へ御所替の節、御家中の面々拜借金員數願の通被ニ仰付一、御隱居已後、前々よりの御家中拜借被ニ下置一候、

一甲州御拜領の砌、百姓共致ニ騷動一候に付、頭取共一人牢舍申附、評定列座の面々、兎角急度御仕置被ニ仰付一可レ然旨申に付、御家老共度々遂ニ吟味一候處、御仕置に相極り、右の趣江戶表へ申上候所、先致ニ牢舍一置候樣にと被ニ仰出一候得共、兎角後々迄の御仕置に御座候間、不レ被ニ仰附一候而は不レ叶儀と、何れも一決仕候由にて、郡奉行三好與左衞門を以相伺候由、先達而申來候、其節阿波儀、御國へ引越被ニ仰付一候故、大方與左衞門に道中にて出合可レ申と思召候に付、右牢舍共一人出牢被ニ仰付一候段內意申聞、與左衞門儀は必御國許へ相返可レ申由、吳々阿波へ被レ遊ニ御意一候、八王子宿にて與左衞門に出會候に付、右の次第申聞せ、御國へ相返し候、右に付御國へ參着の上、出牢の儀申渡候、御家老共を初、扨々御慈悲成儀可ニ申上一樣無ニ御座一候由、江戶表へ申上候、出牢被ニ仰付一候ものどもは不レ及レ申、御國中の者共御慈悲難レ有儀と感心仕候由、

一正覺院樣より御讓りの御知行所上總國山邊郡高百六十石南ミ袋村、元祿二巳年一ヶ年、作り取に百姓へ被ニ仰付一候、

一甲州より郡山へ御所替の節、御領中米を不レ殘相納候に付、御勘定奉行へ御申候は、何方の所替にも米をば滯ることに候、先年より美濃守殿慈悲深き故、

早速相納候ものと御城にて御沙汰の由、黒田豐前守直重公、柳澤備後守信尹公被レ仰候、桃井伴山老にも外沙汰、右の趣被二申聞一候、萬端永慶寺樣御慈悲深く被二仰出一候故、地方役人共も心附厚きゆへと、其節何れも奉レ存候、

九、御平日の御事附御意の次第

一永慶寺樣日々朝四ツ時御登城被レ遊、八ツ時御退出被レ遊候、朝は御精進、御登城被レ遊候前、御上下にて御持佛へ被レ爲レ入、毘沙門御拜、毎月朔日には別而御淸め、御備物品々、御召物も被レ成二御着用一御備被レ遊候、右御用に懸り候御納戸御用役、御納戸役の面々も、朔日には別而淸め候て相勤申候、朝御精進毘沙門御拜の儀は、御上の御祈禱、次には御子孫樣を御祈禱被レ成候由御意被レ遊候、毎朝御登城の節、御守り御懷中被レ遊、御退出直に御守棚に御納被レ成候、

一御精進日は、前晩七ツ時より御精進被レ遊候、

一冬中御退出後、折々御次にて燒火被二仰付一候、

一每朝御登城、御匙醫相揃罷在候而御脈御伺、御煎湯日々被二召上一候に付、御機嫌の御障りも不レ被レ成二御座一候處、日々御藥被二召上一候儀、如何可レ被レ成二御座一候やと、何れも奉レ存候段申上候へば、御用多御勤被レ遊候に付、何卒御障不レ被レ成二御座一御勤被レ遊度御念願にて、兼ての御養生に御藥被二召上一候由御意被レ遊候、年始三ケ日、五節句計御藥不レ被二召上一候、

一御居間御床に御差替之御腰物幷御具足櫃、御調度掛、御腰物箱、御具足櫃は黃なめし皮に花菱の御紋付候覆懸被二差置一、火事の節は御側の面々無二相違一爲二持退一候樣にと兼て被二仰付置一候、御打物、御持鑓、御廣間に一通り、御次に一通り被二差置一、駒込御屋敷にも一通り被二差置一候、神田橋御屋敷出火の節、急火にて御鑓燒失いたし候に付、御用役大原又右衞門早乘にて、駒込御屋敷へ罷越持歸り候、

一御衣類は目立候樣なる物は不レ被レ爲レ召、御上下色小紋に御極被レ爲レ召候、

但、菜種色は世上に多く類無レ之、殿中にて御見知のため色御極め被レ爲レ召候樣、其節何れも奉レ存候、裏付御上下も同斷、

一御腰物御拵、是又目立不レ申候樣被二仰付一候、

一御平生御料理御好無二御座一、朝は一汁三菜、夕御膳は一汁五菜、御夜食は一汁三菜、朝夕共に隨分輕き品被二召上一候、

一御不斷御膳御くつろげ不レ被レ遊、御膳は勿論、被二召上一物の節は猶以急度御かしこまり被レ遊候、晝御休被レ遊候事不レ被レ成二御座一、御針治の後、暫宛御休被レ成候、夜は御表にばかり御寢被レ爲レ成候、

一御酒は殊の外御嫌ひ被レ成、御姬樣方、三月雛の御樽被レ進候をも、此樽は臺所の小使共に給させ候樣にと御意被レ成候程の事故、御側の面々、酒給候ては得不二罷出一候、右の御次第故、おのづから酒給候もの無二御座一候、

一日々御登城被レ遊、御透に不レ被レ成二御座一候へども、儒書幷歌書御覽被レ遊、每月御歌の御會御座候、

一元祿十五壬午年、北村季吟法印より、古今御傳授被レ遊候、

一同十六癸未年、百首和歌御詠、仙洞御所へ被レ入二叡覽一候、

一眞光院樣幷女中方、御表へ被レ爲レ入候節は、歌書講釋被二仰付一候、

一御上常憲院樣御嫌被レ成候由にて、御奧にても琴三味線決而無二御座一候、御家中娘有レ之面々も、右の通り故稽古一切不二相成一候、

一御側の面々へも折々仕舞謠被二仰付一候、眞光院樣御一所御表にて被レ遊二聞一、御幸若舞幷座頭平家折々御聞被レ遊候、

一元祿年中、屋形樣御成長後、不レ絕御能被レ遊、御手前太夫寶生右內に能被二仰付一、御見物被レ遊候、尤御役者をも被二召呼一被二仰付一候、

一御前へ五郎右衞門、宇右衞門罷出候節、敬過候へば、禮の用は和を爲レ貴と云事を存せず候や、御內所にて左樣に急度仕候へば、御窮屈に被二思召一、御用の品も無二御座一、御腹藏なく御意難レ被レ成思召候、其方より隨分くつろぎ用向申聞候樣にと、ひたと御意被レ遊候故、御側の面々は猶以御心安く、誠に御むつまじく被二思召一、惡敷事有レ之候へば、得と致二合點一候樣に幾度も御意被レ遊候、

一言葉は心の表にて人の嗜可レ申事と常々被レ仰候故か、御側の面々は不レ及レ申、御坊主共にても我がごとしてかくしてと御意被レ遊候事を、終に不二相伺一、そ

ちがと計り御意被レ遊候、
一御側御視文庫に糊入の四半紙被二差置一、假初の御用被二仰付一候にも、右の紙に御書付御渡、間違不レ申候樣に被二仰付一候、
一御用向、御側の面々を以相伺候得共、御直に伺候樣にと御意被レ遊候に付、罷出相伺候へば、總而伺候事一通りの輕き事は、人傳にて伺候ても相濟候事に被二思召一候、何事も御直に伺候得者、御意の御樣子、御顏の御樣子にても、御用向得と呑込申ものに候、兎角御主人樣の御前へ罷出候樣心懸候事、勤第一と御意被レ成候に付、大體の病氣にては引込不レ申相勤候、
一御祝事又は御一門樣方御招被レ遊候節、總而不レ依二何事一、假初の申合事にても帳面に記し、銘々折本に致懷中、申合候程に不レ仕候得者、御心に御叶不レ被レ遊、御意にも萬事叮嚀過たる樣に其方共可レ存候へども、物每委く申合候てさへ間違有レ之ものにて、重き用向は猶以念入申合事に候、信玄公ならしと云事を第一に被レ成候由、此儀は度々御意被レ成候、

是より末御意の次第不同に認候、
一屋形樣御部屋住の節、御國持の通り、御表にて御禮被二仰上一候に付、正月御用番の御老中秋元但馬守喬朝公、永慶寺樣へ被レ仰候は、伊勢守殿、正月は國持衆二日御禮にて有レ之候に付、二日の御禮可レ然哉と御申被レ成候、永慶寺樣御挨拶に、成程左樣可レ致事に候得共、年始には一日も早く御目見爲レ仕候樣致度、御伺被レ成、朔日御禮申上候樣被レ成可レ被レ下候由被レ仰候而、元日の御禮に相極り候由御意被レ遊候、永慶寺樣御心底には、御譜代御はなれ不レ被レ遊思召に奉二承知一候、
一甲州は馬所にて、御參覲の節御馬獻上可レ被レ成筋に候へども、御馬御獻上被レ成候得者、御暇の節、御馬御拜領無レ之候、右の儀は殊の外結構成御次第に付、御馬御獻上の儀、外々を委く御聞合、其上にて御極被レ遊候、

御獻上左の通

正月　鮮鯛　二月　枝栁
四月　岩茸　六月　素麪 林檎
七月　粕漬鮎　八月　梨

九月　葡萄　十一月　袋栁
十二月　鮮鯛

右の外
端午　八朔　重陽　歲暮 享保五子年五月より
御參覲　御歸國　巢鷹

一永慶寺樣御勤の內、留守居被二仰付一度思召候由被レ成二御意一候に付、先當分夫には及申間敷候樣奉レ存候、留守居仲間度々寄合物入多く御座候而、何の御用向にも入不レ申候段、五郎右衞門、宇右衞門兩人共に申上候へば、尤に思召候、乍レ然伊勢守表向の勤、末々國持の衆、留守居仲間へ入候事難レ成事に思召候、右の趣右京大夫輝貞公へも御相談被レ成候へども、今程は留守居は入申間敷候へども、末々留守居仲ヶ間御入候事は被レ成可レ難候間、只今の內御入置可レ然由被レ申候、兎角可レ被二仰付一由にて、塚本鄕右衞門、植松多忠兩人被二仰付一候、此方樣御懇の內、藤堂和泉守高久公、細川越中守綱利公へ被レ仰候而、右兩家の御留守居共取持を以て漸仲ヶ間入相濟候、殊の外六ヶ敷事の由に候、
一甲州御拜領の節、川越幷上方御領地物成詰を以可レ被二下置一の旨被二仰出一候、御勘定奉行荻原近江守殿へ被二仰付一、御吟味御座候て、巨擘八代、山梨三郡一圓二十二萬石、但七萬石の込高被二仰出一候由、尤の次第彼是委敷御意奉二承知一候、
一御手傳の節にても、又は末々御不勝手にても御家中上ヶ米有レ之候ても、家中の者へ加增褒美遣候儀不レ苦候、不勝手の內加增褒美不レ遣候へば、勤候もの勵無レ之、如何と被二思召一候、乍レ然家中借米有レ之內は、側向奧向は隨分儉約相用可レ申由、御隱居已後御意被レ遊候、
一元祿年中、松平九左衞門（但見父）被二召出一候節、御意には、九左衞門兄松平九郎左衞門事、大番より御能の節、御白砂ね御前置被レ出候筈と書付、御前へ出候處、御白砂へ被二差出一候筋目にては無レ之由被二仰出一候、右の通に候間、九左衞門儀御馬廻二十人扶持に被二召出一候、荒川土佐守殿從弟に付、土佐守殿御願にて達二上聞一候由、荒川忠八郎高千三百石被レ成下候儀も、土佐守殿從弟に付被二召出一候、其方家は筋目の者共は願可レ申樣に被レ爲二思召一候由上意も御座候由、御內々御意被レ遊候、

一寶永年中、小田清右衞門事、其方存候通、何の勤にても可レ致ものに候、賴母樣末々御分知も可レ被レ遊候、其節は御家老可二申付一候よし、清右衞門へ常々學問を止め、勤め候樣にと被二仰付一、かた過候事有レ之に付、右の段被レ仰候由御意被レ成候、

一塚本鄕右衞門事、段々御取立御留守居迄被二仰付一、實體成者に被二思召一、御隱居後も不レ絕御機嫌伺申候、せがれ被二召出一候ても可レ然や相談可レ仕の旨、御意被レ成候に付、後藤新兵衞始遂二相談一候處、同役植松平馬もせがれ有レ之、鄕右衞門せがれ計被二召出一候ては、留守居仲間にて平馬難レ立程に可レ申候間、先御無用に被レ遊候樣にと申候に付、其段申上相止申候、

一高山三郎右衞門事、先年刑部少輔樣へ御附被レ成候處、間違有レ之御免被レ成候、御隱居後も不レ絕御機嫌相伺申候、御厚恩のもの共多候得共、志之者無レ之由、其方存候筋之者に候間、心添いたし可レ申由御意被レ成候、駿府御手傳の節、永慶寺樣にて御用被二仰付一候、

一野澤藤右衞門事、先年谷村へ被レ遣候、此者事御了簡違も被レ成二御座一候に付、相應に取立候樣にと御意被レ遊候、

一同年、青木清右衞門幷岩手孫右衞門、右兩人へ花菱の紋付來候得共、遠慮可レ仕やと御內慮相伺候所、兩人共に家筋にて附來候得者、少も不レ及二遠慮一候段可二申聞一由御意被レ成候、

一同年、大小姓組は熨斗目も御免被レ成、騎馬役に候間、江戶表にて一類共より馬を給り、乘馬にて鑓爲レ持、徘徊不レ苦候由御意被レ成候、

一同年、家老共は御目見申上、重き事にて、家中にても重んじ申樣に、右用達共年始御目見被二仰付一、熨斗目着用の儀、御免被二仰出一候、

一同年、與力何も用向申付候節、鑓爲レ持可レ申候、刀指は不二召連一候とも、鑓は爲レ持可レ申由御意被レ成候、

一御厩にあし毛の馬立て申間敷候由、御隱居後御意被レ遊候、

一萬事に付費無レ之樣に可二申付一由、屋形樣御妹子樣方にも、極候て御合力不レ被レ遊、不時に御金可レ被レ進之由、是亦御隱居後御意被レ遊候、

一元祿十二年、山東小市郎、若狹武田之由にて、武田と改申度由願書差出候に付、御內意相伺候處、武田の儀、決而家中にて爲二名乘一申儀は不レ成事に思召候由にて、願相叶不レ申候、

一甲州におゐて竹田兵十郎被二召出一候節、竹田の儀文字違候に付不レ苦候由、永慶寺樣御意被レ遊候、右兵十郎儀、竹田丹波守殿より曲淵信濃守殿を以、御願に付被二召出一候、

一永慶寺樣御隱居後、川口十太夫、酒井作左衞門、屋形樣御部屋住の節より骨折相勤候、何にても勤兼不レ申者にて候故、末々家老申付候ても可レ然由御意被レ成候へば、瀧口典膳、平左衞門（せがれ）、松平但見、御家老被二仰付一候以後、右兩人も御家老被二仰付一候、川口石見、酒井志摩と改、

一黑田豐前守直重公御事、御學力も被レ成二御座一、其上御人柄は其方共存候通にて、屋形樣、刑部樣、式部樣御事、末々迄の御事御賴被レ遊候處、直重公御事、永慶寺樣御厚恩に被レ爲レ成候儀に御座候へば、御賴不レ被レ遊候共御如在被レ成間敷候御心底御座候、殊に御願被レ成候御事、少も御氣遣不レ被レ爲二思召一候樣にと被レ仰候故、其方始右の趣心得可二罷在一候、永慶寺樣御百年の後、重立候御仕置向御聞合可レ申能御相談相手、屋形樣御力に可レ被レ爲レ成と、彼是直重公むかしより御馴染など、申事、くれ〴〵御意被レ遊候、

常憲院樣御代直重公御側御勤、元祿十六年（御高二萬石、常州下館、御高三萬石、上州沼田）、享保二十年御逝去、

十、儒佛神無二甲乙一御崇敬被レ遊候事

常憲院樣御弟子

一御儒學

一御禪學御師

小日向龍興寺　竹堂和尙
同　雲岩和尙
山州宇治黃檗山八代　悅峰和尙

一御實記御用、狹生惣右衞門被二仰附一、御實記出來也、日光准后樣へ被二差上一候に付、惣右衞門へ百石御加增被レ下、度由屋形樣被レ仰候而、都合五百石に被二仰付一候、其節御意には家の飾り、惣右衞門程成儒者は公儀にも無レ之樣被二思召一候、其方共は儒者に

大祿遣候は費と如何に可レ存候へ共、儒佛神勝劣無レ之、神は濁らず明らかに、佛は慈悲を專とし、儒者忠孝を第一とす、御仕置も右の三通、一ツかけても家治らず、是は人の存候事、自分勤候節、隨分右に心附相勤候、其方共職分筋違無レ之樣に、別て此通りに心付可ニ相勤一之旨、厚き御思召共御意被レ遊候、

一神社へ御名代被ニ仰付一候節は、前夜より御淸め被レ遊被ニ仰付一候、

一伊勢御師幸福出雲へ、御祈禱料每年米百俵づゝ御寄附、永々迄可レ被レ遣之旨、元祿年中被ニ仰出一候、

一江戸市谷八幡宮は永慶寺樣御產神、年始には御名代を以御太刀被レ獻候、前夜より御側向御次の面々迄淸め被ニ仰付一候、御社參被レ遊候節、猶以の儀御座候、年始の外にも事により御名代被ニ仰付一候神社は、別而重き儀と常々御意被レ遊候、

一川越御拜禮の砌、四月十一日、御城內天滿宮、八幡宮幷御城氷川明神へ御太刀被レ獻候、御名代五郎右衞門被ニ仰付一候、右天神はみよしのゝ天神と古より申傳へにて、御城內一の御宮にて御座候、

一甲府御拜領の砌も、府中八幡宮へ御名代權太夫へ被ニ仰付一候、夫より例年年始御名代寄合衆の內被ニ仰付一、御太刀馬代被レ獻候、

一長日御祈禱所、寺社二十五ヶ所御極、御祈禱一ヶ所へ米十俵づゝ、年々御寄附被レ遊、御城內稻荷毘沙門御祈禱被ニ仰付一、此外寺社所々へ例年年始御名代御初穗被レ獻候儀御極被レ遊候、

一御透被レ成ニ御座一候節は、不レ限ニ晝夜一、不レ絕儒者の面々被レ爲レ召ニ於御前一儒學軍書講釋被ニ仰付一、何も出席仕候、

一權現樣甲斐國御手に入候而、寺社方は各別の儀にて、御朱印信玄公の通に被レ成候由、永慶寺樣御意被レ遊候、

一江戸愛染院は、正覺院樣御代よりの御祈禱所にて有レ之候由にて、御懇に被レ遊候、

一愛染院、靈雲寺にて長日御祈禱被ニ仰付一候、愛染院へ米五俵、靈雲寺へは七月十二月兩度に金子被レ遣候、

一遠國御祈禱所

石淸水　春日　竹生島　多賀　三井寺

上賀茂　六孫王　宇佐　彥山　高野山

但御祈禱料銀子一枚宛、

右之通、每年十二月十八日、御用人書狀相添差出候樣被ニ仰付一候に付、例年差出申候、後々迄御家の御祈禱にて候間、其方共永々心得罷在候樣にと被レ遊ニ御意一、十二月十八日は永慶寺樣御誕生日にて御座候、

一甲府御拜領の砌、惠林寺不動尊へ御太刀馬代被レ獻候、御名代柳澤權太夫被ニ仰付一、夫より例年正月十二日、四月十二日寄合衆の內にて御名代被ニ仰付一、御太刀馬代被レ獻候、

一元祿年中より、月桂寺、龍興寺度々御招、出家中も大勢御招被レ成、問答等有レ之、御馳走被レ遊、被レ遣物銘々度々御座候、繁昌の出家扱人々せぬものに候、ふかき思召にて、度々右の通御呼被レ遊候、定めて其方ごもいか〴〵に可レ存候や、此事度々御意被レ遊候、

一川越御領分野火留村に多福寺御願被レ成候て御建立、米五十俵づゝ御寄附被レ成候、秋元但馬守喬朝公御領知に成候て、前々の通五十俵づゝ御寄附被レ成候、御家老御城代御用人共より佛具等品々寄進被ニ仰付一候、

一龍華山御建立の儀は、深き御思召被レ成ニ御座一候、

一正德元辛卯年十二月十八日、御來市正持佛堂に安置の惠心僧都作之正觀音、永慶寺樣御佛堂に百日餘被ニ差置一、廚子の扉に、

具ニ一切功德一、慈眼視ニ衆生一、
福聚海無量、是故應ニ頂禮一、　吉保百拜

右の通御筆にて被レ遊、廚子黑塗に有レ之處金たみに被ニ仰付一、戶帳共に御取替被ニ下置一候、

一同三癸巳年十二月十五日、駒込御持佛堂に唐佛の寫し、三尊彌陀廚子入四通り御並置、屋形樣、刑部樣、式部樣へ可レ被レ進と、此度大佛師左京に被ニ仰付一出來、御三方樣いまだ御年若に被レ成ニ御座一候へば、如何にも可レ被ニ思召一候へども、御年被レ爲レ寄候はゞ思召やり可レ有レ之候、其方へも右四通りの內可レ被レ下候、彌神佛信心可レ仕候、尤日々拜み可レ申候、祈禱と成申候、佛道の事は年若にては心に染み申さぬものにて候、佛道の心無レ之ては慈悲薄く候、第一先祖の事、大切に存入候樣に屋形樣へ

も可ニ申上一候、慈悲深く無レ之ては子孫續かぬものの由申傳候、佛神信心の事、其方ゟ今御附屬被レ遊候四通り同仕立にて、戸帳金入のもやう違たるまでにて候、何成共其方へ頂戴被ニ仰付一候由御意被レ遊候へども、先達而拜領の儀、達而御辭退申上候へば、其方へ御附屬被レ成候に付、是非共頂戴可レ仕候旨御意被レ遊候、御側に御番頭小田清右衞門龍在、兎角御意次第に可レ仕旨申候に付、御意重く奉レ存、左候はゞ末の四番目を頂戴可レ仕旨御請申上、直に頂戴仕候處、御名札書、清右衞門ゟ被ニ仰付一候、一番屋形様ゟ、二番刑部様へ、三番式部様へ、右の通御銘々様御名札附申候、扨又御意には、阿彌陀佛と申は天竺にての詞、大唐にては無量壽佛と唱へ、はかりなき命の佛と唱ふるなり、はかりなき命はご目出度事はなし、祝ふべき日などはまづ南無阿彌陀佛と唱へ可レ申事に思召候、現世にては災難なく命を延べ、來世佛に成るとの難レ有事、南無阿彌陀佛の功德、中々言葉に及ざる次第なり、南之文字、華嚴經に當り、無之字は阿含經に當り、阿の字は方等經に當り、彌の字は大般若經六百卷に當り、陀の字は法華經二十八品に當り、佛の字、涅槃經に當り、七千餘卷を一口に讀誦したるといふ事有、年若にては佛道合點無レ之ものに候、末々御三人樣ゟ能可ニ申上一候由、彼是御意被レ遊候、右の趣御物語被レ遊候へども覺不レ申候に付、御側に候清右衞門に申談書付差越申候、

一同四甲午年四月、駒込御持佛堂に安置之御本尊幷御先祖樣方御位牌、お增ごの甲州ゟ御越被レ遣候、御先祖樣方御位牌の事に候ゆへ、御大切に御安置被レ成候樣にと、御附の女中ゟ永慶寺樣被ニ仰含一候由、お增ごの御卒去已後、右御位牌、市正宅ゟ奉ニ安置一候て、香花奉レ備候、

十一、武藝を第一に被レ遊候事

一永慶寺樣御武藝御修行の次第

常憲院樣御弟子

御兵法　甲州流小峰玄入
御軍學　吉田流
御弓　大和流
御鎗　無邊流直鎗

寶藏院流十文字
柏原流
御馬　八丈流
大坪流

一寶永年中、御軍令御定被レ遊度、晝夜御心懸、今般御定被レ成候、日々御登城御障不レ被レ成ニ御座一候處、其方共還而如何にも可レ存候得共、伊勢守代に成候ては、中々其方共了簡に及申間敷候、此節相極候段、其方共仕合と御笑被レ遊ニ御意一候、

一御召御具足櫃は鐵を以縅被ニ仰付一弓は十三間、鐵炮は十五間にて試被ニ仰付一丈夫に請留候に付、御縅被ニ仰付一、其外數々御具足出來仕候、

一御前御座敷にて御用被レ遊候節、御身薄にては如何に思召候に付、百重ばかり御具足御胴丸龍の蒔繪被ニ仰付一候、

一御家楯なし御具足も出來仕候、

一御馬の儀、諸流御吟味の上、書物御仕立被レ遊候、御守弓は張弓、其外御弓數幷御馬具御好被レ遊出來仕、寶永年中御隱居已後被レ爲レ進候、

一日々御登城被レ成ニ御座一候へども、御兵法不レ絕御修行被レ遊候、御弓も折々被レ遊候、馬場へも月に二三度程づゝ被レ爲レ入、御乘馬被レ遊、御側の面々へも乘馬被ニ仰付一御馬共不レ殘被レ遊ニ御覽一、飼料等總而念入候樣、御馬役共ゟ御直に度々御意御座候、冬は綿入の蒲團着せ、御引馬も着せ申候、

一大名は外の武藝は一通りの事、馬をば達者に乘不レ申候へば、人前にて恥をかき申事有レ之候、先火事の節御用勤り不レ申候間、第一屋形樣御馬御精被レ出、御稽古被レ成候樣可レ仕旨、度々御意被レ遊候、

一御式舞臺にて、御側の面々兵法、鑓、木馬等稽古被ニ仰付一候、

一元祿年中、御家老共幷御用人共、具足御前にて着し入ニ御覽一候、

一御上屋敷御座敷の內、御弓、御鐵炮飾被ニ仰付置一、則御弓の間、御鐵炮の間と申候、御長柄は中の口通り上に掛置、外に半弓御長柄澁紙包、中の口脇御長屋ゟ入置、萬一御城近邊急火の節爲ニ御用心一、右の通被ニ仰付置一候、右長屋の鎰鍵は大目付預り候、尤其節御供の御人數も御極被レ爲レ置、御定書御座候、

一馬持の面々、乘馬御覽被レ遊候、

一御物頭的御覽被レ遊候、
一御物頭弓鐵炮御家老見分仕候、
一乘馬被二仰付一候節、痛所又は病氣等にて不二罷出一候へば、名前御書付させ、誰々乘馬不二相濟一と書付、御次の間柱に爲二御張一被レ成、相濟次第名札爲二御取一被レ遊候、夫故馬は不レ及レ申、武藝を勵み精出し稽古仕候、
一御國元にて武藝稽古所申付、家中の面々無二油斷一致二稽古一候樣可レ仕候、學問鉢方等をも習はせ可レ申候、尤稽古猥りに無レ之樣に定書を出し置可レ申候、雅樂頭殿在所にても右の通被レ致候由、雅樂頭物語に承り候、若き者共稽古無レ之候ては猥成出會も有レ之ものに候、能々其方共心付可レ申由御意被レ遊候、
一江戸御屋敷にも稽古所被二仰付一、竹刀等御入用にて申付候、
一享保年中、西丸御普請御手傳の節、序有レ之候に付、甲州にて武藝稽古所の儀、其比分而御用相勤之御小納戸山本藤四郎殿へ委く咄申候へば、御尤の儀、紀州にても武藝稽古場有レ之旨御挨拶有レ之、其後懸二御目一候節、先日御物語之甲州家中武藝稽古所の儀、御序有レ之達二上聞一候得者、尤成事と上意有レ之旨御申聞被レ成候、
一元祿年中、柳生内藏助幷汀左五右衞門内藏助弟子、度々御城へ被レ爲レ召、兵法被二仰付一、御小姓衆、御小納戸衆指南仕候、此方樣にても晝夜の樣に御側の面々兵法被二仰付一、柳澤備前守宗長公にも此方樣へ御出、内藏助指南仕候、宗永公家老多羅尾平八を始四五人づゝ被二召連一、是又稽古仕候、
一御成の節御兵法被レ爲レ遊、度々内藏助父子、左五右衞門御相手被二仰付一、其外御側の面々にも罷出候儀に御座候、
一公方樣御流儀の儀に付、末々迄其方共大切に可レ存由御意被レ成候、夫故御稽古の節は締切、外の面々一切不二罷出一候、御側の面々稽古の節も右の趣申合候、御城にて兵法上覽の節、御上段より御下り被レ爲レ遊、御流儀殊の外御大切に被二思召一、御兵法の御書物は御箱の鍵御懷中被レ遊、土用中御自身御風入被レ遊、御側の衆も曾而手を付不レ申由御意被レ遊候、

一文昭院樣御成の節も御兵法被レ遊、内藏助父子、左五右衞門罷出申候、
一柳生内藏助御城にも度々罷出、各別なる者に候間、跡式四百石無減に被二仰付一、甚助五郎に被二下置一候、
一元祿年中、五郎右衞門抱屋敷に、永慶寺樣被レ爲レ入度被二思召一候得共、御遠慮被レ遊候、若殿樣方被レ爲レ入候樣可レ仕旨御意に付、寶永五子年、屋形樣、刑部樣、式部樣被レ爲レ入、旭山昌貞、小島昌悅も被レ參候、土藏の内に武具並置御慰入二御覽一候處、永慶寺樣達二御聞一御悅被レ遊、昌貞老を以御懇に重き御意被二成下一候、昌貞には宇右衞門にも談有レ之候に付、宇右衞門にも五郎右衞門にも御意の趣申聞候樣にと昌貞に御意被レ遊候に付、其後具足は無用、馬具計御次にて入二御覽一候樣にと御意に付、御退出の節入二御覽一候之處、殊の外御機嫌にて、其節被レ爲レ召候葵薄栁御帷子御戻子裏附御上下御手自被レ下二置之一候、御新家の儀、家中の面々隨分武具嗜候樣被レ遊度由御意被レ遊候、
一元祿年中、御側の面々、折々本鄕第◎壷カ町、駒込、小菅、所々御屋敷へ早乘又は步行にて、隨分早く時を限り達者といたし候樣にと、足だめし被二仰付一候、若もきの足だめし無レ之候ては、火事等の砌いかゞと、右の通り被二仰付一候由御意被レ遊候、
一元祿十丑年七月十九日、中野犬小屋御見分被レ爲レ入候節、明け七ッ時御出馬、五郎右衞門、宇右衞門兩人共御馬脇御供被二仰付一、銘々股引腰辨當、御歸の節、日の内は人の見知如何に被二思召一候由御意にて、高田より乘馬にて被二召連一、右京大夫輝貞公にも其後見分に被レ成二御越一候節、御家老步行御供被二仰付一候由、右の御次第上聞に御達し被レ遊候御樣子に御座候、
一中の口向に御馬兩匹立有レ之、每夜泊り馬被二差置一候、
一元祿年中より總御馬數六七十匹づゝにて、駒込御屋敷に百匹立厩被二仰付一、御上屋敷より御馬共十日代りに引替、乘日には曉七時より御側の面々被レ遣候、御用人をも被レ遣、罷歸候而御馬の樣委敷申上候、騎馬百騎の皆具幷御長柄、御弓、御鐵炮取揃御座敷に被二差置一、火事等の節、御固等の御用心、右の通

被ニ指置一候由御内々御意被レ遊候、

一同年中、駒込御屋敷御庭芝間にて、馬上五十騎御揃、御覽被レ遊候、

一五郎右衞門儀、度々遠乘又は雪の節雪乘可レ仕候由、兼而御意に付、夜中雪降候へば未明より雪乘いたし、其段申上候、宇右衞門萬事能候得共、馬嫌にて如何に被ニ思召一候由、度々御意被レ成候、宇右衞門痔疾有レ之候に付、折々ならでは乘馬無レ之候、持病は御存知被レ遊候得共、右の通り御意被レ遊候、

一公儀にても御老中秋元但馬守殿御馬御用被ニ仰付一被ニ相勤一候に付、五郎右衞門右用向可レ承由御意被レ遊、其後御目付も兩人御馬御用掛り被ニ仰付一、飼料の儀下々は粗末に致ものに候、御目附晝夜に限らず不意に相廻り、夏は飼料あしく成ものに候、馬は此方よりあてがひ次第の事に候へば、いたはり可レ申事第一に候間、御目附共へ常々能申含候樣にと御意被レ遊候、

一元祿年中、三百石以上馬持、二百石にても御使番御用役飼料相渡、馬持に被ニ仰付一候、

十二、御家臣被ニ召仕一候御樣子の事

一家中諸士、風俗宜敷、禮義正敷有レ之樣に、其方共心付可レ申候、家中の風俗にて主人の心根被レ察申事の由、外々家風の儀をも彼是御意被レ遊候、

一總體愼と申事第一に候、唯今の御勤柄に候へば、御家中の面々他へ出候て我雜がましき事無レ之樣可ニ申付一候、御供の面々へも申付候て、大道を御通り被レ成候共、片付候て通り候樣心付可レ申候、御老中方御家來愼無レ之樣御聞及被レ遊、下々迄も他へ出候て心付候樣、支配頭へ不レ絕申付候樣にと度々御意被レ成候に付、隨分申含候、終に御勤中、御家中下々迄他處にてがさつなる事相聞へ不レ申候、

一一萬石御加增の砌、浪人被ニ召抱一候儀、御家老村田齋院に被ニ仰付一、其後五郎右衞門に被ニ仰付一候、御取立の御家に付格式又は宛行等望候ものは無用に仕、如何分にも被ニ召出一被レ下候樣にと願申者を吟味可レ仕候、御目利にて段々御取立可レ被レ遊候、本庄因幡殿（常憲院樣御母堂之御舍弟也、）には他家にて重く勤候ものを好み被ニ呼出一候由、松平豐後守宗資公（元祿年中高五萬石、常州笠原城主、後宗物語にては、是も一理無レ之事にも有間敷と被ニ思召一候、乍レ然永慶寺樣にて右之御思召に

て候、喜多見若狹は新參ものに朝夕の給仕爲レ致樣子見被レ申候由に候得共、左樣には不レ成事に思召候由にて、其比度々御檜折御菓子御拜領被レ遊候に付、其節々御手自御菓子被ニ下置一候て、新參者の樣子御覽被レ遊候、銘々へ彼是御尋被レ遊候て段々相應に被ニ召仕一、永牢人、世上にも間違有レ之ものゝ由、兼而御聞及被レ成候間、吟味いたし麁抹に無レ之、間違不レ申候樣に隨分念入可レ申候、身上の儀は人々重き事に候、此所心付肝要に被ニ思召一候由御意被レ遊候、

一新地御加增御役替等被ニ仰付一候節は、厚御勘辨被レ遊、御家老共へ思召の程御意被レ成、其上にて被ニ仰付一候、品に寄御中老共へも可ニ承合一旨御意被レ成候儀も有レ之候、人々少も不足に不レ存候樣にと常々被ニ召仕一候、總而御家老共存寄等少しも殘申樣にては御心に叶不レ申候に付、御家老共心底の程委く申上候、右の次第故、人々少も不足出來不レ申、御近習外樣の面々迄日勤に候得共、人々勵、晝夜精を出し相勤申候、

一五郎右衞門急に被レ爲レ召候由、御側のもの參申聞候に付、早速罷出候得者、此事そち心得違如何と被ニ思召一候、御呵可レ被レ遊と御呼被レ遊候へ共、得御呵不レ被レ成候、重而心得候へと御笑被レ遊ながら御意被レ成候、五郎右衞門不レ限、誰も右の通御意被レ成候事度々御座候、

一元祿年中、御城にて御内々御祝儀御座候節、永慶寺樣より御箱肴兩種御樽、兵部樣（乾德院樣御事、）より御箱肴計被ニ差上一候被ニ仰合一にて、右の通御書付、五郎右衞門に御渡被レ遊候處、心得違、兵部樣よりも御樽相添被ニ差上一候、御城にて御小納戸衆迄、兵部樣より御樽は添不レ申候筈の處間違候間、御樽は御差控被レ下候樣にと永慶寺樣被レ仰候、其段達ニ上聞一、酒返しはせぬもの、一入目出度々々と上意の旨にて御披露相濟、重而隨分念を入可レ申由、御退出の節御意被レ遊、御呵も不レ被レ遊、兎角申上候樣も無ニ御座一恐入候、御渡し被レ成御書付には御樽は無ニ御座一候由申上候へば、右京殿より御樽添不レ申、御氣の毒には思召候得共、御上御機嫌能相濟候に付、遠慮にも不レ及、尤少も心にかけ申間敷よし御機嫌にて御意被レ遊候、萬事右の通に人々を被ニ召仕一候御

次第にて御座候、

一元祿年中、五郎右衞門實父死去仕、蒙中度々御懇に御側の面々を以御尋被ニ成下一、拜領物被ニ仰付一候、

但萩澤源太左衞門自筆手紙の寫有レ之候、次第省略、附錄（◎附錄缺カ）に記レ之、

一人は十分に足り申者は無レ之候、何ぞ取得有ものに候、夫々相應に被ニ召仕一候由御意御座候、御奉公心付の儀又は愼事ひたと御意被レ遊、利發成ものへは見へぬ樣に勤候事肝要に候、又勤不心懸之面々へは、誰々は其方より跡より勤候へども見出にあひ立身いたし候、其方儀も隨分精出し勵可レ申由御意被ニ成下一、其上にても勤方不心懸の面々は、左程御取立無ニ御座一候、

一我身を立身可レ致と主人の氣に應じ申さんため、よからぬ事をすゝめ申もの世に多く候、主人の機嫌をつぐのふは賞すべからずといふ事あり、主人心付第一と御意被レ遊候、

十三、御家臣夫々相應に被ニ召仕一候次第 附御敎訓の事

一小田淸右衞門常々隨分能相勤候、學問いたし候故、萬事に窮屈に見へ候、學問の致し樣惡ゆへ、學問のとがにて、世上にても申事に候、淸右衞門に學問の道餘り用ひ過候ては如何と申聞せ可レ申候、かた過候故、側の者共迄もいやがり申樣に候、右の譯とくと市正申聞せ候樣にと御意被レ遊候、

一的場甚太夫事、常々隨分能相勤候、乍レ去殊の外短慮にて、強く呵不レ申候ても濟候事をも言葉強くしかり候由、重立候もの短氣にては、諸事に付爲にならず候、能く合點致し候樣異見可レ申由、市正に兩度迄御意被レ成候、

一平手七郎右衞門、淺利藤左衞門兩人共、人物不レ宜とて萬事に被ニ召仕一候にては無レ之候、兩人共に御用向を能呑込み埒明候故、何にもかにも被ニ召仕一候、定而人もしかり可レ申候、折節市正心付可ニ申聞一候、手ばなし候ては難レ被ニ召仕一思召候由御意被レ遊候、

一後藤新兵衞、村井小平次兩人共に發明にて、爲にはまり相勤候、乍レ然屋形樣被ニ召仕一樣によりては勤そんじ可レ申候、此所市正心を添候樣にと御隱居已後御意被レ遊候、右之面々の外、誰々は心付薄くと御直にも御意被レ成候へども、市正得と申聞せ候樣にと度々御意被レ遊候、

一人は三十にならぬは分別大方にも定り不レ申もの、扨五十に成候て分別極り申ものに候得共、其身心付肝要に候、勤方未熟、行跡惡敷面々は、年若とても武の法にて仕置難レ有事大法に候、常々面々愼相勤候樣にと、度々御側の面々へ御意被レ遊候、

一元祿九丙子年十二月十八日、永慶寺樣御意には、五郎右衞門儀子に不緣にて御氣の毒に被レ爲ニ思召一候、御前にも先年御子樣御不緣に被レ成ニ御座一候に付、御誓願被レ爲レ遊、朝々御精進被レ成候、五郎右衞門儀も朝々精進をつとめ、子孫繁昌を願可レ申候由、御上にも御子孫御相續を御願被レ遊候、此上心を直ぐに慈悲深く子孫相續、御家に子孫を永く迄殘可レ申由、五郎右衞門事一萬石御加增の節、御人被ニ召出一候最初、能御覺被レ成ニ御座一候由、重き御思召ども徹ニ骨髓一難レ有奉レ存候、夫より朝々精進仕、段々せがれども出生仕候、右の通御意御座候故、せがれ共迄毎朝精進を相勤申候、

一元祿年中、屋形樣御部屋住の節、度々御登城御印籠等御拜領被レ成候、其節は拜領物を願候儀、應ニ御機嫌一候樣に何れも心得候而、屋形樣ゟ宇右衞門御印籠を二三度御願申上候處、永慶寺樣ゟ御序御座候而、永慶寺樣ゟ屋形樣御咄被レ遊候由、二三日過候而、五郎右衞門、宇右衞門ゟ永慶寺樣御意被レ成候、屋形樣ゟ宇右衞門御印籠を願候由、尤に被レ爲ニ思召一候、乍レ去諸家にて親の氣に入出頭いたし候ものは、必子の氣に入ぬものにて、家督以後は不首尾に成申事、世上一同に候、御前には兩人共隨分存入相勤候と被ニ思召一候へども、屋形樣如何可レ被ニ思召一候や、兎角心安立仕候事は愼薄き事と思召候、兩人共常々心付肝要に被ニ思召一候由御意被レ成候、

十四、御政務の事

一正月元日、二日御讀初、御書初、十五日御用始、御具足の御祝儀、諸士御盃御流頂戴、御役替等被ニ仰付一、儒書、軍書講釋被ニ仰付一、御兵法、御鎗御遣初、御射初被ニ仰付一候、

儒者　志村三左衞門
軍師　淸水惠左衞門

兵法　柳生内藏助
　　柳生助五郎
　　汀　左五右衞門
鑓　岩田六左衞門
弓　永井彦太夫

右之面々御祝儀之拜領物被二仰付一候、

一二日御馬乘初、御役共相勤申候、

一永慶寺樣には正月、二月の内、御馬被レ爲レ召候、

一公儀にても正月十一日御具足御祝儀の節、御旗奉行、御鑓奉行、御先手の内、御役替被二仰付一候由御意被レ成候、

一寶永二己酉年正月十五日、大目付ゟ永慶寺樣御渡被レ成候御箇條、左の通り、

一城之事

一江戸甲州家老沙汰之事

一城代沙汰之事

一江戸甲州用人沙汰之事

一町奉行勤方之事

一江戸諸士沙汰之事

一總目附勤方之事

一郡奉行勤方幷代官之事

一町中之事

一鄕中之事

一寺社之事

一生類憐之事

一甲州に差置馬之事

一甲州に差置武具之事

一諸事費之事

一甲州に差置直參衆之事

右之條々見及承及候通、風說たりといふとも毛頭無二遠慮一、每月書付相封印にて、宛所上之字記し、江戸家老共迄可二差越一もの也、

寶永二乙酉年正月十五日　御朱印

大目付

一永慶寺樣御代川越御領、其後甲州よりも例月大目付書付差上、御内々にて御家老共へ爲二御見一被レ遊、封じて其方に差置候樣にと被レ成二御渡一候、

一每月晦日には大目付、御目付御人拂にて、只今迄永慶寺樣被レ遊候通、御前へ可二差出一候、尤其方儀も家中の樣子無二油斷一可二相尋一候、左候へば目付共

も重く家中にて恐れ用ひ申候、第一の御仕置被レ成候由、御隱居後被レ遊二御意一候、

一寶永年中、御物頭へ與力御附被レ遊度思召、度々五郎右衞門、宇右衞門へ御意被レ成候に付、兩人申上候は御尤奉レ存候、乍レ然諸家共に家老に與力附申候、松平讃岐守賴常公、松平伊豆守綱政公御家抔にても、家老に與力附申候、物頭に與力御附被レ遊候事如何可レ有二御座一やと申上候へば、尤と思召候、然共深き御思召被レ成二御座一候、其方共に與力附候儀は又時節も可レ有レ之候、物頭に與力附候儀は、伊勢守代に成候ては新規には中々得附申間敷候、今物頭に與力附候儀は無二遠慮一候、其方共へ與力附候儀は以後にても成申事に被二思召一候、兎角物頭へ御附不レ被レ成候ては御心濟不レ被レ成候由御意に付、左程被レ爲二思召一候儀に御座候はゞ、御思召次第と申上候、其後御老中樣方へも御物語被レ遊候由御意被レ遊候、御内々にては上聞にも被レ遊二御達一候御樣子御座候、與力を御極被レ成候而、足輕を同心と唱候樣被二仰出一候、

一評定列座の面々は大切成役に候間、隨分遂二吟味一可二申付一候、公事訴狀入組たる儀は、右之面々幾度も遂二相談一候上、其方共へ申聞、筋違と成不レ申候樣打寄考可レ申候、難レ決事は□□申附、又は公儀御役人ゟ手寄候而承合申事も可レ有レ事に候、右列座之仕違は家老の不念、其上には主人ゟ懸り申事、世上一同の事に候、ケ樣の儀は被二仰出一候迄もなく候、右役人共無二底意一、神文之通り申合相愼、無二贔負偏頗一賄賂等取不レ申候樣に可レ仕候、評定の事、厚心附可レ申事肝要に候、前々評定候役人共へ懸合支度出候儀、近年相止候由、權太夫申聞候、是は却而如何可レ有哉、阿波御國元へ罷越候節遂二相談一、前々の通懸合支度出し可レ然候はゞ可二申付一候、相談事有レ之節、食事無レ之候ては得と談合も濟間敷樣被二思召一候由、甲州へ阿波引越候節御意被レ遊候、

一諸役人は可レ成程は度々引替不レ申候樣に有レ之度事に被レ爲二思召一候、利發成者にても役馴不レ申候ては物事あらく拵たがるものに候、兎角諸役人共に心を丸く短慮に無レ之、靜に事を致儀、第一役人の心持にて有レ之候、役人の面々心得違有レ之時は、其方共より早速心を付候儀、甲斐守爲にて有レ之

候、萬事油斷無レ之樣、諸事心付專一に被ニ思召一候由御意被レ遊候、

一誓詞の前書文言等、松平右京大夫輝貞公御家を御請候而被レ成ニ御定一候、誓詞より重き堅めは無レ之候、諸役人申付候節急度誓詞可ニ申付一候由、是又甲州へ阿波引越之節御意被レ遊候、

一屋形樣甲府へ御入部之節、永慶寺樣御意には、此度御國にて御仕置向隨分念を入、萬事未熟に無レ之樣可ニ相心得一候、家中人物不レ宜、不行跡成者も有レ之候は〻、由緒有レ之者たり共隱居申付、家督相應に可ニ申付一候譯有レ之者にても、不レ宜ものを其儘差置候ては、仕置の障りに成、家風も惡敷成ものに候、常憲院樣御代に被レ爲レ成候砌、松平越後守殿（常憲院樣御從弟光長公、甘四萬石、越後高田城主、）を初、目立候御仕置等被ニ仰出一、あばれ者共爲ニ吟味一中山勘解由被ニ仰付一、急度世上改り申候、箇樣の事共心得に可レ成事と被ニ思召一候由御意被レ遊候、

一酒井雅樂頭忠峰公（上州厩橋之城主、勘解由樣御事、）御家にても、用日は定日有レ之用向相濟申由に候、此方樣にても御用日定候ては如何可レ有ニ御座一哉相伺候へども、尤に候、左候ては其方始諸役人共迄も致よく可レ有レ之候、乍レ去兎角用向差滯不レ申候樣に日々用向埒明候樣致可レ然思召候、家中の面々其外下郎迄も早速に事濟申儀、悅可レ申事と被ニ思召一候由御意被レ遊候、

一甲州御拜領已後、御國持樣方御家中地方にて被レ下候、此方樣にても何卒御家老共計成共、地方被ニ仰付一候ては如何可レ有ニ御座一候やと、五郎右衞門、宇右衞門兩人申上候へば、夫は時節可レ有候、新家の事に候得者、急には難レ被レ成事に被ニ思召一候、宜き所を望取、末々臺所入薄く可レ成事に候、先々時節可レ有レ之と御笑被レ遊ながら御意被レ成候、

一屋形樣御入部の節、御國境關所等御廻り御見分可レ被レ遊候、尤其方共も追々見分可レ致旨御意被レ遊候、

一正德四甲午年四月、御國元への御暇被ニ仰出一候而、駒籠へ御暇乞として屋形樣被レ爲レ入候節、市正儀御前へ罷出候へば、屋形樣へ殿中向の儀、世上の事共御咄被レ遊、扨御國三日路の事に候へば、若永慶寺樣御病氣の節御對面は御叶難レ被レ遊被ニ思召一候、また御對面被レ遊候ても何も被レ仰儀は不レ被レ成ニ御座一候故、兎角御身御大切に御煩不レ被レ成候樣御心懸可レ被レ成候、御國にては短き御裝束木綿の御股引にて、御供廻り小勢被ニ召連一、在中屋形樣とは不レ存、御立並御咄抔被レ遊候而、方々御かけ廻り可レ被レ成候、重く被レ成候ては迷惑申事に候、外の大名衆も在所にては右の通被レ致候由、能き慰と思召候、在中仕置等惡敷事有レ之やと御心付可レ被レ成候、第一には御身御養生可レ被レ爲レ成候、甲州は陰國に候間、朝寢大酒など致候へば、病身に成可レ申候、瀧口典膳の樣に惡ぶとりに成申ものにて候、一家中の仕置、順路に少も筋違無レ之、家中の面面不レ足に不レ存候樣市正隨分心付可レ申候、昔の名將達義經、楠など、皆家來の手柄にて今に名高く候、夫は本と家來を惠み申故、人々命を捨申候、主人の心付厚く不レ便を加へ申故にて候、兎角非道無レ之、慈悲を專に可レ致候、慈悲無レ之候へば子孫續兼申物にて候、隨分々々御心付可レ被レ成候、重々も右の外に御意被レ遊候儀毛頭も不レ被レ成ニ御座一候、是等の儀市正能々相心得候へと、くれ〴〵御意被レ成候、此度右京殿村上へ被レ參、綿服にて山奧迄領分見分被レ申候由、山奧迄は只今まで誰も不レ被レ參候由、右京殿尤之被レ致方と此儀御意被レ遊候、

一松平九左衞門御家老被ニ仰付一候節、高四百五十石に三百石御加增被ニ下置一、都合七百五十石、小身にて勤り兼可レ申候間、役料可ニ相渡一由被ニ仰出一、三百俵被ニ下置一候、重ても小身の者へ被ニ仰付一候節役料相渡、相應に相勤候は〻役料高に結可レ遣候、向後御家老被ニ仰付一候は〻家筋を以可レ被ニ仰付一候、少し不調法にても御家中の面々用ひ可レ申候、御仕置筋も段々家古く成候へば、先例を以申付、又は下よりも先例を申出るにて諸事相濟申事の由御意被レ成候、御家老は第一筋を以可ニ申付一之由御意被レ遊候、

一諸家にて家老被ニ仰付一候面々の家は、たとひ跡、幼年又は病身にて家老役不ニ相勤一候ても、其儘其席に被ニ差置一候由申上候へば、左も可レ有レ之事に候、乍レ然家老勤候面々其通申付候は〻、末々大勢に成、差支出來可レ申候、既に公儀にても老中被レ勤候跡、諸衆に被ニ仰付一、其器量次第にて追々老中にも

被二仰付一候、此方にても跡の儀、定之席に申付置、様子次第追々家老申付可レ然由御意被レ遊候、

一家老共と年寄共表立候ては急度致二會釋一、内證は誠に水魚のごとくに交候様、左候へば用向すべて能相調可レ申由御意被レ遊候、御筆にも其趣御認被レ遊候、

一御城代筋目を以可レ被二仰付一候、末々家老共の内にて城代を兼候ても可レ然哉、雅樂頭殿にても其趣の由、御聞被レ遊候由御意被レ成候、

一寺社奉行、大目付、郡奉行は別而人物遂二吟味一可二申付一候、乍レ然上下共に十分成ものは世上に無レ之候、夫々得手有レ之ものに候、相應に召仕役儀可二申付一候、少づゝの事は大目に可二心得一事に候、信玄公旨人をも御捨不レ被レ成候由御意被レ成候、

一藪田忠左衞門隱居も致候はゝ實子へ家督可レ被二仰付一候、五郎右衞門被二召出一候已後、忠左衞門被二召出一候に付、家督兩家に被二仰付一候ても何の障無レ之事に候、山東小市郎も其身は被二召出一候已後、久左衞門被二召出一候に付、是は兩家には不二相成一候間、兼而左様心得可レ申候、此類末々も出來可レ申候、父子取立、分々に被二召出一候ても、家督被二仰付一候節、子之宛行は上り申筋の由御意被レ成候、

一御家中家督四分一減被二仰付一候、館林様にて四分一減に有レ之候、家督被二仰付一候て後御加增被二下置一候儀、末々難レ被レ成候由にて、御家中四分一減に被二仰遣一候由、尤人により無減にも可レ被二仰付一候、三代四代にて四分一づゝ減候ては、小身に成績兼可レ申候、左様の者へは又心付も可レ有レ之儀と御意被レ遊候、

一役儀不相應に小身者ねは何時加增被レ下候ても不レ苦候、夫ともに見合可レ有レ之事に思召候、加增遣度ものへは何と用向申付、夫をしほに加增可レ遣候事に候、氣に入候ものへむざと加增遣候事は以の外、家中の面々納得不レ申候、右の趣心得候様にと、御隱居後御意被レ成候、

一甲州御拜領の節、御自身に御分限を以諸士の面々幷中間共迄御加增可レ被二下置一旨、御折本御筆にて御認被レ遊、其方共へ御相談も可レ被レ遊候へども、先御思召の程御認被レ遊候、此方其方共存寄可二申上一候由御意被レ成、右御筆、市正ゟ御渡被レ遊候に付、所

持仕候、

一永慶寺様御在世中は御役替等の儀、其度々御伺被レ遊候而被二仰出一候、尤永慶寺様御筆の物數通御座候、

一元祿年中、土屋源六と申浪人、御成の節の儀以の外成る儀共に申觸し候に付、右のもの町宅へ山東小市郎、山崎鄕右衞門組の者召連罷越、召捕來り御仕置被二仰付一候、右爲二御褒美一、兩人へ五十石づゝ御加增被二下置一候、

一永慶寺様ゟ飯塚彦右衞門（靈樹院樣之御兄、）大寄合の席に被二仰付一可レ然哉と相伺候處、大寄合の儀は各別の席に被二思召一候、總而家老共の跡たり共、大寄合は如何に候、故有レ之者計右之席可二申付一候、彦右衞門儀、只今の席寄合に過申間敷候、彦右衞門を大寄合に申付候へば、其外にも大寄合不二申付一候而不レ成面々有レ之候、兎角女中の續有レ之もの重く用ひ申間敷候、家の風も惡敷成、諸士共納得不レ申ものにて候、又一つには役儀に付不調法も有レ之候へば其通には難二差置一旁に候、たとへば先年松平越中守殿妾の妹を娘分に被レ致候而本多若狹へ遣し被レ申候由、江戸中の取沙汰、以の外成事に候、其方古主那須遠江殿は嚴有院様の御叔父にて候へ共、詰衆にて當御代漸八千石御加增、都合二萬石野州烏山の城主被二仰付一候、嚴有院様御代には御加增も不レ被二下置一候、右之次第心得居候様にと御意被レ遊候、

一御勝手向役人は、吟味役に申付爲レ致二吟味一、存寄次第申付可レ然候、其方共致二吟味一候ては結句間違可レ有レ之候、吟味役申立候ものは、惡敷事も有レ之候はば異見等いたし心附致候へば、すべよく可レ有よし御意被レ遊候、

一武藝の達人幷醫師は各別、御老中方様より御頼入にても、新參もの被二召抱一間敷候、御老中方御一人より御頼のもの召抱候はゞ、外の御老中方何れより御頼被二仰遣一候共不二召抱一ば成申間敷候、御老中方より此方様内甲を見られ不レ申候様可二相心得一旨御意被レ遊候、寶永年中、御老中井上河内守政峰公より柳澤備後守信尹公幷九山昌貞老を以、竹之間勤三橋丈右衞門事、政峰公御家出之者ゆへ、阿波方迄御頼被レ遣候、其砌永慶寺様へ右之趣申上候

へば、左樣の事はくせに成候て家風如何に候、世間へも聞へ申ものにて候間、先其通にて先差置候樣御意被レ遊候、丈右衞門事御取立も無二御座一候に付、一ケ年程も過御暇相願候に付、願の通御暇被レ下候處、政峰公より御呼出し被レ成候、酒井勘解由樣より醫師御抱の儀御賴被レ成候へ共、右の次第故阿波達而御斷申上不レ被二召出一候、

一年始五節句式日諸士ゟ御意被二成下一候儀、永慶寺樣へ相伺候處、尤に被二思召一、其段可二申合一、御家中の面々永慶寺樣御取立にて御厚恩に奉レ存、屋形樣御恩薄く存候ては如何に被レ爲二思召一、隨分屋形樣ゟ御家中の面々存付候樣、相心得候樣にと御意被レ遊候、

一公儀にても布衣以上御役人は御直に被二仰付一候間、此方樣にても大小姓組以上は御直に被二仰付一可レ然かと御意被レ成候に付、御徒頭已上にて可レ然やと申上候へば、尤と被二思召一候へ共、直に申付候へば面々難レ有可レ存候間、大小姓已上役替等直に申付候樣、彌相極候樣にと御意被レ遊候、

一御家督已後、江戸表御役替御加增等、御國元御家老共へ無二御相談一被二仰付一候に付、丑八月阿波江戸表ゟ罷出候節、已後被二仰付一候節は、御國同列共ゟ被二仰出一、存寄も無二御座一候段申上候後、被二仰付一可レ然旨被二申上一候處、兩殿樣共尤と被レ爲二思召一、定上下以上の面々は右の次第に可レ被レ遊候旨御意被レ成候、其節より右之通に御定被レ遊候、

一甲州御入部已後、御前へ御家老共罷出候節、月番のものより先へ罷出候樣被二仰出一可レ然旨、屋形樣ゟ申上、右の通被二仰出一候、永慶寺樣ゟ其段申上候へば、尤と被二思召一、先年御用掛の名前、月番の者、席上可レ認候樣被二仰出一候由御意被レ遊候、

一火の元の儀、隨分大切に念入候樣にと度々被二仰出一、物頭一人組共に火之番相立、晝夜火之番所に被二差置一候、御次にも不寐番被二仰付一、御勝手にも御役人火之番不寐相勤申候、御勝手火焚所板屏風、御料理所石竈に被二仰付一候、火之元の儀、第一大切に被二思召一、右之通被二仰出一候事に御座候、

一每月江戸表總御入用折本に認、五郎右衞門、宇右衞門兩人にて、隔月御前へ御直に差上申候、其役は御入用方川口十太夫、酒井作左衞門、吉田藤太夫、上田半右衞門、加古紋左衞門など被二仰付一候、

一年中の御入用大概積り可二申付一、只今迄永慶寺樣御世話被レ遊、月々御入用等御聞被レ遊、其方共も如何に可レ存候へども、唐土にても入を量て出るをなすと云事有り、年中の積り有レ之事に候、月々のしまりを其方共得と見可レ申之由、御隱居後御意被レ成候、

一御取箇御爲拔不レ申、又百姓共難儀不レ仕候樣、念を入可二申付一候、其方共存之通、川越領上方領、其後甲州御領取箇帳面、年々御取寄御覽被レ遊、御極被レ成、其方共地方不案內にて心拍子にては中々難レ濟事と被二思召一、御郡代共を常々隨分念比に致置、取箇之節は別而內證にて申合、同列之面々は地方不案內に候間、御取箇の儀は其方共へ任せ候間拔不レ申候樣にと申付置、伺候節、是にて拔は無レ之哉、百姓共難儀には及申間敷哉、申迄も無レ之候へども今一應代官共と可レ遂二相談一候由申聞一候、非道無レ之納得申樣に致候樣にと可二申聞一候、左候へば郡代代官共打寄候て、少は取箇のぼせ申樣にも可レ成候、其方共より無理押に何程上げ申樣などゝ申付候はゝ、例之事と心得、年々引下げ伺可レ申候、隨分彼是其方共考に不レ可レ過候、毛見濟候而目付を廻し、賄賂等も有レ之哉、不足成る仕方も有レ之哉と、所所にて尋させ可レ申候、毛見の節、百姓共物入無レ之不レ及二難儀一樣可二申付一候、右京殿領分、代官等毛見に廻り候節は、米味噌薪等迄爲レ持廻り、百姓の物入無レ之樣申付候由物語被レ致候、是はよき仕方と被二思召一候由御意被レ遊候、

一寶永六丑年三月、阿波甲州へ引越候節、御渡被レ成候御筆の物、

存寄候事書付申候、國元へ參候はゝ、同役中可レ有二相談一候、下々にかくれ候私無レ之樣にと存候、水戶などの百姓、彼是と下々に私有レ之、六ケ敷儀有レ之由及レ聞候、

丑三月朔日　吉保

阿波殿

宇右衞門殿

一藏米江戶之通吟味有レ之候はゝ可レ然哉、若障り候事も有レ之哉、相談候而伺可レ有候事、

一鍛冶曲輪城米定之通納候哉、吟味候て申越可レ有

事、

一年貢金、觸頭へ百姓直納可レ然哉と存候、伴清右衞門方ゟ納候ては、金改等に付百姓方横金大分懸り可レ申哉と存候、是は百姓の方を内證聞候て申越可レ有事、

一百姓方掛り物多く候や、代官の方幷百姓共へ内證相尋、何程懸り物有レ之哉申越可レ有事、

一所々堤之竹木切あらし候哉、見分申付、用竹爲レ切候時分、吟味致方書付申越可レ有事、

一白須鳥糸邊林は、甲州急用のために切不レ申候て差置可レ然哉、吟味候て申越可レ有事、

一國中村々鄕藏屋敷吟味致し、藏有レ之用に立候處、且又無レ之荒地の樣に成有レ之哉、不レ殘吟味候而書付申越可レ有事、

一福士村、檜之木山、此方の山に申付、檜木用木にいたし可レ然哉、吟味いたし申越可レ有事、

一雨畑山の事、所之者に得と合點爲レ致、此方入用にて成共申付候て能候半哉と存候、吟味の上申越可レ有事、

一其外金山、何とぞ見立候樣にと存候事、

一年貢納割付、代官迄書出し、代官より百姓共ゟの小割相違無レ之哉と、吟味致候上申越可レ有事、

一東郡繩入候村々ゟ大人數不レ參候樣いたし可レ然候、百姓難儀可レ致哉と存候事、

一鄕同心扶持は上げ、刀はゆるし可レ然哉、運上もゆるし同心格にて置候はゝ用之爲には能可レ有候得共、若獵人に刀をゆるし、同心格にて置候と沙汰可レ有哉、得と相談、存寄申越可レ有事、

一永慶寺樣普請奉行櫨太夫勤候樣何とぞ致度候、然共物入多候間、隨分輕くいたし度候由、能々可二申達一事、

一御代替の時分に候得者、所替などゝ申候而、人々騷ぎ不レ申候樣に有レ之可レ然候、いまだ國中の者とくとすはり不レ申哉と被レ存候事、

一又仰には、町在中の儀も隨分心付可レ申候、只今までは甲府樣御領に候へば、甲斐守を重くは存間敷候、能々考可レ申由御意に付、心付候所、町の作法惡敷有レ之候に付、平岡、田村兩人作法致可レ申樣被二仰付一候、

一諸士扶持方渡の儀、兼而御定之通可二相渡一候、家內

厄介多候へば遂二吟味一、物成之內より餘計も可二相渡一由御意被レ成候、

一御國勝手の面々、江戸表ゟ相詰候節之扶持方相極候儀、御留守居共ゟ被二仰付一、諸家の樣子を承合、段段御吟味の上、少々餘分有レ之候樣に相極候、江戸詰の內、何れも難儀不レ仕、願候ても出府候樣に被レ遊度、厚き御思召を以て御極被レ遊候、

一元祿年中、八ヶ年の內、常憲院樣易之御講釋被レ遊候に付、儒者の面々、每月登城被二仰付一、拜領物仕候、永慶寺樣儒者の面々別而御懇に被二召仕一、御召類其外時々拜領物被二仰付一候、

一御城より例年蟇目紋薄御帷子十反づゝ御拜領被レ遊、御家老共ゟ頂戴被二仰付一候、御手前御紋の品も不時に拜領被二仰付一候、其外重き拜領物等も被二仰付一候、

一中老御番頭ゟ夏冬御召類拜領被二仰付一候、

一寄合の面々ゟも不時に御紋の類拜領被二仰付一候、

一御側の面々ゟは拜領物可レ被二仰付一候間、相願候樣にと御意にて、品々拜領物仕候、

一納戶役の面々、御土用干の節、御召類其外數々、例年拜領物被二仰付一候、

一御醫師幷針立、座頭共ゟも、御召類其外拜領物被二仰付一候、

一御物頭、御使番、御目付、御使者役、此外御取次の面面ゟ御紋付拜領被二仰付一候、御勝手向は吟味役、其外御役人共迄不レ殘拜領物被二仰付一候、所々御屋敷御留守居役の面々ゟも拜領物被二仰付一候、

一常々骨折相勤候面々ゟは、不時に拜領物被二仰付一候、右拜領物等の儀、委敷難レ記省略仕候、

一寶永年中、駒込にて御直に御渡被レ遊候永慶寺樣御筆の寫、

御一門　　彈正少弼樣御事　　母　　賴

右者直狀無レ之披露狀、若賴母より直狀遣候はゞ、一族たりといふ共、殿書たるべく候、

御一族　　主　　殿因幡と改　　左兵衞美作と改

右ゟ家老共よりは諸名字、城代、大寄合、年寄幷寄合よりは片名字、番頭より以下も右同斷、

御家老

右ゟ主殿、左兵衞より諸名字、城代、大寄合、年寄、

寄合より片名字、番頭已下も右同斷、役儀輕き面面は名計、

城代
大寄合
年寄
寄合

右ゟ番頭より以下片名字、役儀輕き面々は名計、

番頭

右支配請候面々、其外家老共支配の外は、何れも片名字、家老共支配の面々よりは諸名字、尤役儀輕き面々は片名字、

一御爲第一奉レ存、御家中仕置の儀正路に筋違不レ申候樣、同列共隨分可二申合一之旨、御隱居後も度々御意被レ遊候、

十五、儉約を御守被レ遊候事

一元祿十一寅年正月、御門之松飾目立候而如何に被二思召一候、以來例年よりは松小振に可レ仕候、無益なる事と被二思召一候、總而悅事は輕く致方宜敷被二思召一候、年々門松は川越より木振り宜敷を吟味いたし差越候、夫より後は松の大さを極置御飾申付候、

一神田橋外御屋敷の內にて、五郎右衞門、宇右衞門ゟ五百坪づゝ地面拜領被二仰付一、手前入用を以普請仕候、宇右衞門儀屋根柿に申付、五郎右衞門ゟは御內意御座候而茅にて葺申候、此節如何樣にも見分宜樣にも可レ成候へども、兎角物事うちはに致し申ものにて候間、末々迄其心得致候樣にと御意被レ遊候、

十六、儉約を御守被レ遊候得共吝嗇の御心には不レ被レ成二御座一候事

一元祿年中、宇右衞門儀不勝手に有レ之に付、御內々にて難レ有御意を以、金五百兩拜領いたし候、

一御入部の御供阿波被二仰付一候節、永慶寺樣御意には、此度入用多く嘸手支可レ申候、金百兩可レ被二下置一候間、其心得にて支度可レ仕候由御意被レ遊候、屋形樣御發駕前に至て金子二百兩被二下置一候、最初は百兩可レ被レ下由御意被レ成候へども、餘計被二下置一候由御意に付、大祿被二下置一候上、却而迷惑仕候段申上候へば、最初より右の員數可レ被レ下と御意可レ被レ成候へども、入用うちはに支度仕候樣にと思召、百兩と御意被レ遊候、斷申候は尤にも被レ爲二思召一候、乍レ然永慶寺樣御不勝手に被レ成二御座一候、其方なども大身に成候へば、又夫程の物入多く、小身の時分より結局不勝手のものに候、宇右衞門儀其方存の通不勝手一通りにてさへ、先年御金被レ下候、其方此度の用向目立候事に候、騎馬召連可レ然旨御意被レ遊候得共、達而辭退申上、召連不レ申候、

十七、御家中名の事

一御家中の面々、御先祖樣方の御名は勿論の事、藏人、盛物と申名は、後々迄も遠慮可レ仕旨御意被レ遊候、藏人は權現樣御名の由、柳澤盛物は譯有レ之事に候、松平大膳大夫殿家に盛物子孫有レ之由御意被レ遊、元祿年中、盛物子孫柳澤新右衞門參上仕、永慶寺樣御逢被レ遊候、

一寶永五子年十一月廿七日、永慶寺樣御意には、國持衆にても家來國名被レ附候事は遠慮にて、六ヶ敷むざとならぬ事に候、甲斐守代に成候而國名附候儀遠慮にて成申間敷候、存寄有レ之間、先其方國名附候樣にと御意にて御吟味被レ成、阿波と御附被二下置一候、其後御稱號被二下置一候砌、柳澤阿波と申候ては御稱號と名の下の字、はゝと續候て如何敷候間、市正と改申度候段申上候得共、左候はゞ御老中大久保加賀殿ゟ內意伺候樣被二仰出一候に付、則加賀守樣へ御直に相伺候處、國名同意の事、外々の家にても市正有レ之間不レ苦候、其段改可レ被二下置一候由、加賀樣被レ仰候に付、名改被二仰出一候、

一御成の節、毛利飛驒守元次公、兩度御勝手御詰被二仰付一候に付、右御家來御供にて參候もの名書付、永慶寺樣へ入二御覽一候處、殊の外替りたる名にて有レ之候、斯樣に替りたる名は主人の心も如何と御笑被レ遊候て、總て變りたる名は如何と被二思召一候、徒然草にも名の事評判有レ之由御意被レ遊候、

十八、御政務に付御物語の事 附大名の發明過たるは家治らず勤は實を專一たるべき事

一甲斐守事は生れながら大名にて、下々の事心付薄く可レ有レ之候、家中の仕置、末々家老共厚く心付可レ申事に候、酒井左衞門殿は右京殿甥にて候、大名育ち奧詰被二仰付一候節、御城に泊りの時分、床をのべ被レ申候事もならぬ樣子にて、右京殿殊の外立腹にて候、然れども幼年より大名の事故尤に候、主人

はたとひ何事も大まかにても家來の致方にて家は治り申ものにて候、先年左衞門殿へ本多出雲守殿御預の節、於二在所一家來の心得違にて、出雲は外ゟ御預け替、不首尾にて久々閉門被二仰付一候、斯樣の事も其方共心得居可レ申候、相馬彈正殿自分同席を少しの內被レ勤候、是又大名育ち、殊の外心付おふやうにて、御城にて御緣側へ出入被レ申候ても、御障子立候事も貪着不レ被レ致候程にて、大名々々と上意も有レ之候、金森出雲殿も御側被二相勤一候、殊の外利發にて十五の時より自身家中の仕置被レ致候由、入組たる物語又は於二在所一生類の事に付ても尤成被レ致方多く有レ之候、乍レ然大名の利發過たるは又家治り不レ申事有レ之候、出雲殿後には上意に背き被レ申、代々の領地被二召上一、所替被二仰付一候、江戸屋敷金森法印代には大猷院樣被レ爲レ成候、右の屋敷も上り、外にて代屋敷被二下置一候、兎角家來共能不二申合一候へば、家治り不レ申もの、古今有レ之事の由御意被レ遊候、

一南部遠江守殿、（二萬石、奥州八戸城主、直政公、）自分兩人御側被二仰付一候節、順は遠江守殿、自分にて有レ之候處、於二御座之間一御役の御禮申上候節、席順に居候而遠江守先へ可レ被レ出と立被レ申候處、出羽と上意有レ之、先へ自分罷出御禮申上候、夫より席右の順となり候、遠江守殿勝れたる發明にて有レ之候へども、間もなく上意に叶不レ申、御役御免にて候、高家畠山民部大輔殿御側被二仰付一候へども、是又老人旁間もなく御役御免被二仰付一候、喜多見若狹守、（一萬五千石、）齋藤飛驒守（一萬石、）兩人は自分より已前に御側被二相勤一、兩人共にもぬけ候發明に候へども、御意に背き、飛驒守は不首尾にて御役御免、若狹守は桑名城主松平越中守定重に御預被二仰付一候、上下共に實を以て勤めねば末通らぬものゝよし御意被レ遊候、

一松平大和守殿（奥州白川城主、基知公、）は元高十五萬石被二仰出一候節、見懸しかと見へ不レ被レ申、其方共存候通りに候得共、於二御前一御禮の次第、事長々と被二申上一候、上意にも人は見かけによらぬもの、無二殘所一申上候樣にと上意有レ之候、外沙汰を聞候へば殊の外利發の由にて、家中の仕置家老共へしかゝと相談もなく被二申付一候故、近年家治り不レ申候段及レ聞候、大名の利發過たるは却而害になり候由御意被レ遊候、

一松平伯耆守殿、今の右衞門督殿を養子に願被レ申候に付、登城の儀、老中より奉書被二差越一候節、伯耆守殿萬事おろかなる生れ付故、今日の御登城は定て兼而御願被レ成候御養子の儀、被二仰渡一候儀にて可レ有二御座一候間、被二仰渡一御座候はゞ、願の通り養子被二仰付一難レ有段を可レ被二申上一由を家老共申含候趣にて候哉、自分始老中列座、其席へ伯耆守殿被レ出、土屋相摸守殿月番にて、未右の申渡無レ之內に、兼而願申候通り養子被二仰付一難レ有奉レ存候由、伯耆殿被レ申候に付、相摸守殿其通願之通被二仰出一候由被二申渡一候、老中始あきれ被レ申候、然れども大名はあの通り成にても、能き家來共有レ之候へば領國治り申候、兎角家來次第と老中も口を揃へ被レ申候、發明過たるより增にても可レ有レ之哉と、永慶寺樣御咄被レ遊候、

永慶寺樣御大德の事、世上一統存候通り、常憲院樣御代御隱德の事共不レ可二枚擧一、されども陰雨百草を濕せども、深林幽谷の中、或は雨露を蒙らざる草樹あり、太陽近遠のわかちなく照せども、廣廈大室の下、日光を受ざるの地あるが如く、或はもれて御廣澤を蒙らざるの輩、公の御繁榮をねたましく思ふのあまり、怪敷流言を申傳へ、吠聲の輩、是を信ずる者少なからず、加レ之或は無根の妄說を附會して、記錄する輩もあり、百年の後に至りては、恐くは其虛妄を辨ずるもの或はなからんことを、こゝを以て暇日、其一二見聞せし大略を記して、子孫に傳ふ、故に此書は遍く世上の輩ゐ公の御美德を知らしめん事を求るにあらず、御家の御厚恩を蒙る輩迄も公の美德を忘、却而彼虛妄の說を信ぜん事を恐れて記しぬれば、もとより文の拙をも不レ顧筆を執而已、

文政六未年初秋寫レ之

持主　西久保居　望月富治

柳澤家祕藏實記卷之下　終

遊女濃安都

享保十六亥年

以二切紙一申入候、殿様去る十九日御登城被レ遊候様にと之御事にて、同日御登城被レ遊候處、於二御座之間一、公方様、大納言様へ御對顔、御諱の一字御頂戴、從三位中納言被二仰出一之旨、上意有レ之、畢而御獻上物被レ遊、右御禮被二仰上一候にて、其後又御前へ御出、御盃御拜領、御懇之御儀共、御首尾無二殘所一、不二大形一御忝悦被二思召一、上々様方御大慶之御事、此旨各へ申聞候様にと、江戸より申來候間如レ此候、已上、

正月二十四日　　御國御用人千三百石
佐藤源右衞門忠盈

一前御代とは諸事御振合替、江戸表御屋敷追々賑々しく、御家中御長屋等、遊藝音曲鳴物等無二御構一、其外御門々々の出入晝夜無二差別一候由、永々御上國の上にて、尾州表も前々と相違可レ有レ之段申出、樂み相待人も多かりける、四月十二日御入部被レ遊候、此節淺黄の御頭巾、鼈甲の丸笠、古笠之緣、二方巻煎餅のごとく、上へ巻上り、唐人笠のごとく、御衣服黒にて、御足袋共に黒色、御馬被レ爲レ召、

一御側被向二相勤一衆、追々衣服替り、御小姓衆、髪の結よふ髻なし、こきあげ結也、

一御殿御役人、部屋々々役所々々の壁書除レ之、上下打込の由、御座之間御床飾もの枕草紙かるた有レ之由評判、義親席別信之道なくなりき、

一四月十七日、御祭禮之儀、御先代警固等半減に相成、諸事輕く相濟候處、今年より享保八卯年之通に罷成、甚華美の事、

一御先代享保八卯年より追々芝居見物、諸士幷帶刀の輩罷越間敷旨被二仰出一、芝居之入口に、刀差冠物にて見物無用と札打置候所、五月朔日に、御側同心頭成瀬豊前守殿蒙二上意一、芝居々々の右札、御自身直に差圖にて被レ取候旨聞傳、我劣じと見物、日々繁昌、左の通り模寄々々へ通辭有レ之、（七百石御書院番頭）

朝比奈半平　中川勝藏
田島金右衞門　御小姓立之面々へ

一芝居刀差冠物見物無用之札建候儀、御前御部屋住にて被二聞召一、御不快に被二思召一候子細、諸士訪

レ之、爲レ被二思召一候、併刀差と申は足輕歩行若黨鎗持なとの事にて候、然る所諸士同様の取扱の儀、役人共不吟味、他所へ聞、甚不レ可レ然候事、

一役人共へ被二仰付一、札御引せ被レ遊候へ共、夫にては諸士見物不レ苦之趣難レ立候に付、大脇差被レ遣候、

一若者共は見物可レ仕、乍レ然其場限に致、其事に染申間敷事、

一不覺悟の者有レ之候はゞ、御代々御仕置之外、嚴敷可レ被二仰付一候事、

一近年御家中の輩、威勢に恐れ免し申候、右にては御用にも難二相立一被二思召一候事、

一御前之儀は御身御いとひなく、御家中幷町在共に、豊に被レ成度、御苦勞被二思召一候事、

一御前被レ遊方不レ宜候而、下々痛みに成候はゞ、無二遠慮一御隱居被レ遊候様可レ仕旨、年寄共へ被二仰聞一候事、

七月十二日

右之趣模寄にて被二通辭一申來、

一近郷にて白牛御買上に付、大代官飯島重左衞門御預りの手代罷越求來る、右牛殊の外思召に入御機嫌能、依レ之右手代兩人へ表立御褒美、

金二百疋づゝ　　渡邊宅左衞門
廣田利右衞門

一諸寺社御參詣の節、右白牛に鞍鐙置候而、猩々緋の裝束、時々模様替り候へども、大方は右の通にて、御衣服是又時々替り候へども、毎迚も御頭巾、唐人笠、五尺計の御煙筒御持、（奥御茶道衆其先かつぐ）右白牛に被レ爲レ召、定光寺へも御道中、右之通にて御參詣、總而所所出御還御の節、夜に入候へば、町々辻々揚挑燈、家並に思ひ〳〵のかけ行燈、尤町々の境を立、夫々の物好致候、總體御在國の節、所々へ御成の節、御道筋夜は町々存付たる趣向之造物、揚挑燈、燈籠、掛行燈美を盡、見物人群集す、

一所々御成の節、御供廻りの衆中幷御目見の輩、股引半てんはゞきにて、膝の下三里灸穴際まで有レ之候衣服、兩袖下脊縫下七八寸ほどわり、火打をひら〳〵と付、尤火打紅縮緬、紅ごんす、今織類等、人人衣服の物好、大名じゃ、雲龍、竹に虎、其色々染模様、笠紐の類迄も、思ひ〳〵に出立、其花やかなる事、筆書にも言葉にもいひたらずと也、

一所々繁昌に候處、諸人存入、思召に合ず、片屈に無レ之樣に萬事行渡候樣に爲レ致度思召によりて、御側風說書とて、御側向へ御書付相渡候處、模寄を以て追々拜見、

一七月中、町々踊古今稀成賑合、衣裝は樣々見事成事也、然處十五日飛脚到來、御子樣方の內八百姫樣、去る十二日御早世被レ遊候付、明後十七日まで物靜に可レ致旨被二仰出一、追而又被二仰出一候は、同月二十四日、八月朔日、右兩日兩夜盆中の通の賑合仕候樣にとの事にて、兩日盆中の通に町々躍り、揚挑燈、掛行燈美を盡、別して本町二丁目三丁目は兩側京都四條通り兩芝居、太鼓樓の掛行燈、町の中程、大屋根板持の上に置、家々の庇の上に一枚看板、役者の名を書き懸行燈、同六丁目中程は十二月年中世話事の影廻し致置候、同廣小路四ッ辻には、古今大成燈籠、諸見物群集す、京都川原の涼みの賑合にも增たるべきとの評判、

一御先代毀有レ之候御下屋敷御作事被二仰付一、早速御普請成就し御成之事、

一芝居追々出來、橘町裏にて歌舞妓取建、

藤岡　大吉　辰岡染右衛門　辰岡　久菊
富永　玉柏　山本萬四良　宮崎長太夫
富澤　常世　村山平十郎

右の外立役色子罷下、大芝居興行大流行、此芝居其頃御小納戸兼松善藏屋敷へ御成の節、右役者共參り、狂言仕り御上覽の事、

一八月二十二日、町中の子供當盆中躍り候者ども、御下屋鋪可レ被レ召旨、先達而御內意被二仰付一候由にて、町々大躍り、二十一日町方役所にて、町代圓取り、躍り三番づゝ書付差上候由、二十二日朝六ッ時より初り、順々に罷出相勤之、七十九番迄有レ之候、尤町々だし作りもの、右番付を相印、曉七ッ頃迄に終、法華寺町の寺々に二町三町づゝ宿札を打休息いたし、番選にて罷出、其外町家にても、代官町法華寺町上屋敷方へも、緣を以て幕を打休息所とし、不明御門より鼠壁御殿前御門前迄、茶店大分出大賑合なり、品々作り物、掛行燈、笛、鼓、太鼓、三味線、皆々自分町より道行打囃子にて參り候、見物群集す、尤今日一躍に金二兩づゝ被二下置一候由、又は一町へ銀五枚三枚、中にも十五枚被二下置一候町も

有レ之由、御老中其外歷々衆御料理被二下置一、御國奉行衆も、二十一日暮頃急に被レ召、躍り見物、

但七十九番と有レ之候へども、京町の若者、諸町へ入交參り候、此番附九十三番にて、總體二百計も有レ之哉、二十三日四ッ時分迄に相濟引取候樣覺候、

一此節東門前町石屋長兵衞悴共罷出候に付、世話やき罷越、少々用事も有レ之片脇へ退候所へ、殿樣御通行、紅裏の御袷平袖にて、丸ぐけの御帶、御杖を御突、御側衆一兩人被二召連一御步行、右之長兵衞御覽被レ遊、何者ぞと直に御尋被レ遊候付、石屋頭之由申上候處、兼而御內々御招も可レ被レ遊思召候處、幸成儀と御機嫌能、長兵衞を御側近被レ召、兼而御城內に石の藏を御築可レ被レ遊思召の旨、御杖にて寸尺御差圖被レ遊、委細の儀は兼松善藏へ引合候樣にと御意有レ之、長兵衞謹而奉レ畏候旨御請申上候、其後成就し、石藏之有所を彼の間と唱、右彼の間、御役人追々被二仰付一候事、

一九月二十日頃より、清壽院にて芝居初而興行、當春伊勢古市に罷在候役者座本菱屋源次郎、

太夫出
中村　留竹　立役
三保木儀右衞門　山下京右衞門
嵐　四郎五郎　敵役
櫻山林左衞門　實惡
宮崎儀太夫
女方
鎌倉平九郎　大谷彥三郎　霧浪　瀧口
藤田兼松　菊川京之助

其外立役小結等大分來、傾城淺間嶽、因幡の松、三荘太夫五人娘等致群集す、

一此頃若者共野良遊に而致二欠落一、一旦血氣任せ難儀の者有レ之旨達二御耳一、左の通思召にて御書附出る、總じて人といふ物、老若共に氣にしまりと舵となくては萬の事難レ勤、中にも好色、本心の眞實より出故、飯食と同事也、夫故其場無れば男女の締りなく、平生召仕候女も、還て遊女のごとくなり、自から不義も多く出來、家の內もとゝなはず、國の風俗迄惡敷成行事也、此度方々見物所又遊興所免許せしめたるは、諸人折々氣鬱を散じ、相應の樂みも出來、心もいさみ、惡くかたまりたる心もとけ、强氣意勝成事なく、子供いさかひの樣なる儀も止、田舍風の土氣離れ、武藝は勿論家藝家職迄怠らず、萬事模通りの爲也、然るに呑込惡しく無レ締者は、此事

計と心得、日夜染り、金銀多費し、跡先の考もなく、うか〳〵として我家の內も忘れ、なまじいに大金を遣ひ捨、重るに從ひ拂事ならず、先へは損をさせ、自分も迷惑至極に及び、其上跡も無書出抔を被レ付、種々の乞方惡口にあひても返答ならず、外聞を失ふ族も有レ之樣に、其さた相聞候、是むざと我より外、ケ樣にしこなし者は有まいと、世間に人幅を見せだしても、畢竟人の物をかりて返さぬと同事なれば、賤きものにも言伏られ、口あく事もならず、初の幅など大に世間狹く肩身すぼり、大切の奉公もかけ、覺えず不レ知不忠の者となり行也、譬へ每日行て樂みても、勘辨の能者は總體取續の餘慶にて遣候事故、少も害に成事なし、ちやうどうまき物を控てそろ〳〵と喰へば、飽も當りもせぬを、すすむに任せ、一度に喰過し腹を下し、病者に成と同じ事也、畢竟自分物を失ひ捨るは、面々の覺悟の上の事なれば、外さして構ぬ事なれども、何事も用に立かねうつけ不行跡など〻名を立、一生の邪魔にも成べきは殘念至極なり、其上今度許たる場所は永永の事なるを、一年限か半年限の樣に心得、道急ぐやうに成たると見へたり、京大坂江戶抔は舊年のことと故常になり、人の心自然としまり舵有て程よく身持有レ之候由、併生れ付たるうつけは何方も同事なり、さもなき物のうつ氣成事殘念に思はる〻も、當地は只今ケ樣場所なき故、物珍らしき、心へ違たるか、分限考へ、身の上の障に不レ成樣、食物の養生の樣にさへ心へたらば、風儀も宜、心の味ひも出來、長久の第一たるべきやうにさへ相心得、免許せし見物所遊興所、何迄も不ニ相變一衰微の體もなく、末々程根强繁昌して、渡世も心よく有べし、此儀不斗思召付られたるにより、委敷御咄被レ遊たる事也、

亥八月二十八日御書付承り知る、

一三味線、尺八、笛殊の外流行、一統に夫而已、勿論所所に師範軒を並て是を敎ゆ、

一西小路、葛町、不二見原、其外追々町續、端々に遊女町相願御赦免により、遊女共日々到着して、西小路新地いふ、葛町、不二見原三ヶ所、新規に取建繩張地型築概事夥し、

享保十六亥より元文元辰春まで　三ヶ所遊女町家並大概之圖

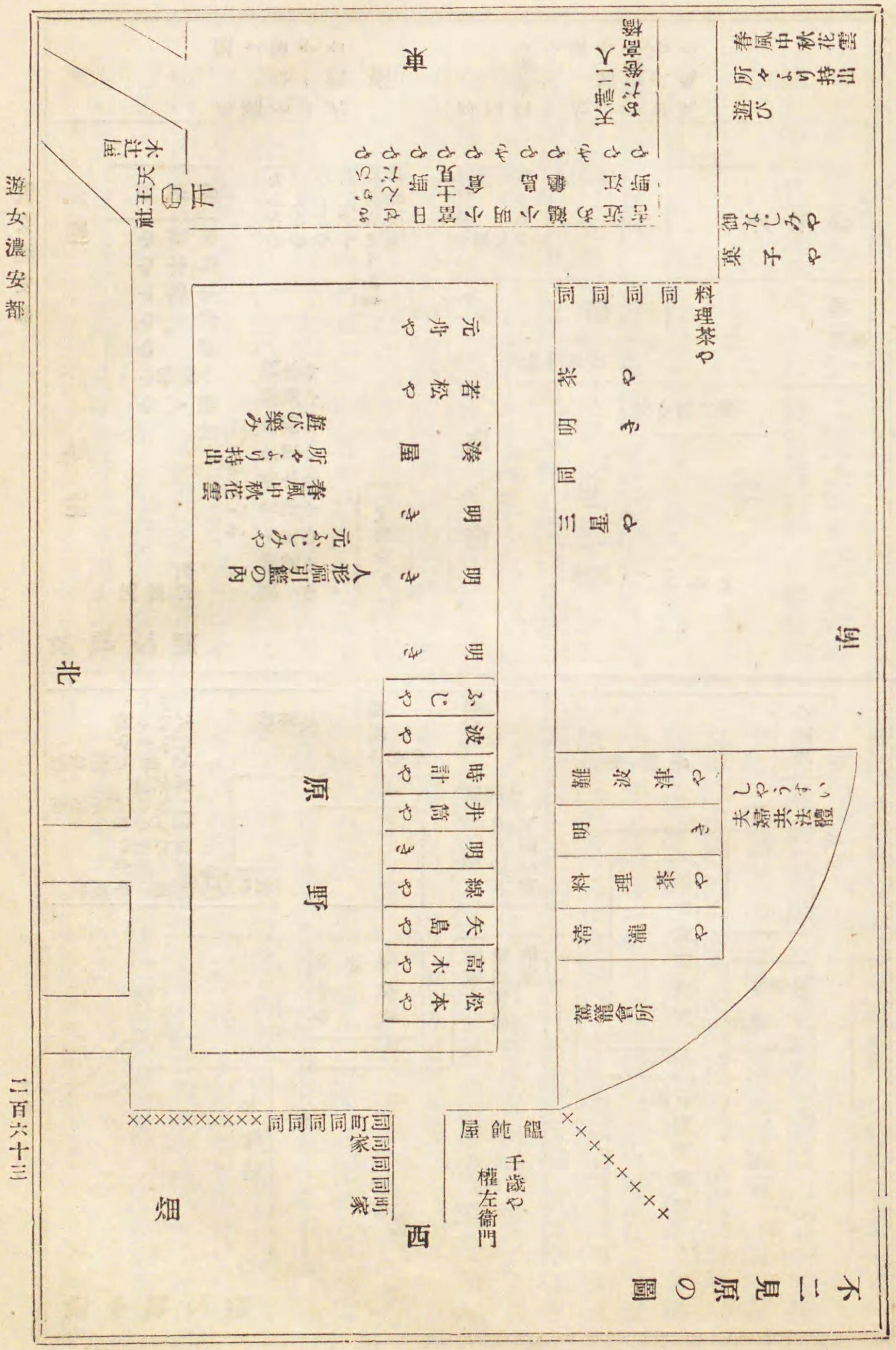

不二見原の圖

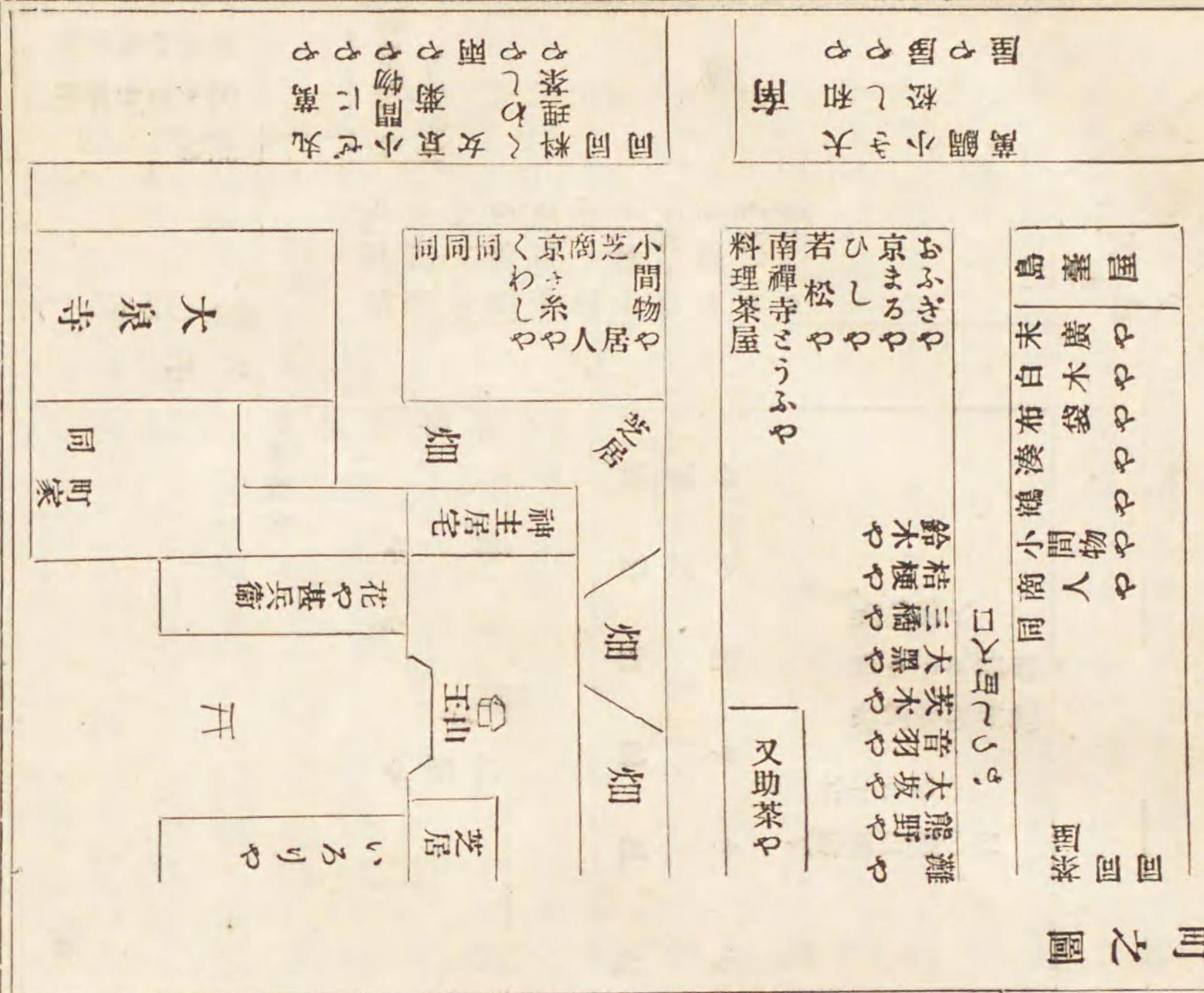

葺町之圖

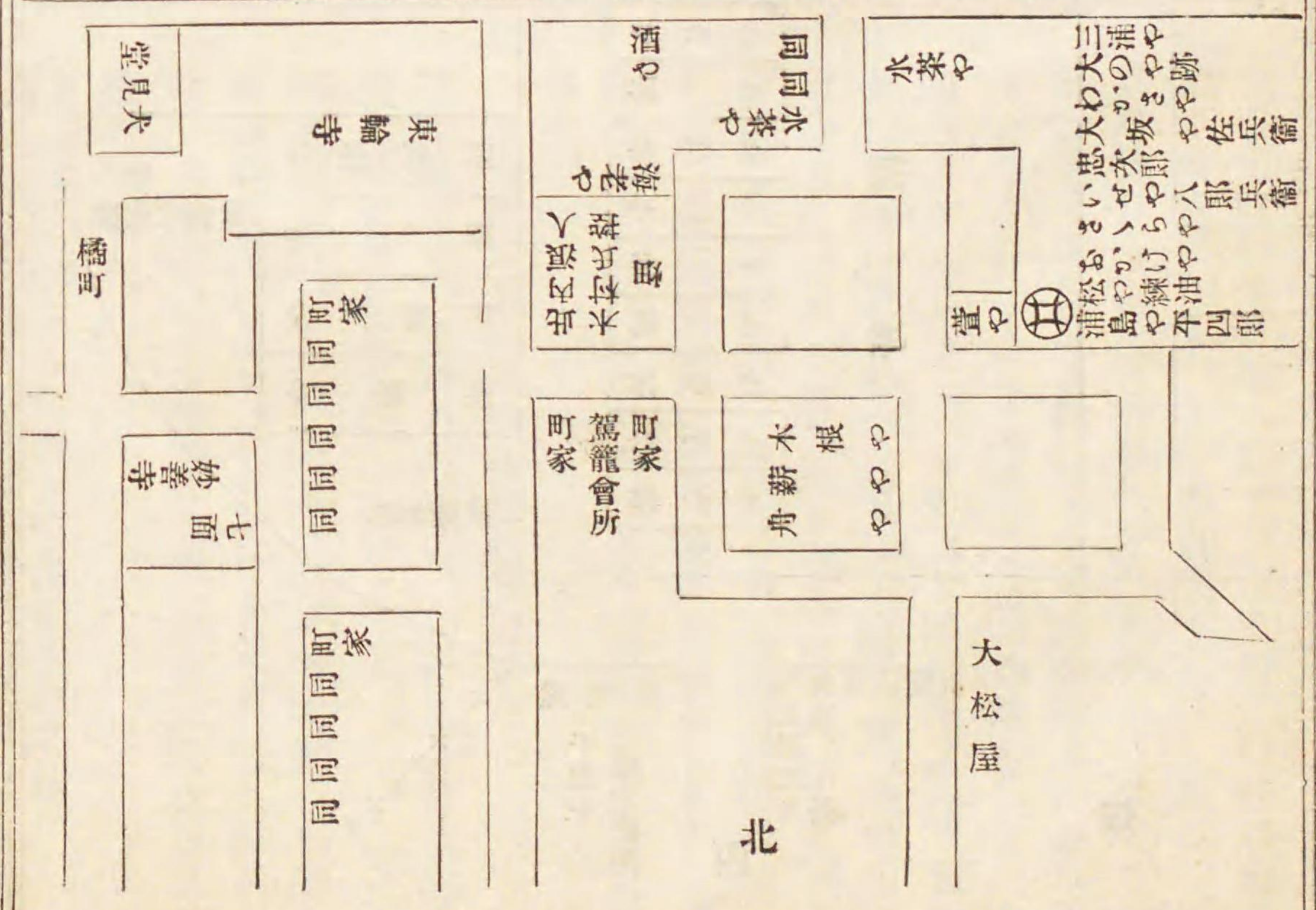

西小路之圖

享保十六辛亥十月

一西小路、富士見原兩廓也、晝夜共通ひ申候客、名古屋名前相知候町家の者、今般相撲番附に作り、名前左に、

東の方

大關辻井又市　關脇是は不レ知　小結川島八右衛門

前頭鐵伊左衛門　安達長右衛門、萱津屋伊右衛門、目大嘉右衛門、紙谷伊兵衛、百足孫九郎、藪良庵、政友孫右衛門、只ト市右衛門、　聲枯次郎右衛門、萬清右衛門、海宇半右衛門、左流又兵衛、村釜七右衛門、江島九郎、鏡庄七、橘彌吉、橘重兵衛、　其聲吉右衛門、河内彦十郎、松島大助、淺野治兵衛、鍋太兵衛、竹衣孫九、本部茂左衛門、白志四郎兵衛、米屋彦九郎、蔦市兵衛、北子新六、角藏彦兵衛、野村長右衛門、庚申七左衛門、坂上勘助、大黒助七、岡仁右衛門、宮古路數馬、清水喜右衛門、生田甚右衛門、高麗忠右衛門、宇宵源右衛門、加島次郎九、二本榎孫助、　八木三右衛門、表彦十郎、大坂市右衛門、鐵惣右衛門、藥谷助右衛門、綿谷清兵衛、伊勢平兵衛、車久右衛門、藥谷左右衛門、東菊彦左衛門、鳥中市郎兵衛、　所木小左衛門、大黒孫平、小力藤左衛門、蒔繪助七、境善七、

西の方

大關犬神孫右衛門　關脇米都金右衛門　小結笹屋孫十郎

前頭馬六平三郎　彌勘次郎右衛門、井桁屋茂左衛門、佐野治右衛門、玉詞源三郎、　但馬屋與治兵衛、和泉屋分助、米屋與吉、龜庄兵衛、油次郎、　奥田半十郎、梅本權左衛門、竹枝源右衛門、西南與助、信濃屋五兵衛、犬德右衛門、　日花與右衛門、朝午孫三郎、嵐半兵衛、麥七茂平治、油屋利兵衛、鞘市郎右衛門、彦兵衛、切井庄兵衛、梅野權右衛門、　板谷九八、氣立仁右衛門、鹽谷九郎兵衛、鐵孫十郎、清八、和泉勘三、桶七郎左衛門、西の方半分失申候、

西小路、富士見原、兩部兩家體へ通ひ申候町家の者、思付致二番附一、此所に書入置申候、此兩家たい相方女郎、　右請出方入交男女角力晴天十日に不レ限、雨天共に永代閨入和合の角力、近日取立興行仕候、晝夜木戸札代共に金二分宛、　土俵入御盃事計は代三匁にて御覧入申候、　閨入交ロ角力の儀は金二分にて御覧入申候、御望の御方樣は晴雨に不レ限御來駕の程奉二希上一候、已上、

月日　座本　西富富士
　　兩曲輪
　　頭取　三迷兵衛
　　鞘野又兵衛

もしもや

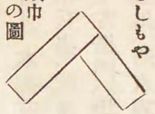

頭巾の圖

長二尺餘り紫縮緬紅裏、多くは黒縮緬紅裏、武士町人出家共に是を冠り、おとがへにくゝり付、おつぼ頭巾ともいふよし、もしもしや頭巾ともいふ、

流行歌

もしもしやツンコヤンこの子かやァ、、、ァ女の子なら、ゑいそりやェすんどへ、

此諷鬼一法眼三略巻といふ淨瑠理本の道行に出たり、

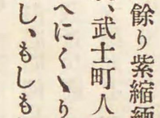

姉川頭巾の圖

常の頭巾より尺長して、右冠りて先を折まげ、額口にて頭巾の內へ折込也、はやり出し、冠りぞめく人多かりける、

右は姉川新四郎といふ立役、江戸芝居へ下り仕組、辻番人成、右之形の頭巾を冠り大當りの狂言、是より流行出、姉川頭巾となづけし由、

一在々神祭躍狂言の節、爲ニ奉行一役人罷越候子儀細有レ之、古來より罷越候場所は格別、其外へは多く相止候、名古屋繁昌の場所芝居等へも、役人不ニ相越一樣に御內意被ニ仰付一候、順見役人紺の股引にて相廻、

一芝居角力等追々所々等に有レ之、下邊も賑々敷、東輪寺前より稻荷前まで、兩側懸行燈、遊女共追々來、見物群集す、伊勢や、小櫻や又は笠原や、井筒や等、別而繁昌、稻荷くりのこ餅、菓子屋、遊女抔も美敷と云出繁榮、總體晝夜の無ニ差別一芝居幾敷へも野良子供を呼び酒盛、追々遊女共を連歩行、塞中大晦日を忘れての遊事、老若男女貴賤共にかゝる面白き世に生れあふ事、是只前世利益ならん、佛菩薩の再來し給ふ世の中やと、善惡なしに難レ有々々と、上を敬ひ地を拜し、足の踏締なく、國土太平、末繁昌と祈樂み送る年こそ暮行ける、

享保十七壬子年

一去亥年暮より追々屋敷取致、西小路の三浦屋、大野や、甲春に取建、富士見原にも富士見や、日野やなど家を立て、日々繁昌都增りの賑合也、

一芝居共去年まで、所々莚張にて葭ず圍ひ所、當春より追々常芝居に成、子丑兩年の間には大方作事成就し、三ケ津にも有まじき結構なる芝居、田舍人は更なり、京大坂の役者までも目を驚計り也、

芝居小屋出來の分

橘町裏一ケ所、稻荷社內一ケ所、橘町來迎寺一ケ所、七ツ寺一ケ所、大須境內二ケ所、飴屋町一ケ所、若宮社內一ケ所、清壽院一ケ所、外角力一ケ所、天道社內一ケ所、小金藥師一ケ所、廣小路神明に一ケ所、愛宕一ケ所、赤塚神明二ケ所、廣井八幡一ケ所、橘町七面一ケ所、不二見の內にも後取建、

右の外端々にて、暫の內づゝ莚張葭ず圍ひ、淨瑠理亦は角力或は歌舞妓芝居、左の通り、

天王崎、尾頭町、本杉、枇杷島、飴屋町、幅下新屋、大曾根、

一二月五日殿樣尾州御發駕、此節御裝束、虎之皮御羽織、同御頭巾長三尺計、御羽織御紋銀の金物にて、御馬に被レ爲レ召、御供中思ひ〳〵物好、花笠一樣冠り、衣類緞子縮緬りんず、種々の染樣、古今見事なることどもなり、

一追々遊女等下り込、榮國寺前めくりや、小島や、橘町にも二三軒出來、東掛所前抔にも白木や其外家名不レ知茶屋も有レ之、去冬より追々家居取建候、兩廓にも餘程家並出來、御當地に先年より無レ之儀、物珍敷晝夜繁昌す、初の程は一座として、一人前銀五匁程より七八匁程まで代物取レ之、吸物に取肴二三種盃事計、追々直段も高下いたし、客方も次第に功者に成りぬ、七匁五分二朱にて盃事計とは、三ケ津に無レ之事也、物珍敷男は勿論、女中までも附合を見に行、或は夜店を見に行事也、

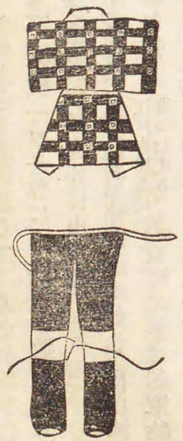

一五月二十日、長者町和泉屋權右衞門方へ、三州吉田より客人有レ之、富士見ケ原にて花火揚候由風聞申出、今日古今の賑合、前津田畑を踏荒押合へし合、溝川は勿論、肥壺へ落るもの夥し、花火さのみ替事なき流星玉火計なり、

一何頃となく、前年被ニ仰付一候御側組御足輕兩人、忍

びやかに町中廻候處、頃日は中貫十文字小紋の羽織を着し、紺股引にて五寸程膝皿を白く染、右着用賑合場所は勿論、端々迄相廻、人皆恐れ愼けり、

一西小路芝居、八木菊松、菊川京之助　座元にて、取建繁昌、

享保十八丑年

一大須眞福寺裏門此春明く、右裏門際より鐵砲町角迄、西川明地家居取建、茶家の内錦袋屋といふ茶屋有、本家に小道口口ゆひ、家は長廊下のごとく作、すだれをかけ、一と間々々々仕切、茶飯を賣、總體白壁にて腰板通り、貝がらをぬり込、見事成さまなり、依レ之貝がら茶屋と呼、評判の由、

一遊女町追々出來、端々にても有レ之、水主町三軒上村や入口、天王崎門前、幅下新道、南飴屋町、綿屋町、右兩所は地女なり、古渡手のひら有レ之といへども、先繁昌の大場所は、西小路、富士見原、葛町、大茶屋の分、遊代大概左の通り、

吸物取肴二三種、遊女共出て一ッ二ッ諷、盃事計、暫の内代二匁づゝ、二汁三菜料理盃事計、三匁五分づゝ、水主町上村や三匁、一夜花代金一分づゝ、此節も料理出して、右の外花代段々に有レ之、木枕一ッ一匁にて濟遣り遊女も有レ之由、無二差支一依融通とは申事也、

一町中晝夜共に出籠有、京都邊の如し、夜は棒の先に挑燈を釣り、江戸吉原品川籠の如走る、遊女町の籠は紺單物にはゞきはき、道法不レ拘籠代一匁五分づゝなり、

一四月十七日、御祭禮五十人御目付、町方同心、皆々騎馬、大押として千石御用人久野七郎右衞門泰仲、御祐筆細井三內、是又騎馬、爲二御名代一四千石御老中星野織部、裝束にて三四町も大押の跡より被二罷越一、結構言語に述がたし、今年祭りの幕、幷人形警固杯も代り、一入大賑合也、

鹿狩警固上七間町　唐子になる、

傳馬町車　鶴に成、林和靖と云、

鐘卷車上長者町　大黑惠比須に成、二福神と云、

但此變は子年にて有レ之哉、右長者町町代和泉屋權右衞門に何者とも不レ知、落書張置申候、

いづみやが惠比須大黑祭り出し

鐘卷捨る跡はくわん〳〵

一五月熱田御社參、御城より御束帶、此節御裝束は、

大中納言の御官よりも、高位の御裝束之由風聞有レ之、弓矢御持被レ遊、御乘馬御供、准の矢大臣多く被二召連一、本町通見物群集す、御裝束の上、御日傘にて御越被レ遊候、多五十人組の內、松平定助と申仁に被二仰付一候よし、

一或時建中寺御參詣の節、本町御門より京町通り御通行、此節御衣服御羽織まで紅色、緋縮緬くゝり御頭巾、御駕籠天井なし、青竹棒にて雛の大黑舞の輩に乘たるごとし、歸御には白練の御召服、御前帶（御羽織御袴なし）、二間計の御煙筒御煙草被二召上一候、右御きせるの先を奥御茶道小野田玄格、是をかつぎ申候、出御被レ爲レ召候緋縮緬くゝり御頭巾、御同朋覺阿彌拜領、歸御の節御供に冠り、花餅子供の持遊び、一文づゝ賣せ持相勤候也、

一五月初より六月迄、人形福引とて富士見原にて大流行、富に似より候事迚、頓而停止被二仰出一候、褒美は島ざらし、三味線、人形、煙草入の類、

一富士見原、每日涼み花火、品々工夫して揚る、

一六月十六日祇園祭り戻車、夜に入挑燈點す、廣井天王崎、十六日試樂川祭出來、山だんじり津島試樂の如し、此節も料理出して、右の外花代段々に有レ之、木枕一ッ一匁にて濟遣り遊女も有レ之由、無二差支一依融通とは申事也、

一町中晝夜共に出籠有、京都邊の如し、夜は棒の先に挑燈を釣り、江戸吉原品川籠の如走る、遊女町の籠は紺單物にはゞきはき、道法不レ拘籠代一匁五分づゝなり、

一四月十七日、御祭禮五十人御目付、町方同心、皆々騎馬、大押として千石御用人久野七郎右衞門泰仲、御祐筆細井三內、是又騎馬、爲二御名代一四千石御老中星野織部、裝束にて三四町も大押の跡より被二罷越一、結構言語に述がたし、今年祭りの幕、幷人形警固杯も代り、一入大賑合也、

鹿狩警固上七間町　唐子になる、

傳馬町車　鶴に成、林和靖と云、

鐘卷車上長者町　大黑惠比須に成、二福神と云、

但此變は子年にて有レ之哉、右長者町町代和泉屋權右衞門に何者とも不レ知、落書張置申候、

いづみやが惠比須大黑祭り出し

鐘卷捨る跡はくわん〳〵

一五月熱田御社參、御城より御束帶、此節御裝束は、如し、元水主町川端棧敷かけ見物群集す、船にて見物もあり、花火流星玉火、其外色々船中川岸よりも上る、翌十七日御船にて龍の口新馬場御越、兩日は賑合也、

一富士見原にて夜芝居初り、國太夫節、宮古路豐後、右豐後弟子兩人、人形遣ひ出語り、每夜大繁昌、此節專國太夫節時花申候、

一盆中より八前頃まで、西小路新地遊女ども踊、本龜屋之裏方、矢來を結、舞臺かけ、見物場も棧敷かけ、下場共大賑合、客より馴染の女郎へ進物、又は女郎より見物の客へ音信見舞、男女群集して見物目を驚事共なり、右踊りの歌、樣々成るが中に、篇盡しとて取分流行しける、たとへば、

小里山へん隔て住ど、へだてゝすめど女へんとは、女へんかけ此かたへんは、よいや〳〵よいやさ、此くり合にて、へん盡し歌有レ之、略す、

一京都、大坂、伏見、伊勢中の地藏、古市等、所々より遊女ども追々來り滿々たり、彼一と花の人心、此頃は他所の女もあき心にて不レ珍、高直なる物と初而心得、兎角地女の方がよいと申出、是を藻かぶりと

云々、

藻かぶりと云事は、他所より熱田へ來肴は、前の肴に甚劣れり、前の肴は油澤山にして風味よく、第一新敷、藻かぶり居といふ縁により、藻かぶり〳〵といふ、町々にも大分出來す、其内地女の内、衣服風俗のよきを、渡邊々々といふ、是は地の白人といふ心也、其いはれは當時町醫に渡邊壽伯といふて殊の外流行す、世上に壽伯々々といふて流行、是故に地白といふこゝろ也と云々、

一九月十一日朝八ツ時御供揃にて、岐阜へ御成、同十五日朝五ツ時御供揃にて、同夜四ツ半頃御歸城、此節御笠竹皮、頭上に小さきいかき伏せたる御笠を被レ爲レ召、御先御道具行列奴共御屋、平大名の如く御挾箱御鳥毛等振由、岐阜中三夜共に町中踊揚挑燈掛行燈美を盡し、總體下宿迄も馳走、筆紙難レ顯程の事也、町並踊り場所を、所町並に床を出し、毛氈敷有レ之、御供の内雜人までも通りかゝり腰かけ候へば、茶菓子は勿論、早吸物酒等出し馳走申候由、古今の賑合と、云々、

一大坂岩井半四郎座芝居三十日引越、若宮社内にて興行大繁昌、橘町裏にも興行有レ之、

一橘町七面南角より下大木戸まで、兩側とも追々旅籠屋に成り、他所の者泊り又は晝休する、熱田、清洲泊致候者共、此所へ追越し、夜の繁昌を見物するとの評判、江戸を見し物もあきれ申候由と、云々、

享保十九寅年

一去年夏の頃暗森側にて日置疊屋喜八と申者、飴屋町花村遊女小さんと申合、心中可レ致迚兩人共に死損罷在、見分の上牢舍に成居候處、廣小路にて三日晒され、乞食頭支配に相成、是より淨瑠理狂言其外讀本に作り、三ケ津芝居にても狂言取組、取わけ瀨川菊治郎大當評判也、（疊屋喜八今村屋小三）連理枝と云ふ讀本、其外國太夫ぶし淨瑠理等にも出る、

一廣小路神明社内淨瑠理人形大當、

一七ツ寺芝居荻野八重桐曾我五郎大當り、

一御葭祭り凡七十五日餘の賑合、津島御葭、熱田にて祭り、天王崎御葭、水主町にて祭、每夜々々大賑合、町々より思ひ〳〵の造物釣臺抔拵、子供大勢警固、銘々鐘、太鼓、笛、鼓、三味線、祇園囃子、

享保二十卯年

一今般被二仰出一候趣、御目付庵原平左衞門より、諸役人へ宛名添簡廻る、

總而家中の輩、前々より咄書風說書を以の趣相守事不レ能、近來別而身の分限令二忘却一、大身は人馬の嗜も薄く、小身は日用調度をも缺、江戸詰の順をも種々斷申立、或は直に詰越をも相願、自然と愼憚事なく、其上奇怪異風の輩ひたと令二出來一、未練僭上の所行等每々有レ之候へども、先遊興徘徊の儀、堅令二遠慮一相愼段專要の旨、一同可二相心得一事、

總而博奕の儀堅制禁の所、家中の輩所行有レ之樣風說相聞候、曾而左樣の儀は有レ之間鋪候得共、彌以面々堅申合、下々に至まで心を付、疑敷儀も無レ之樣可二相心得一事、

四月

一殿樣御上國に付、江戸御登鵆の節、御留守中被二仰置一候御書の寫、（御留守詰の輩、夫々市谷御殿にて不レ知、）

總而家中の輩、我存念の趣心得違、先達而咄書に申聞候趣令二忘却一、一向遊事等相ひたり、大身は人馬の嗜も薄く、小身は日用の調度をもかけ、米價の下直、勝手始末の辨もなく、追而及二困窮一、江戸表の順をも斷申立、或は居成に詰越を願、自然と氣隨不奉公成、親族朋友の間も和熟せず、不所存至極の事、最初憐愍の思慮、却て其身の仇に成、如レ斯不行屆上は、平和の申渡心得違の基たるに付、追而存寄も有レ之際中遊女見物所徘徊不レ可レ有レ之の事、

右の趣堅可二相守一者也、

一清壽院芝居小野辨之助、姉川新四郎等大當り、

一大須見せ物の内鼠猫犬三品を一所に置、可レ藝致させ候、鼠猫の頭に上り水を汲、猫犬の脊に乘、犬に甲を着せて踊らせ候、此見せ物御深井へ被レ爲レ召御上覽、

一萱津村口〻奉守所の觀音尊像御取寄、下御深井御庭に二間四面堂御建立、安置し給ふ事、

一熱田大藥師の内有レ之候大黑の像、沙汰もなく急に御側向より取に參り、御深井丸へ被レ爲レ移、是又堂御建立安置し給ふ、翌日寺中へ卷物類被二下置一候由、

一西小路之部〆茶屋三十軒　　子供二百十七人

一葛町の部〆茶屋、商屋、明屋七十九軒　子供二百五十八人
一富士見原之部〆茶屋、商屋、揚屋、明屋五十七軒　同百五十七人
一西水主町の部　同二十一人
一飴屋町の部　同十九人
一榮國寺門前の部　同三十二人
總〆子供數七百四人
右は享保十九寅年五月改なり、
金藥師門前、幅下新町、橘町、裏町、横町、富士見原、
手の平町、東懸所前、

身請の部

備前屋はま　大神孫右衛門
同まつの　肥田孫左衛門
同とよ　蔦屋彌六
大松屋よしの　幡野彌兵衛
同口の風　伏見屋長右衛門
伊勢屋みや　淺野舍人
同れん
同房　石川源右衛門

大坂屋みよし　和泉屋平助
上田屋房　永田宇右衛門
めくりや樂　鍋屋太兵衛
末廣屋房　渡邊嘉三右衛門
山田屋琴　麻屋久右衛門
若狹屋荻野　岩田三郎
京萬屋留野　中村吉右衛門
同勝野　長右衛門
山口屋　目大嘉右衛門
扇屋歌の　治右衛門
倉橋屋小かつ　鐵屋孫十郎
千歳屋みか　伊藤次郎左衛門
同りき　口口口茂右衛門
同さの　伊藤次郎左衛門
玉野屋りく　橘屋重兵衛
備前屋いろ　丸屋善助
中尾屋ぬい　久保彌太郎
大黒屋その　内藤言忠
一文字屋井筒　明石屋年兵衛
天野屋ひろ

宇佐美屋きよ　横井清三郎
中尾屋こふ　河井忠右衛門
岸野屋きし　赤坂長右衛門
久保田屋みき　茂右衛門
桑名屋つや　よしのや半右衛門
伊勢屋みき　新町孫右衛門
大野屋繁野　石河主水
島臺屋縮川　信濃屋太兵衛
同みど　美の神戸田代七兵衛
かめやたい　吉見善六
ふじみやみの　松本式部
葉山屋かよ　アツタ小澤新右衛門
日野屋しづ　鐵屋爲助
熊野屋くに　高橋半治
ふねや源氏　高橋勘平
若山屋豊の　平田善藏
仙臺屋きよ　菱屋太兵衛
葉山屋みな　本地村井桁屋源治兵衛
すみ屋染の、　錺屋庄右衛門

千歳屋みや　佐藤茂平次
伊勢屋かん　菊屋九郎兵衛
御伊勢屋和歌浦　勢田忠助
きしのやいづみ　煙草屋八右衛門
上村屋りつ　米屋十兵衛
入江屋たい　口口屋九郎右衛門
宇佐美屋房　佐助
千年屋かじ　伊勢屋佐兵衛
鯛屋三五　小三郎
玉野屋はな　孫與衛門
佐々木屋小三郎　伊勢屋林兵衛

身請〆百十六人

伊勢屋みや事死去の後、日置村法然寺葬る、

元文元辰年
一三月五日御登駕、夜五ツ時出御、御乘物前至而小き挑燈數百張程御並、御乘物際は籠松明、揚挑燈數不レ知、御年寄衆、御用人衆も乘物の内、右御同樣小挑燈數多く燈候樣被二仰渡一、面々格式よりは數多く、至て小き挑燈星の如くともし申事也、
一三月十一日申來候書付、左之通、

西小路、富士見原、葛町の儀、先年免置候、然共此度存寄有レ之、先相止候様に可二申付一候へども、左様いたし候ては大勢の者俄に難儀せしめ、殊に其場所に居すわり候上、其生所々々へ立戻候ても暮方無レ之、仕付たる商賣の手立無レ之、輕者共は就レ夫渡世の品も可レ有レ之に付、憐愍の上、右三ヶ所の内、何れへ成共一ヶ所へつぼみ、尤抱置候茶口女共、客の方へ參候事、深く不レ爲レ致候様に可二相心得一候、博奕口論は不レ及レ申、萬事騒からぬ様可レ致段、入念可二申付一候、

一芝居の儀も下々渡世の事に候へば、願次第免候へ共、近年は所々令二出來一候條、古來有來候場所の分は其通に候、其外新規に出來の分は先取拂候様可レ致候、役者子供の類も所々にて令二住居一候儀無レ之様、自分は模寄々々へ片付住居致候様可レ申事、

三月

家中幷寺社百姓町人迄へ申渡趣

總而家中の輩、前々より分限不相應の費多く、妻子の風俗までも猥ヶ間敷、不義の行跡積累、外聞實儀共に失ひ、百姓町人迄も耳目習染、自體の様にし、其上密々の亂行共、還鬱虚亂心の體、喧嘩及傷の變も令二出來一候付、遊所見物所數ヶ所令二免許一、亂心不義の煩なく、風俗も温和に上の世話も自然薄と存候處、曾而其印なく、身上過分の金銀を遣ひ捨、他のそねみ妨、喧嘩遺恨の種を拵、表向は奉公の勤をかけ、内證にては親兄弟妻子、歎を求候族も出來に付、書付を以て折々制止を加へ候へども、一向其合點無レ之に付、他の批判より難二默止一、折角取建候事候得共、向後遊女茶屋差置候儀相止候段、新地の者へも可二申渡一と存程候、芝居の儀も前々より免來候古地、或は譯も有レ之候て立候外は、不レ殘相止申付候、家中の輩、當時の様子にては武藝之嗜も怠り、且我心も薄やうに相見、寺社は其作法を亂し、朝夕の勤も心儘成、百姓町人に至まで家職も令二忘却一體も有レ之候、向後彌以士は武藝勵、奉公大切に相勤、寺社は其作法を堅令二修行一、百姓町人は其職不レ怠様に、急度覺悟可レ有レ之候、

右之趣堅可二相愼一候、

辰三月

一遊興所の儀、一ヶ所へつぼみ候様に、先達而申渡候へ共、向後愼之儀、別而諸向へ申渡候上は、畢竟其所に相續致間敷事候、京、大坂、伊勢より抱置候遊女茶屋子供の類、其地々々へ送返、尤騒からぬ様に相心得、可レ成丈は密に致、四月中旬迄に不レ殘令二退去一候様可レ致候、家居等の儀は追而可レ及二其沙汰一候、

一芝居之儀は先達而申渡候通、前々より有來候場所の外は彌相止候、役者子供の居所、最前申付候通り、猶以其模寄へ片付住居致候様可レ致候、以上、

辰三月

一遊興所、四月中旬頃迄に退候様被二仰付一候處、辰四月十八日夜、宵の頃西小路松屋と云油屋より出火、兩側北は芝居際、南は木戸際迄燒失、右は油練候とて手過の由、右之通に付、西小路茶屋々々は勿論、不二見原、葛町等の茶やも、追々右場所を離れ、日置觀福前、同所金塚町、橘町、門前町、榮國寺門前、近邊所々に罷在商賣いたし候、

元文二巳年

一在町にて御借上金被二仰付一、

一五十人組の内、人別にて晝夜町廻被二仰付一、裾細の芝摺を白して、十手に赤房を付さし、供一人召連れ所々見廻、

一橋町高麗屋公事に負、揚家に相成、此所橋町役所と云て、幡野彌兵衛五十人組、御側御足輕頭千村新平役所と成、諸役所裁許、再吟味有レ之様相聞、追々役人も出來、最初出來の分、左の通り、

元御國方手代浮人　棚橋案右衛門
元梁川に相勤申候　佐治丹三右衛門
元村方役所御雇　庵原政三右衛門
同　土屋文藏
同　永田佐助
新規召抱　横山勘兵衛
同　大橋新三右衛門
同　大宮五兵衛

元文三午年

一六月九日、於二評定所一一役一人づゝ被二召出一、御老中被二仰渡一候書付、左之通り、

新規被二仰渡一候御用筋は御差止相成、古來の通

り取扱候筈に候、役所々々にても其旨可レ被二相守一、御用向取扱候組支配の輩へも可レ被二申渡置一候、諸役所又諸願等の儀、其役所により奉レ得二御内意一候へども、向後は不レ奉レ存二御内意一、如二前前一老中共へ申達、吟味の上年寄共より相伺候様にとの被二仰出一候、可レ被レ得二其意一候、諸役所の内、下役等より御側向へ直に御用品申達るも可レ有レ之候、是又如二前々一相心得、新規之儀は差止、頭支配申達候様可レ被二申渡一候、

一此表遊所の儀取拂、遊女茶屋女に□□□前々の通一切不二罷在一候様可レ仕旨被二仰出一候、勿論取拂に付痛筋等申立、夫々より願申達候へども、堅不二取上一、早速引拂せ候様可レ被レ致候、

一遊女外町並之内裏等に、密に茶屋女等抱置致二商賣一候者も有レ之候、乍二勿論一右女の類相殘候ては甚不レ可レ然候間、裏々端々迄不レ洩様に引拂候様可レ致候、前々も娘又は妹、姪、懸り人抔と申立差置候儀も有レ之由に候、紛敷は堅不二差置一候様に相心得、下役等心得違にて、粗忽にては不レ宜候、能々可レ被二申付一候、

一遊女取拂の事に候へば、西小路、富士見原、葛町家居の儀も、早速不レ殘毀候様、家主共へ可レ被二申付一候、

右之儀に付、彼是願ヶ間敷儀も申達候共不二取揚一、無二遅滞一少も早〳〵取懸毀候様、可レ被二申付一候、

一芝居の儀も、前々よりの場所は御免被レ遊、其餘は不レ殘取拂候様被二仰出一候、尤歌舞妓役者、子供役者迄も一切不二差置一候様にとの御事にて、前前有來候芝居場所の儀は、追而吟味の上可二申付一候間、當時有レ之候芝居の内、先規より有來候場所に候共、一旦先々不レ殘取拂、小屋懸の儀は毀候様可レ被レ致候、

一右遊女、芝居取拂の儀等、新役所御差止の儀に候へば、乍二勿論一、此已後千村新平、幡野彌兵衞へ引合等不レ及、何方へも曾而不レ及レ申候、我等共へ申達、被レ任二差圖一候様可レ被二相心得一候、此段爲二心得一申聞候、

六月

元文四未年

一正月十五日評定所へ御老中不レ殘御出座、御家中一役一人づゝ罷出、左之儀被二仰渡一、

從二公儀一上意之儀に付、殿様御愼被レ成二御座一候旨、江戸より申來候、就レ夫各支配所の儀、嚴敷可二相愼一旨可二相觸一候、火之元別而入念候様可レ致旨、早速急度可レ被二相觸一候、折々役所支配の者相廻候様可レ被二申付一候、

一遊興に付候儀は勿論、總而家業共に一切相止候様可レ被二申渡一候、

右之趣江戸より時無飛脚にて申來、今日御老中衆被二仰渡一候、

正月十五日

右之趣寺社町在へも嚴敷觸、略す、

一右之儀に付、十五日御城下は猶更嚴敷町中茂をろし、戸〳〵ぐりも不レ明、諸士小路丸の内不レ殘、門を立靜り返り、いか成事もやと片唾をのみ居申候、

以二手紙一申入候、中納言様御隱居被二仰出一、但馬守様御家御相續被二仰出一候付、一昨日相觸候愼の儀、今日より常々の通り可二相心得一旨、御老中被二仰渡一候條、可レ被レ得二其意一候、已上、

正月十七日　江戸沙汰

一正月十二日、殿様御愼有レ之候間、御長屋内、物靜にいたし、火元入念候様觸廻、

御門にて錠おろし封印付置、一切出入留る、田町御門計締置、五十人御目付衆、押之者付居、出入不レ致して不レ可者計、改出入爲レ致、御長屋内外窓打、

一同日紀州様、水戸様、中將様、但馬守様、松平安藝守殿にも御遠慮にて、御門何れも締り、長屋窓もふさがり申候よし、

公方様にも御不快御愼、御門々門扉御打の由、禁裏より御咎の仰分候事也と云々、

一同十三日、但馬守様、尾張家御相續の儀被二仰出一、公儀より宿觸、

尾張中納言殿、今度國許へ御越有レ之、御隱居御愼之事に候間、道中掃除の儀は急度可レ仕候、爲二心得一相觸者也、

未八月二十六日　對馬守

東海道品川より池鯉鮒迄右宿々問屋年寄へ

一中納言樣、九月二十三日江戸御發駕、十月十三日御着座の筈、若木曾路御登の儀に候へば、御道中筋へ男女共拜見に不二罷出一候樣、御老中被二仰渡一、

一中納言樣前申納言と申奉筈候、三之丸東大手内、西角之御屋鋪へ被レ爲レ入候事、

一寶曆四年戌十月十一日、御隱居樣御下屋敷へ御引移、夜に入五ツ頃、京町筋萱屋町へ御懸り被レ爲レ入候、白張挑燈點申候、町々拜見不二罷成一候事、

一明和元甲申十月八日御逝去被レ遊候、則十月二十二日御葬送、建中寺へ被レ爲レ入候、二十三日より二十九日まで御法會御執行有レ之、章善院樣と號し奉る、

天保十一年子二月十日寫レ之

遊女濃安都 終

播州色夫錄序

古へ殷代の紂王は、萬民に見はなされて獨夫と稱せられ、今の播州の太守は諸人にゆびざゝれて色夫と呼ばわる、何ゆへなれば、高尾の楓のうり物をすいと根こぎにして西の臺に植おき、さるものゝ宿の花をば無理に手折て閨の床に立おくなど、皆これ色道の大にして藥袋なきものをあげ記せり、其他の小事はいはずして知るべし、是たゝ事にあらず、かの刑部殿の所爲ならんか、よつて名付て播州色夫錄と題する者也、

播州色夫錄目錄

卷之上

一播州姬路城始て築立 幷城の內外地取要害町割等の事
一右の城地古へは靑野が原にて旅人をはぎ取り老母の娘死後姬路の城の主と成候事
一當城の先城主大和守殿奇怪に逢はれ所替家斷絕ありし事

卷之下

一當城主式部大輔殿遊女高尾を請出されし次第 幷城の西の方の館に差置れし事
一御同人歸城の節有馬へ湯治 幷湯女を請出し姬路へ召連られし事
一御同人城下の者の妻を城中に留置れ 幷其夫仕置に逢候事
一御同人月見の節十六人持の臺の物を差出され亂舞有し事
一御同人自分の宅にて豊後ぶしの引語りいたされ御役人の方へ見せられし事
一遊里にて矢の根五郎の所作致されし事
一紛失物吉原名劔の注文落首の事
一高尾を請出されし落首の事
一吉原九郎助稻荷みくじの事
一右御同人御息小平太殿 幷御一家方又は家老ごもへ公儀より仰渡されし事
一小平太殿屋敷召上られ其跡所々屋鋪替への事

播州色夫錄目錄 終

播州色夫錄上

播州姫路の城は、西國樞要の地にて、大坂、名護屋、姫路、此三ヶ城は天下の名城にして、其古へ小寺官兵衛職隆始て當城を築立て、相續て秀吉公羽柴筑前守たりし時、是に居城し、關ヶ原御陣以後、池田三左衛門尉輝政、領地百萬石をもつて當城をとり廣げ、此城南に向て大海を抱へ、東に法華山あり、北に益井山瑞願寺あり、西に天王千坊山ありて、西の方に書寫山くわんおん二十七番札所あり、内堀中堀外堀と三ッの郭の大堀あり、殊に外堀には三左衛門尉輝政、所々に地中へ掘ぬき井を掘て水を沸出させ、城門を四ヶ所に建て、所謂南にしかま門、東は京口門、西は車門、北は野里門、此門より門まで各道法二里づゝありて、城下には其比より八十八町の割を設けしも、今は百町の餘にも增益して、第一運送の便り能く、米穀衣服器財以下山海の産物に至まで、自由ならずと云ふ事なし、彼の八十八町のたて横小路々々の溝堀に流水を綿々繩々と引て流さゝへしめ、城下にすはや失火とある折柄、彼東の方崩れ土手とてせき留めおきし用水の樋ぶたを、ろくろ三つにて巻上げて一度に切てはなせば、かのたて横小路々々の溝堀へ一面に滿水して、出火忽ち消る手つがふとなりぬ、抑此五重の天守下の一重めには、凡廣さ千疊敷有りて虎の間と名づく、二重めも同じく是も千疊敷ありて鶴の間と名付、此鶴の間にて當城の太守折々能囃子を興行して土民に見物いたさせられしとなり、三重めより五重のてうまでは、常に誰有つて見及びたる者もなく、此てうゞ〳〵の一重めには、城のあるじおさかべ刑部殿と稱して住居ありけるとなり、

其古へ姫路の城なき時分は、山野の廣原にて青野が原と名づけ、漸々今の立野町車町五丁目の間野中に一ッ屋あり、七旬餘りの老母、二十餘りの娘子、乳のみ子一人、此三人住居し、往來の者に宿を借し、旅人を打殺しはぎ取世を送りしに、あるたそがれ時、旅の順禮一人書寫山へ詣で札打いたすべしと心ざし候へども、最早日も暮しかば、彼の一ッ屋へ立より案内こひ、一夜の宿を頼みしかば、かの老母出向て、とある所へ順禮を入れ、石の枕に夜着などをあてがひ休ませけるに、娘つら〳〵おもふ樣、彼の順禮いまだとしも若し、殊に美男にてありしかば、今夜老母の手に懸りて殺されん事をかなしみ、乳のみ子に添寢しながら言ひけるは、旅のとの、石の枕はせぬものぞ〳〵と、添寢しながら言ひしを、順禮聞きあやしみ、彼石に夜着をかけて休み居ける所をもひそかにぬけ出で、片角の暮やみにかゞみ居て樣子を伺ひ見ければ、夜半とおぼしきころ、彼老母すさまじきかけやを持來り、つぶりと覺ゆる石の枕の上を、みぢんになれと打ひしぐ音すさまじく聞へし、順禮氣もをけし門の戸を明け欠け出、まつしぐらに今の姫路の城の東の方の山に走り込みしを、老母にがしたりと口おしく覺へ、しらが髪はそふに立て兩眼見ひらき、七尺計の姿と成て、順禮をのがさじと跡より追かけ來りしに、順禮は氣もたましひも失ひ、終に彼の山の内にていき切死に失ぬ、それよりして此所を今に男山と名づくると云へり、老母もせんかたなく宿へ歸り、又おもひけるは、娘の添寢しながらいひし事故、かく順禮取逃したりし事腹立の餘り、又娘にも取て懸り打殺し捨べしとせし故、娘も欠出、又山の奥へ走り込みしを、老母おひかけければ、娘もいき切死にうせしかば、其所を姫路山と名づけし、夫よりはるか以後、今の姫路の城を築立、右のゆひしよを以て、其比は文字をも姫路の城と申けるとなり、今に雨の夜物淋しきをりからは、姫路の方と男山の方とたがひに聲をかけ合せ、よびしたふこゑ聞へしとなり、さるによつて當城の主姫にて名をば刑部殿と唱へ、天守の重々に住まひけるとなり、其後松平大和守當城拜領にて入部せられし時、天守の四重目に上り祓ひ申しかば、城の主として二八計りの女の形チげんじ、かしこにたゝすみ、大和殿へむかひ申せしは、そなたには此所へ城拜領とありて、あるじと成り參られしや、又は城預りと云迄の事にて參られしやと尋問ひければ、大和守顔を上げ申されしは、我等此城拜領の間は主たりと申されしかば、たちまち惡鬼のかたちにへんじ、大和守殿をにらみ付け、たちまちうせしとなり、其日の事にてありしに、當所の鎭主總社大明神の大木の松、風も吹かざるに忽ち途中へたおれ伏て、大和守殿乘物の前を立ふさぎけるとなり、其比毎夜姫路の城下を、夜更比には何者ともしれず、千葉いらぬか〳〵と呼びあるきしとなり、扨

て大和守殿領分廻りいたされ、室津の海邊數百年も經ぬる大木の松有、此松は西國海上の見當にいたし當所に着船せしに、大和守殿いかゞおもはれけん、此松を切取られしかば、西國船の目當失ひ、所之者公儀へ此段訴へ出、其外仕置筋間違の事出來しにや、一年半計も此所領地いたされ、所がへありしとなり、其後本多中務殿領地の節、百姓當り惡しく、取に強くありしかば、時の落首に、

打つゞき惣左が仕置するならば
青野が原にきつねこん〳〵

此本多家の一人つゞき惣左衞門事と、姫路の城が元來青野が原たりし事を取そへてよみしとなり、又落首、

世を渡る梶をよく取れかじ金平
浪の嵐の吹ぬそのまに

是は二家老梶金平事をよみし也、夫より間もなく中務大輔殿癩病にて相果られしとなり、其子吉十郎殿は早世にて家斷絶也、

播州色夫錄上終

播州色夫錄下

當榊原式部大輔殿には、初め大須賀賴母とて、五百石取り、家中客人分にて居られしが、今の榊原家を相續いたされ、身持あしく衣類等にいたる迄、けしからざるくわびをいたされ、北國の遊里へひたもの通われ、あまつさへ三浦の太夫高尾を身請けし千金をついやし、其上三千兩の金にて五町總くるわの遊女を總上げいたされ、其上高尾を請かへられしと也、遊女は高尾に限らず度々請出されし也、出入頭の町人甲斐府屋、高尾駕籠にさしそわせ、池のはたの屋敷内、三日三夜にしつらひし長屋へ高尾をうつし入、當年歸城の節、高尾を姫路に遣し、城の西の方へさしおかれ、西の方樣と唱へしと也、歸城のせつ大坂より有馬へ廻られ、煩もなくして三日入湯、そのうへ湯女三人身請いたされ姫路へ召つれられしとなり、前もつて姫路城下の有德なる町人の妻、城中の奥方へ引入置、宿へかへされざりしを、其つれ合達て御もどし下され候樣に願出候へどもとりあげなく、せひにおよばず、右のつれ合京都へ罷越、京の町奉行所へ訴へ出しにより、町奉行所より式部大輔殿へ内々にて、右の女をつれ合方へ御戻しなさるべくよし申越され候ゆへ、その女は宿へさしもどされ、つれ合をめしとられ仕置に取行し故、そのもの〻親類、江戸表の御箱へ此段申上候となり、其外去々年八月の月見の節、同氣の御大名彼是私宅へ招請いたされ、酒宴亂舞のうへ、十六人持の臺の物、大山を取こしらへ、すゝきに月の出るていを拵へ、座中へさし出され、酒宴なかば、式部大輔どの手をうたれ候へば、彼の山二つにわれて、中より金銀のかんざし天女のよそおひなるおどり子十二人とび出、あられぬ亂舞のたわむれありし事、公邊へもれ聞へ、一座衆中の取沙汰めいわくいたされしとなり、又有時御先手山村十郎右衞門殿其外御役人、式部大輔宅へ見まはれ候へば、其許方へ珍らしき一興御目にかくべしと、八疊敷の一間へ招き入れ、此間の上段に簾をかけ、其内に式部大輔殿金入の上下にて、豊後ぶしの引がたりいたされ、夫より平服に着かへ、山村殿へ向ひ申されしは、いつも御氣うつの節は我等方へ御出可レ有候、かやうに引がたり御馳走可レ申と申されしかば、山村殿にもあきれはてたる樣子にて有レ之しと也、其外北國の遊里にて、おしはれ人立をもかへり見ず、矢の根五郎の狂言のたわむれ度々有レ之しとなり、依レ之當十月俄に公儀よりの召寄、御書付を以て被二仰渡一し也、これ皆姫路の刑部どの〻ようくわひの所爲ならんかと人々申あへり、

紛失物吉原名劔

一脇差銘有　美人國實永
遊女やすりどなたへも上げ物
但し込あな二つみぞふかし
むつくりとふくれあり
長さ二八あまり
つば三浦かいのすかし
但し新ぞうかん紋日の
せつば心中の一重
かり金のふち鼻毛の引通し
晝夜のあひさめ
いき馬の目貫
紫の下緒一筋
人とめつけ

君をこひぐち
おきやくの返りつの
こじり金銀のはりわけ
右二千五百枚の折がみ有、

本阿彌光次

酒氣腹色夫の大夫

狂歌

うけ出す本氣ではない酒氣腹
高尾隱居と極たが醉

太夫様よもや本氣じや御ざんすまい
酒氣腹にて身請さんすな

吉原九郎助稻荷のみくじ

十五萬凶
借問千金夜、　楓粧錦繡情、
忽驚二檄書到一、　君命應レ傾レ城、

又

三十歲凶
高全三五萬、　重レ家只轉レ居、
絃歌遊女宴、　夢覺萬樓虛、

又

十五萬凶
紅葉散二播州一、　家老損二元締一、
奉書惡二文言一、　榊原沈二後悔一、

一十月十三日

榊原式部大輔

不行跡被二聞召一候に付、隱居被二仰付一、急度愼罷有可レ有レ之候、

式部大輔嫡子
榊原小平太

式部大輔事不行跡之由被二聞召一、隱居被二仰付一、急度愼罷在候樣被二仰出一候、家筋被二思召出一、其方へ家督無二相違一被二下之一、追而所替可レ被二仰付一候、

稻生下野守
能勢因幡守
榊原大膳
榊原七郎右衞門

右被レ爲レ召、榊原式部大輔不行跡之段被二聞召一、今度隱居被二仰付一、急度相愼罷在候樣被二仰出一候、家筋思召被レ出、家督無二相違一悴小平太ゟ被二下置之一、萬端各申合、幼年之儀候間、心添いたし候樣に被二仰渡一、

右勝手次第出府可レ致候、

榊原小平太

榊原式部大輔
家老共

式部大輔儀隱居急度愼罷在候樣被二仰付一、小平太事も幼年未出府不レ致儀に候間、家老共申合、萬端相愼諸事入念可二申付一候、火之元等も可レ入レ念候、

右稻生下野守、能勢因幡守、榊原大膳、榊原七郎右衞門被レ召、本多中務大輔殿被仰渡之、

一十月十五日

榊原小平太

自分上屋鋪御用に付被二召上一之旨、御老中列座、本多中務大輔申二渡之一、

小笠原右近將監

右榊原小平太屋敷へ屋敷替被二仰付之一、

西尾隱岐守

右小笠原右近將監屋敷へ屋敷替被二仰付之一、

板倉佐渡守

右西尾隱岐守屋敷へ屋敷替被二仰付之一、

一十一月朔日

松平大和守

右姬路へ所替被二仰付之一、

松平越中守

右白川へ所替被二仰付之一、

榊原小平太

右高田へ所替被二仰付之一、

播州色夫錄下終

倭紂書

松平左近將監御咎之趣、酒井雅樂頭委細讀渡候七ヶ條之題號、

一尾張殿遊女春日野を請出し候節不埒之事、

一榊原式部大輔遊女高雄を請出し候節不埒之事、

一五攝家方御門主方々領分へ、神尾若狹守檢地可レ改と踏込候事、一條殿領分へ若狹守入候節、御立腹にて叡聞にも達し、聖武皇帝の頃より領せられ、只今迄代々の將軍より手差無レ之處に、此度檢地可レ申と申候儀、不埒に被二思召一、關東へも其趣可レ被二仰達一と御使者にて被二仰渡一、其內若狹守は旅宿に十日計逼塞被二仰付一候、若狹守一分の了簡にて無二御座一候、左近將監差圖と申上候、關東へ申來り候ては、左近、若狹守共に難レ立候に付、所司代牧野備後守より毎日傳奏へ御詫被二申上一候、奈良奉行但馬守も致二世話一、關東への御使者をも無理に留め置、段々御願申上候に付、御宥免有レ之、關東への御使者は相止み、若狹守も御捨免にて候、

一席々におゐて諸奉行諸役人へ權高に取計、御門御門の番頭へ、往來に不禮有レ之候事、

一隱し目付を申付、內說等を聞せ、一分の了簡を以て毎日書上取置候事、

一居宅の園、泉水不相應に仕、奢の事、

一兼康友軒を一分之了簡にて取計ひ候事、

右七箇條は、表立候而被二仰渡一候、

此外之不埒

一三年已前被二仰渡一有レ之、其節御役をも可レ被二召放一所、大御所樣之御慈悲を以御免被レ遊、御內意有レ之候處、思召をも相そむき、贔負の大名御役被二仰付一候樣に執成、計をめぐらし、自分の爲計を存、上之御爲を不レ存、不忠之至りに候、御役付の大名より、家來に扶持方もらひ候事、

一珍味美食を好み、色慾にふけり、踊子を召抱、酒をも羽二重にて漉し、一斗の酒二三升程に成候迄、何か度も漉し給べ候事、自分の奢に困窮いたし、本屋敷中屋敷の普請も不レ仕、不覺悟之事、

一領分左倉をも衰微に致し、市をも相止め、百姓をせたげ、町人にも用金申付候事、家來を領分へ遣し、

菜、大根、牛蒡の類まで取、江戶屋敷之汁の實に致し候とて、馬に付け送り、駄賃も不レ遣候事、

一城內侍屋鋪は取崩、麥畑に致し、城の塀築地も破壞いたし、修覆も不レ致、不用心をも不レ構候、依レ之家老之妻を所之肴賣盜出し、城內より召連れ候に付、妻之兄鎌倉まで尋行候へば、兩人共に見付捕候に付、兩人共に打捨にも可レ致之處に、男をも免し逃し、妻計召連歸り、元のごとく妻にいたさせおき候事、辱をも不レ構候段不屆に候と、領分にて批判致し候得共、そのぶんにいたし置候事、

一松平喜兵衞といへる家老、在所にて奢强、十八間の庭籠を拵網をはり、高直なる諸鳥を求め、雞も五十兩にてとゝのへ候類在レ之候事、

一江戶屋敷の家中へ親類より音物等、小さき肴にても嚴敷あらため入不レ申、家中の老母方へ他所の悴方より送り候儀、無益の決白にて、其外賄賂等は吟味いたさす候事、

一山王御祭禮ねりもの等は、町々困窮にも及候せつは、上よりは御用捨の氣味にて、だしばかりにてもくるしからじと被二仰出一候事に候、心次第に屋體等出し候儀は御構無レ之思召之所に、屋體御法度のやうに罷なり、奉行所より方々祭禮の日見物出させ、屋體に似寄候事仕候ても過科申付候事、

一兩國橋損の杭の事を申上、諸國迄騷動爲レ仕、尤御普請延引にて諸人難儀の事、

一新大橋は、常憲院樣御五十之御賀の御祝儀に、諸人御救の爲に、桂昌院樣御好にて被二仰付一候所に、左近了簡にて町橋に申付、二錢取之請負に申渡、公儀を諸人に喇弄爲レ仕候不忠之事、

一堺町宇左衞門、芝居之口論之吟味にて、自分の六尺御咎に逢候儀、三男彌三郎頭取に成り、六尺大勢徒黨致し、芝居を打こわさせ候て、六尺共大勢御仕置に成り、芝居のもの共も御仕置になり候事、悴の不屆をも不レ存分にて罷在候事、

一高橋玄秀と申醫師、自分の意趣有レ之を以、石河土佐守へ申談牢舍申付、科無レ之所ほり候て咎を拵候やうに申談、五六年以前慰みに碁石にてよみかるた打候事を拷問の上承出し、博奕の咎と申、相手にも貪着致さず、玄秀を追放に申付候不仁の事、

一瓜の仁助事、公儀へ對し何の咎も惡事も無レ之處

に、左近將監より町奉行へ申渡、爲レ致二吟味一舊惡を承り出し、獄門に致し候事、

一氷川門前の賣女の事ほり出し、大勢爲レ致二難儀一候、比丘尼の中宿等も嚴敷停二止之一、諸人難儀之事、

一金銀出入裁判之事、先年は同役と相談の上、障り無レ之哉否之事、諸奉行へも承合、町人へも相尋、彌々障り無レ之儀に相決し候上、御窺申上相定候事に候所、左近將監一人の了簡にて同役へも相談無レ之、諸奉行へも不二承合一、大岡越前守、石河土佐守、水野對馬守計へ申談、一ヶ年に兩度の裁斷にても差支無レ之旨、上へも謀り候て申上、諸國の差支、諸人の困窮にも不レ構、自分の勝手宜しき巧み、聟の借金の爲計に、一ヶ年に四月十一月兩度の裁斷に極り候事、

一井伊掃部頭、印形の事に付、左近將監宅へ被レ參、印形いたされ候やうにと申達候處に、家柄にては老中の宅へ罷越、印形いたし候事例無レ之候と被レ申候處に、權威我意に申募り、再三申遣候に付、左候はゞ上聞に達し候上の儀と、掃部頭方より上聞に達し候、是又我意の事、

一右京大夫、中務大輔へ對し候ても、度々傍若無人の不埒等有レ之候へども、右京、中務は隨分堪忍致し相勤申候、總而同役共不和にて諸事不二申合一候事、

一松平肥後守方にて、御老中招請の能有レ之候節、家柄にて被レ歸候節も送り不レ申候、此儀肥後守家來より左近將監へ內意相伺候儀は、手よわき仕方に候、左近將監是を承り、送り不レ申候ば罷越申間敷と及二挨拶一候、御老中出席無レ之候ては不二相濟一候に付、左候ば送り可レ申旨、又々申遣候、左近將監歸り候節、中程まで送り候事、左近權威申候は、肥後守家法なくば送り申候間敷儀を、是は諂と批判に逢候事、

一出入の町人へも茶器等所望致し、或は大名へも茶器道具所望致し候事、美濃守家に傳り候千鳥の香爐見申度旨、達而所望に付、態々在所へ申遣し取寄候へども、若直に被二留置一候ては如何と、持參いたし見せ候て、其儘取返し持參致し候事、

一御祝儀之御能の節、橋掛りの靑竹は、水をつぎいろ替らざるやうに致し置候處、上覽の節、色替り候竹

有レ之候に付、取替申候樣に雅樂頭へ被二仰渡一候に付、左近將監掛りにて候間可二申達一旨申上、申談候へば御入用懸り候に付、無益の事に候、色替り候ても不レ苦候と申候て、上意をも背候同前の我意に候事、

一將軍宣下の御裝束の事も、吳服所へ早速可二申付一候處に、沙汰無レ之に付、左近將監へ御尋之處、失念仕候旨申上候、是亦失念にては有レ之間敷候、御儉約と申し、古き御裝束にて可二相濟一心底にて可レ有レ之旨、御科の事、其外數多の不埒中々に難二申盡一候、只九牛一毛のあらまし書面の通之事、

一左近將監事、無學無智小氣不仁せちがしこく、小器の人柄にて、日本の御政道、執政之大役儀相勤者に無レ之候處に、大坂御城代のせつ、御側衆へ取り入、上之思召に叶候內意知らせ候樣に謀り、內證を承合、大坂御城內之儀御尋有レ之分を朝暮覺候樣に心懸け、大坂より參府之節、御前より御尋之趣、逐一御答申上、的中仕候儀共申上候故、器量發明の役人と被レ爲二思召一候樣に謀り、御老中に罷成候に付、在役の內、世上衰微の元と成、諸奉行諸役人の風俗ともに惡敷罷成候儀は、左近將監一人の咎と御立腹にて、此度の仕合、御加增も被二召上一、屋鋪をも急に被二追立一候事、

一先年御老中土屋相摸守政直の聟にて和泉守と申候節、相摸守心に叶不レ申、不通同前にて候、相摸守被レ申候は、和泉守は世知辯にて、中々大役可二相勤一人品にて無レ之候、萬一上ミを繕ひ拵候て、末々御老中にも被二仰付一候ば、世上大こんきう、天下の御爲にも不レ宜、後は家滅亡にも及可レ申哉、なげかしき儀と朝暮、此儀氣のどくと被レ存候、達人の一言、眼力的中仕候事と、諸人相摸守を今に感じ慕ひ候事、

一阿部豐後守正武御老中にて、祖父忠秋も御老中の執政職の家柄に候處、息飛驒守若年の頃、正武の家來をもらひ懸りし時、如何と尋られ候へば、私に慮外を仕候ものに御座候間、貰候而手討に可レ致と被レ申候に付、外の父ならば武義強き事と歡可レ申候へども、我等は氣之毒に候、縱へ我等手討に可レ致と申候共、命をたすけ申度と願ひ候てこそ、仁愛も有レ之悅可レ申候、又領分の百姓願有レ之候とき、飛驒守被レ申候は、百姓は蟲螻同前の者にて、打殺し候

ても不レ苦と申候て、此一言をためされ、正武彌々氣之毒に被レ存、飛驒守家柄にて若御老中に成候ば、家に疵をも可レ付者也、御老中に被二仰付一ず候様に被レ願候旨、常々被レ申候、後に御老中被二仰付一豊後守と成り候所に、不埒有レ之、御役被二召放一候、父は七人の博士のたとへ、誠に子を見る事父にしかず、正武の眼力的中せりと諸人感じ候也、土屋相摸守、阿部豊後守のごとく成る御老中に候ば、天下おだやかに可レ有レ之と、世上一統にむかしをしたひ候事、

一京都の御名代に高家衆被二仰付一候、此高家、京都公家衆の子息にて養子に參り候所、實母病氣の儀申來り候に付、若道中にて老母病死の事承候ては、忌中に成候、代りをも可レ被二仰付一候哉と、左近將監迄伺候處、左近將監あいさつには、途中にて病死の儀承候共不レ存分に仕候様にと申候に付、然る所に病死の事、道中にて承候へ共不レ構上京の處に、京都にては直に存知、實母之忌中にて御名代如何と不審申候得共、其段左近將監差圖にて候と申上候、是又左近一分の了簡にて、忌懸りの高家を不レ構禁裏を穢し、ないがしろに仕候我意の事、

一御藏米御張紙の直段は、京大坂江戸三ヶ津の相場をならし、古來より相定の儀、左近將監了簡にて、三ヶ津の相場の内へ、奥州の下直の相場を加へ、四ヶ所のならしにて、御張紙直段を下直に爲レ致、輕き御扶持人等困窮爲レ致候事、

一公家衆の家來の咄に、神尾若狹守、左近差圖にて五畿内へ檢地を入、百姓ども大きに難儀仕候て訴狀認め、禁裏の御築地の内直訴捧候に付、叡聞に達し候處、前代未聞の事、尤御記錄にも留り可レ申候得共、末代迄も時之天子の御恥辱との勅諚の由、五畿内の民のこんきうを天子よりも御救被レ遊度叡慮なれども、叶はせられず、是以御政事の御不徳故と叡慮をなやまされ、御位を御すべり可レ被レ遊との逆鱗のよし、此儀達二上聞一候故難レ被二捨置一、京都の聞のため、卽時左近將監へ御咎被二仰付一候事、

一世界にて不用の地を除き置候事、古來よりの正法也、小屋敷の地面にも、御地無レ之候ては差支候事有レ之候、國々の明地は古人考て末世に洪水の吐き所、田畑に障らぬ要心に能きと殘しおき候事也、それを當前の理分に、左近、若狹心得違ひ、新田を開發申付、名聞計の爲にて誠の御爲には毛頭不二罷成一候、果して近年度々の洪水に民家ながれ、大勢溺死、本田を潰し候事、邪智なり、田畑の中にも空地あれば、秣場稻干場、その外の用を足し、新田に開發させ秣場も取上候故、諸民難儀いたし、此理を不レ考、當前の納計に目を付、却而御爲とは不二罷成一不忠の事、

一諸國の御林等、遠國は伐拂候ても構無レ之候、然共地頭にても林を伐拂候ては、前の衰微に成候儀と伐拂不レ申候、關東の内御當地の近在、秩父山の御林には御要害の爲め、御殘し被レ置候、權現樣の深き御神慮也、近所の御林等澤山に有レ之候に付、御用早速相調、遠國の御林は急の御用の間に不レ合候、伊奈半左衞門より林の事、田畑の取箇の事、古法の道理を申達候へば、左近不レ用、夫は古來の法にて廻り遠く、當前の御用に不レ立無益なりと、新田開發申付、秩父山の御林もきり取らせ候事、眼前御金を納候事計を御爲との不了簡、半左衞門とは雲泥の違ひなり、然れども半左衞門は古法にて時に不レ合、只だまりて時節を待つのみなり、

一武藏御膝元の百姓は、御鷹野御用或は御要害の時節の爲、他國と違ひ權現樣にも御憐愍の被レ爲レ加、御味方被二思召一候て、代々伊奈半左衞門へ御預け、免合三ツ五分を限り、御藏米も三斗五升の御定にて、往古より半左衞門御代官にて候所、左近、若狹御爲の心得違にて、新御代官どもは古來の儀は夢にも不レ存、百姓をとりたをしても取立候が御奉公と存、御爲には人々損じ候にも不レ構者と申候て、不仁の心底ゆへ、半左衞門遲く候と申候て、半左衞門支配を引替、新御代官へ夥敷高免申付、百姓共を爲レ致二困窮一、上を奉レ恨、公儀を嘲候樣に致し候事、左近將監、若狹大不忠の事、是又昔のごとく半左衞門支配へ引替させられ候はゝ、萬民安堵、御代御繁榮の基、東照宮の御神慮にも相叶可レ申候、是又左近、若狹は神罰當り可レ申事、

一新御代官の内、上坂安左衞門事、別而非儀不仁にて、支配百姓共をせたげ、或は人ごろし御僉議も、自分居宅の庭にて百姓をつるし拷問致し、せつなきまゝに無理に殺し候と僞り白狀致し候を、若狹

へ申達し、罪なき百姓をげし人に申付候事、天下の御政務を誤り、不仁の仕形に候へ共、左近、若狹其分にいたし候事、

一上坂安左衞門支配所上總國の内、服部八郎五郎知行所に山林有レ之候處、拜領地の高下候と申、無理に掠め取り、請負人へ入札申付、右之材木取賣拂上納爲レ仕、御爲に候と申處、地頭八郎五郎憤り、外の御老中へ申上げ、御朱印を差上候處、御朱印御吟味の處、八郎五郎一圓領すべき旨有レ之、右の山林は八郎五郎山林に相極り候、依レ之伐取候材木不レ殘地頭へ返し候樣に被二仰出一、首尾惡敷被二取返一候へ共、恥辱とも不レ存、尤御爲にはまり候儀ゆへ不レ苦と、安左衞門へも御咎も無レ之、結句首尾宜敷樣に若狹取成し、左近も不レ致二吟味一、御後閙不屆の事、

一安左衞門支配所の百姓共、せたげられ大困窮爲レ仕候に付いきどほり、度々評定所目安箱へ直訴入候得共、若狹、左近將監中にて押かへし、上へは不二申上一、燒捨に申付候事、御廉直なる上ミの儀を、御政務を闇し候、大不忠の事、

一宮地芝居の事は、公儀の害にも不二罷成一、江戸繁昌の爲めには宜敷候に付、町奉行より度々窺ひ候へども、左近おさへおき、上へも言上不レ仕、江戸を衰微爲レ仕候事、

一御當地は日本國中の集り候繁昌の地にて、京、大坂よりは結句賣女等をも方々に可レ有レ之儀にて、害にも無レ之儀に候、先年桂昌院樣の思召にて、根津、護國寺、深川洲崎辨天にて繁昌仕候所に、左近取つぶし衰微仕候事、脇々賣女町繁昌致候へば、自然と新吉原町共に繁昌に可レ被レ成所に、新吉原の者共見廻り、見付候へば訴からめ取、三ヶ年の内、吉原へ被レ下樣に致し候に付、彌々御當地衰微、數萬人の難儀に罷成候事、

一正月女子供のよみかるたはなぐさみにて、古來より有レ之、何の害にも不レ被レ成候事、御構無レ之所に、少々のよみかるた打候ても、博奕の咎に申付候事、

一古代は少々の盜人も首被レ斬候處、近年入墨たゝき放し被二仰付一候處、自然と惡黨多く、尤入墨のものは店をも借し不レ申、奉公仕度と申候ても不二召抱一、縱へ惡心ひるがへし候ても渡世無レ之、無二是非一盜致し、巾着切御仕置に成候類大勢有レ之候、此儀も

左近へ奉行より申上候ても、左近おさへ置、言上不レ仕、御政務の妨になり候事、

一金銀座の願に付、一分の了簡計にて、同役へも得と相談とげず、宜敷やうに御うかゞひ申上、金銀吹替申候事、

一細田丹波守執成を以、錢屋共追放、遠島、闕所申付候事、

一辰巳屋出入、贔負を以木津や吉兵衞方を越度に致し、遠島被二仰付一候樣に成し、又々左近とりなし遠島にも致さず、直に牢屋より御免被二仰付一候事、自分へ金借り候儀に付、御後閙きしかたの事、右僉議に付、大勢の科人出來、其上小出相摸守迄評定所へ呼出し御咎申付候事、みな左近所爲の事、

一吉川左京は、松平長門守幕下にて本家の下知請來り候處に、左京も左近將監へ取入、金子出し大名なみに成度旨相談致し、別格に成候故、左近御役御免已後、御事も不レ參、何事も不二相成一、本家にては憤り彌構不レ申候に付、大きに手支大意却にて、又々本家へ詫候由、然共承引無レ之、大きに難儀の由、先年阿部豐後守御老中の節、一人の了簡にて松平大炊頭へ金紋をゆるし候處、本家右衞門督より斷有レ之、同役衆も不審有レ之候處、豐後守申まぎらかし、留主居より伺候處、黃絲の紋はくるしかるまじきと及二挨拶一候、金紋の事は不二申渡一候、留主居の承ちがひにて可レ有レ之と僞り候、三千兩の金子取、御老中に不二似合一僞被レ申候事、萬代にもきへがたく淺間しき事なり、大炊頭にても無二是非一留主居の承違ひと致し、不二存寄一留守居は科を引請、在所へ追出せられ候、左近同前に一人にて吉川を大名の並に申渡候事、末世の批判恥辱の事、

一右衞門督樣御不勝手に付、御守役左近方へ、金三百兩御合力の儀御窺被レ下候樣に申談候處、左近申候者、三萬俵の御合力米有レ之、其上に御家來迄上みより御切米御扶持方被レ下候儀に候へば、此上の御合力は難レ成候と申候に付、御守役申候は、左候ては私役儀に對し迷惑に奉レ存候、是非此儀御聞屆け被レ下候樣にと申候へ共、合點不レ仕候に付、無二是非一其儀右衞門督樣へ申上候へば、右衞門督樣にも御守役の顏色を御覽被レ成候て、被レ仰候は、相調不レ申候も其分の事にて不レ苦候、此上必惡敷了簡抔

出し不レ申候様にと被二仰渡一、誠に御仁愛の御儀難レ有感涙仕候由、此上彌其分にも難レ成、左近と討果し可レ申迄と覺悟極候へども、左候ては却て右衞門督様の御障りにも可二罷成一哉、左候へば不忠の筋と存じ直し、又々左近方へ罷越、最前の御合力金の事、此上相伺可レ被レ下候、其上にて上意に候ば不レ及二是非一候、御自分の御口上計にて其分に難レ立筋も候と押返し申候得共、左近兎角合點不レ致、伺候にも不レ及候、最前申候通りと我意強く申候故、無二是非一罷歸り、直に書置いたし自滅致し候、右衞門督様彌御不便に被二思召一、急病にて病死に御執成被レ遊被二差置一候、此儀大きに御心底御いきどほり被レ遊候事、

一刑部卿様へも兩度迄乘打仕候、二度目には如何存候哉、左近儀刑部様へ御詫に伺ひ仕候處、刑部様御會着も無レ之、御免とも何共否やの御答無レ之、手首尾惡敷しほ〳〵と罷歸り候、刑部卿様へさへ、如レ此の不禮、其外の大名旗本への不禮、存付られ候と何もあきれ候、

一禁裏之御領分へ左近差圖にて神尾若狹守檢地入候事、叡聞に達し逆鱗の上、勅諚にて、後鳥羽院の頃より賴朝へ武家天下勅許已後、代々將軍より于レ今至迄、終に朕が領内へ檢地入候事無レ之候、然に世上衰微、軍事迄も困窮におよび候故、下の役人共檢地入候事、畢竟世上衰微の事は、皆々朕が政の不德ゆへにて有レ之候、然れば天子の位を敷候事も、天へ對し候而も朕誤なれば、位を御すべり御讓位可レ有レ之旨、妙法院御門跡を以勅諚ありければ、此事上聞に達し大きに御驚、左近朝敵同前と、十月八日に俄に西丸當公方様、右衞門督様、刑部卿様、右京大夫始、老中不レ殘御寄合有レ之、左近一人御本丸に置、評議有レ之候處、右衞門督様よりも段々左近仕形不埒之旨被二仰上一、刑部卿様よりも左近傍若無人乘打不禮の儀、私へさへ如レ此權高に候へば、外の大名旗本への不禮思召付られ候旨被二仰上一、其上右京大夫御老中同役、數年鬱憤此節なりと、段々惡事數は增し候共、一つも減ずる心なく不レ殘言上仕ければ、大御所様にも始而御驚、左程の惡事只今迄曾て御存知不レ被レ遊候旨、以の外の御憤りにて、明日登城爲レ致せ嚴敷可レ被二仰付一旨、御評議相濟候て、

明九日登城被二仰出一候へば、左近夢にも不二心付一、若御褒美か宜敷筋にても可レ有レ之と、笑を含退出仕候處に、松平能登守は一家の好身にて候故、餘り笑止に存、左近へ內意申、明日の被二召出一には以外の凶事にて候、父子共に病氣に仕、登城無レ之様に可レ被レ致候、此上和泉守家には替がたく候と申遣候へば、俄におどろき、誠にせつなき時の神賴と申すことわざのごとく、俄に伊勢へ代參、山王、氷川への大願、其外神佛へ祈誓をかけ、大きに騷候へども、神は非禮を受給はず、日頃の惡逆、神罰冥罰、何卒佛神もうけたまはん、誠にキウガイノルコト久シト、聖人も常々誡の仁道を行候事に候、日頃不信心不仁、俄に祈も何のかごあらん、領分左倉の百姓も調伏致し、いんの紂王の民にひとしく、此日いつか亡びんと願ひ、左近御役被二召放一、國替も有レ之やうに朝暮氏神へ祈候處、此度の仕合にて、其神慮叶候と大きに歡び、神酒を上げ、踊をおどるがごとくも、左近惡行天罰冥罰、舅土屋相摸守が一言彌かんする所なり、左近を鏡にして、此上奉行役人貴賤の輩、慈悲を專に慾をはなれ、勤を第一に、尤神佛を信心すべきなり、可レ愼々々、

一十月八日前有增書あらはしたれども、まだ委しき事は殘れり、然れども當公方様の御器量、御明君の御事書顯はし、天下泰平萬民安堵の思ひを成さしめんがため書出せり、すでに西丸へ公方様被レ爲レ成、大御所様へ被二仰上一候之趣、御政務の儀は權現様の御定目に可レ被レ遊之旨被二仰出一候處、大御所様の思召には、只今迄の通に可レ被レ遊と可レ被二仰上一處に、乘越候御言葉、大御所様には御心に御叶被レ遊間敷御氣色にもやと、脇々の衆中には奉レ察候へ共、御底意には、當公方様御器量の程御萬悅に被二思召一候而、又御尋には、只今迄の御仕置御心に叶ひ不レ申哉と被レ仰候へば、當公方様の御答には、只今迄の御仕置は古法を專らと思召候へども、中にて間違申候、御前様の御仕置にては無二御座一、皆皆左近將監が仕置に成行申候、御前様の御儀は明君様と申候所に、左近權高に不屆に候、御前様には御存知被レ遊間敷候、私儀は西丸にて見聞仕候、左近權高に我意つよく御仕置の妨に成候、左近事は私心次第に仕度と被二仰上一候處、大御所様には毛

頭御存不レ被レ遊、如何の儀と御尋の處に、左候はゞ是を御一覽可レ被レ遊と、公方樣御懷中より左近不届の儀、條書を以て被二差出一候、御覽被レ遊御驚被レ遊、左近不届ものと御立腹の御顏色にて、御人拂にてその跡は御父子樣の御密々の御熟談有レ之、此上は誰も不レ承候、扨左近事、明九日登城可レ仕旨被二仰出一候而、公方樣被レ仰候は、水野壹岐守、板倉佐渡守へ被二仰渡一候は、左近事明日御城にて被二仰渡一候はゞ、日頃の權威にて御請の程難レ計候、若違背仕不禮有レ之候ば、佐渡守、壹岐守、其心得了簡も可レ有レ之旨被二仰渡一、先年堀田筑後守、權高我意に御仕置取計候節、稻葉石見守差殺候は大器量、天下に對し候ても大忠臣、今に彼者の事惜しき者と被二思召一候旨、御なぞの上意にて候、大御所樣には左近事御慈愛の御心にて不便に被レ爲二思召一、明日の登城、父子共に病氣に致し名代にても差出し候樣に御内意有レ之候、尤松平の大名三人を致二斷絶一候事は、御氣の毒に被二思召一候旨御内意有レ之、左近へ申通じ候へども、我意くじけ不レ申、登城仕候て存寄可二申上一旨申候由、依レ之能登守は一家の好身ゆへ、明日登城有レ之候ば、家斷絶におよび候事も可レ有レ之候、家には替がたく候へば、和泉守爲にも候間、是非致二病氣一登城延引可レ然旨、段々内意を申いさめ候ゆへ、左近ぎやうてんの色見へ、俄に神佛へ代參を立、大きに驚き騷ぎ候事、前に書記す如し、

一酒井雅樂頭事、器量發明頓智大勇の執政職にて、古法を專に取計候事、是も東照宮の御神光の御恵みにて、能き老中此節出候事、大御所樣御隱居の思召にて、老中列座にて被二仰出一候處、誰も御挨拶申上候老中無レ之、無言にて候處に、酒井雅樂頭末席より進み出、天下泰平目出度御儀と申上候事、何もかんじ、大御所樣にも御感被レ遊候事、

一萬次郎樣御母公御懷胎の節、御腹帶は何れより可レ被レ進哉と、大御所樣より老中へ御相談の所、御挨拶當惑の體にて候所、雅樂頭申上候は、大納言樣御母公樣より被レ爲レ進可レ然旨、御挨拶被二申上一候へば、大御所樣にも左樣に被二思召一候と、御機嫌にて候事、

一西丸御普請にて、小普請方、御作事方にて吟味の札

申付、下直の入札を以て相伺候處、雅樂頭被レ申候は、下直にては手ぬき可レ致候、左候ては却て御爲に不二罷成一、請負人も御普請の御影にて渡世致候處、只今迄は請負人身代潰し大損致候ても、只直段下直に致し候事計になづみ候事、天下の御普請と申筋に無レ之、上ミの思召とは大きに間違申候、落札二番札も相應不レ致候、五番札の直段相應に候間可二申付一旨申渡、請負人ども有難がり御影も有レ之、御普請もよく出來の事に、小普請方作事方にてもおどろき入候事、

一神尾若狹守、上方邊檢地を入、取箇之非道に付、百姓共江戸へ下り候節、妻子に暇乞の盃致し、此御願不二相叶一御仕置に成候共、再び國へ歸るまじくと牛王を燒、神水を呑んで申合、强訴に下り候大勢の百姓、俄在所へ歸り候儀、雅樂頭不審に存知、御勘定奉行へ申付、一人々々の口書取、江戸宿より呼出し吟味いたし候處に、内證にて若狹守だまし候て相返し候旨相知れ候、是又左近科に成居候事、

一若狹守辯舌にて紛らかし候は、百姓共强訴は御代官手代共致二腰押一、强訴し呉候樣にとすゝめ候故罷下り、只今までの百姓共、取箇之外御代官手代へまいなひ出し申し候、其賄賂金上納に申付候へば、百姓ども其痛みに少も不二罷成一とぬけ候、金を上納に仕候事、御爲にて候、御代官手代共の勝手には不レ宜候と申僞りいゝぬけ候て、若狹守辯舌にて御爲者に成候、關東筋へは巡見に相廻り候筈の沙汰承り及び、近在の百姓共數年持傳へ候材木は、道端に有レ之大木等も不レ殘伐り取、是は若狹守見分の上、百姓の所持の林又は木共に公儀の地面にて持高の外に候旨申、不レ殘取候儀承りおよび候間、近在の大さうどふにおよび候、誠自二其有二聚斂之臣一、寧有二盜臣一、との聖語のごとく、若狹守は天下の盜人惡人にて候、前車之見レ覆、後車之爲レ誡、左近が次には覺悟を極め病氣にして御願申上、早く退役すべし、永く勤んとおもふ心ならば御咎遠からじ危しと、先達而御側衆數主計頭、若狹守へ役人見聞候處にて呼び付、百姓をせたげ下々を困窮爲レ致候事咎められければ、若狹守返答には、自分の了簡にては不レ仕候、皆々大御所樣の御差圖と言譯仕候儀、大不忠未練の事、侍の道も知らぬ愚人なり、縱

へ大御所樣の御下知にても、自分のあやまりに引請、如何樣にも御答に逢申儀を主君にかこ付候事、侍の風上にも置間敷奴也と、萬人爪はじきをしてわらひ候へども、恥をはぢとも不レ存、不義不道の役人と沙汰及び候事、天命はのがれがたし、

一當丗八月二十八日、鼠山に靈草萬年草と云ふ百二十本はへ候事、鶴の舞の事、明君世に出させ給ふ前表也、當公方樣明君にて渡らせ給ひ、御代千代も萬民安堵のしるしと、萬人悅勇の事、是又東照宮の御神德、上元の甲子の年より世も豐かに移り替るべしと、難レ有御ちかひあふぎ奉るなり、三年無レ改二於父之道一、可レ謂レ孝矣と、只今迄の御政務はみな〳〵左近が道なれば、早速御改可レ被レ遊思召之由、大御所樣の御政務、權現樣の古法を御用ひ被レ成候思召にて、尤奢つゐるは御きらひ、入べき程の御入用は何萬兩にても御いとひ不レ被レ遊候、只無益の御入用の事を御改被レ遊候思召にて候所に、役人共間違、めつたに御爲に候と心得違候處、御政事の妨に成候事、此趣も先達而大御所樣より若狹守を御呵被レ遊候、御代替之後、大納言樣御成之節、黑き鷄を御目に留り指上候處に、銀一枚づゝ被レ下、町人共難レ有がり、御機嫌能度々御成有レ之候樣にと相願、御繁榮を祝す事、自然と天下之御祈禱にも罷成候、前前本多伊勢守、左近抔あさはかの了簡にて、御成の節も淺草にてちんを御調被レ遊候處、此ちんは去る御大名衆より三兩に直を付られ候へ共、賣不レ申候處に、此度若君樣へ差上候ば銀五枚も拜領可レ仕と悅申候處に、伊勢守より書付を下げ札に致し、鉄所金にて金三分被レ下べき旨、町奉行へ被二申渡一、町人を呼出候て三分被レ下候旨申聞候へば、心底には立腹致し、天下の御調ものに不二似合一候とつぶやき、表向者先づ難レ有候と御請申上、町奉行も恥しく存候哉、白洲へ呼出し候ては不二申渡一、番所にて役人より內證にて相渡し候と、まゆにしわを寄せ被レ申候、又駒込邊御成の節、櫻花と申草花御調被レ遊候、直に御供廻りの役人共より金子百疋にても二百疋にてもなげだし、可二相濟一處に、是又吟味の上かわらけ共に代八錢づゝの定直段、十に付八十文可二相渡一旨被二申渡一、是又奉行所へ呼出し、家主五人組名主召連、番所腰掛けに待居、辨當にも八

九百錢も入用懸り、終日隙取八十錢請取、兩番所へ御禮に相廻り候處、內心にては大きに上ミをそしり候、箇樣の事、上ミにては夢にも御存知無レ之候へ共、皆々役人共の中にて不埒、左近抔の類の仕わざと、大不忠の事、向後御不例にて御成も無レ之樣にと願ひ、又は御成先にて商ひものをかくし、みせには出し不レ申候樣に心懸け候事、天下の不吉にて候、是又役人のあやまりなり、

治二大國一若レ烹二小鮮一

左近、伊豫、若狹之類、めつたになべの中へ杓子を入、度々こねまはすゆへに、魚の形はくずれ、どろがゆのごとくに、世上を仕なし候事、只々かまわずに打捨置候へば、自然と世も豐に被レ成候事、役人ども世話やき候內は次第に米も下直に成り、當秋かまはずに捨置候へば高直に成り候事、考へぬべし、物の直段相場は天地の變にて、中々公儀の御威光にても人の智惠にても及びがたく、能々了簡あるべし、金銀吹替も又世上大騷動、萬端差支、諸人難儀におよび候、金座銀座計大きに德用有レ之事故、役人すゝめ又々吹かへも願可二申上一候、金座一人に數萬人を御替被レ遊間敷候、文金銀は其儘差置、古金はやはり六割半の通用にいたし、乾金も取交せ勝手次第に通用致し候樣にと被二仰出一候者、隱し埋れ有レ之候古金大分出候て、世上殊外潤可レ申候、文金吹出候總高僅四百萬兩ならでは無レ之候、然るに通用間にあひ候もふしぎなり、遠國古金有レ之候故も哉と、向後山より掘出候灰吹金の外は、權現樣御定の通、小判四匁八分に小粒二匁二分づゝに吹出し、灰吹銀も正銀計に吹立、是も五割ましに通用致し候はゞ、何の障りも無レ之、世上の金銀澤山に可二罷成一、年經候へば天然と乾金、文金銀は吹替無レ之候ても減じ、後は絕可レ申候、左候はゞ毛頭世上の障りには罷成間敷候事、漢高祖の天下を納め給ふときには、諸法度を不レ殘免し、其內三ヶ條の法度を出し、萬民安全に四百年の天下を穩に納め候、箇樣の考無レ之は、皆々執政職の文盲ゆへにて候、向後御仕置の御定書も、權現樣の御定目の通にて少にても事足り候事、

一主殺、從類絕やし、三日晒、鋸引の上、引廻しはりつけ、親殺磔、火附火あぶり、人殺げし人、盜人巾着切死罪、是は加役の引廻無益也、小盜人遠島、入墨た

たき放、決而相止め可レ申候、無宿の者は不レ殘捕へ、非人溜へ集め置、五六百人にも成候節、天草、五島、薩摩などへ往古の通遠島、右之通、其外少々の事は、時の奉行作略にて相濟候、左近儀御仕置を杓子にてこねまわし、色々細かに部を付け候故、限り無レ之、萬ごふ經候ても、極め盡しがたく、科の例を吟味致し候故、如レ此の盜人、如レ此の死罪などゝ的中の例を吟味致し候事、詮も無レ之候、縱へ吳服所の黑縮緬の同裁を相尋候時、地合色合共的中の縮緬は無レ之物也、かみ一枚の御定目にて相濟候儀を、左近は千枚にも罷成候、これ小智の短才にて、中々天下の政道職は、挑燈につりがねにて候、

一大博奕、三倍附は諸人の害になり、是は嚴敷可レ致二吟味一候、よみかるた、子どもの寶引の類、決して貪着有レ之間敷候事、

一端々遊女の類、忍候ても商賣見のがしに致し、ほり出し穿鑿致し候事もよろしからず、同心遣し追拂逃し可レ申候、宿々關所には不レ及、町内の咎めも致間敷候、食の上の蠅を拂候樣にて可レ然候、尤新吉原にも見廻り候儀も向後停止の事、

一比丘尼の中宿も貪着有レ之間じく候事、

一所々神事祭禮、屋體ねり子ども等の事、心次第に可レ致事、

一宮地芝居の事、勝手次第の事、

一大名無益の奢、踊子を召抱、新吉原へ參り候事、嚴敷御停止、萬一相背候輩は、急度御咎可レ有レ之事、

附、家中の切米を借り候事不屆に候、軍役等の事候へば、隨分家來を扶持すべき事、幷町人等より借金隨分諄よく相濟、又は相對年賦にいたし候共、評定所の裁斷致間敷候、諄よく濟し候へば、又々用事相達可レ申候、只今迄仕形不埒に付、町もこりはて手廻り不レ申、不勝手に成、軍行等も勤不レ申、大不忠の心入にて候、能々勘辨可レ致候、向後評定所へ被二召出一候大名の分は越度たるべく候、

一向後四月十一月の金銀出入裁斷相止め、前之通りに可レ致候、

一先年は大名旗本の內、評定所へ呼出され候儀は、至極恥辱の樣に存候處、近年は好み候て評定所罷出候樣に致成し、金子借り候て濟候は初心の事に候と笑ひ、兎角借り候金すやくり候樣に致し候を手柄と致し、金銀重く武儀輕く存候事、以の外不埒也、三十萬石取りの少將の位の大名も、高間が金を借り、紋付の小袖を取らせ、高間が妻を下屋敷へ呼振舞致し、家老用人取持に參り候事、なげかしき事なり、是全く歷々主人の不レ存事、皆家老の仕業也、斯樣の家來は仕置にも可二申付一事也、又五十萬石取りの侍從の大名、高間が金を四百萬兩借り、橫にねて不二相濟一高間が身代をつぶし候事、是又家來の不埒なり、五十萬石取の大名は中々斯樣の不埒は致間敷候、家の恥辱、末代迄の批評に成事、家來共の不忠の至なり、七萬石取候大名、前々は新吉原品川へ通ひ、以の外不行跡にて、江戶中評判になり候處、今程は變じ人品よろしく、愼深く奢なく、家來能扶助し、身代取直し、只今にては町人どもより用達し度と願候程の儀にて、尤博學多才、大名二百五十餘人の隨一にて、斯樣の大名は一人も有レ之間敷と、前方の批判と今の評ばんとは雲泥のちがひ、是をおもへば人々の一心取置專一に候、此大名今程執政職と成りて至極宜かるべしと願候事なり、向後諸大名も心をひるがへし、東照宮の御神恩、先祖の武功の厚恩忘却せず、御奉公專一忠勤をはげむべし、

一右書物他見すべからず、併人の噂あざけり、そしることゝろならねば、これを見、一人の愼の種にもして、勸善懲惡のたしともならば、あながち祕すべきにもあらず、天下泰平萬民安穩、東照宮の御神德を明暮わするゝ(ママ)ことを、民家に知らせん爲なれば、何かたへ此書を出し候ても、筆者の御咎あるまじきと、是を寫し置き朝暮考べし、前條にも吳々あらわすごとく、人は學問なくして政務に誤り有、天下を治には老子經を見るべし、きりやうはたらき常々大道に至り、國家を治にも莊子を修學すべし、修得せざる儒者は、老莊異端放蕩の文とおもふは大いなる誤り、儒書佛書七千餘卷は神書根本なり、世臣は論語一部にて人の道はすむなり、近代の學者は藝者の樣に心得ちがひ、倭漢の數萬卷の書籍を講ずるのみを自慢し、田の中の蛙にひとしく、口計にて心行かねば、へんくつに成りて害多し、只奉行役

人は日本にて心安き今川了俊愚息仲秋制詞の條々を朝暮我ものとして行ふ、認めし數多の役人有といへども、一人も今川に叶ふ人なし、況や聖賢におゐてをや、近年大名旗本の貧窮不行跡、小普請の面々追はぎ盜人同前の人柄不レ殘委しく聞記す、筋有レ之て數百人に及といへども書つくしがたく、筆にいとまあらじ、たゞあらまし前書に顯すのみなり、金子を取、町人の悴を養子にして家名を讓り、町人の娘を金子を附娶とり、只金銀を重く武儀輕くし、大在番の旗本は具足を質屋へ遣し、具足櫃は石瓦を入、味噌をつめ、京大坂へ持行、萬一の事あらば何の御用に立つべきや、知行盜人と云べし、是何ゆへなれば、今川をそむき身の分限を知らず、或は過分或は不足の事、分限不相應に奢を極め、小慾知足の理を辨へず、足る事を知らず、不足々々とおもひ、慾ふかく、名聞に計かゝわり、金子をほしがり、實義を失ふ故なり、奉行は大科の輩をも最負の沙汰にて宥免し、小科の輩をも糺明をとげず死罪に行ふ事夥多有、辯舌能を役人といふ、實義なる役人は初心のものと評ばんせり、酒宴遊興勝負に長じ、家職の勤を忘れ、公務を輕じ私用を重じ、天道を恐れざる働の事、その外今川の條目にはづるゝ事多し、漢文ちんぷんかんの學問を學者と心得、今川抔は手習子供のもて遊びのやうに心得候役人共は、扨々淺間敷事なり、すでに今川の最初に、文道を知らずして武道終に不レ得二勝利一事と有り、是をば何と心得候や、其外今川一部にても國は治り、奉行役人の誤りは糺すべし、御代も替り萬端御改の時節なれば、奉行役人も此節に目を覺し、家業なれば武藝はいふに及ばず、朝夕學問修行して、身をつゝしみ奢を止め、小慾知足の理を辨ふべし、扨も多き人の中に人はなし、大御所樣にも、天下に人なき事を三十年の間御苦勞に被二思召一候、向後大名、旗本、奉行役人、輕き御扶持人に至るまで、心をたしなみ人になるべし、穴賢々々、

床しくば尋ねて來ませ我宿は
黑かみ山の杉立るかど

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

一遠州豐田郡向笠中村三右衞門、喜八申上候、當國見付町、中泉村、上新居村、去々子年より他國盜人大勢入込候而、右盜人に當國惡る者組合案內仕、所々へ入込金銀衣類大小等取申に付、國中の歎き町在方共に至極難儀仕候、其次第盜人共不レ殘大小帶し、人數三四十人或は五六十人程づゝ徒黨仕、挑燈を燈し、町在不レ限、其門々に番人を附、又は隣家の門門へも番人を差置き、心懸申候家へ入込、家內の男女等しばり、金銀衣類不レ殘押取申候、盜人の頭領本名濱島重右衞門とも又は庄兵衞とも申、異名を中間にて日本左衞門と申候、手下の者共、見付町、中泉村、上新居村の內徘徊仕、勿論宿も右三ヶ所の內御座候由、承レ之候事、

右押込に被レ取候者數多御座候得共、遠方の儀は具に不レ奉レ存候、近所の分有增左に書上申候、

一金千兩幷衣類、大池村惣右衞門、同十一兩幷錢衣類、向笠村甚七郎、同六十兩餘幷衣類、向坂西村大珍寺、同千兩餘、山崎村牛之助、質物衣類土藏一ヶ所有切、山梨村才三郎、金四百兩程、片瀨村、同三十兩程、狩廣村小右衞門、同十兩程幷衣類、野部村一雲齋、同三十兩幷錢、平松村忠四郎、同三十兩幷衣類、寺谷村權十郎、同五兩程幷衣類、氣賀村治兵衞、御年貢金三兩幷衣類、赤地村源左衞門、同十兩程幷衣類、深見村金右衞門、同一兩二分幷衣類、小島半平郎、衣類二櫃、小島村平十郎、右の外村々にて被レ取候もの數多難二書盡一御座候、

一右國々惡る者共の儀、御地頭樣へ御訴申上度奉レ存候ても、盜人類賊親類等數多御座候へば、此者共より內通仕、闇打又は如何樣の怨可レ仕も難レ計、人々恐れ、國本にては御訴難二申上一御座候、依レ之御地頭樣方御役人中御改にても御詮議にても無二御座一候、依レ之見付町、池田村、中泉村、袋井町の內、不斷日本左衞門幷手下の者共結構なる衣類を着し、大小帶、白晝に不レ憚のん氣に遊びあるき申候、往還通誰知らぬ者も無二御座一候へば、武家方より何の御咎も無二御座一、殊に盜人共大分金子遣捨申に付、其所の勝手に成候故差置候やうに奉レ存候、日本左衞門儀至極智惠深、威勢強、人を手なづけ候、徒黨仕、武家方をも不レ恐徘徊仕候間、此末如何樣の工可レ仕も難レ計、乍レ恐奉レ存候、去々子の年より三年以前の儀に御座候へば、次第に募り段々惡る

者共大勢徒黨仕、只今にては旅盜人大小を帶、村方の小前の百姓家へも押込申候間、毎夜寐ずの番差置、屋敷の內廻らせ申候に付、翌日草臥、田畑耕作も間をかき、勿論有明ヶ燈し、不用の夜食を給或は人雇賃、諸事費夥敷、百姓ひしとつぶれ申候樣に罷成、迷惑至極仕候事、

一右國の盜人勝手能存候ゆへ案內仕、庄屋家へ押込、御年貢金等押取仕候間、斯樣候はゞ當秋出來申候間、賣代替金納にて三分差上候も不ニ罷成一、その上大勢盜人御座候へば、時々鄕藏御年貢米權柄押取可レ仕哉と安堵不レ成、人々難儀仕候事に御座候、尤御役人樣より被ニ仰渡一、村々申合、盜人入候はゞ鐘太鼓打、村々の人を集め追散し申樣に被ニ仰付一候故、其通兼而村々申合置候へども、一軒へ入候へば近所七八間の表裏へ盜人ども二三人づゝ當を付、勿論其家道筋にも番人四五人つゞ、刀拔身にてかまへ居申候に付、何程かね太鼓たゝき申候ても、人の身の上、命を捨て懸り申事いらざるものと、知らぬふりにて出合申人無ニ御座一候、盜人は存分に取申候、渡り盜人の儀、何れも劒術達者の由、專風說仕候故、人々恐れ白晝に逢申候ても、あたりをよけ通し申事御座候へば、隱れ申抔と申事は少も無ニ御座一候事、

一遠州盜人强動の儀、三年以來の儀御座候へば、遠州御拜領被レ成候御大名樣方御家來中、盜人幷宿等委敷御詮議被レ成候に付、其知行所には宿仕候者も無ニ御座一候由承り候へども、是は御知行所の內計の御吟味に御座候へば、外に御代官所の內方、御旗本樣分鄕の在所抔徘徊仕候由及レ承候、日本左衞門幷手下の者の武藝勝れ申候由、殊に大勢に御座候へば、御旗本樣御國の御手勢計にては搦御取候事難レ成、勿論盜人所々大勢罷在候はゞと沙汰有レ之候へば、逃し可レ申樣に奉レ存候、乍レ恐御大名樣方御同勢にて跡方、一日にばた〳〵と御捕被レ遊、在方百姓相助り候樣に、御吟味の上被ニ仰付一被ニ下置一候はゞ難レ有奉レ存候事、

一去々子年十月、三右衞門從弟大池村惣右衞門盜人に大金被レ取、去丑年三月三右衞門養子甚七と申ものも、盜人押込に金子衣類被レ取、無念に奉レ存候故、其砌御地頭樣へ可ニ願出一と奉レ存候へども、國

本にては願申事は下役人仲間等の耳に入はづと相知れ候へば、足輕仲間の內、若國盜人とも緣者も御座候へば、願の趣知れ候而闇打にあひ可レ申も無ニ心元一、其上大勢の人を指し申事故差控罷有候處、段段盜人仲間大勢に罷成、國中方々へ押込取候につき、人夜を不レ寐難儀至極仕候、右の趣被レ爲ニ聞召分一、遠州百姓御救、惡人等不レ殘御召捕被レ遊候樣に奉ニ願上一候、猶御尋の趣、口演に可ニ申上一候、以上、

延享三丙寅年九月日

倭紂書 終

龜山訓序

予が家の郎從は皆譜代相傳の者也、代々家訓を出して敎へしむ、我また志州に入部せし時、十五許の條目を父祖の舊章によりて撰して出す、其後勢州龜山に封ぜられて、又十七許に補しておしへぬ、于レ時寶永辛卯四月朔日なり、文章にて皆聞え侍れども、意味の程を聞たしと傍に在るもの申によりて、筆を染て註し侍りぬ、愚昧短慮にして聊庭訓にあらざれども、思所を書て乞者に見せぬ、及ばぬ筆のすさび、至らぬ心のほど恥しけれども、一章も人のたよりにならば可なる覽かとおもふ計なり、人の道を勤めんには、聖人の學にまさる物なしと心得べし、唐土の文章にはおろかに、大和言の葉にざえつたなくて、いさゝか道ならぬ事も有るべけれど、我道を聞たりしにも兎角意味をよくし、我身にくらべて誠を本とせよとの敎によりて、おもふ通りを書つゞけたり、賢き人の耳いたく、聞ぐるしからむなれども、是はわがおもふ通り書侍りぬれば、見る人惡しきと思よる所、道にあらぬ事

有らば、我におしへよ、我又ひとつのたよりならむ、よりて書顯し侍りぬ、

龜山主源乘邑自序　御印

龜山訓

條々

一公儀御法度之趣、下々に至る迄相背くべからざる事、

公儀御法度とは、將軍家の御法度之儀なり、堅く可二相守一事成り、下々に至るまでは、奴僕雜人迄も堅く守るやうにとのこと也、或は組或は支配下人に至る迄も、かたく申聞、守らせよとの事也、

一文武忠孝之志を勵し、

文は人の道なり、世以て儒と言ふ、儒道を外の物と心得候へば惡しく候、則人の道也、聖人ひとの道を敎へ給ふ事、萬卷の書に見へたり、文といへば當世の俗博學に至るをいふ、文章廣く見たりとても、意をしらざれば我爲に成らず、意をしりても身に行はざれば詮なし、今の儒たる人を見聞するに、口にとく所はつまびらかに聞ゆれど、其行を見れば少も人の道にあらざるあり、人

は言行一成るを以よしとす、人は天地の間の大靈にして、萬物皆人の爲に出生するなり、たゞ四書五經を初めて、わが國の神書又は和漢の軍書を見る共、一分にたくらべて、我身をかへり見、我身の非をさとりて非を改べし、我身の上に隱の無とおもふ事、みな非と心得べし、それ人と生れては善惡しと言ふ事自然にしる也、何か夫を知れば本心の明德有るが故也、人の內に盜人程あしきものはなし、故に世人みな惡む、極惡人なり、其惡人も善惡は知る、惡とおもへばこそ人の見る前にそ盜みせぬもの也、是はあしきとしりながら、我情にひかれてする事なればなり、非を改るより始りて、情慾を去るを、本心の明らかにする入口としるべし、人々はかくすとも一分の心にこゝろをとへ、心が心に隱す事はならむと、我こゝろに隱す事の無樣に萬事をせよ、非を改るといふは、我心ながら我がこゝろに隱す事の無樣にすれば、人にかくす事はなき也、一章を見ても我が心にとくと合點して、合點のゆかぬ事は、我より高き人に問べし、總て一分のこゝろ

計りにてする事あしく、人のおもふ旨を聞ての上にすれば、善はいよ〳〵善にて、惡は彌惡と知るなり、善なればなし、惡なれば成さぬ成り、さあれば惡は善に歸るなり、一分に心得たは、我がする事より能事を人の成したるを、色々批判して人をあざける、我身には夫より惡事をしても能きとおもふ物也、先我せんと思ふことあらば、若し人此如く成したらば、我は如何に評せぬと了簡して見て、能きとおもはゞなし、惡敷きと思はゞやめて、人が此ごとくなしたらば、脇にて我はよしと思はんとおもふことならば、するが能き也、是則かへり見る成り、何事も道理の外はなきものと、人の道を學んには、大學、論語孟子、中庸に增る物なし、さて小學を見て人たる道の初を知るべし、武も文に有り、文も武にあり、忠孝もとより有れば、其志を勵して人の道に至らんとねがふべし、武は文武兩輪、亂を治るに用ゆ、治る世には文を以治め、亂るゝには武を以おさむといふ古語の道理なり、武も文より出たるをよしとす、利慾を以武たるは盜賊に近き也、されば世に士

農工商とて四民あり、一もかけては四海安らず、天地の間に住もの、衣食住の三かけては難レ叶、或は田をかへし或はかいこを養ひ、衣食をとゝのふるを農人と言ふ、其調る器をこしらへ、且家作り居を安じ、諸色を拵ゆるを工人といふ、器を農人に配り、食を工人にあたへるの類、皆是を商人と言ふ、國に農さかんなれば食足り、國に工盛なれば器たり、國に商さかんなれば寶たるゆへなり、然れども國に守護なき時は、耕さずして喰ひ、工せずして家に居り、あたひなくして財を奪ふて、三民を亂る、邪成るものを盜人といふ、其人を征罰して三民を安じ、太平に成す役人を士といふ也、士農工商の四民是成り、此意を知らぬものは士たらず、文より出たる武といふは、右のごとく三民を安くせん爲に、三民を惱す者を討て平治いたす、此心より兵を起すは天道に叶也、利慾より出たる武といふは、慾心を以て國を取り、我歡樂をせんとおもふ心より出たる武は盜人成り、たとへば右大將頼朝卿、平族を討て治國せしも、後は（傍点）が權に落たり、されども經時時頼は文を以て治めしにより、八代靜謐なり、高時の奢侈より、亦亂れて王法ふるきにかへりたれども、建武の天子文意もまし〳〵けるが、畢竟榮華歡樂の御心なりしゆへに、ついには南山ね遷幸あつて、尊氏卿の旨となれり、是また文の意なかりしによりて、義詮卿迄は治國ならず、義滿公（尊氏の孫）の時、執事に細川武藏守頼之といゝし人、文を以政を施し太平と成りぬ、義教公その器にあたり給へる人成りしに、不仁の行有しによつて、終りをよくし給ず、（赤松弑惡）、義政公遊樂のみにおわしましゝゆへ、細川山名のあらそひより、應仁の亂れおこりて、足利家の將軍あれども無きが如く、信長公勇剛なれども仁心すくなし、よつて又終を能し給わず、秀吉公は稀世の大志たれども慾深く、信長の子孫を蔑如にして、歡樂逸遊にして全からず、子孫猶亡たり、我が東照宮、文を以仁心をもとゝし、義によつて兵を起さしめ給ふゆへに、天下一統におさまりて四民安住す、文は人の道にして天道に叶ふ事顯然たり、（人の天に得る所、仁義禮智信の五常也、是もとの仁ひとつに

至る事也と承る、文武忠孝も文にある所と同じ事也、あたまから仁の人は稀也、信といふ心のまことから入るが第一成り、信といふは實也、實なからんものは人たる者にあらずと心得て、我身を實に〳〵と心懸て、少も僞りがましき事無き樣に可レ致なり、人は天より僞は得ねども、一分の情にくまらまかされて、不實をなすなれば、兎角に實に〳〵とすれば、情慾日々に消て、夫より明德あきらかに成り、天より得たる人に成るなり、人道を明らかにいたさば、武も則明らかにあらむこと疑ふべからず、

軍書を見るには心持有り、祕成り、師に可レ尋、此意味しる人はすくなからむ歟、

忠孝は人倫の第一也、不實にては五倫共誠にあらず、誠にあらざる時は人の道を失ふ也、忠も孝も兎角實也、世上一人の下人を仕ふものと、下人能々奉公して、主人の心に背かずば、實體なれば一季のものを譜代ともし、譬暇出す共おしむもの也、下人が主の言ふ事を用ひず、奉公に怠れば、主人こゝろよからず、多く仕ふ主も一人遣ふ者も替りなし、其忠といふは兎角實にさへ奉公すれば、主に背く事有べからず、孝も親に能く仕へて、少も親の心に困む事の無きやうにすべし、孝心の心持一つ有り、我を產出し給ひし親は、二人より外にはなきなり、左あれば扨々たしなき事哉と實に思へ、不孝心は起るまじき成り、親たる人のおもふには、子の人柄能きを悦給事たとふるに物なし、我が子を思やうに親も我をあわれみ給ふなれば、能く實を本として忠も孝もあれ、君父の恩中々高き事也、主君に一日をやしなわれて一生を送る、親又我を生給て君に仕ん事を敎へ、家をゆづり給ふ、親は二人、主は一人なり、依て二君に仕ふるを惡む、主親の恩先如レ斯し、實に考へ見れば高き事深き事、身の置所もなき樣にあるべし、諸身のわづらふ事を親の困み給ふ事、病子よりもいやまし成りと承るなれば、心を付て親に病を見せ申さぬ樣に常に養生せよ、第一人柄能くさへあらば、主も深く哀み、親もいとおしみ悦給ふ事也、其人柄能といふ事は、前に書く如く兎角實にてさるあらば、人柄あしからぬ

様になし、本心といふ者は、うそは無き者也、實は本心なればなり、主によくおもはれんと輕薄をかまふ、不實のいたす所成り、親にも表向計の孝行にて、實にせねば外聞なり、是又不實也、何事も實よりおこる外は無き也、實の我が心にて心をとへ、惡しきと能きとは、わが心にて知れる也、其知るこゝろの通りに、實にあれと思ふなれば、其心ざし日々に考へ勤めて、こゝろを實に明に至らしむべし、養父母の恩は猶深し、誠の子にても無きを養ひ給ふなれば、實父母よりもいやまして恩の深き事也、孝心いよ〳〵盡べし、病あれば忠も孝もかくことまゝ有り、實に思はゞ身の保養をして一日も存命して、忠も孝も可レ致と心得べし、強きはつよきに頼みて怠るもの也、弱は猶弱ほごを考へて養生せよ、強弱ともに其心得有べし、唯身を大事に思ふべし、唐土の人は身體髮膚は父母にもらひたりとて、髮もそらず、髭もぬかず、元より身に疵を付ず、大切にすると成り、曾子は年老て死せんとする時、弟子共を呼よせて、我が手を見よ、足を見よ、萬一疵は無きか、父母よりうけたる時は無疵にて生れたれば、又無疵にしてもとの所へ返す成りといはれし也、是は身の疵計にてはなし、こゝろの疵をも兼ていわれし也、身にも心にも疵を附ずして、元の父母の所へ返すなれば、片時もこの身をわすれてはならぬ也、大方此身を忘るゝ故に主君に不忠をいたし、父母には不孝をいたすなり、奉公人は此身は我が身にあらず、主の身成りと心得、子たるものは我が身に非ず、父母の身なりと心得るならば、おのづから忘るゝ事は有間敷き也、世の中ともだん〳〵取立られて、重き役に成たる其人、もし主君の意に應せずして、役替をいゝ付られ、一段も下の役に言付られたる時、其人の心に無念におもひて、主君の仕方を恨る者有べし、是大成るひが事也、左樣の時は我が身をかへり見て、我身の成立たる昔をおもふべし、我れ元主人に見出されず、輕き奉公人にて居ならば、唯今如レ此下らるゝ事もなく、主君恨むる事もなかるべし、我をして此恨みあらしむるは、一旦主君の我を見出して、立身させ給ふ故なれば、今々一段ひ

くき役に成りたるも、大なる君恩なりと、昔しの事もおもひ出さば、其恨もおのづからほどけて、誠の忠心を起すべき成り、此意は深く考へ見ば、奉公人たる者、主を恨むるの心出來る時、身のむかしをかへりみ、父祖の成立迄を返り見よ、此世の中にだん〳〵取立られたりといふより以下は、保科羽林中良將源正之の近侍の者に被レ申たると承るより書付侍りぬ、誠に尤成る事に覺ゆ、一軍役之人積并兵具分限に應じ所持いたし、徒に日を送るべからず、

軍役之人積り幷兵具分限に應じ致二所持一と申儀、書面にて聞へたり、持べき人、持べき兵具、其程々に應じて持事也、是に品あり、分限のほどほどに相應に兵具を持べし、夫より上に不レ入器を好み、武器なればとて、下人にも物もくれずに、分限過て持はあしき成り、一腰の刀脇差なりとも、札折紙をたよりて祕藏するは、名聞に近き成り、刃性の能きたへの能きをもつて、敵を一人も多く討て討死する、是第一の士の道成り、心は猛にあるとも、刀きれずば思樣に働もならず、むなしく生捕と成る、雜人に首を取られむ、能働死をいたせしものは、奴僕たりとも後代迄名を知らるゝ也、人は一代名は末代、第一武士の願ふ所なり、人は名こそおしけれ、前にいふ如く武といふも人の道也、人道に叶ひたく思はゞ、先士と生れ、うき身は武の業を勤よ、則我が職也、我といふは人なれば、人の道に叶はむことをおもへ、人に生れ其職に生れて、わが職分の如くならねば、人の道にも背き職分にも背く成り、人に生れて人でなし、士に生れて士でなしと言ふ者也、徒に日を送るべからずは、右の職分を勤、人たる道を行はん事をおもへと成り、無益の慰遊興するは、それ程の損なれば、一日もむなしからぬ樣に勤めよ、一通に勤とおもひなば惡しかりなむ、なす筈の事と思ひ詰て我身にかへり見よ、職分未熟にてはいと恥かしき儀なり、商人なればとてなすべき賣買をせざれば、一身の置所なし、農人耕作をせねば乞食す、工人また同じ、武士はまた四民の一なり、主恩を得て治國にはなす事なくて、一日を安く暮すは何故なれば、平げ亂たる

時治めさすべき爲なり、左有れば常に亂れんことを忘れず、我がなす業を勤むべき事也、勤ねば盜人なり、いはずとも士の心に有事なれども、筆を染ぬ、我がふるゝ所より徒に日を送る事あり、寒氣の刻火にあたらむとおもひ、暑氣には涼しからん所をもとめむとす、是は實也、ものにふるるとは、筆を取れば物を書んことをおもひ、碁盤を見ればかたむことを思ひ、かやう眼にさへざるものに皆ふるゝ也、聖人の書を見れば、能きにふるゝにより、おのづから心もおさまる成り、傍に有りたき物は聖人の書、しなひ、鑓、木刀、長刀、弓なむど成り、加樣なれば能きにふるゝ也、それ人のこゝろは、元來明らか成る者故に、如レ此移のる也、あしき事には移り安き物なり、常にふるゝ所より、明にも不明にもなれば、常々側に在ものより善惡に移れば、能々心得べし、琴、三味線の類、酒器好色の本遠くべし、見る物聞物につけて情厚く成りて、鏡の曇るが如く、本心くらく成るものなれば、能く心得て鏡のみがゝれて明きらかに成るやうにこゝろをいたすべし、本心實にあれば明らかに成るなり、あしき事有ても早く歸り見て止むもの成り、實に我が身をかへり見るが第一なり、人の事にてはなきぞ、一分に所持したる本心をみがゝずに捨置はおしき事と心得て見よ、人は身より離れたる諸道具をもおしむと、一分に持たる一生離れぬものをくもらせて置事、さりとは氣の毒成る事成り、右の如く目に見るもの、耳に聞ことよりおこれば、こゝをまづ心得て、徒に片時も送るべからず、尋常の人の物の身にしめす可也、かげにすることを軍役一ぺんといふ、士たるもの口よりいふたとへにあらず、不實より出る言葉なり、士は軍役こそ大事なれ、不實にかなりかげの事を軍役一ぺんといふ、士は一分が不實ゆへにいふと心得べし、士の道におゐてたはむれにも申まじきたとへにて候、勤め一ぺんといふも同じ道理にて、奉公人の口から申まじき儀なり、

一總て諸奉公人、常々風俗宜二相愼一事、

奉公人は風儀も第一也、愼べし、風俗宜は上に好む所を風といふ、下に夫を習ふを俗といふと知るべし、上にこのまぬ事を下に好む事あるべからず、上のまねをして下に似合ぬ事も有べし、是は本心の實あらば考知るべし、上たる人とてもあしき事を好まば、下にて習べからず、宜敷相愼べきとは、上下共に可レ愼といふ事なり、上にてもよからぬ事はいたすまじきとの、愼に兩樣懸て書たる也、

附當城下は往來之驛、他國人多入交之條、萬端心付、不作法無樣に可二相愼一事、

是は文句にて聞へたり、いづれも覺悟の前たるべし、たとへ傍輩に對しても、下人に對しても、不禮はならぬ成り、傍輩に對しては、下人はまた違ひたれども、下人とても草りにて面をくらはせ、足を以て頭を踏む事はなる間敷、天より得たる禮といふものあればなり、主と下人の間にも禮儀あれば成り、ましてや他國人におゐてをや、是以我身實體なれば、ケ樣の不禮はおのづから無き成り、五常は人の道なり、能々可二心得一、五常は仁義禮智信なり、

一喧嘩口論可レ加二謹愼一、

喧嘩口論ともにあまねく一分の誠無きより事起り侍りぬ、依てつゝしみ候へとの事なり、士は主君の爲に死をいたすを以よしとす、忠孝にも叶ふなり、喧嘩口論は大形ならず、一分の意地をたつるより事起り申なり、一分よく實に候へば、人の氣にかゝる事もいわぬ等成り、又人の言ふ事も耳にあたるまじく、世上の喧嘩あまねく了簡して見れば、十が九堪忍して濟事にて候、實に堪忍なり難く、士道難レ立候はゞ、諸人承り候ても、尤と存候樣に書置してなすべし、夫とても主の爲には忠とは不レ被レ申候、一人も無事にて主の用に一人も多く立てこそ誠の忠にて候、世間の喧嘩を見聞するに、一朝一夕の怒りより事起れり、譬へば我がやうにいたし能きといふ事を、人それをあしきといふか、又は耳もあたる言葉から言々つのり、口論喧嘩に及ぶ事數多なり、是一方ならず不實なる故なり、實の喧嘩を致たると申儀古今少し、先我がよしといふ事を人があしきといはゞ、我いふたる所の理非を考へて、是非をさとれ、一分にて不レ濟ば、人に問へ、よしといふかに成るなり、あしき事有ても早く歸り見て止むもの成り、實に我が身をかへり見るが第一なり、人の事にてはなきぞ、一分に所持したる本心をみがゝずに捨置はおしき事と心得て見よ、人は身より離れたる諸道具をもおしむと、一分に持たる一生離れぬものをくもらせて置事、さりとは氣の毒成る事成り、右の如く目に見るもの、耳に聞ことよりおこれば、こゝをまづ心得て、徒に片時も送るべからず、尋常の人の物の身にしめす可也、かげにすることを軍役一ぺんといふ、士たるもの口よりいふたとへにあらず、不實より出る言葉なり、士は軍役こそ大事なれ、不實にかなりかげの事を軍役一ぺんといふ、士は一分が不實ゆへにいふと心得べし、士の道におゐてたはむれにも申まじきたとへにて候、勤め一ぺんといふも同じ道理にて、奉公人の口から申まじき儀なり、

一總て諸奉公人、常々風俗宜二相愼一事、

奉公人は風儀も第一也、愼べし、風俗宜は上に好む所を風といふ、下に夫を習ふを俗といふと知

喧嘩口論ともにあまねく一分の誠無きより事起り侍りぬ、依てつゝしみ候へとの事なり、士は主君の爲に死をいたすを以よしとす、忠孝にも叶ふなり、喧嘩口論は大形ならず、一分の意地をたつるより事起り申なり、一分よく實に候へば、人の氣にかゝる事もいわぬ等成り、又人の言ふ事も耳にあたるまじく、世上の喧嘩あまねく了簡して見れば、十が九堪忍して濟事にて候、實に堪忍なり難く、士道難レ立候はゞ、諸人承り候ても、尤と存候樣に書置してなすべし、夫とても主の爲には忠とは不レ被レ申候、一人も無事にて主の用に一人も多く立てこそ誠の忠にて候、世間の喧嘩を見聞するに、一朝一夕の怒りより事起れり、譬へば我がやうにいたし能きといふ事を、人それをあしきといふか、又は耳もあたる言葉から言々つのり、口論喧嘩に及ぶ事數多なり、是一方ならず不實なる故なり、實の喧嘩を致たると申儀古今少し、先我がよしといふ事を人があしきといはゞ、我いふたる所の理非を考へて、是非をさとれ、一分にて不レ濟ば、人に問へ、よしといふかに成るなり、あしき事有ても早く歸り見て止むもの成り、實に我が身をかへり見るが第一なり、人の事にてはなきぞ、一分に所持したる本心をみがゝずに捨置はおしき事と心得て見よ、人は身より離れたる諸道具をもおしむと、一分に持たる一生離れぬものをくもらせて置事、さりとは氣の毒成る事成り、右の如く目に見るもの、耳に聞ことよりおこれば、こゝをまづ心得て、徒に片時も送るべからず、尋常の人の物の身にしめす可也、かげにすることを軍役一ぺんといふ、士たるもの口よりいふたとへにあらず、不實より出る言葉なり、士は軍役こそ大事なれ、不實にかなりかげの事を軍役一ぺんといふ、士は一分が不實ゆへにいふと心得べし、士の道におゐてたはむれにも申まじきたとへにて候、勤め一ぺんといふも同じ道理にて、奉公人の口から申まじき儀なり、

一總て諸奉公人、常々風俗宜二相愼一事、

奉公人は風儀も第一也、愼べし、風俗宜は上に好む所を風といふ、下に夫を習ふを俗といふと知

はゝ、あしきといひしものに納得するやうにいひほどくべし、是ははやくなす術也、我非をさとる事おそくては、何事も用にたゝず、口論に及で其上にていゝほどけば、當世臆病ものといふ成り、明らかなる者の目からは、臆病といふは別段なるもの成り、兎かく我が身にかへり見て實體なれば、犬死破喧嘩はせぬものなり、よつてケ様に法度せしむ、第一喧嘩して主の爲になりたる事不レ及二承り一候、忠死こそ本道にて候、我が一分の事にて死をいたす、大きなる慾と心得べし、忠孝ともにかくればなり、人品を愼しみ候得ば、喧嘩口論は不レ致ものにて候、酒後の口論喧嘩又世に多し、酒を多く呑で沈酔に及ぶゆへなり、士の仕間敷儀なり、わざと本心を亂す、亂心ものなり、本心みだるゝ故に過ちあり、亂れねば何事もなし、第一酒よりして本心くらます事多きなり、士の覺悟すべき事也、一分より酒を呑で本心をわざと亂す、鳥獸におとれりと實に可レ存也、

若城内におゐて喧嘩有レ之節は、當番之輩は其所を守り、猥りに馳集べからず、雖レ然其場へ近き番所は爲二各別一之條、油斷すべからず、

若城内にて喧嘩あらば、當番の輩は其席其所を守りて、其場へむざと參べからず、於二戰場一の高名不覺もおなじ儀なり、戰場に臨み、合戰をとりむすぶに、先手のもの主君無二心許一とて、旗本不レ亂内に旗本へ來るは不覺なり、旗本のもの下知なくして先手へ行き、無二比類一働、首とりても不覺なり、主君を守べき旗本の士、先手へ行て高名するは、一分を主る計なれば、高名も不覺なり、譬へば廣間にて喧嘩あらむに、近習の者出合とり鎭たればとて、席違ひ下知なきときは手がらにてはなし、又近習に事あらむ時、下知なく廣間の士來りたらむは、是またおなじ事なり、然れども一間を隔て又は通り懸けなどならば、其分にては成がたし、まして同席の族は猶以なり、依て近き番所は格別と申事にて候、表向より狼藉を追掛て、參間敷所へ參り、手がらしたるは品違可レ申、是には品々あり、筆に難レ及、兎にも角にも實體にして理の向ふ所に隨はゞ、大違ひ

成る儀はある間鋪候、

一番所に於て喧嘩口論仕出におゐては、不レ謂二理非一雙方越度たるべし、

番所々々は主人を守護する役人なり、狼藉あらば取しづめべき場所也、其役其場にて喧嘩口論するは、萬々の理有りても非なり、申にたらぬ事なり、

一城外侍屋敷に於て喧嘩口論あらば、役人之外下知なくして推參すべからず、しかりといへども其近邊の族は、早速馳集宜二取計一事、

城外侍屋敷にて有レ之節、城内之輩又は曲輪を隔候族、下知なくして、役人の外は參る間鋪もの成りといふ儀なり、是また前に記せし當番の輩は其所を守りといふより了簡して見るべし、此一段は面々覺悟の事なれば、委しくはかゝず、

附町中より喧嘩口論、盜賊の儀告來らば、早速町奉行大目付罷越可レ遂二糺明一、鄕方支配之場は大目付、大代官幷代官早々相越べし、於二他國一は猶以大切に可二取計一事、

是はよく聞へたり、

一火之元專念を入べし、若於二城中一出火之節は、定之通早速馳集可レ防レ之、當番之輩者其所を守り、往來を相改、油斷すべからざる事、

火災あれば近邊もさわがしく、誰々も家を燒て心よきものはなし、別て念を入べき儀なり、若城中にて中より以下は、初めの高名不覺のこゝろから見れば、同じ意味なり、

附り、城下におゐて火事有レ之節、兼て定之外請けずして、一切掛合べからず、番所之儀は不レ及レ謂、城中之者無二左右一其所を罷出まじき事、

是も聞へ候、

一勘當曲事相行之族は、一切通路不レ可レ致事、

主人の勘當曲事に申付たるものへ通路いたすは後閊儀なり、親子兄弟たりとも、惡心の一味同心はせぬ筈の事なり、親子兄弟なればとて主君には替へぬ筈之事也、親たるもの惡心いひ出すか、惡事あらば、一分よく〳〵愼みていさめよ、用ひずんば我身死せんといひて可レ諫、子たるものの死せんと言ふに聞分ぬ親はあるまじく候、親の事を子の身として訴ふる事は、またあるまじ

き儀也、兄また親にさしつゞけり、小田原の松田左馬之助が親の逆なるを主君に告しも、忠に似て學なきがゆへなり、學あらば心をいさむる術可レ有儀なり、小松内府重盛公は、清盛公の院中を責むるとせし時いさめたりしおもむき、まことの孝なりとしるべし、此内府は忠も孝もありし人なり、其餘の一族皆是より了簡あるべし、弟より以下の親族は勘當義絕もなるべし、二心なき人は主に後闇き儀無レ之筈也、實なれば二ごゝろはなき成り、

附、浪人もの抱置べからず、無レ據子細有レ之ば、役人に達し可レ受二指圖一事、

子細もなくて浪人を抱置は無益成り、依て右ことこごく可二相守一ものなり、

一諸役人不レ願二一分一、役儀におゐて存寄之通、無レ諮一筋に可三相二勤之一、

不レ願二一分一ことゝいふは、一分をかまわずに勤よとの事也、役人といふものは何役にてもあれ、其役々に申付て主君の心易くおもふものを言付る也、さあれば役を承るもの心力を盡し、主の爲に成る樣に可レ致儀勿論なり、不實にては罷成ならず、役人の致かたにて、下たるもの主君を恨むるものなり、何も知らぬ主君を、役人が一分の致形にて、下の恨みを主君にあとふるは、不忠不義不實此上はなし、逆心也、存寄の通りに少もへつらひなく及だけは勤めて、一分の了簡に濟がたき事は上たる役人に可二申承一、上たる役人程夫れ夫れに猶大事成り、同役相和らぎて申合、諸人尤と存る樣に可レ仕、一決致がたくば、主君に可レ伺なり、諮とは心に不實あるによりて致なり、一分をかこいて、是は誰の釣り有り、是は何某の心安などゝおもひて、理を非にまげ、又は君のよきものなりとて、そのものゝ惡を大目に見ながしおく、是至極の諮なり、誰にもせよ惡は惡、善は善、理は理、非は非と、正直實體に一分の存寄る通り、少も隱さず一筋に誠に可二相勤一、ケ樣に申たらば主君の氣に入まゝ、ケ樣に申たらば上たる役人の誰にさはり候などゝ思ひて、可レ申儀を不レ申隱すは、皆以へつらひ不實なり、實にさへあれば諮ひはいたさぬものなり、實なき人

は人でなしといふもの也、役人は別て〳〵實體を元とす、相役と申談るに、一分の申出したる儀の惡しきといはるゝ時は、氣の毒におもひて非を理にいたし度思ふものなり、少しもこの意味が有りては、同役相和らぎがたし、何事も道理の外はなきものなり、我いひだしたる事をば是と思ひ、人のいふをば非と思ふもの成り、兎に角誰が聞ひても人にさせても、尤と存る儀理の當然なり、此所に心付專要なり、我の身を顧りみ、實にあらば自他の非も理も明白に可レ致なり、

一總て利害最負を以て、道理をまぐべからず、

利害とは利慾の儀、最負は勿論世人存の前の儀なり、其利害最負を以道理をまぐる事、人たるものゝせざる事なり、能々可レ愼、私慾あるによりて利害最負は出來するもの也、實體なれば利害最負は無レ之者にて候なり、

一僉議するに私慾を挾み、人言を拒べからず、思ふ所を不レ藏可レ申事、

僉議といふは、大小によらず事の理か非を糺す事也、夫に私の意をはさむは私慾より致なり、私慾が有る故に私の情をはる也、人言を拒むは、相役にてもあれ、同列のものにもせよ、僉議するに人の申事をおしのけ、我がいふ事計りを理にするは、是又私慾我慢より致す也、いかやうにもあれ、時に望で理の赴所をとるが肝要なり、實にさへあれば私慾はなきなり、思ふ通りをありていに申合て、事を極よ、色々に了簡別れたらば、多分につくをよしとす、夫とても一分了簡に至極と不レ存ば、思ふ所を可レ伺、おもひよりの有るをだまりて居るは、是また二心有る同前なり、

且又上下不レ依、百姓町人等に至迄、可レ行二死罪一者有レ之ば、在江戸之節は其旨委細書二註之一、穿鑿に列役人連判を以相二窺之一、下知を可レ待事、

士は言ふに及ばず元より也、百姓町人に至る共、死刑は罪の重き此上もなし、よつて念の上にも念を入て死刑之趣事起て、其役人一決之段を、列する役人連判を以可二相伺一もの也、人の命を失ふといふ事おもき儀成り、理にあたれば死刑を行ふなれば、其趣を役人一同に存候段、連判を以可レ申との儀也、

附、寺社幷百姓町人より音物一切受用すべからず、此旨末々の役人迄堅可二申付一事、

是は其支配を得たるもの、音物を請て心ならず不實をいたす儀も有り、第一廉直にあらざる也、依りて以下々々の役人までも堅可二申付一、人の情多き内にも色と慾にはまよひ安く、くらむ事多く、頭支配たるものより始めて、下の役人までも可二相愼一事なり、少おこたりて一紙半紙をも受用すれば、外より私慾を言れて申分有まじく候、人にだまさるゝのみならず、本心を失ふ、大き成る恥じ也、實體ものゝ禮義を不實ものゝ輕薄追從はまぎれて、夫より慾心もおこるなれば、堅く停止申事なり、

一權威を以下を蔑如にいたすべからず、一分謙退して、廉直を基として可二相勤一也、

上に立役人より下の役人に至る迄も、權威にて下たるものをあなどるべからず、下に我より增るもの成りと心得、一分を可レ愼也、俗にいふ目八分に人を見る、したに見るなどゝいふ儀、一分をたつる故に人をおろかに見下すなり、我をたつるの心有るに依りて、人を蔑如にする事なれば、いかやうのものをも下げすみ申儀有るべからず、譬へば上ミたる役人に下の役人が物を言ふ時、上へ立もの權を以申せば、下たるもの口をとぢて存旨を不レ殘は申さぬものなり、左有れば重き輕きにかぎらず、下たるもの來りて物をいふに、非と聞たらば成る程顏色を和らげ、理のむかふ所をとくと申聞れば、下たるものも心よく合點する也、近世の人を見るに、我より下成るものゝ理をいふも、上たるものゝ非に成るを恥て、下の理をも非におしつけてするやうに成りくだりたると存す、我がいゝ出したる事の非になるを恥と思ふ事あるべからず、高下ともに理は理、非は非なるぞ、此味をかむがへよ、是また實にさへあれば、かゝる權威をいたする事はなき成り、權勢威光を以てすれば、人々表向は隨ふたると見へて、內心不レ隨ものなり、爰を以てよく勘辨いたし、心中より人ののみこむ樣に仕るが第一の儀也、是は一分をよく愼みてさへあらふならば、人が恥ておのづから隨ふもの也、兎角

一分へり下り申さねばならぬ事にて候、一分をよくへり下りてまつたく正直を基として可二相勤一、上より申付る役儀程々に威はおのづから有るものなり、其上に我一分にて威を付けては、大きに分を過ぎて見ゆるもの也、一分にて威をつくるといふは、私慾不實のいたす不禮の一なり、いかやうにへり下りたるとも、まつすぐに勤たらば、其程々の威もあらん、威を以てする事は一旦人隨ふといへども、內心ふくせず、德を以すれば內心より人隨ふ也、とくと言ふは一分實體にして、人道をまもれば德その內にあり、

一頭支配在々之輩、其頭支配之旨趣に隨ふべし、雖レ然存入奉公之筋不二納得一旨有らば、何篇も申斷べし、其上にて無二許容一におゐては、速に可二申立一事、

頭支配あるものは、其頭支配の下知に隨ふべし、然といへども、存入たる奉公の筋に不二納得一事あらば、存寄候通り何ケ度も可レ申、夫れとても頭支配無二承引一ば、正直に其趣を申立て理非を糺べし、頭支配の惡をいふ樣に聞ゆれども、いかに頭支配が申付たればとて、一分にあしきと思ひながら致すは、主人に之不忠なり、主人に頭支配をかへむとおもふものはあるまじく候、頭支配より理に違ふたる事を言付られて、非と思ひながら畏入たるは不實なり、正直にてはなし、主人の爲にならぬ儀と存寄らば、其通りを申べし、其上に同心なくばありていに不レ藏に可二申立一、是則忠也、よく心得べし、

一不レ依二何事一荷擔致べからず、或は妨をなし、或は不行儀、依怙贔負、總て不レ似業仕間鋪事、

何事にてもあれ、荷擔はいたすべからず、公儀御法度の徒黨を建て契約をなすも同じ事也、別て仕べからず、妨をなすといふは、人のする事を妨る也、惡事を止めさするは妨にてはなし、善事をするを、兎や角と慾心我慢にて妨るは妨なり、何事にても意地わろきと心得よ、意地わろき事をするが妨なり、私慾より妨をばなずぞと心得て可レ愼、不行儀依怙贔負は士の就レ中愼しむ事なり、分限に過たる奢を極め、好色をなし、大酒を致す、皆不行儀なり、其外禮儀に背くも皆不行儀と心得よ、依怙贔負は世上人の存の前の事也、不

實なればかならず依怙贔負有るゝ、總て不ニ似合一業といふは、士道に背ける業の事成り、士たるものけいはく追從いたすも不ニ似合一業成り、權勢の者にたよりて身を立むと思ふ心、不實より出來るなり、別て〳〵士の不レ致事なり、大きにいましむべき儀なり、

一上下不レ依賭の諸勝負堅く停止之事、

上下共にかけの勝負は士の法にあらず、下々は別て賭を好む者也、主人之堅く可ニ申付一也、

一儉約申付之趣聊相背べからず、人々存知たる厄介、又は無レ據失墜は各別、件之子細なくして猥りに借金買懸り在レ之、進退變へ、軍役幷奉公難レ勤輩は、可レ爲ニ不届一事、

儉約の儀は別紙に載て申たる儀なれば、其趣の通りに能々可ニ覺悟一、士のたしなみ也、進退變へぬれば、軍役も奉公もならぬなり、無レ據子細が有るか、又は厄介の多き者抔は別段なり、夫とても致方可レ有儀也、奢さへ致さねば費はなきものなり、衣食住よりこゝろを付よ、此内より儉約は有ことなり、一重にて濟も二重に成り、一菜にてよきも二菜に及び、一疊にてたるも二疊にひろぐるより、儉約やぶる成り、是奢よりなれば也、千疊萬疊の廣き家にすめ共、一身の坐臥する所一疊にて濟もの也、此心からして程にこへぬよふに、程より萬を輕くせば◎誤脫カよからぬ奢りは目が付から成り、儉約は隨分堪忍すれば何事もそれなりに濟ものと心得よ、儉約としはきとまがふもの也、人はしわきといふとも我心儉約なれば濟なり、一分が人前にて儉約致と申てからが、心のしわければしわき也、何によらず我心に隱す事なき樣にせば實成るに、表向計の事に成りゆく當世の人こそ氣のどくなれ、一分の取り治めにて進退はよくも悪しくも成るものなり、程より輕きといわるゝ程になくては儉約成就成がたき也、輕といはるゝははづかしからぬ事におもひ候、儉約と吝嗇とまがふ内に、儉約は平生隨分しわく見ゆれども、禮儀に臨みて財寶を出す事を少もおしまぬ者也、吝嗇は平生もしわく禮儀に臨みてもしわく、義理をかき恥をかきても、只財寶をおしむ者也、此二つをよくわきまふべし、

又世に奇麗數奇とて、人にすぐれたる奇麗づき有、誰も不淨を好くものはなけれ共、餘りに奇麗數奇も有なり、病也といふ説もあれど、畢竟は奢りのいたす所なり、座中以下奇麗にして心能き程、我心の塵のなきやうに心を奇麗に掃除をせよ、此數奇かうじぬれば禮儀のかくるも在レ之と見及たれば、能き程のあらむ事を希て書加へぬ、

一振舞、亂酒等幷音信、贈答一切停止たるべし、縱祝言たりといふとも、一汁三菜不レ可レ過レ之、萬事可レ爲ニ輕少一事、

奢を止めさすべき爲也、振舞はこうずるものにて、後は互に我れ勝ちになりたがるもの也、亂酒は本心をみだす不禮之儀なり、音信贈答すれば、實體ものと輕薄ものとまぎるゝ成り、ケ樣に法度を出さねば、朋友の中にて音信贈答せねばならぬもの故に停止せり、儉約にもならぬなり、其以下皆儉約專に致せとの存念也、人々朋輩の招にあふて一會の饗應をうくる時は、よろこびて心に忘れずして、我もまた重て其人を招きてもてなさむと思ふ心、世人皆心あり、是によりて君の恩を見る時は、誠に〳〵謝しがたし、只我が身の日々君より饗應をうくるのみ也、家中の諸士奴僕等に至迄も、君の饗應にあらずや、然れども是は報せんと思ふ心あつからざるは何ぞや、是一飯の恩を報ずるはしれども、君恩を報せむ事をしらざる、おもはざるの甚しきなり、朝夕にむかふ食は皆君の饗應也、深思ふべき事也、

一家作等美麗に及べからず、其分限に隨ひ修補いたし、持あらし申間鋪事、

是儉約なればなり、文句にて聞へたり、

一面々以ニ相對一緣組養子いたすべからず、總て母妻子幷家内之厄介、他所ゟ差越におゐては、役人ゟ達し可レ任ニ差圖一、若斷なくして指遣時は、隣家見聞次第、濟に役人ゟ可ニ申届一事、

箇條之通にて聞へたり、相對にて致すは私なり、其以下皆同じ、

一他所人於ニ尋來一は、役人ゟ相達可レ受ニ差圖一、譬へ親類たりといへども、斷なくして城下に留置べからざる事、

文句の通にて聞へたり、是又斷なしに留置は私

なり、

一組幷支配在レ之面々、公私法度之趣、常々堅申付べく、若相背もの於レ有レ之は、其頭支配越度たるべく、總て組支配之もの相抱節は、同役互に遂ニ吟味一、依怙贔負無レ之可ニ召置一事、

文句之通、前後を考見るべく、其頭支配として下の不義を不レ知は油斷也、知りて不ニ申立一は越度なり、よく可ニ相心得一也、公とは公儀の事、私は自分の儀なり、

一不レ限ニ晝夜一、足輕、中間、又者に至迄、用なくして町あるき、辻立仕べからず、此旨其頭主人より堅く申付べし、勿論見物類停止之事、

輕き者用なくして町あるきすれば、よからぬ事も出來る也、辻立も同じ儀見分も不禮なり、見物場は人の多く入込なり、依て制し侍りぬ、事出來すれば主人にも世話、下人も身をうつなれば成り、

一百姓町人に對し、聊非義いたすべからざる事、

士の役は農工商のあだをなす者をしづめて、農工商を安居さする役なれば、農人の作米穀をむりに取りて食ひ、工人に家を作らせて其あたへも遣さずして住み、商人のうるものをたゞ取るは盜人なればなり、其盜人を打て三民をやすんずる役人が、百姓町人に對して非義をいたす儀は無レ之筈なり、非義あれば則盜人成り、四民各職ありて國家を保つ事なり、能々沈考して非義なかれと言は、百姓（農なり）、町人（工商なり）、士農工商といへば、箇條にも三民に對してと書か、農工商に對してとか書可レ申なれども、當時は百姓町人といふが耳近きによりて、百姓町人と書申たるなり、右之趣堅可ニ相守一之、面々召仕等に至るまで可ニ申付一もの也、

寶永八年四月朔日

近臣此訓を見て人道を學ぶ一助ともならば大幸ならむ、不實にして見れば、還て我心力をつくして筆を染めたる甲斐もなければ、乞ものには見せよ、左なき人には見すべからず、

卯月二日於ニ容膝亭一燈下に筆を染めぬ、

御印

右一帖、御自筆之以ニ御本書一、堀田氏蒙レ仰寫レ之、其尊書拜借、丹羽氏校合之、誠尊意之難レ有事崇敬、祕レ是恩借則爰拙毫動畢、

享保十一丙午歳皐月二十四烏

堀田正致

右一帖、堀田某蒙ニ特旨一、以ニ御手澤本一寫焉、丹羽某亦感ニ尊慮之厚一、謹寫以校、永寶祕藏、享保十一年丙午之歳皐念四日、堀正敬以ニ丹羽本一寫焉、後小原子亦賡謄寫、余叨廁ニ侍御之列一、竊得レ窺レ之、不レ堪ニ抃舞一、此依ニ小原子一而寫、以爲ニ家珍一云、

文化四年歳次丁卯夏四月日

小林吉徧

右一帖、文政十二己巳歳七月、關氏より恩借、同廿八日出ニ來之一、

鷲田爲精

龜山訓終

一、前田家起立の事 幷武藝の女召抱の事
二、大槻長兵衞鹿を打取る事 幷茶坊主長玄出世の事
三、大槻長玄毒藥をもつて立身の事 幷御膳掛りの者共橫死の事
四、金澤にて諸將評議の事 幷玉井與村出府の事
五、大槻傳藏讒言を構る事 幷諸役人閉門遠慮の事
六、谷崎主殿惡馬目利の事 幷蟹江惣左衞門最期の事
七、若殿佐渡守殿谷崎を御懇望の事 幷傳藏謀つて廣島飛脚立る事
八、安藝少將吉長御立腹の事 幷谷崎主殿切腹の事
九、傳藏お貞を取持つ事 幷前田修理娘婚禮の事
十、村井與三右衞門非道の事 幷石川郡百姓一揆の事
十一、加州騷動に依て評定の事 幷大槻辯舌を以て騷動靜まる事
十二、大槻お貞と密事談ずる事 幷岩泉甚藏召出さるる事
十三、吉德卿御入國の事 幷大槻大惡を謀る事

十四、鳥井叉助水術を行ふ事 幷吉德卿逝去の事
十五、中將宗辰卿御變死の事 幷御一門中御集會の事
十六、前田土佐守出府取捌の事 幷江戸と國と役人引替の事
十七、大槻殘留謀を傳へ歸國の事 幷局淺尾成立の事
十八、少將重照卿御鷹野の事 幷勢之助殿義敬の事
十九、淺尾の局茶の間へ來る事 幷横山藏人詮議の事
二十、土佐守智勇を以て金澤治る事 幷大槻大望露顯の事
廿一、一味徒黨の者共禁獄の事 幷岩泉甚藏白狀の事
廿二、大槻內藏允自殺の事 幷少將重基卿御治國の事

見語目錄終

一、前田家起立之事 幷武藝の女召抱之事

四海化を施し、波濤おだやかにして、諸侯群星のごとく、泰平を樂しむ中に、不慮に命を落し、國民やすからず、薄氷をふみけるは、加賀、能登、越中三ヶ國の太守松平加賀守吉德卿より事おこり、其祖は菅原氏にして、尾州海東郡荒子の城主前田縫殿助といひしが、其比天下大に亂れ、縫殿助今川家と戰ひ勝利を失ひ、幕下もろ共討死し、其家滅亡に及びし砌、縫殿助一子を殘す、幼少の名は叉市とて五歳に成しを、めのとが介抱して、故郷岐阜にかくれ、土民の中にて成長し、紙商人と成りけるが、流石城主の子なれば、武藝を好み立身を心がけ、世上の樣子を窺ひ居たり、然るに豐臣秀吉公いまだ木下藤吉といひて、遠州横須賀の浪人松下嘉兵衞が方に、中間奉公しておはしけるが、三面の大黑をぬすみ、美濃の岐阜の城主織田信長公へ直訴して、始て御馬の口取中間に住たまひて後、彼紙屋叉左衞門方へ度々調物に來り心安成り、內外の用

事を頼み給ふ、叉左衞門も藤吉の心中只者にあらずとおもひ、ふかく交りける所、藤吉いまだ定る妻もなかりしが、叉左衞門方に乳母がゆかりのおみさといひける女、生付美麗にして心もやさしく、是も定る夫もなく、幸と叉左衞門取持、藤吉と夫婦の盃させたるに、わずかなる住居なれば、銚子盃持合九獻のまなびしけるに、燒鮎の肴にしがらきの茶碗德利出したり、藤吉是を見て横手を打わらひければ、叉左衞門茶碗德利のかけたるを笑ひ給ふとおもひ、貴方は此道具不足におぼしめして笑ひ給ふか、此德利茶碗は、先ごろ京の清水にて求めたる珍敷燒物なれど、庵末に取扱、かやうにほつれたりと云けるを、藤吉聞て全くさみして笑にあらず、此燒物は某諸國ひやうはくの砌、暫江州しがらき瀨戸物師の方にかくまはれ居ける間、仕覺たる燒物出來次第清水茶わん屋に賣ける、其內が貴殿の手に入しか、まさしく某が作りたる二品なり、緣なればこそと物語、叉左衞門も共に手を打、いよ〳〵つきせぬ緣なりと、茶碗にて婚禮取むすび、程なく藤吉羽柴筑前守と成る、信長公薨去の後、天下の主と成、太閤秀吉公と成り給ふ、おみさも大政所と成て京都に住し給ふ、珍しき立身なり、紙屋叉左衞門は信長公の老臣柴田勝家取持にて、信長公召出され、數度の軍功比類ひなき前田叉左衞門尉利家と名乘、勝家の一字を請たり、信長公死去の後、柴田にそくくして、北國におゐて秀吉公と一戰にをよぶ、勝家滅亡に及びける、前田は加州金澤の城に籠り敵をふせぐ、秀吉公仰けるは、亡すは安けれ共、昔の好みをおぼしめし軍兵を留置、唯一人城門に至り、叉左衞門、藤吉一人參りたり對面あれと仰られける、番人此由申ければ、叉左衞門は藤吉と聞より、偖は昔のよしみを思ひ逢に來る成らん、對面して疋夫の藤吉に恥をあたるゝんと立出、是え通られよと互に顏を見合しが、叉左衞門存の外秀吉公の威におそれ、二間あまり飛しさり、土面に兩手をつき、はつと敬ひける、天性備わる威勢やゝ頭を上げ、珍しの御入來、御壓勝のてい珍重に存奉と申ける、秀吉莞爾としての給ひけるは、某と貴殿は中間商人の時より入魂に致したるが、貴殿柴田に組すれ共、昔のよしみを思ひ出し對面いたすと、恐るゝ氣色もなく仰ける、叉左衞門いよ〳〵平伏して心に思ひけるは、此秀吉中間たりし時より、只者

ならずと思ひしが、今我彼が威におそれ、自然と頂のあがらざるは、備はる武將の器量、さしもの柴田勝家さへ一戰に亡しける上は、いかで敵戰叶ふべきや、今敵城に只一人來る事恐るべしとて降參し、幕下と成る、秀吉公御機嫌の折から、加賀、能登、越中三ヶ國にて、百十九萬二千七百石給はり、從三位大納言に昇進し、大老職と成、德川家こかたをならぶるやうに出世有しは、秀吉公の御蔭なり、慶長三年八月に至り、太閤御病氣の時、秀賴公御若年に付、十五歲迄天下を預け給ふ、其後利家卿病にふし賴み少く成し時、總領利長、次男利常を枕の元へ招て、つく〳〵世の有樣を見るに、秀賴公御若年に付、天下の政道、關東に預り給ふ、今諸大名ことく〳〵く威勢に恐れなびき隨ふ事なれば、汝らも關東へ屬すべし、すみやかに三ヶ國を拜領し、無二の志をみすべしとて、秀賴公の事を打捨、是より關東へ歸伏しけり、今百餘萬石を領し、國主の上座たり、利家卿より六代目◎(齊魚按、利家、利長、利常、綱紀、吉德ニテ五代目ナリ、六代目ニアラズ、)を若狹守從三位宰相吉德卿と申、御幼年より武藝を好み給ひ、別して馬術出精有り、御男子五人、姬君五人ことく〳〵く武藝を教へさせる、姬君方にも劒術御稽古有り、馬術も習べしとて、奥庭に馬場をしつらひ、馬術たんれんの女を尋させ給ふに、江戸湯島天神の門前に小笠原武右衞門といへる卜傳流の劒術師をする浪人の娘、馬術得たりと聞へし故召抱られ、姬君方の師となり相勤たり、此よしみにて父武左衞門に五人扶持被レ下、御出入しける、然るに第一の姬君梅の方と申は、藝州廣島の太守松平安藝守總領伊勢守へ御婚禮有ける、ほどへて櫻田邊出火にて騷動に及たる時、加賀の姬君火事裝束にて馬上勇々敷、本鄕五丁目加賀殿上屋敷へかけ付らるゝ途中、諸人大に感じける、加賀の姬君、何れも馬に能乘り給ふ事、人の知る所なり、されば武左衞門娘は、女ながら馬術に達し召抱られ、甚勤方宜敷次第に立身し、中老迄なり上り、御緣家迄出入しけり、

二、大槻長兵衞鹿を打取る事 井茶坊主長玄出生の事

然るに加州石川郡久安寺村といふ所の百姓長兵衞といふ者、鐵炮を好、山野にかけ廻り鹿兎を取、狩人同前に暮しけるが、鐵炮足輕に召出され勤ける、御鹿狩の時、御目通にて大鹿を打取、其子鹿二疋迄出ける

を、御側の面々それをも打とめよと下知しけるを、長兵衞其儀は御免と辭退しける內に、子鹿は逃さりけり、太守御ふしんに思召、御近習頭赤尾甚右衞門に子細尋よと仰付らるゝ、甚右衞門長兵衞にむかひ、何とて子鹿を打ざるぞと尋ければ、答て申は、御咎め最に奉レ存候、鳥類畜類とは申ながら、親を打ば子を助、子を打ば親を助可レ申と、私親共申付候、いかさま親子共打は根をたやして葉をからすにひとし、私若年より殺生を好み候得共、是迄加樣に心がけ候は、親共のおしへにて候と平伏して申上る、太守是を聞召され、下郎には似合ざる心底、親子の恩愛を思ふ事最なり、ほふびせよと白銀被レ下、猶も御かんしんのあまり、彼には子はなきかと御尋有り、當年十三歲に相成候男子一人御座候と申上る、御歸城の後召出され、大槻長玄と名乘勤けるに、翌年の秋、父長兵衞病死して、みなし子と成る、太守一入不便に思召、御側にて召仕はれける、生得頓智發明なれば、吉德卿御心に叶ひ、晝夜とも御前をさらず、少のひまには手習學文武藝迄出精して習たり、一心のなす所なれば、其覺事いわん方なし、太守を始諸人器用を感じたり、長玄十七歲に成てつら〳〵思ひけるは、主君加賀守殿も先祖はあさましき身なり、今百餘萬石の大家と成給ふ、人として誰か出世を望ざらん、然れ共今太平の御代にて、一家中それ〴〵の格式有て、過分立身成がたし、思召に叶ひ奉公出精するとも、本足輕の子なれば、百石か二百石、たかのしれたる事なり、何卒はかり事にて大に出世し、頭立んと思込、彌をもて美實に晝夜の差別なく勤ける、此年の夏土用干の折から、御召領の武器御書物御手道具、御側衆其役々にて取扱事なり、右の品々相濟、次は伽羅御藥、其次は毒藥類、比霜石、斑猫の類、毒藥一通りなり、是は大家には何れにても御用意有事なり、軍陣勿論治平にも、いかなる野心さしはさむ者あらんも知れず、政道により是を用る事有、又病體により是を用る事も有り、是を取扱ふに眞鍮の箸又ははさみがねにて、右の品々日に當、風を入ける、長玄は晝より番にて御次にひかへたるが、珍らしき品なれば拜見致度と、御手醫者橫井元泰に賴ければ、元泰も長日退屈なれば、煙草の間賴み休息しける、長玄其ひまに斑猫を少し盜取しに知る者なし、かやうの毒藥はふせぐ事一角にあらざれば、よける事

あたはず、兼て拝領の一角の香箱を懐中しける故、其身毒氣にあたる事なし、此毒藥を盜取て立身の種と成んと思ひ、さま〴〵工夫なしけれ共、可レ然謀事もなく、其年の暮に至り、あたらしき椀にて食を喰けるに、たぎりたる汁あたらしき椀のうるしにしみ込、じゆ〳〵と鳴あわ立けるを、長玄目もはなさずにらみ詰、誠や毒藥を食物に入る時は、泡立と聞、今新しき椀に汁のしみ泡立氣色、毒藥とも云つべき有様なりと、一つの謀事思ひ付、心にゑみを含み、たくわへ置たる毒藥をかい中し出仕をする、工みの程こそおそろしけれ、

三、大槻長玄毒藥をもつて立身の事 幷御膳懸りの者共横死の事

時に元文二年十二月廿五日、宰相吉徳卿御年忘の御酒宴有べしと、詰合の年寄西尾隼人、前田圖書、用人番主鈴千福久太夫、品川主殿、菊池十六郎、前田將監、青木新兵衞をはじめ御前居ながれ、流年を祝し御機嫌よろしく興を催し給ふ、其日麥飯可レ被二召上一と被二仰出一けるが、御臺所にて其用意をなし、料理人御膳番諸色改仕立る、すでに御膳出來し、うかゞいの上、小姓間宮藤十郎御膳役にて、御次の間迄持來りけるが、長玄も御側坊主の事なれば御給仕勤め、いつとても御椀枠も改差出す折節、暮の事にて御膳部もあたらしく、麥飯にすまし汁のたぎりたるを盛し故、じゆ〳〵と鳴て泡立たるを、長玄御椀の蓋を取改るふりにて、密に手に持たるはんめうを汁の中へ入、大に驚きたる體にて、藤十郎に向ひ、今日の御膳みだりに指上がたし、正敷此汁の中へ毒藥入たると見得申なり、總じて食物に毒藥入るに、色變じ泡立事聞及申なり、とくと改可レ然一大事なりと高聲に云ければ、彼藤十郎も大に驚き、御膳番毒味役改めの上出したる御膳毒のあるべきやうなしと、御膳番臺所役を呼出す、御前に詰し御側用人橋本左京、長玄が高聲、何事やらんと立出樣子を聞て、夫は一大事なりと嚴敷せんぎ致す、此事御前にも聞へしかば、諸役人御次に出、大評議に成、當日の御膳番依田清右衞門、毒味役原田次兵衞、料理人江島甚太夫、御配膳間宮藤十郎詞をそへ、今日の御膳は、我々當役にて吟味改之上指上候事なれば、少もあやしき事なく候、長玄麁忽成事申出し、御うたがひかゝり迷惑に存候といへば、長玄いかにも各御改の上被二指出一候事、麁末成るべき樣なけれ共、御汁泡立候故もしやと存申たり、藤十郎申けるは、いかにも御汁泡立事、新敷御椀なればあやしむ事にあらず、某御配膳致すからは得と吟味致たり、察る所我々に無調法を付んとのたくみなるべし、若年の其方差出るも事による、かりそめながら御大切の事、此分に指置がたしといへば、吟味役原田次兵衞申けるは、私調味仕候が、少も相替儀是なく候所、一大事申かけられ御疑かゝり候上は、何れにも此御膳は指上がたし、此所にて我々調味仕度、就レ夫此御膳に毒がましき儀無二御座一候得ば、長玄申かたにより我々一命にかゝり候得ば、何事もなきにおいては、長玄を我我に被二下置一候樣相願候と一同に申ける、諸役人是を聞、いかさま最成る願なり、正しく長玄が麁忽と相見、氣の毒ながら右の通御前に申上、兎も角も御計ひ有べしと、右の通言上しければ、太守きこしめし、あながち役人共の麁忽共、長玄が麁忽とも何れ決定せざれば、役人共望にまかせ、其上にて仕方有べしと被二仰出一ける、重て重き役人共承り、御茶間にて、盛たる御膳を四人の者に被レ下ければ、何れも悦び麥飯に汁をかけ、坪平燒物向付鮹◎按、鰕ノ宛字、香の物に至迄こと〴〵く分て服しける、中にも料理人甚太夫申けるは、たとへに毒を喰ば皿をねぶれと申せば、あやうからぬ證據斯の通と、椀皿殘らずゆびにてなで廻し、こと〴〵くなめたり、ふしぎやしばらく立といなや、四人の者共色變じ、五體をふるはし惱亂し、荒くるしやともだへ血を吐卽死したる、四人が有樣身の毛もよだち恐しき、諸役人大におどろき、一大事なりとて右の趣申上る、太守も驚き給ひ、重役臺所に出で、板の間、火棟の間、水くみ以上下部六人を高手小手に禁める、殿をはじめ諸役人、長玄が働きあつぱれなりと感じける、橋本左京申けるは御前にも最前より御諒入御空腹ならせられん、御膳を仕立指上んと、急に非番の御膳方役人等をよびよせける、長玄申けるは、御膳に毒を入候上は、御臺所の飯がまも毒氣あるべしといへば、各實もと同じ、此砌なればいかやうの事あらんも計がたし、御臺所にては御膳部御料理致させがたし、御茶間にて急に仕立べしと、右の趣を伺ひけるに、太守の給ひけるは、心よからぬ砌なれば、料理付るにおよばず、其方共こしらへかゆにてもくるしからずと仰出

されける、長玄申けるは、此節いかなる器にも毒氣心もとなし、心懸りの候はんやう、御次の鑵子に湯がたぎり候、是にてかゆをたきて指上んと伺ひければ、殊の外御機嫌にて、能も心付たり、其通りにせよと仰ける、御近習の面々白米取寄て、御庭の井戸水にて淸め、鑵子に入て白粥を煮て、茶の湯茶碗にて被二召上一けるに、やゝ有つて諸役人を御前へ被レ召、今日の時宜、長玄が心付なくば我命を落すべし、此事下役人の仕わざにて有るべからず、定て張本人有るべし、得と心を付申べしと仰出され、御國本へも早打にて申遣し、長玄は希代の働、御命を救ひし御褒美として新知五百石被レ下て、御近習格に被二仰付一、還俗して大槻傳藏と名のり、偖こそ思ひのまゝ立身を仕けり、

四、金澤にて諸將評議の事 并玉井奥村出府の事

去程に江戸表の樣子、早打にて申來りければ、御本城金澤にて、執權横山大和守、本多安房守、前田對馬守、長九郎左衞門、前田修理、奥村内記、村井主膳、玉井市正、奥村小源太、本多賴母、前田大學を初、年寄番頭其外諸役人登城し評定に及び、世上にかやうの類ひは、國をかたむけんとするくせ者有るに極めたり、御家の大事爰に有と、何れも首をかたむけ工夫をなし、評議とりゞにして定らず、横山大和守申上けるは、御書面の趣、考るに御膳部に毒を入差上んと計しは、張本人有て其餘は方人なり、察する處其張本人江戸に居るに極めたり、左ほどの工みなす者なれば、たやすくは知れ申まじ、かゝる大事をあんかんと在國もなるまじ、何れも江戸へ出て事をたゞすべしとあれば、何れも尤と同じ、各出國せんと申されければ、前田土佐守衆評をぬきんで、各の仰尤ながら、かやうの時節は國元別て大事也、反逆の者あながち江戸に居るに極めがたし、然ば我々當城を明て江戸へ出なば、無人の不意を窺ひ、如何成る事かはからんも知れず、又一ツには各御存のごとく、御主君御代替りか、二ツには大禮の時ときいへ共、我々の内三四人ならでは出府せず、今大勢江戸へ出なば、此事世上の流布となり、却て御家の騒動を諸方へしらする道理、旁以宜かるまじ、此事穩密にして御國元の用心專として、尤江戸へも兩人出府いたし、詮議して惡徒を取ひしぎ、御家たゞすべきと、此儀に決し、誰か江戸へ下らんと相談す、七手

の大將の内一人、年寄の内より一人、圖を取しに七手の内玉井市正、年寄の内にて奥村内記圖に當り、兩人ひそかに下りける、此兩人が出府いせん、召捕置し臺所懸りの者共、さま〴〵がふもんし尋れども、元來傳藏がなしたる事成ば、夢いさゝか知べきやうはなし、如何樣に成候ても存せずと云切しかば、外に詮議の手掛り一向なし、日々此者共水火のせめにかけし故、精根つかれて三人は牢死す、三人は半死半生の體なりし、兩人重職加州より下り、殿の御安泰を賀し、夫より江戸役人と會合し、相談に及び、手掛りをもとめ尋けれども知れず、玉井市正工夫を以しのびをこしらへ、一家中を窺ひけれ共、曾てそれぞと思ふ事なく、何れにしても臺所方を詮議するより外なしと、又右の者どもを引出し拷問するに、下地よはりたる者共、又重き責にあひて、なにかはたまるべき、三人共に責殺しければ、今は一向手すじもなく、何れも手を空しくして、一家中互に心を疑ひ、別て若殿は御親子の中なれ共人の疑を恐れ給ふ、吉德卿にも此毒藥よりしきりに人を疑給ひ、普代相傳といへども、忠義有て我大難をすくひし大槻傳藏、賴にするは彼一人なりと思召、正月十一日御具足開きを祝し、此日は大公儀より諸大名に至る迄、諸士の役替はじめ成ば、前夜玉井市正を召れ、先月廿五日にかやうの所まで諸役人相詰るといへ共、誰有て膳部を改る者なし、我既に膳用すべき所、傳藏が忠臣大に通じ、毒藥を見出し、危をたすけし事なり、先祖小松中納言殿の御時、木村源五兵衞と云者亂心し、御枕元の鑓にて夜中に突とめ奉らんとせし所に、品川主殿が先祖茂左衞門、ねずの番にてはせより、源五兵衞を組とめ御難を救ひし大功により、今年寄役と成、五千石領す、然ば傳藏が手柄、品川茂左衞門におとらず、去冬五百石與へ置たれ共、明日の祝儀に千石加增申付、側用人に致さんと思ふなり、いかゞ存せるやと御相談有、市正も傳藏が働き平日の勤方よろしき事も聞および居たる故、其儀は思召次第被レ遊可レ然と御請申ける、翌具足開の御祝儀の上にて、傳藏を御前へ被レ召、千石の御加增にて、御側用人被二仰付一ければ、諸士耳目をおどろかしける、

五、大槻傳藏讒言を構る事 并諸役人閉門遠慮の事

然るに大槻傳藏は、幼年より立身を心がけ、表は勤行

おこたる事なく、内心には謀をかまへ、毒藥を盜、御膳部に入置て、おのれがみだしたる體になしける故、四人の者共毒を入しとは思ひよらず、傳藏が麁忽と心得、一應の改めもなふ、喰と其儘卽死しける故、一向詮議の手掛りも絶え、傳藏がなしたるわざとは知る者もなし、思ひのまゝに立身し、御側用人迄經上り、出頭といふ計なし、吉德卿仰けるは、其方が見出したる毒殺の張本人、今に不レ知、我日夜心を安んせず、油斷なく詮議すれ共、疑しき者も見へず、汝如何おもふぞと御尋有ければ、傳藏申上けるは、乍レ憚此儀諸役人の吟味行屆ずと存奉る、其故は當日の御膳掛り、私に毒を見付られのがれぬ所と存、各毒を喰相果しと見へたり、殘りし下部共を入牢させ置て、拷問にかけず、和を以ておござば、下郎の事なれば白狀すべし、少しの手掛りより拷問する故不レ殘責殺し、今にては詮議のたよりを失ひ、皆々無調法の計ひとは心付候へ共、其役にあらざれば力及ばず、御家の事は日本にならびなき御大家、御普代の歷々忠勤おこたりなしとは申せども、左る事知らざる人、如何成る野心も計り難し、しかし太平の御代數載には及び申さねど、毒殺のみなり、然共少しも御氣遣ひ有まじ、私御側に相成しより、朝夕御膳を半時早くこしらへ、毒味致し、とく心見致し差上候得ば、恐ながら御心安く御渡り遊さるべしと申上ければ、吉德卿聞しめされて、尤なる事なり、此上の詮議其方に申付候間、宜はからふべしと被二仰付一ければ、傳藏畏りて、定て根深き事にて候得ば、急には相知申まじ、先御國元より下し兩人、四人を責殺したるあやまり、御國に歸し遠慮被二仰付一べし、江戸に殘りし役人も、詮議の取計ひ不レ宜と閉門被二仰付一、家中の評議取沙汰をきかせらるべし、是等は則詮議の手懸りと成、おもひよらぬ方より相知申事も有べしと奉レ存候と、辯舌を以て讒言しける故、工みの事とはしり給はず、吉德卿しきりに御心疑ひ、傳藏が申事當然の理と思召、御詮議なく、其翌大目付を以玉井市正、奥村內記兩人、屈死の儀無法に付、歸國遠慮を被二仰付一、兩士恐入すご〳〵歸國して閉門する、品川主殿年寄兩人、大目付、盜賊方小役人以上十三人迄、取計ひ宜しからずと、嚴しき閉門を被二仰付一らるゝ事こそ是非なけれ、

六、谷崎主殿惡馬目利の事　并蟹江惣左衞門最期の事

然るに宰相吉德卿は武藝を好み給ひ、御心猛々敷、酒色專とし給ふ、それに引替、若殿佐渡守宗辰卿、文學を好み給ふ、御姉聟松平伊勢守殿（安藝少將吉長七男也）も學文達し給ふ故、甚御入魂に御會合有りし、藝州の家中谷崎主殿と云者二千石を領し、年寄役相勤ける、博學多才なるを以、伊勢守殿師と成る、晝夜道を論じ、家中は勿論他家の門人もあまた有り、佐渡守殿御出の節は、主殿を召されて、書籍の事尋給ひ、御菓子抔給はり懇意になし給ふ、主殿も一家の主人なれば大切にもてなしける、是により主殿度々加賀の屋敷へ召れ、終日御咄し申上る事毎度なり、吉德卿は文學にうとくをはしましければ、若殿の學問おかしく思召、公家と違ひ、武を專とするを以武家といふ、なま若き身にていらざる學文なりとの給ひ、弓馬にのみ御心よせられけるが、折ふし御國元より御召駒を仕立、二疋迄江戸着しけり、太守悅び御庭に引出され御吟味あり、天晴の馬なり、一疋は我乘り替、一疋は佐渡守へ遣べしと、若殿をまねき給ひ、此內何れなりと望の方遣べし、乘て鞍味試よと仰ければ、佐渡守殿畏り然らば黑の方乘候べしと望給ひ、御庭の馬場にて地道より乘り、一さんに過るまで、せめ付〳〵乘給へば、さしもの荒馬白泡かんでいなゝきたり、吉德卿御機嫌よく、偖々馬術にも勝達せり、我も一馬場乘らんとて、鹿毛の方なる馬に乘り給ふ、御聟伊勢守より御使者谷崎主殿參上と取次申上る、吉德卿聞召、一家よりの使者なれば、くるしからず此所へ通すべしと仰付られける、依て（◎誤脫カ）鷹野の鷹びらき招請の使者なり、御父子忝き旨御答有り、吉德卿主殿に向ひ仰けるは、其方は學文の聞え高く、悴佐渡守度々出會致よし、我等若年より不骨に生れ、書籍を手に取らず、しかし泰平たり共亂を忘ず、是治國の第一、弓馬の道におゐては、諸侯の次には立まじとの給へば、主殿平伏し、武家の事成れば、弓馬第一の儀勿論に奉レ存候、古へより文武の二つは日月の如く、若殿佐渡守樣は學文に御心寄られ、御老年に至らせ給はゞ、武を備へ文を明らかにして、名君とならせ給はん事疑なしと申上る、詞の品何とやら吉德卿御耳に立、其方學文を專とすれば、武藝のたんれん心元なし、我等が馬藝を一見せよとて樣先に立出、黑の駒を引出し、此馬は能き馬成るや、學者の目

利承り度とあざけり給ふ、主殿は暫く馬の體を窺ひ、此黒の馬は人にたゝり申相有、必ず乘給ふ事御無用なり、わざはひ近きに有べし、尤御家の衆中へも下し給ふ事よろしかるまじ、極て難に逢べし、御國元にも遣され、山野に放ち給へかしと申上けり、吉德卿誠しからず思召せ共、此節の事なれば御心に懸り、我も幼少より馬を好み、ふみ馬くせ馬の類ひあまたしるといへ共、此馬におゐて言ぶんなし、主人にたゝる相有とは何を以申さるゝ、樣子聞たしと仰ける、主殿申けるは、此馬總身黒く、ひたひに少しの白點有、眼中に變氣あらはるゝ、纔の事に驚き申べし、主君の御舅君なれば麁略申べきにあらず、はや御暇を申上ると、主殿は主家へ立歸る、佐渡守殿仰られけるは、主殿が詞聞捨がたく候、此馬國元へ御返し有て可ゝ然との給へば、吉德卿實もと思召けるが、餘りおしき馬なればとて、御近習の馬役蟹江惣左衞門に御預下さるゝ、惣左衞門元より馬に妙を得たる者なれば、此馬を預り、自身湯洗ひ髮けづり、乘せめて手入しければ、無類の乘馬と成りけるを、吉德卿又の御吟味有り、いかてが此馬に障あるべき、乘替にすべしと仰られけるを、佐渡守殿達て御異見ありし故、御得心有て、右の馬を惣左衞門に被ゝ下ける、惣左衞門は有がたく悦びて朝夕なで愛しける、本郷屋敷より品川迄遠乘りして歸りしに、聊つかれたる體もなく、例の如くたらひに湯をとらせ、馬のすそを洗てぞうきんにて總身をふき、扨々名馬かな、今日あまた遠乘の中に、此馬につぐ者なし、古へのする墨と言共、是にはまさるまじ、天晴の逸物かなと、手の平にて馬の尻二つ迄たゝき、しやうみしけるに、是迄曾て物さはぎなかりしが、いかなる事にや、尻をたゝきけるにおどろきはね上り、惣左衞門が胸板したゝかけ破りければ、うんと計りにて卽死しけり、家來共騷、一家一門よびあつめ、さま〴〵介抱しけれ共、其かひもなく畜生の爲に命を失ひける、偖こそ主殿が言葉のごとく、此馬主人にたゝり、惣左衞門相果しこそふしぎ也、

七、若殿佐渡守殿谷崎を御懇望の事并傳藏謀にて廣島飛脚立る事

去程に蟹江惣左衞門、乘馬の爲に相果て、子息とてもなかりし故、其家退轉し、右の馬は一門あつまり、ずた〳〵に切殺し、惣左衞門が爲にたむけける、佐渡守

殿主殿が先見古への公治長にもまさりしと甚信仰有り、いよ〳〵したしみ給ふ、吉德卿是をあざけり給ひしが、主殿が言葉に違ひなく、主人にたゝり危き事なり、是も我をうかゞふ者惡馬を進しも知れずと御心まよはせ、御國の馬役に閉門仰付、いかさま主殿は格別の學者かな、我家來の內にも學者ありといへども、中々是程の事はしる者なしと感じ給ふ、折節若殿は藝州に談じける、主殿を何とぞもらひ請、家臣となし度と御內談ある、吉德卿聞召、其方望ならば伊勢守へたのみ、主殿を召抱申べし、此節二千石領するよし、此方へ來りなば五千石與べしと御親子の御物語、傳藏御次にて聞、心におもひけるは、今一家中の面々、忠臣義士多しといへ共、今我一時の謀にて、君の心を疑しめ置たれば、おそるゝにたらず、もし谷崎をかゝへられ、若殿の執權共ならば、彼は勝たる學者なれば、我內心を見あらはし、立身のさまたげなさんは必定なり、何とぞ是をさゝるゝんと、さま〴〵工夫をなし居たり、然るに伊勢守殿奥方御懷妊の沙汰有ければ、兩家の悦び大方ならず、江戶の年寄主殿御用掛りにて、ひきめの役を被ニ仰付一し故、佐渡守殿暫く差置れける、傳藏は折に幸ひと悦び、何卒此度の事に付、主殿を退くべしとおもひ付ける、程なく月みち御平產女子誕生也、其節松平安藝守殿は御在國成ば、日々早打にて廣島へ注進し、加賀よりも廣島へ御悦びの使者立られる事なり、然るに御產後病氣指出、日々おもらせ給ひければ、伊勢守殿申に及ばず、御親子を始め、兩家の家中手に汗を握り、御典醫は申に及ばず、江戶中の名醫術を盡すといへ共しるしなし、大槪も每日御見舞の使者として霞ヶ關の屋敷へ相詰、又加州の御典醫八木春益御樣體を伺ひ、吉德卿へ言上す、谷崎主殿は別して心を勞して、晝夜御殿をはなれず勤ける、十月初比より殊の外大切に成給ひ、十五日朝卒去し給ふ、つぎ〳〵のなげき大かたならず、傳藏も其朝六ツ時より相詰、御卒去を聞とひとしくとつて返し、御前へ出ざる以前、用意のはや飛脚を仕立て廣島にぞいそがせける、御前へ出、姬君御養生叶はせられず御死去と申上ければ、吉德卿御親子御愁歎にて有、總てかやうの貴人高家の御死去おもき事に依て、みだりに早速は披露せざるなり、是により表方にはしる者なしといへ共、傳藏は御里より重き使者なれば、奥方

附局密々にて右の様子をしらせたるを、聞より火急に立歸り、廣島へ飛脚立しは、谷崎を罪におとさん謀とは後にぞ知れたり、主殿は粉骨甲斐なく奥方御病死をなげき、伊勢守殿ゐ知らせて、御家方へ申遣したるは暮時なり、其夜書狀を認め、翌十六日未明に御國へ早飛脚立ける、かくて野邊のいとなみ有て、御ぼだい所青松寺へ御葬送相濟、加賀殿よりも傳藏を御代香として白銀二百枚遣されける、安藝守殿は御在國にて廣島の居城におはしけるが、江戸より飛脚到來し、伊勢守殿奥方御平産の旨申來ければ、親殿初家中の悦び大方ならず、賑々敷祝ひける、然るに御産後御大病の由、追々注進有ければ、安藝守殿おどろき給ひて、御國の名醫永澤良全を被二差下一しが、御大切の様子なれば國年寄淺野權太夫御名代に罷下可レ申旨被二仰付一、此權太夫事は千五百石領するといへ共、先祖より内福成事たとへるに物なし、有金は何萬兩といふ數しれず、伽羅人參の類夥敷所持致、兩國一の分限者也、此度自分の獻上に人參二十斤持下る、道にて加賀の早打と出合、御病死と聞大に驚、江戸參着してもせんなしとて打つれ返し、右の段を申上る、安藝殿甚驚給ひて、江戸屋敷よりの知らせいかゞと待給へ共、夜に入ども沙汰なし、翌日の暮方はせ付て、谷崎主殿が書狀來りければ、年寄中披露あるに、十五日御死去の旨しるし有、藝州殿大に怒り給ひ、かやうの大事、加賀よりの飛脚は早く、かんじんの我屋敷の知らせ延引不屆至極、加州の手前も面目なし、主殿事はおもき役と言、用懸りの者、箇樣の無調法にては江戸の政事心元なし、病中の取扱も麁末にて有つらん、役儀取上國元へ呼のぼせて計ふ旨有りとて、御立腹つよく、主殿が父しやうげん七十有餘にて甘人扶持給り、國隱居して有ける方へ御使立られ、勤勞あるを以家督主殿年寄役申付て江戸へ遣したる所、此度かやうの仕方不屆に思召、御咎被二仰付一べき也、其方は隱居老年、元より子の罪父にかゝらず、御憐愍を以、内分被二仰渡一段申渡されける、父將監難レ有旨申上、其後譜代の家來谷澤喜兵衞へ申付けるは、其方も知る如く幼主殿幼年より文武をたしなみ、一家中におゐても恥かしからぬ、我にはまさりしとおもひ居たる所に、飛脚の延引御怒り强く、如何樣の御咎あらんもはかりがたし、なまなか學者と呼れ、罪におゐてのめ〳〵とながらへはじをさらさんより、いさぎよく切腹さすべし、介錯ながら汝を遣す、隨分道を急ぎ早く自害をさすべし、思ふに加州の飛脚先達て來しは、仔細ぞあらん、なれども十五日の御死去は間違なし、今更悔みてせんなし、一刻もいそぐべしとて書狀を渡しければ、谷澤喜兵衞も主命もだしがたく、なみだながら國を立、江戸表へ下りける、安藝守殿は主殿御咎の趣、江戸屋敷寺尾勝左衞門方へ仰遣ければ、御國本にても奥方の御菩提御法事有ける、

八、安藝少將吉長御立腹の事幷谷崎主殿切腹の事

江戸屋敷にてはかゝる事とは知らず、伊勢守殿主殿を召れ、奥が病死悔てもかへらず、其方數日の勤勞言語にのべがたし、暫休息して勞を養べしと白銀十枚被レ下、師を敬ふの禮をのべ給ふ、主殿有がたく御請を申上、歸宅しける所へ、國元より家來谷澤喜兵衞しほれ果たる體にて着し、將監が書狀を出し涙ながら平伏す、主殿は父の方に變あるかと驚き、封をし切見れば、去る十五日奥方樣御死去の注進延引の御怒り强く、きびしき御咎あるべき御沙汰なれば、一刻も早く御生害あれかしとの御事なれ共、くどうも仰わけあらば御生害に及ばず、旦那におゐて麁末はあるべきやうはなしとは存ながら、あやまりなき事を箇樣の所にて、今日只今まで夢路をたどる樣に存候と、しほ〳〵と言ければ、主殿聞て老人の心遣ひ過分せり、加賀飛脚一日先達、此方の使おくれしとの御咎、扨々思ひ寄ぬ仕合、十五日の御死去披露は暮時、十六日立べき飛脚、十五日に立しと見へたり、早まつたる仕方心得ずと思案なせども、傳藏が計略とはさしもの主殿も心付ず、喜兵衞は頻りに言譯すゝめしかども、主殿心得ず、御主人は一旦言出し給ふ言葉變じ給はぬ御生付、其上父より切腹申來しに命おしさの言わけも、諸人に指をさゝれん事も殘念なり、我理を立ればば君父の非をあらはす道理、去ながら君に奉りし命、御咎もなき内に切腹、却て無禮なり、被二仰付一の上、心よく死せんと覺悟して居る所へ、國よりの書狀來り、主殿事箇樣の不屆に付役儀被二召上一、早々國元へ返すべし、此方にて咎申付べしとの事也、伊勢守殿おぢろき給ひ、御父よりの差圖なれば、是非なく大目付村井彦右衞門、其外奉行立合、番頭寺尾庄左衞門右の

趣き申渡ける、畏けると御請申上、諸士に是は申譯にては御座なく、御咄しなり、此度奥方樣御死去の事、十五日暮時披露、御月番の御老中ゟ御屆申上、御家門方へ知らせ、翌十六日の朝飛脚立しは、延引にあらず、其故は譬御死去はいつにもせよ、大公儀ゟの屆無レ之内、飛脚立て永の道法、若し途中にて事あらば申譯立べきや、是上をいつはる表向の一大事なり、是を存じ十六日の朝飛脚立しは順道、譬一日半日御死去も早くしろしめしても、御國と江戸隔りし事なれば、被レ成方有まじ、十五日の内飛脚立し加賀こそ、大なるあやまりなり、如何なれば内證は兎も角も表向の知らせは暮時、是を待たずして使を立しは無調法にあらずや、然れ共他家の事成ば、此方より兎や角いふべきにあらず、しかし是は私の了簡、いかやうの御咎を蒙る共、いさゝか上を恨奉る所存にあらず、何れも忠勤を致よと私宅に退しが、喜兵衞を呼出し、遺言傳へ、いさぎ能切腹しける、寺尾庄左衞門、主殿が申せし趣、伊勢守殿ゟ申上けるに左こそ思ひし事也、先主殿が歸國をとゞめ一應國元ゟ申遣しての上にすべしと思ひしが、はや切腹に及びし跡なれば、伊勢守殿を

初、一家中惜しみしたひけれども詮方なく、表向病氣と披露し、安藝守殿にも跡にては不便に思召、主殿が弟清次郎ゟ家督無二相違一下され、谷崎の家は立にけり、

九、傳藏お貞を取持事　井前田修理娘婚禮の事

去ば主殿切腹の事、包こすれど其かくれなく、傳藏傳へ聞大に悦び、又謀事成就し、腹心の憂を除きたり、最早一家中の者共恐に足らず、獨ゑみして、夫より吉德卿に酒色をすゝめ美女を取持差上たり、元來ゐん酒を專とし給ふ事なれば、あまたの女中有内、お菊、お貞といへる兩人御愛情深く、御在府の時は江戸奥御殿に居けり、お貞（◎高魚按、勢之助、總姬（分家出雲守利幸室）陽姬（分ゟ田侯佐竹義眞室）益姬、八十五郎ノお腹、寛延二年二月十四日死、）といふは傳藏が取持し妾なれば、たがひに御前體を取成て勤ける、兩女共に懷胎し、お貞は去年御參府の砌、病氣にて御國にとゞまり、お菊は御供し江戸に居ける、兩女共に同月の姙身にて、御典醫に介抱被二仰付一、大切に被レ成、兩女も佛神を祈安產しける、お貞は四月二日男子をもふけ、早打にて江戸御屋敷ゟ注進しける、此時江戸にてお菊も四月七日に男子をもふけし故、公儀へ御屆ありし跡へ、御國の注進

故、お貞がもふけしは二男に立給ふ、總じて江戸腹國腹は、同年なれば一二ヶ月はやしといへども、國腹は跡に付給ふ習なり、傳藏もひいきのお貞なれ共ちからなく、次に立けるを殘念に思ひける、去れ共傳藏お貞を取込身方人になさんと、此度男子をもふけし歡びと、お貞が親芝神明の禰宜鏑木民部に七十人扶持御合力ある樣に取成ければ、お貞も思ひをきし傳藏が事とさへいへば、御前體を申ける故、御氣に入の傳藏成ば、又千石御加增にて二千五百石と成、出頭朝日の如くにて、家中おそれ敬ひける、心有る者は筋なき立身宜からぬ事成りと諫めんとする氣色有ば、傳藏何角品を付、例の御詮議の種成りと閉門遠慮申付る、依て恐れへつらう者共、下郎より經上りし傳藏成ば、大祿の輩はあなどる樣子見へければ、吉德卿御ひいきの餘り、家老村井主膳が妹（◎高魚按、コレハ淺井近右衞門ガ姉ナリ、此ノ女ノ嫌セシハ同藩士伊崎彦右衞門ニテ、緣談チ斥ケテヨリ終身獨栖スベシド云ヒ居タルガ、享保十九年十一月朔日ニ傳藏ト婚禮シ、元文元年三月十二日離別セシナリ、）を傳藏に妻合すべしと被二仰付一ければ、主膳御請申上、御前を退き歸宅して、妹を呼申けるは、今日箇樣の上意なれば、日をゑらみ傳藏方へおくるべし、我家は先祖より代々、七手の大將として年寄以下の家へ緣組なし、況や傳藏は足輕の子より經上りたり、今側用人勤る事、尤才智有るによりてなり、小身たりとも聟に立まじきにもあらず、なれ共彼れが心中容易に知れがたき事なれば、慾にまよひ如何樣の事仕出さんも計難し、其時一家なれば善惡共のがれ有るまじ、我甚不承知成共、君命もだし難く變替もならず、善惡共隨ふは女の道なれ共、是は格別其方ふつゝかに身を持なし、傳藏に離別せらるゝ樣にすべしと言ふくめ、傳藏方へおくりける、傳藏も主膳が正實成生附故、緣を結ぶ事心よからず、我思ふまゝ立身なさば、彼等を下に見んと思ふ心なれば、内心歡ばね共、上意成ば無二是非一婚禮しける、主膳が妹は婚禮の夜より、病氣といひて一間へこもり、召連たる腰元共に琴三味線をひかせ笑ひ樂み、不埒の身持なり、傳藏扱こそこしらへ事なりと察し、五日目に使者を立、亂心の體なれば離緣致すと申遣しける、主膳は緣者のちなみ遁れしと悦ける、傳藏は内心に憤り、大祿家老の面々も是にへつらふに、主膳某が出所をきらひ、かく計ひし事、思へばにくしと御前に出、上意を以緣組仕候處、主膳私が經上しをきらひ、妹に申ふくめ箇樣

箇様の次第、無二是非一亂心と申立離縁仕候、私忠義を存せずば主膳と差違てもあきたらず候得共、私の意恨に身をほたすは道にあらずとおもひ留り候と言上しければ、吉徳卿御立腹有て、折紙を以彼を罪すべし、其儀ならば我一類の中より聟とすべしとて、前田修理を召れ、傳藏事は希代の忠臣たるを以、我加增して召仕、元來武士は京國ゑらむといへ共、先祖をいへば土民より出、大名高家共成なれば、傳藏が器量古への歷々にもおとらず、忌嫌ふに及ばず、其方娘を遣べしと、婚禮の物入臺所より遣べしと被二仰付一たり、◎鳶魚按、傳藏が前田修理ノ女ヲ娶リタルハ、君公ノ言添ニハアラズ、前婦ノ實弟淺井源右衞門ノ後家ヲ再醮セシナリ、修理は一萬五千石、家系と言ひ祿と云ひ、傳藏抔を聟に取るべき人ならねど、けいはく第一の人なれば、畏候と早速御請申上、殿よりの御手傳の事なれば、おびただしくしたゝめて婚禮を結び、其節引出として千石被下、内證は殿の御聟同前也、前代未聞の事にぞ有ける、去れ共此節あまた賢臣抔閉門遠慮にて指出もならず、大祿の面々は立身をそねみ、又は諫め奉り御心にさからひ、御不審請て不忠と成、死せん事殘念と思ひ、口を閉樣子を窺ふ、其餘はおもねりへつらう輩なれば諫者なく、其暮に年寄役兼帶被二仰付一、内藏允と改名し、◎鳶魚按、享保十九年五月十三日、物頭並、七百三十石、内藏允ト稱ス、廿一歳、誠に飛鳥もおつる程威勢、大殿計にあらず、佐渡守殿の御氣に入、御親子共用ひ給ひけり、

十、村井與三右衞門非道の事 幷 石川郡百姓一揆の事

去程に大槻内藏允は、年寄役御側用人兼帶なれば、内證内外共に司さどり、在方手代小役人の中にも、己に隨者あればゑらみ用ひ、奉行、代官と立身させ、恩をみせて味方となす、其中にも吉田宅右衞門と云者、内藏允が蔭にて下役より改作奉行と成し故、無二の志をはこび、石川郡村井與三右衞門は御領國の大庄屋頭なれば、是も心をあはせ、貢納の有樣に計ひける故、内藏允殊の外内福なり、然るに近年加州表不作して百姓の難儀に及び、別て石川郡不毛也、故百姓一統訴へなげきけるに、大庄屋與三右衞門、下のいたみかまわず、改作奉行と示し合せ、己の働立に一向宥免の沙汰なく、却てきびしく取立たり、諸民大に相談して、發向の大槻内藏允殿へ直訴せんとて、村にて口利の百姓十餘人願書認、大槻が他行を伺ける、然るに内藏允

は御前體宜敷、犀川橋の下にて八町四方の下屋敷被下、普請料迄拜領の事なれば、結構の屋敷を構へ、築山物すき珍木名花を植、泉水には犀川を關入て、三階の物見の亭より御城を下に見おろし、御用の隙には下屋敷へ行、自身普請の差圖仕ける、此往來を待請て、百姓共直訴の願書乘物の内へ投込けり、内藏允願書を見て百姓共を歸し、宅右衞門を呼て願書を見せ、餘の年寄に箇樣の直訴致しなば、役人の無念とも詮議になり、品に寄、何も迷惑に及ぶべし、少々の事は了簡して事の起らざる樣にすべしと、願書を渡て申ければ、宅右衞門畏候と、大庄屋與三右衞門に見せて相談しけるには、與三右衞門は强氣のくせ者にて、己が權威にまかせ、にくき事かな、私に御まかせ有べしとて、直訴くわだてし十餘人の百姓を呼で、直訴の事は天下一統の御法度なり、我庄屋頭なれば再應も此方へ願ひ頼むべき事なるに、不屆の仕方、急度詮議致せと被二仰付一たりとて、居宅の裏長屋へおし込、一人も内へ歸さず留置たり、一家共驚歎、さま〴〵詫事すれ共一向聞入ず、みせしめの爲也とて、食事もしか〳〵與へず、五六日も留置たり、村々の百姓共大に怒り、數十人起立、彼者救はんとて夜に入まぎれ、與三右衞門宅へ押寄、てん手にすきくわなんど提、無二無三に打崩し亂入ける、思ひがけなき事なれば、家内の者驚逃失たり、與三右衞門親子も刀さへもたず、寐まきのまゝほう〳〵逃けるが、一揆の者共門戸長屋を打崩し、捕へ置たる百姓共を救ひ出して、人を付て家々に歸し、猶も家財雜具破却しける、去共人を殺害には及ばず、鬱憤を散じ心よき事なりと、未明に退散しける、與三右衞門は夜中に宅右衞門方へ逃込て、個樣々々と訴へける、宅右衞門も驚しが、夜中にて大勢なれば手出しなるまじ、檢使は夜も明ての事に致すべしとて、翌日役所へ屆ける、檢使家宅の樣子見屆、委細尋ければ、村々の百姓共徒黨して狼藉に及申旨申ける、然ば其者共召取吟味すべしとて、捕手役人、與三右衞門に案内させ村々に向ひける、百姓共與三右衞門が來と聞より猶々憤り、五十人或は百人づゝかたまり捕手に向ひける故、役人共大に仕そんじ、武具を取られ疵を蒙り逃歸りて、御城下大騒動と成、百姓一統して御城下押寄ると驚き沙汰しければ、諸士登城し評定に及びける、

十一、加州騒動に依て評定の事 幷大槻辯舌を以一揆しづまる事

去ば石川郡の百姓愁訴のかなはざるを憤り、庄屋頭與三右衛門が家を打破りて、捕手の役に手向ひせしより大騒動と成、さま〴〵の風説にて、驚き諸士登城しければ、吉德卿も御出座ありて評議なし給ふ、爰に本多安房守申けるは、當國は人氣强勇にて、やゝもすれば一揆を起す、京都將軍家の御時には、富樫氏代々國主たりしが、其比富樫次郎政親は武勇高く、將軍三好松永が危難を救ひて威名をあらはし、當國一向宗の門徒等、本願寺高田の兩派の淺深に付、爭論の事有しに、國主政親の裁判道にあらずとて、須崎和泉入道慶覺といふ者大將にて、國中の一揆蜂起し、國主政親の城、馬屋の城に押寄責落す、さしもの勇將大勢に取まかれ、武運つきて富樫が一族三十四人同時に自殺に及、夫より一揆國中に横行し、近國迄もあぶれかすめしに、佐久間左蕃允が智勇を以漸切しづめたりといへども、やゝもすれば一揆起、度々難儀に及、御先祖利家卿此國治給しより今年迄、左樣の事曾てなし、然共强勇の餘風殘り、此度騒動なり、ゆるがせに成まじ、御人數向られ一々召捕詮議をなし、罪科を正しわけられ然るべしと言上ある中に、前田土佐守申けるは、蟻穴より堤崩すとは申せ共、夫は亂世の事也、此度の徒黨、下の訴へ上へ通せず、夫を憤りて大庄屋を恨ての儀、全く上に向ふでは有まじ、捕手を手ごめにせしは、與三右衛門が付そひ居たる故ならん、最御人數をもつて召捕給はんこと、土民の事恐るゝに足らずといへども、必死と成ふせぎなば死亡の者多く、國政のさまたげ成べし、取計宜からざる奉行役人を禁められなば靜るべしと申上らるゝ、吉德卿は勇猛短慮にましませば、なまぬるき了簡、捕手に向しは謀反人なり、一々召捕首を並べずんば、國主の武威なきに似たり、飛道具を以討取來れと、大きに怒り下知し給ふ、大槻内藏允すゝみ出、末座の異見おこがま數候へ共、是程の事に人數向られんも如何なり、又捨置れては御威勢薄きに似たり、私一人かけ向ひ、善惡を詮議仕らんと申上ければ、吉德卿御機嫌直り、此詮議其方へ申付ると奥ゐ入給ふ、内藏允仰を請歸宅し、草履取一人召連、村方へ急ぎ、此時村方には御城より捕手來と沙汰しければ、迚も遁れぬ命、一働してあはふかせん

と、大身なる百姓共、先祖より持傳へし具足、鑓、長刀抔出し、今や來ると待し所に、大槻内藏允供只一人召連、平服にて來り百姓共に向ひ、汝等立腹尤也と和らかにさとしければ、案に違ひ手向可レ申氣もなく、御聞屆有難くみな〳〵平伏しけり、内藏允申けるは、其方共が願ひ、某聞屆宥免の沙汰申付候所、役人庄屋が計ひあしく騒動に及、村々の願ひを立、役人を刑罪すべし、併一旦上へ對し手向せし故、命に氣遣ひなしといへ共、御吟味の間入牢させねば御政道立ず、何れを本人といふ事も有まじければ、鬮引にして一村より三人づゝ出すべしと申付ければ、如何樣左も有べき事なり迚、五ヶ村より三人づゝ出したり、大法なれば繩をかけ所の者に引立させ、内藏允は手をぬらさずして、十五人生捕を召連て入牢させけり、改作奉行吉田宅右衛門、大庄屋與三右衛門をとらへて後追放し、代官の手代三人暇出し、是は表向、内證は金を遣し人知れず養ひ置たり、まさかの時用に立んためなり、十五人の百姓は、御法度の徒黨致し公儀の捕手に向ひし張本人なりとて、死罪に行ひけり、村々の百姓共驚といへ共、役人も咎にあひ追放せられし事故に、是に服してそれなりに靜まりけり、

十二、大槻お貞と密事談ずる事 幷岩泉甚藏召出さる事

此度御國の騒動事なく靜まりし事、大槻が計ひ拔群なりとて、吉德卿大に御賞美有レ之二千石加增にて五千五百石と成、年寄の上座に被二仰付一、譜代古老の上に立、其上御側用人なれば晝夜御前に被レ召、夜中に何時となく奥へ召れ、御酒宴の御相手と成、然共家中の批判を思ひ、御殿の内に休息部屋を拜領し、折々是に宿しける故、お貞へ出入を知る者なし、吉德卿は大槻ならで政事をまかす者なしと、日夜御遊宴を專としたまひ、あまた美女をあつめてなぐさみ給ふ中に、近比京都より召抱られし花野といふ舞子、甚御心に叶ひ、男子出生しける、いよ〳〵御愛情ふかく、御部屋かくとなり、お貞殿も御酒の相手には召れ候得共、御寢間へ參る事もなく、勢之助殿といへる御男子の母ながら、今は花野が下に付口惜、最初取持したる内藏允のみ、親兄弟の樣にしたしけり、大槻も己が取持したるお貞なれば、引立る樣に世話しける、去共餘の儀と違ひ是計は心にまかせず、お貞は日陰の紅葉、

大殿過させ給ひなば、勢之助殿をも人あなどり、終には家來の如く成給はんと、花野をねたましく思ひ、日夜嗔恚をもやしけれ共、すべきやうもなく、如何して此恨みをはらさんと、女心にさま〴〵工夫して、ひそかに内藏允を招き申けるは、わらは事古へより其元の世話にて箇樣の身分と成て、若殿もふけ悦びしに、花野事御部屋格と成、出生の御男子も威勢強く、我もふけし勢之助殿は五日早く出生にして正しく殿の御次男ながら、あれどもなきが如く、段々重なる殘念推量し給へと打しほれ申けるにぞ、内藏允御尤の悔み、去ながら百萬石の御種なれば、譬三男四男にても品により御跡目に立給ふまじきも知れず、又は御大家の御養子となり、又は御分知とても殿の思召次第にて、萬石以上には御心安く成給ふべし、別て其元樣の事は外ならず存候得ば、宜御世話申べし、末を賴給へといひけるに、お貞は發明なるものなれば此言葉を聞、いかさま三男四男にて家督を繼ぐ大名もあまた有事也、兎角出頭といひ智惠と言、内藏允を賴にしく事なしと、色を以心を結び、のつぴきさせぬやうになさんと思ひ、酒宴にもてなし、お貞が方よりたわむれしに、元より美しき事いふべき樣なければ、名將勇士も迷ふならひ、大智の内藏允もお貞がしかけに氣をうばはれ、奥への出入は自由なり、人知らぬを幸ひ、後日の方人にも成るべきと密通しける、吉德卿はひとへに忠臣とおぼしめしければ、箇樣の事あらんとは御心付給はず、内藏允一人は御免にて行通ひける、其事も既にたち、七月の御參府近付ければ、お貞内藏允に申けるは、私事殿樣の御妾とは名ばかり、今は其元さまの妻も同前成ば、心中かくすべきやうなし、兼て申せし通、勢之助殿を御跡目に立るやうに仕方有まじきや、追付御參府成ば、其元樣は御供にて江戸へ御越給はん、私は御國に居候得ば、來年ならでは御目にかゝる事ならず、能々はかり事なし給へとさゝやけば、内藏允打うなづき、少しも心を勞し給ふな、大事なれば急には謀がたし、隨分色目さとられぬやう專一なりとしめし合しりぞき、程なく御供して江戸へ下りけり、内藏允大なる望を發し、強慾成るもの共を見立、一味させて味方となし、勝たる者二百餘人、中にも香川又兵衞、平野助太夫、矢島爲右衞門、赤澤新八、川勝平次右衞門、是等は皆三百石以上に取立、奉行役などに

申付ける、是より内藏允ためには命おしまぬ腹心なり、五千五百石といへ共、諸色拜領所々の付屆夥事なれば、内證勝手内福なり、武勇才覺の者とさへいへば、過分の知行金銀もおしまずかゝへけるにより、一藝に達せし者數十人、勇力無雙の輩あまた家來となしたる故、大老横山本多が人數よりも多、箇樣の事共一家中の耳目を驚すといへ共、大殿は勿論、若殿佐渡守殿も信用し給ふ事なりければ、一人もいなむ者なし、内藏允猶も安全の謀工夫し、御儒者林大學頭殿の門弟岩泉甚藏といへる、儒者の聞へあり、内心は佞智邪慾の者成ば、若殿へすゝめける、佐渡守殿好み給へば、幸の儀と大殿へ願ひ有て甚藏を召抱られ、三百石五十人扶持を下され、若殿の師範と成る、表は賢人の如くなれ共、内證は大槪がまはし者なれば、政道の新法をすゝめかけ、御家臣の内を見聞するに、誠の忠臣といふは内藏允一人なり、高祖は韓信を拜し大將となし、唐の太宗は髭を切て徐世に給ふ、國家を治る臣下はかくのごとく敬ひ給ふ事、賢君の道なり、箇樣の事申さず共御存ならんと、折にふれ事に寄せ申上ければ、佐渡守殿にも、學者の言葉なれば彌信服し給ひて、いと

ど出頭のほうをかためけり、

十三、吉德卿御入國の事 幷大槪大惡を謀る事

光陰矢の如し、既に寛保四年に成り、吉德卿一年御在府、はや御交代の御暇被二仰出一、七月上旬江戸表御出駕に相極り、大殿内藏允を召れ、我男女の子供あまた有、五人の男子の内、次男龜次郎事は佐渡守がひかへになし置、其次勢之助を初三人は、小祿あたへ家來となさんと思ふ也との給へば、内藏允驚、是はもつたいなき御事、正しく君の御種、御分知は格別、御家來となされん事、若君達の御心にも御無念に思召給ふべしといさめければ、吉德卿笑せ給ひ、小松中納言二男淡路守利次に十萬石を與へ、三男飛驒守利治に七萬石與へ、家のかざりは宜しけれ共、領地減少し今百二萬石餘と成、是を又分地なさば百萬石の内と成て、常の國主にひとしく、却て子孫のために成まじ、此度歸國せば家老に談じ定べしと被レ仰ける、内藏允せん方なく御最と申、御前を退き思ひけるは、御入部の上にて此事定りなば、勢之助殿家來と成給ふ、我も此上立身成がたし、火急に謀事をめぐらし、先大殿を失ひ、次に佐渡守幷御次男龜次郎殿をも毒殺し、勢之助

殿跡目となし、我第一の執權と成、政道掌に握らんと大惡をおこし、大殿を失ひ奉らんには毒殺にしくはなしと思へ共、朝夕の御膳めし上られ物、皆々内藏允あらため差上事成ば、食事に大事有ては後日の申譯立難く、毒を用る事あたはず、如何なる謀をなさんと日々工夫しける内、はや江戸御發駕にて道中に成ければ、内藏允心もせき途中にて謀らんと、召抱おゐたる杉山善太夫とて忍びの者に申付、毎夜御本陣を伺せけれ共、用心きびしく近よる事叶はず、内藏允思案をかへ、不慮の事をなして、皆我にも詮議懸ると六ヶ敷と色々心氣をつくしけり、吉德卿元來馬を好給ひ、道中大方馬にて通行し給ふ、爰におゐて大槻一つの謀を工夫して、鳥井又助といふ水中達者をまねき、密に仕方相談しければ、又助申けるは、御舟中又川越にしゆごさせ、蓮臺にて渡らせ給ふならば致し方なし、馬上にて川を渡し給はゞ、私水中にかくれ、短刀を以て馬の足に疵を付申ならば、如何成名馬にても驚きはね上らん、水中に落入給はゞ、其隙に水をくゞりて身をのがれん事は心安く候と言ける、内藏允は横手を打、我も左樣思ひ付しなり、此上の謀なしと示し合、翌日より内藏允乘物やめ、馬上にて御供申たり、吉德卿御機嫌にて、其方も馬すきと成しやと仰せられ、いよ〳〵馬にて道中を被レ成ける、扨天龍川は引舟、大井川は滿水にて御乘物を臺に乘せ、川越百人にて越給ふ、夫より日數を經て越後の國に至り給ふ、

十四、鳥井又助水術をこなふ事 幷吉德卿御逝去の事

去程に吉德卿御道中御障なく、越後迄至り給ふ、折節雨降續、川々洪水有し處、内藏允一番に乘込て川を渡す、さのみ馬術は勝れねど、名馬に乘し故安々と越にける、既に筑間川に成ければ、内藏允ひそかに鳥井又助をよび、時節よしと相圖をなせば、又助は岡の川柳中にかくれ居ける、内藏允は川端に乘寄、扨々大水かな、中々馬にては叶ふまじ、川越を賴御越有べし、何程の名人にても此川水を馬にて越さん事叶ひ候まじと、わざと申上れば、吉德卿笑はせ給ひ、何程の事にや有べし、我に續き皆々乘込べしと仰ければ、内藏允を初、御供の面々しきりに留奉れ共、曾て御承知なく、既に川岸に御馬をよび給ひ、御近習磯松三郎左衞門、然ば私御先仕、水を心見候はんと打入ておよがす

る、吉德卿續て御馬を入給へば、御側の輩六人同じく馬にて渡しける、内藏允馬乘かへ渡したる故、太守より半町程おくれたり、出水なれば流れ早く、何れも馬の足を立かねてぞみへにける、又助は時分よしと水中をくゞり、吉德卿の召れたる馬の跡足とらへ、小刀を以二所さしければ、馬は驚き水中にてはね上り横ざまに流ければ、吉德卿水中に落入給ふ、御供の人々大に驚、水心あるもなきも飛入々々救ひ奉る、中にも磯松三郎左衞門、力量水練勝れたる者なれば、主君の御腰をかゝへさしあげ、漸く向ひの岸に着、内藏允は馬にて向へ渡りしが、淺き所にて飛をり、衣類も水びたしとなしはせつき、川邊の家に入奉り、さま〴〵介抱なし奉る、され共餘程水をのみ給ひ、其上御刀の柄にて胸をうたせ給ひし故、甚だなやみつよく、上下の御供うろたへ騷ぎ手に汗を握り、御近習も三人迄流死しけり、其日の暮頃にやう〳〵人心地少し付せ給ふ、内藏允御乘物に引添、道をいそがせ、金澤の城に入せ給ふ、在國の諸士不レ殘登城し、晝夜のかんびやうおこたりなく、名醫の術盡レ之、御逝去有しかば、◎鳶魚按、延享二年六月十二日卒五十六歳、一家中國民共あん夜に燈火を失ひし如くなり、江戸表へ御屆の使者として本多安房守、長九郎左衞門、其外年寄三人、内藏允も御病體申上の爲め、同じく江戸へ下りける、江戸御屋敷にも日々の注進、佐渡守殿はじめ皆々心をいためける所に、御逝去の早打來り、續て本多、長、大槻等到着し、委細の儀申上、御老中ゟ御屆の使者幷御家督願書を差上、御沙汰待給ふ所に、無レ程御悔の上使御入にて、佐渡守殿ゟ家督被二仰出一ける、此由御國元ゟ告知らせければ、御代替り成ば年寄役人江戸ゟ出、御家督首尾能相濟、歷歷も登城し、將軍家ゟ御目見へ申上たるに、大槻内藏允家老格と言上に達し置たる事故、本多横山諸共江戸御城ゟ上りしは、珍らしき立身なり、此事御國元へ聞へければ、前田土佐守淸經大に驚、總じて大名の家臣、將軍家へ御目見する事一向ならず、國主の家老といへ共、代替の節御目見する計也、當家の事は御三家格なれば、家老職は年頭の御禮申上來り、是御先祖より舊功の家、又は前田家門七人の外は叶はぬ格式なり、然るに内藏允何程の勤勞あれば迚、御目見迄せし事ぞ、小祿より經上りし者、我々同格と成事、言語道斷の次第也、御先祖より戰功舊恩の家、譜代の家臣、

何面目ありて御奉公なさんや、國の大事是より起らんと心をいため、同職重臣をあつめ相談に及びける、年月も立、内藏允年寄上座家老格なれば、みだりに御膳場へ出る事も成難く、是より一味の中にて骨からるゝらみ、御出入の者肴屋下男奉公させ、おく元より八百屋肴屋日々御臺所へ參り、心易く交る事常なり、大槻がまはし者にて、人の見分ざる者にて氣輕き男なれば御膳料の肴をあらひ手傳ひの元へ立寄事自由成れば、時節を見合居ける所に、村田半助病氣にて暫引籠り、幸と内藏允も病氣といつはり引こもり、夜に入、彼肴屋の男を呼寄、密事申付しに指向心得立歸り、十二月二日朝、いつもの通御用の魚を持參し品々拵へ、内藏允が與へし毒藥を井戸へ打込歸りける、既に御晝御膳仕立、御膳番毒味役いつもの如く改て差上る、御一人前といへ共、品々御料理は替り迄澤山仕立る事なれば、御臺所掛りの者共御殘を食しける所、夕方に至て御膳番毒味役俄に惱亂しける、是によつて詰合の醫師を臺所へ招き見せければ大に驚、大食傷の容體療治叶ふまじといふ内、中將殿御氣分勝れ給はずと、横井元泰、八木春益を初、御脈窺ひ大食傷と相

十五、中將宗辰卿變死の事 幷御一門中御參會の事

吉德卿の御家督御七男佐渡守殿繼給ひ、四位の中將昇進し、先君不慮の逝去、内藏允が謀計とはしり給はず、相替ず出頭し、御加增も下さるべき御沙汰有しを、役人おもはくを計り、君御家督の初、何の功もなき私に御加恩被レ下なば、舊勤の臣等そねみを生じ、却て災の端と成べく、御代も替り候得ば御側役も御免下され、外樣の御奉公被二仰付一被レ下かしと願ひければ、宗辰卿御賞美有て、横山、本多に御相談もなく、御家老格と御書上有し故、將軍家へ御目見申上候は、加增にまさりし御寵愛也、大槻は江戸の御城へ上り諸大名の粧ひをみしより惡心長じ、此上火急に立身せんと望しは、身の程知らぬ人非人也、中將宗辰卿を毒害せ

見へ候とて、急に御藥調進しけれ共、次第におもらせ給ひ、御病甚しかりければ、諸臣驚き、御典醫橘宗仙院、半井法印、武田法眼を初、數十人の名醫はせ集り御療治ある中に、江戸一と聞え有し井上俊良是を窺ひ、是は正しく毒藥を召上られし物ならん、中々御快氣叶ふまじと申内、宗辰卿血を吐給ふ事夥し、諸醫施すべき術もなく、屋形の騷動大方ならず、大槻内藏允病中ながら、殿の御不例に依て、長髮ながら御殿にはせ付、御容體窺ひに、御側役人一々詮議し、毒の御あたりあれば御臺所いぶかしと立出見れば、御膳番毒味役血を吐て相果、其外御臺所小役人下部十一人迄たほれ伏し、血を吐て正體なし、内藏允は早馬の使者を立、御一家方を招き、猶も名醫を集め、さま〴〵御療治をなし奉れ共、毒氣強く遂に逝去ありしは是非もなし、屋形よりの使者追々乘附、急病の由申上ければ、御一家方驚給ひ、早速御出有しは松平伊勢守殿、松平相摸守殿、酒井左衞門尉殿、南部信濃守殿、御一門には松平出雲守殿、松平造酒之丞殿、前田大和守殿御出有、役人共不レ殘召出され御評議有り、相摸守殿仰けるは、中將殿の急病、異變の沙汰有ては、家の爲に成まじ、詮議は追々の事、先々公儀表へ急病の御屆申上然るべし、未だ代繼の子息迚もなければ、御舍弟の中急養子の願、是又いそぐべしとの給へば、出雲守殿仰の如く、中將殿跡目、舍弟多く候得ば何れ成共器量を見立、家督に願宜しからん、遺言にても有しやと尋ね給ふ、去共急病の事なれば左樣の儀無レ之候と申上候、御一家方御談じ有て、家臣の面々存寄あらば申上べし、我々一門たりといへ共、平日の事知らざれば、何れを共知らず、役人中存寄遠慮なく申べしと各仰られけるに、御遺狀とてもなき事なれば、皆々御返答に及ず、此時一味の香川又兵衞、内藏允に目くばせして申けるは、御大切の場所なれば上下わかたず所存を申上奉る、乍レ恐殿樣常々學文好ませられ人心を察し給ふ、御兄弟の御事は何れおろかなけれ共、勢之助樣御儀御生得御孝敬ふかく、器量發明末賴母しとの御意なり、御遺狀なしといへ共、勢之助樣御跡目立度思召ならんと憚なく申上ければ、大槻につこと笑ひ、又兵衞殿の仰、尤なれ共理にあたらず、尤其器をゑらんで國主となす事あれ共、それは格別、御男子のまさなきに依て、御在國の節は御假養子成を以、但馬守殿と任

官し給ふ、去れば御跡目は御二男に候と奉レ存候と憚なく演ければ、御一家方家臣の面々、尤の事なりと家中一同し、評議相濟、中將殿急病に付、御二男但馬守殿急養子の願、御一類諸共被二仰上一し所、願の通被二仰渡一、御老中堀田相摸守殿上使として御入來有、家督相違なく但馬守へ被レ下、去れば皆々御請申上、猶も御一門方御立合有て、御跡目相濟し上、宗辰卿御病死の御屆有り、◎鳶魚按、延享三年十二月十二日卒、二十二歳、其後御變死の詮議有べしと、さま〴〵御評議ある處に、御近習兩人茶坊主一人、是は料理は食せぬ共、御臺子の茶をのみ夜に入、此二人共血を吐、同樣の變死、只事にあらず、如何樣御臺所は毒だらけならんと諸人舌をまきて恐れける、扨但馬守殿御膳部は、宗辰卿御實母淨珠院殿と申、御隱居の御殿にて、女中達是をこしらへ指上、表御殿にて茶さへ召上られず、誰が業とも何人が毒たくみせし共心當りの事もなく、詮議成かねてぞみへにける、松平伊勢守殿仰けるは、中將殿家督の評議、大槻が申方衆に勝て見へし間、此詮議彼に被二仰付一可レ然と、內藏允畏り御茶間御臺所膳部器一々改、思案にあたわざる體にて、わざと役人と同評議をする、岩泉甚藏學者の事なり、格別の思案も有べし、彼を招き尋るべきかと大槻が申により、各尤と同じ、甚藏を呼出す、岩泉は先殿の師はんなれば、講釋の時か詩文の御相談ならでは罷出ざる役なれば、箇樣の時も詰所にひかへ居たりけるが、役人の招きに來りて、一まきを聞と御臺所へ行、樣子を窺ひ、やゝ暫く工夫して、兼て樣子は知ける故、學者の智をふるひし體にて、某つく〴〵考見候に食物に入たる毒なれば、箇樣に大勢死すべきやうなし、我思ふに水中に毒の有るならん、御膳井戸の水汲上て試給へと申に付、板橋御屋敷に籠置たる罪人を引出し、此水を呑せけるに、果して半日計り立て血を吐て死したり、諸人初て驚き、扨こそ此水にては大勢死したりし事道理なりと、一門中猶も驚き給ふ、去共井の內の毒は心得ずとて、又評議に及、甚藏申ける地中に毒氣有事、淸水の筋毒出る事、和漢其ためし多諸書に見へたり、おもふに此地中に毒氣開發し水中へ出しならんかと、古事を引辯舌を以てさも有りそうに談じける、皆々尤と感じけれ共、心ある者は不審はれずと思へ共、口をつぐみ差控退散する、扨御臺所の諸道具不レ殘打くだき、井戸へ打込埋て平地となし、垣ゆひまわし置けり、彼肴屋の男は其後肴屋を暇もらひ、其近所へ又々有附、外の奉公して程經て暇を取、何國へ行けん知れずといふ、

十六、前田土佐守出府取捌之事 幷江戸と國と役人引替之事

然るに江戸表の樣子、早打を以加州へ申來りければ、一家中大きに驚、上を下へと返しける、大老年寄火急に評議をなし、先殿といひ、此度の急病只事ならずと、何れもまゆをひそめける所へ、御逝去の早打到着しければ、諸士手の舞足の踏所を知らず、あきれ果たる體なり、此時前田土佐守は病氣と號し、出仕をやめ引籠り居けるが、此度の早打を聞、速馬にて金澤の城に入、一々樣子を聞て申けるは、先君吉德卿の時、箇樣の事あり、又此度御變死の樣子、御家に心を懸る者有るに極りし、此身不肖ながら、土佐守江戸表へ出て事をたゞすべし、尤御國元の儀一大事成ば、各心をくばり晝夜御油斷なく御城守護いたさるべしと申置、前田對馬守、同大學、橫山藏人三人同伴、江戸をさして急ける、既に本郷の屋敷へ着し、當主少將重照卿◎鳶魚按、重熙トアルベシ、以下准レ之、に御目見申上、先君の御逝去を悔み、夫より大槻を初江戸詰の役人に會し、一々次第を聞、先年吉德卿に毒を奉らんと計りし者有しに、大槻是を見出され、其難をのがれ給ふ、此度宗辰卿急病毒害に極りたり、其故は地中に毒有といへ共、淸水俄に毒水と成し事、未だ聞及ばずといへば、甚藏殿の言葉を非する樣なれども、各御存の如く御膳用の井戸は別てねんを入、水氣を吟味し、其上地中水底迄井戸かわ入たる事成ば、地中に毒氣あり共、俄にヶ樣の事有べし共思はれず、尤他より入込者、箇樣の事致すべきやうはなし、御家中の內に大事を計る者有に極りたりと申されければ、一座の人々尤と賞しける、大槻は土佐守之察智、心中に驚といへ共色に出さず、天晴格別の御了簡なり、此儀所存に落ず、內々詮議致し人氣を窺ひ候と挨拶しける、御家の大事、跡の事氣遣ひに思召、土佐守出府を幸ひと、御一家方御相談有り、但馬守殿若年成ば彌大切なり、夫に付內藏允事諸事ぬけめなき忠臣と思はれける故、但馬守殿に付置、江戸詰となして、公儀體內外共彼に任せ可レ然と、何れも仰られければ、土佐守思ひけるは、內藏允小身より經上り、二代の君に出頭し、御家門の人々に迄かくの如く思

はるゝ事、謀計佞智の勝れたるに寄てなり、彼が心中兼ていぶかしくおもへ共、主人の氣色を憚りて指ひかへたり、正しく大事を計る張本人ならん、彼を退け威勢をくじき、心靜に工みを見出して、主君の仇を報じ奉り、國家をおさめんと思ひし事成ば、御一門方へ向ひ、但馬守爲と思召て御心配の段可二申上一樣なし、主人若年に候得ば、江戸詰附の事は、國を出ざる以前より選み置、則同道仕候横山藏人、萬事麁末なき者に候間、是を指置可レ申候、内藏允儀は中々勤方、殊に家老格にて候得ば國元にて休息致させ申べし、身不肖ながら土佐守、人を選み申事、其職にて候間麁略に存候はずと憚なく申ける、御一門方其儀は兎も角も宜敷せらるべしと仰ける、土佐守の計ひにて横山藏人を江戸詰となす、藏人事は舊功の家、殊に文武に達し智勇類なきものなれ共、表ゐ其色あらはさず、溫順一通りの樣に見へける、猶惡黨の族近習に交りて居んもはかり難しと、人を選み國元より呼寄て、宗辰卿の時相勤候輩、御側近習はいふに及ず、茶坊主板元料理人下役迄、皆々國元へ遣し引替けるは、土佐守の計らひなり、

十七、大槻殘二智謀を一傳へ歸國の事 幷局淺尾成立の事

去ば大槻も、休息の爲國元へ引越候樣に首尾能被二仰付一ける、大槻は二代の主君を失ひ奉り、此上重照卿だに毒害せば、さしづめ勢之助殿ゐ家督とならん、今一段なりと心中にゑみをふくみ居けるに、國詰と成、御近習に交へ置たる一味の者共迄も、國詰と申渡され案に相違し、大きに驚きて、扨は内々の事露顯にてかくのごとく成しと見ゆ、如何せんとさゝやきける、大槻は少しもどうせず、土佐守察したり共、證據はなきに咎むる事成まじ、數年江戸詰にて將軍家ゐ御目見し、御老中若年寄方皆々御懇意の某、みだりに罪に落したらば却て其者を我方より反逆人ならんと咎め申付樣有、必氣遣ひ無用なりと申ける、香川又兵衛申けるは、其儀はさも有べき事なり、去ば江戸と國とへだたり、近附事叶はず、右の手段は如何と尋ければ尤なり、箇樣の事もあらんと兼て工夫し、御殿の局淺尾と云者腹心となし置たり、女ながらも仕損ずまじき者なりと見立おく、是に謀をさずけ置し故、國元に有て江戸に是を行はゞ、人の心付ざる所にて、後

難の恐れ有まじとさゝやきける、何れも深き謀也と感じける、此淺尾と云は吉德卿の時、女ながら馬術に勝れし故召抱られし、湯島天神の門前に住居しける小笠原武左衛門と云浪人の娘なり、加賀殿ゐ目見して姬君方の師匠と成、馬をおしへ參らせ、首尾能父武左衛門にも五人扶持を被レ下しに、程經て武左衛門相果、弟喜十郎父の跡を繼、劍術の師と成しが、若年と云武藝もうとく、血氣にまかせ親の弟子柳川右内と口論にまけ、意趣をふくみ居ける、右内の異見を聞かざる故、門弟も次第々々に見限り、今は渡世も成りかね、加賀殿より五人扶持にて暮し、姉の方へ無心を言て取續き居ける内、湯島天神の開帳の節、大酒の上にて右内に出合、先達ての意趣を申かけ打果さんと言、右内は相手にならず、其座をはづしける、喜十郎彌つのり右内のがさじとあなたこなたと尋しに、加賀殿足輕三人連にて是も開帳參詣し休み居る茶屋より出る所を、衣類羽織の同じ樣成に、暮合の狼狽眼に取ちがひ後より切かけしに、思ひがけなき事故、左の肩先切付られしを、連の者共驚、喜十郎を組とめ刀を奪ひける、喜十郎切たる者を見れば人違ひ故、ぎやうてん

し醉も醒め、言葉しどろに逃んとする所を捕へ置、屋敷へ人をはしらせけるに、横目役人數をつれてはせ來り、喜十郎も手負も引包て屋敷へ引取、詮議有し所、人違ひの段相知、大公儀ゐ被二仰上一、浪人喜十郎を申請、切られし足輕の下死人として板橋下屋敷にて打首と成、此時姉は中老と成り淺尾と呼れ勤けるが、弟喜十郎足輕をあやめし無調法にて、吉德卿御立腹ありて、扶持を遣しければ家來も同前成に、我屋敷の者を切たる事不屆なりとて、淺尾も御暇下さるべきに極りしを、内藏允がいはく、親子兄弟といへ共善惡同じからず、女ながら淺尾は忠義、男子の及ざる氣質有、其上姬君樣方の御師はんも致し候間、此事に付ては御宥免有るべき筋也、喜十郎がわざ、姉淺尾がいさかか存せぬ所なりと申上ける故、御得心有て淺尾を召れ、其方の弟喜十郎不屆に付、汝も暇遣すべき所、内藏允が段々申旨に任せ宥免に及、隨分心を付相勤よと仰渡されける、淺尾有難き段申上、大槻がなさけを感じける、内藏允猶も恩を見せんと、淺尾が末の弟吉之助とて十一歲に成しが、親兄に別て立寄方なく、ゆかりの所に居けるを、内藏允世話して淺尾方へ引取

せ、若殿の御茶坊主になし置たり、佐渡守殿御家督の砌、女中頭局と立身し、吉之助に二百石被レ下御近習となり、小笠原武左衛門と名乗相勤ける、是皆内藏允が事ならば命も捨んほどに思ひ込居ける、此度手段を以て武左衛門にふき込、同人方ゟ淺尾をまねき、密に大事を明し頼けり、事成就に及びなば、武左衛門五百石以上となし、年寄役になすべし、勢之助殿御代とならば、其方兄弟上なき立身あらんと、のつぴきならぬ樣に言かけける、淺尾大槻が言葉にせまりて同心しける、去共女心の定らぬ事もやと、内藏允計ひにてお貞殿ゟ密使を立、自筆を取寄、大槻が名印を居へ渡しける、是迄の事を聞、成程今一段の事にて成就する事成ばと色々工風しけれ共、すべきやうなく彼毒藥も請取、手箱に入我部屋に置しかごも、重照卿ゟ奉る事成難く、若仕損じなば後の難儀成と、發明なる淺尾なれば、時節を待居ける、去程に國詰に成し者共、江戸を立、加州に赴ける中にも、内藏允は兼て公邊の首尾こしらへ來る事成ば、御老中を初皆々御音信被レ下けるに、家中耳目を驚しける、道中も人より無人にて國入したり、名聞を放れ實體成るふりにて、家老格は名のみにして無役なれば、式日の登城より外、屋敷に居て浮世噺しなぞ致し、夜陰に及ば徒黨の者共集め密事を談じて、如何成る所存にや、忍びを入、御家の重寶五品迄盜出し、石の穴藏ゟ入置、是よりぬけ穴を人知らず拵へ置たりける、

十八、少將重照卿御鷹野の事并勢之助殿義敬の事

然るに加州少將重照卿は、御兄宗辰卿の御家督を繼給ひ、御家柄成ば程なく中將に任官有り、土佐守計ひにて、横山藏人江戸詰重役勤て萬事心を配りける、御國より來りし面々、何れも誠實に勤けり、去ば先君御變死後少しも油斷成難しと、淨珠院殿御心を付られ、奥にて御膳部仕立めし上られける、藏人思ひけるは、二代の君を毒害せし程の者成ば、奥女中の内にも一味の者有まじき者にもあらず、然ば女中任せになさん事是又心元なしと、御母方へも内々其趣申上ける、淨珠院殿仰けるは、其元の心付尤なり、是迄御膳部仕立し者は、幼少より召遣ひたる者共成ば、氣も心も知たる故申付たり、然共段々成人、いつ迄も奥にて食事も成り難し、其元諸事を指圖成ば氣遣成る事も有

まじと、夫より是迄の通表にて御膳等召上られける、淺尾は大槻と心を合せ置たれば、毒害なさんと心がけけれ共、折を得ず打過けり、其後は表にて御膳召上られしにより、いよ〳〵近付事成難く、手段もなく時節を待けり、重照卿寛仁の御心、父兄にもまさらせ給ひければ、賢老智臣悦びかし付奉る、勢之助殿お貞方へも始て對面し給ひし時、格式君臣にひとし、殿には初ての御入部の事成ば、御領分の寺社名所舊跡日々御覽有て、夫より御鷹野を催され、勢之助殿を、初二人の弟君を御同道と仰出され、御用意有て、初ての御鷹野成れば、御城下の見物山をなしぬ、奥女中方物見より行列を見物有、お貞殿も一所に見られけるが、殿にはあまたの御供きらびやかに出立し、勢之助殿には殊の外少人數にて跡にさがり、みすぼらしき體にて御出有故、お貞女心の内やるせなく、同年とは言ながら五日先に生れながら、弟に國を取れ、家臣同前の振舞、生甲斐もなき身の上やと頻に口惜敷、在國の間にはかり事をなさんと、密に内藏允方へ内通したく思へ共、是迄とは違ひ奥の出入も六ヶ敷、此節別て人の議論を思ひ出會ならず、やう〳〵手段を以知らす文通じけるが、急には計り難く、けつく國方にて後難六ヶ敷、跡のさまたげに成べしと言送りける、御鷹野の翌日、勢之助殿に向ひお貞殿の申たるは、昨日御鷹野の體、殿には家老用人年寄物頭數百人の供成るに、やう〳〵七八人ならでは付添參らせず、餘所の見る目も御いたはしく、賤敷私の腹にやごらせ給ふ共、まさしく先殿の御種、さぞや口惜敷思召すらん、御心中の程おしはかり參らせると、我子ながら主君あしらひに、涙ぐみて申されければ、勢之助殿聞給ひて、是は思ひも寄ぬ事を申さるゝ物かな、我吉德卿の子たりといへ共末子なり、家臣同前にあしらひ給ふ共恨むべきにあらず、然るに兄弟の好みを重じ、初の御鷹野に召連られ、御場所にして慰め給ふ、かゝる仁心有べきや、兄にもせよ弟にもせよ、太守となり給へば、我爲の父なり、かりそめにも左樣の事存べきにはあらず、女の事成ば心得違ひも有べし、萬事相つゝしみ、君の事麁末に思はず大切に存られよ、召遣ひの者共が聞所も氣の毒なりと、母へ急度仰られ、御部屋へ入給ふ、道の正敷言葉に何といふべき樣もなく、ひとり心をこがしける、勢之助殿は正實成る生れ付にて、平日

家中は勿論、農民抔の無禮も曾てとがめ給はず、付々の者共、怒りのゝしるといへ共、是をなだめ仁德を施し給ふ故、諸人悦びける、元來武藝は御兄弟中にても、勝れて不足なき御器量なり、

十九、淺尾の局茶の間へ來る事幷横山藏人詮議の事

其年も過、寶暦二年七月、中將殿江戸御參覲有、御隱居淨珠院殿、御實母おきく殿へも御對面有て、賑々しかりける、其中にも淺尾は、此節を幸ひと心を配けれ共、奥にて何も召上られず、然るに八月十五日夜、月見も御嘉例の通、諸臣を召あつめ御酒宴あり、十六日には月御覽の爲、淨珠院殿へ御招き有、去共御膳部一式は御膳場より仕立上る、御給仕は御手廻りの女中配膳有、お菊殿自身いたさるゝなり、淺尾は今日を過さじと早朝より心掛けれども、其役にあらざれば、召上られ物に近付事成難し、あなたこなたと窺しが、あたり見廻し、御茶の間へ入、茶釜の中へ彼毒を入、急に其所を立去りける、夕方の事なり、淨珠院殿萬事氣を付給ふ事なれば、自身茶の間へ來り給ひ、殿へ上らるゝ御茶を見給ひ、御添の女中に毒味させ給ふ、先刻より毒を煎じ詰たる事成ば、何かは以てたまるべき、毒氣みちふさぎもん絶する、是はと驚給ひ、横山藏人を召され、早速當番の醫師療治せしが共叶はず、即死したりける、藏人申けるは、扨も御心付なくば殿様危き事なり、急度吟味仕べしと、此夜の御酒宴を止させ、奥女中を一ヶ所へ押込、口の間へ捕手を廻し、其日茶の間へ入し女中御仕立かけし者迄一々呼出し、女中同士友訴人に申付、茶の間へ來りし女を吟味しけるに、つぼね淺尾も御茶の間へ入しと見付し者ありて告たる故、藏人淺尾を呼出し、其元も御茶の間へゆかれたるよし、あやしき事も候はずやと尋ねける、淺尾さらぬ體にて、私事女中支配の事に候得ば、御茶の間にも何れぞ居候やと戸口よりふすま越しにさしのぞき候處、先刻御茶を仕かけ居られしが、指てあやしき樣子も見請申さず、如何さま女中の内ならでは近付事ならぬ御茶の間なり、女中を不レ殘きび敷御詮議あらば知れ申べし、私女中を預りの事なり、及ばずながらとも〳〵詮議仕らんといへば、藏人暫く工夫し、其元は大奥女中の頭なり、先君宗辰卿の御簾中（松平肥後守殿姫君なり）、先達御死去といへ共、御妾其他あまたの女中を

預り居申身分なり、此御殿に淨珠院樣の御隱居構成ば、御取持の爲、御前へ出らるゝは格別、御茶の間抔の吟味不レ及、誰に頼れ左樣に世話致さるゝや疑しき事なり、局迚も用捨ならず、夫者共と聲かくれば、捕手兩人左右より手を取、立んとする所、武藝達者の淺尾、かいくゞり二人投、急所をおさへちつ共動かさず、さしもの捕手、女とおもひ侮り仕損じけり、淺尾は怒れる顔色にて、女ながらも大役の私、尋常に詮議有べきに、理不盡の仕方尾籠なりと、いはせも立ず、藏人刀を取て立上り、御目がねを以て當役勤る、某が詞は殿の上意も同前、執權家老といへ共詮議に及で用捨すべきや、但覺ある故の手向ひ成るや、左もなくば無用の働なりとしかり付、なんなく召捕り、其の外茶の間へ入し女中六人迄捕へからめて、一間へ入置、人をはしらせ女中の部屋々々へ入れて、其者共の所持の道具長持たんす櫛箱の類、一々改け れ共詮議の手掛もなし、淺尾が手箱の内にかたく封じたる物有、二月堂の御守と書付したる者有り、是も藏人方へ持來る、藏人一々相改、袋を開き見るに、いかにも二月堂の御守也、其内に又封じたる物有り、是を開き見るに、一

目見るより大に驚、もはや詮議に及ずと懷中し、御前へ出、密に樣子を申上、淺尾を殘し、外の女中は繩をゆるして隨分おんみつにて口をとめ、御屋形の内諸事ぬけめなく申付、其後前田土佐守の方へ、早飛脚を立委細申遣し、淺尾事江戸にて詮議なさば世上の風聞も如何なりと、乘物しつらい、何れ淺尾が齒を落し、大勢は跡先目立ぬ樣に、けん固に御國元へ送り遣しける、宿々泊にて淺尾は自由に食事もせられねば摺湯をして口をねぢあけながしこみける、

二十、土佐守智勇を以て金澤治る事幷大槻大望露顯の事

去程に江戸早打土佐守屋敷に着し、書狀差出しけるに、土佐守披見して、扨こそ反逆人相知れたり、危難を遁れ給ひしこそ有難けれと、書狀を押いたゞき直に登城し、夫々の役人を呼寄段々と申渡し、物頭兩人足輕二百人捕手の者五十人、評定所の後へ廻し、下知を傳へ、七手の大將年寄用人急御用、只今登城いたされよと、扨内藏允方へは横目右野作十郎使として、江戸表より殿樣御急病の由申來る、家老中年寄中密談にて、其上一家中へ披露致さんと存問、只今登城有べ

しと申送る、扨内藏允は事成就しけりと悦び、畏候と答、早速登城しける所に、西岡庄左衞門、舞木左内、是は金澤一と大力の聞へ有て、武藝達者なれば、其役にあらね共るらみ出され、此所に待請、左右より上意成と聲をかけ引すへたり、思ひがけなき事、さしもの大槻はつと仰天しけれ共、大力に引ばられ詮方なく、上意とあれば違背すべき樣なし、仔細一通承知仕度といへば、大目付溝口鄕右衞門立出、何か仔細は知れず、江戸表よりの上意なり、禁籠有べしと、大小をもぎとり高手小手に禁しめ、坊主部屋へ入、番人多く付置、供の侍役所へ廻して召捕、夫より大槻が屋敷へ使を立、侍分の者五七人宛呼寄、是を召捕ける、其備へ、百人の足輕は役所の外をかため、又百人は飛道具を以取圍み、少しも異議に及はゞ打取ん氣色、武邊勇氣も役所の威先と飛道具に恐れ、のめ〳〵と召捕られける、徒士目附三人足輕中間二百人差向て、大槻が屋敷へ入、女は一所に押込、家財雜具一々あらためしに、案の如く一味徒黨の連判、大目付是を取てはせ歸り、其餘の役人跡を固め守りける、爰におゐて前田土佐守、金澤の城御廣間へ諸役人を集め眞中に直りて、此度江戸表より早打來り、大切の書狀、去る十六日御隱居御殿におゐて、御茶の毒を見出し、殿危難を遯れ給ふ、何れも滿悅に存奉るべしと被レ申ければ、本多奥村を初皆々驚悦び、御先代と言、又左樣の事、何者の所爲か捨置難き大事なりと、各眉をひそめける、土佐守懷中より一通取出し、此毒を入し者は淺尾といふ女なり、然共張本人は內藏允、お貞殿ねすゝめ企てしと見へたり、則證據の一通なりと見せける、

先達て賴候通、其方働を以て事成就に至りなば、武左衞門事五千石給はるべき者也、證據の爲、自筆を以てしたゝめ遣し候、

淺尾ごのへ

右の通仰付るゝ條、忠勤すべき者也、

內藏允印

皆々大に驚き、扨はお貞ごの內藏允が謀計なりといへ共、勢之助殿同意なるや知れ難し、其外家中に一味の輩何程有んもはかられずと騷けるを、土佐守取靜め、其儀も察したる故、內藏允幷家來皆々召捕置たり、其本をおさゆれば枝葉は心安しといふ所へ、大目付連判狀をひそかに出し渡す、土佐守家老用人年寄

中の相談にて事を計り、密々にて取捌けり、身に覺ある一味の者共、心も空に成居ける、小笠原武左衞門は越中の役所に勤居しを、逆心の者成ば早速是も召捕ける、

廿一、一味徒黨の者共禁獄之事幷岩泉甚藏自狀の事

然るに金澤城には評定有て、此度にかぎらず先代よりの惡逆、お貞內藏允兩人が仕業と見へながら、皆是勢之助殿より事起り、御連枝といへ共、反逆の筋におゐては用捨成難く、暫く御籠居可レ被レ遊と、長九郎左衞門を以申上ける、勢之助殿初て此事を聞甚驚給ひ、しばし御言葉なかりしが、委細御尋有て仰けるは、我全く左樣の心なしといへ共、大槻が惡逆、實母お貞我を世に出さんと一途に思ひ込かたんせられし故、かくの仕合是非に及ばず、我切腹するは安けれ共、本心謀逆なき故驚相果しと批判請んも殘念なり、唯本心の所をば太守を初、家老共へ傳くれよと被レ仰付ける、九郎左衞門も御心中を察し、追て仰譯られ相立べしと、夫より小立野石川町天德寺の境外に屋敷牢を立、坪を二重に築、お貞ごのは竪町といふ所に座敷牢を建て押込けり、內藏允は金澤をへだて五つ山といふ所に土の牢を建、警固の武士八人、足輕六十人附添て番を勤め、土牢に入けり、其外一味の者共二百餘人段段召捕けり、中にも川勝平次右衞門は、錠口番より御鑓奉行迄經上、三百石と成、大槻が一方の大將迎賴し者なりしが、此程は病氣にて引籠居たる故、何の樣子も知らず、兼て武道の聞有し故捕手を選み、強勇の者二十人足輕三十人向ひける、思ひがけなき事成ば、家內狼狽へ騷たるに、平次右衞門扨は兼ての事顯れしと覺たりと、病中ながらまくら元の刀取立上る所へ、捕手はせ入上意と呼はり取付、平次右衞門刀ぬく手も見せず、先にかゝりし三人を切倒し、二人に深手を負せける、淺田半之丞もぢりを以てかゝりしを、平次右衞門しきたるふとんを取て投付入、半之丞眞向二つに切破、殘る捕手は是におそれ近付ず、平次右衞門病中にかくはたらきし故、息ぎれしてもはや叶ふまじと刀を捨、さし添取て腹に突立相果ける、捕手の者共是非なく首を取て立歸り、此通り注進す、岩泉甚藏は只一人屋敷ぬけ出けるが、餘り狼狽へて路用をもたざる故、御城下木綿屋藤兵衞と言者の方へ立より、

急に入用有、二三日中には返すべし、銀二百目程ど借し呉よと頼みける、儒者の事なりと思ひ、箇樣の事しらねば二百目用立ける、甚藏悦び飛が如くかけ出し、御城下をはなれんとす、土佐守下知にて、出口々々にかくし目付を出し、諸士のあやしき出行をば吟味させしにより、此者共に甚藏出合ける、目付聲かけ甚藏殿と見請たり、あはたゞしく何方へ御出候やと咎めければ、甚藏狼狽へ急御用にて江戸ゟ罷越候と言捨、逃んとするを引とめ、江戸御越成ば供をも連られ、旅裝束にても有べきに、麁略の網笠心得ずと、御家老の仰を請、人改を致す我々、箇樣の次第合點まいらせずと引立ける、甚藏は一言もなく赤面し、おめ〳〵取られける、かくて徒黨の輩一人宛拷問しけれ共、いまだ委細白狀する者なかりしが、甚藏は責道具を見るより振ひ出し、殘らず白狀しける、土佐守大きに笑ひ、能も白狀いたされし、流石儒者程ど有けると申されければ、甚藏頭を上げ、白狀の替りに命を御助け下さるべしと詫にける、土佐守聞て、聖賢の道を敎る身にて反逆に組し、命をおしみて恥をいとはず、心は畜生におとれり、白狀の替りに切腹させんと思ひしが、其膿病にては中々自殺は成まじ、一所に刑罪すべしと

入牢申付けり、

廿二、大槻內藏允自殺之事 并少將重基卿御治國之事

此時局淺尾は、藏人が計ひにて金澤に送り來る、是も嚴敷禁獄させて、土佐守直に仔細を尋るといへ共、白狀せざる所に、甚藏始終の事白狀に依て、はや責問ふに及ばず、評議の上江戸屋敷へも往返し、惡徒の者共重き刑罪に行はんと有しに、土佐守計ひにて、張本の者計り重き罪に行ひ、其餘の者共刑を輕くして獄門はり付に及ばず、

淺尾蛇責の刑におこなふ◎鳶魚按、寬延二年十月廿一日、

大き成瓶の中へ淺尾を入、首計り瓶の蓋より出し、割蓋に錠をおろし、足は瓶の中にて底ねとゞき、中腰に成程なり、扨瓶の蓋に穴有り、是より數百の蛇を入、總身にまき付所に、跡より酒に鹽を交入る、是にくるしみ、瓶の中にて淺尾が泣さけぶ有樣、何にたとゑんものなし、淺間敷有樣なり、

大槻內藏允は、土牢の內にて鋸切引に行ふべしと定めし所に、小刀にて自身舌をさきて死けり、◎鳶魚按、混見摘寫云、大

槻內藏允朝元罪ニヨリテ延享五辰ノ夏、越中五ヶ山之內祖山村ヱ禁錮刑ニ被ニ仰付一、於ニ配所禁錮中一姦謀ヲ以テ、番人ノ百姓十左衞門ト云モノニ親ミカタラヒ、兄大槻長左衞門方へ書狀ヲ通シ、村ノ內ニ徘徊セシ乞食體ノ小助（岩淵村ノ百姓宗兵衞ト云フモノ、コトナリ）ト云モノニ方金百疋トラセタレバ、イヨ〳〵褒ナツミ、每度禁錮ノ前ヘ來リテ、用事モアラバ何ナリトモ承ワラント云、內藏允禁錮ノ板數ニ少シ水落ヲアケ度ト思ヘドモ、スベキ樣ナシ、小サキ小刀ノ類チモトメ吳ヨト賴ム、小助易ク領掌シ、城端ノ市ニテ小刀チモトメ遣シケレバ、自害シテ死シヌ、然ルニ礪波郡カンマシ野ヘ居住ノ鷲巢見ト是等モ禁錮ヘ通ゼシ事モヤ可レ有ト疑アルニ依テ、公事場ヘ罷出吟味可レ有レ之トテ、吟味有レ之トイヘドモ、聊以テ左樣ノ事無レ之申譯相濟、無事ニ歸リヌ、〇斯ク朝元ハ寬延元年九月十二日自殺也、死骸ヲ鋸引ニシタルナド取ルニ足ラズ、

翌朝外より見付、番人大きに驚き、早速土佐守へ訴へける、其後死骸を鋸切引にして、番人に咎をも申付ず、寬仁に沙汰しけり、

此大槻が小刀にて死せし事、番人の中に內藏允に味方の者ありやと、密々に詮議せしに、此頃殿の御鷹の餌をさす者來、此山にあちこち小鳥をさしける事度々なり、番人も御鷹の餌さし故、氣をゆるめ居けるが、每度來りて番人共と咄し抔し歸りける、有時土牢の近き處に樹しげりあり、爰にて小鳥をさしけるが、番人のすきまを窺ひ、紙に小刀をまき、書付に死をすゝめたる事を記し、牢の穴より投入しとなり、其後此飼さしちくてんして行方なく成にけり、是も大槻が大恩みせし者なるかと沙汰しけり、其外徒黨の者武左衞門を初として、

香川又兵衞　矢島爲右衞門　平野助太夫
小澤五郎左衞門　赤澤　新八　杉山善太夫
中村市助　岩泉甚藏　鳥居又助

右の者九人打首にして、其外二百餘人追放國拂に申付けり、井戶へ毒を入し者は、江戶の深川に油屋をして居けるを捕へ國へ送しが、是はにぶき及ひきにてなぶり殺しにしけり、去共餘りにくき者成ればとて、皮計りに疵付血まぶれに成しを野墓に引出し、はだかのまゝ木にしばり付、生ながらに鳶からすの餌となしけり、內藏允女房は前田修理の娘にて、一子もなしといへ共、修理の方にて自殺させて申わけとす、修理事一味にあらざる事明白成る故、閉門にて相濟、お貞ぞの事罪重しといへ共、勢之助殿實母たるにより、死罪に行なひがたく、一生座敷牢に入置べしと定めけるが、淺尾が刑をお貞殿に見せけるに、淺尾が苦るしみの體を見てたへかね、是より病氣と成、程なく死去有ける、此度ことごとく吟味せば一味の者も多く、大變に及と察し、

土佐守殿計にて其餘は沙汰にも及ばず、寛仁の政道にて治めけり、淺尾が刑はお貞殿名代なりといふ、内藏允闕所屋敷破却しければ、穴藏より御家の大切成重寶五品出るによりて、猶々地中をも掘り返しけるに、外にあやしき事も見へず、一件相濟けり、

中將重照卿は危難をのがれ給ひし事なりしかば、百年の壽命保ち給ふべきにと思ふ所に、寶暦三年の春より御病氣にて至り給ひしが逝去し給ふ、御繼子としてもなく四男健次郎殿◎鳶魚按、四男ハ健次郎ニアラズ、重靖家督シ、同十月五日卒去、十九歳、マタ健次郎ハ五男重教ガ幼字也、家督繼給ひしが、其秋はしかはやりて、健次郎殿も養生叶わず逝去し給ふ、打續不幸にて家中國民一統に愁歎する、土佐守江戸へ出て萬事取計ひ、五男重基卿◎鳶魚按、後ニ重教ト改ム、を御家督となし奉りけり、勢之助殿は三男の事なり、四男の家督繼給ふ時さへ口惜く思召ける所に、此度も五男の重基卿、加賀の少將と成給ひければ、大に憤り給ひ、我妾腹といへ共、吉德卿の三男なり、聊のあやまりなきに、一旦惡人共の業にて汚名を請し、去れ共清く濁らざる事分明なりしを、日影もさゝぬ一間に押込、年月立共宥免もなく、其上二度迄弟を國主となすからは、一生此通ならん、扨々にくき家老共の仕方かなと、無念口惜しく齒をむき出し、おごり上り物ぐるはしく、日夜眼を見出し食事をこゞめ狂ひ死し給へり、死亡し給ひし一間は黒氣煙の如く、扨すさまじき敷事ごもなり、時に寶暦七年四月なり、御菩提所の境内の昌菴にて葬ける、勢之助殿三回忌に當寶暦九年四月十日、◎鳶魚按、寶暦九年三月十三日死去ナレバ、三回忌ハ同十一年ナリ、此庵より出火し、魔風強く町家ことごとく燒失し、金澤城一家中の屋敷夥敷燒失しけり、依て困窮の者多く、民離散する者數知れず、萬民難儀に及しか共、重基卿仁政を專らとして、諸士國民を撫育し給ふより、昔に替らぬ豐國と成けり、邪は正にかたずとは宜なるかなと、人々賞しける、

見語終

政隣記抄本

大槻内藏允朝元は、實は加賀藩村田故縫殿右衞門組御持弓足輕小頭大槻七右衞門三男之處、割場附足輕大槻長兵衞養子となる、内藏允、元祿十六癸未の歳生る、幼名未レ詳、

享保の初松雲公御代前田第五世、諱綱紀公、坊主に被二召抱一、二人扶持に小判二兩御宛行被レ下れたり、坊主に被二召抱一朝元と通稱す、

同四年御當代第六世護國公、諱吉德公と云、御部舍之節、御居間方見習被二仰付一たり、時に朝元年十七、

同八年六月九日、十俵三人扶持に被二成下一たり、是の歳五月九日、護國公御襲封あり、間もなく如レ斯し、

同十一年正月十六日、二十俵御加增、都合三十俵三人扶持に被レ成たり、時に年二十四、

同年七月十八日、五十俵に御直し、御步並に被二仰付一、傳藏と改名せり、御奥小姓御番頭支配にて御居間方御用相勤む可き旨被二仰渡一たり、

同年十二月二十二日、新知百三十石被レ下れ、新番組に被二仰付一、御役料銀例年二貫目可レ被レ下旨被二仰渡一たり、

同十三年五月二十五日、泉野御鷹野御歸之節、大槻傳藏宅へ御立寄被レ成たり、但傳藏新番御步並百三十石御近習なり、

同年六月二十二日、大槻傳藏居屋敷際堂形前より仙石町の方へ、新道付けられたり、

同年九月十八日、日光御參詣御供人名列の内に、組外並御近習大槻傳藏とあり、是より先き組外並に被二仰付一たりと見ゆ、月日未レ詳、

同十四年閏九月二十四日、御加增知百石被レ下レ之、都合二百三十石となる、組外へ被二仰付一、前記と見合す可し、暫く並とし、引續き組外へ組替被二仰付一たと見ゆ、

同十五年十二月十五日、御加增知百五十石被レ下レ之たり、

同十六年十一月十二日、大槻傳藏へ、今日より諸橋權之進に仕舞稽古初る、其外御居間方亂舞稽古於二御次一被二仰付一、時に傳藏年二十九、

同十七年正月十六日、御加增知百石被レ下レ之、大小姓組被二仰付一、支配勤仕如レ元、

同十八年七月十八日、御加增知百石被レ下レ之、都合五百八十石となる、

同十九年五月十三日、物頭並被二仰付一、御役料知百五十石被レ下レ之、御近習御用若年寄支配に被二仰付一、名を内藏允に改む、時に年十一、

元文元年二月二十四日、御加增知二百石被レ下レ之、骨折相勤候に付被レ下レ之とあり、

同年三月五日、巳刻金澤石浦新町より出火、家數九十七軒類燒す、未の刻鎭火す、于レ時大槻內藏允に三十人方手合人數御使番兩人被二指副一、火事所へ被レ遣、三十人方は三十人組と云小者のこと、內藏允宅近火故ならん、

同二年四月二日、晴天、勢之佐殿御宮參、富士祉ゟ御參詣、御作法如二御先例一、騎馬御供御近習物頭鷹栖左門、同物頭並大槻內藏允とあり、

同年八月朔日、御加增二百石被レ下レ之、都合千百八十石に被二成下一、組頭並に被二仰付一、御役料知二百石被レ下レ之、支配は如レ元、

同三年六月十五日、御加增二百石被レ下レ之、

同年九月七日、御老中方就二御招請一、松平伊豆守殿等御入來、伊豆守殿より御盃被レ下候而々、本多賴母、國老五萬石なり、若年寄西尾隼人、知行高四千三百石なり、人持組品川主殿、高三千石なり、御馬廻組頭丹羽武兵衞、御小姓組頭北川久兵衞、組頭並大槻內藏允都合六人なり、

同四年五月二十五日、龜次郎殿吉德公第二公子、御乘馬初、御手綱絹川源兵衞上レ之、御乘馬一匹、下飯野村栗毛四歲、御使組頭並御近習大槻內藏允を以被レ進レ之、御目錄持參とあり、

同年七月朔日、二百石御加增知被レ下レ之、

同年十一月二十一日、今日夜、卷物三、判金二枚、御近習御馬廻組頭並大槻內藏允、御婚禮方御用相勤候に付、御懇の御意之上、於二御前一被レ下レ之とあり、是より先き御馬廻組頭並被二仰付一たるか、下章と不レ審、

同五年正月二十一日、御加增知二百石被レ下レ之、御馬廻組頭並被二仰付一とあり、前章既に御馬廻組頭並とあり、爰に又御馬廻組頭並被二仰付一とあり、何れか是なるを不レ知、

同年十二月三日、御加增知三百石被レ下レ之、

寬保元年二月二十六日、是迄之御役料に二十石御引足、二百二十石御加增被二仰付一、人持組に被二仰付一、先知都合二千三百石と被レ成たり、年三十九、

同年同月二十八日、大槻內藏允組替之御禮被二仰付一、御太刀馬代、紋紗綾二卷獻上す、

同年四月十八日、喜代姬樣ゟ御餞別御料理於二御表一被レ進、御囃子等被二仰付一、御附之面々幷御家老、若年寄、人持組大槻內藏允、遠田勘右衞門、其外御婚禮御用勤候人々ゟも、御料理被レ下レ之、且御殿在合候頭分ゟも、御菓子、御吸物、御酒被レ下候、但大槻、遠田は、御家老中之末席にて御料理被レ下候は、今日より初てなり、世に內藏允御家老末席に被レ成たりと傳ふは、之れを言ふか、

同二年正月二十二日、御加增知、五百石被レ下レ之、都合二千八百石、

同年十二月十五日、御加增知五百石被レ下レ之、都合三千三百石、

同三年十二月十五日、御加增知五百石被レ下レ之、通計三千八百石と被レ成たり、

延享元年七月二十二日、御家老前田大學被レ爲レ召、大槻內藏允氣色相滯、第一氣鬱之由、行步仕可レ然旨醫者申候得共、重き役儀も相勤候故、其身より相願存寄者無レ之旨、及二御聞一被レ遊候、養生之事に候間、御門外行步勝手次第に可レ仕候、尤晝夜無レ構罷出候樣可二申談一旨御直に被二仰渡一候、但同二十四日、內藏允氣分少々宜、同夜爲二御禮一罷出候處、段々御直に御意之上、引籠罷在候內、謠鼓抔爲レ打候儀、勝手次第可レ仕旨被二仰渡一候、右之趣被二仰聞一候間、此段御橫目ゟも申聞可レ置旨被二仰出一候、

同二年六月十二日、相公樣御歸國御道中より、御浮腫にて御病氣重もらせられ、衆醫御詮議盡くさせられしも、御養生叶はせられず、終に本日於二金澤一御逝去なり、御法號護國院殿故參議正四位下行左近衞權中將佛鑑法性大居士と申す、

同年八月三日、金澤於二越後屋敷一、御先代御近習、左之人々ゟ、御用番安房守殿左之通被二仰渡一候旨、今日江戶より告來る、是以後御表向可レ遂二出仕一旨被二仰出一候大槻內藏允、是以後御表向同役申談可二相勤一旨被二仰出一候、野村七兵衞、三浦左京、鷹栖左門、是以後表向可二相勤一旨被二仰出一候、只今迄若年寄支配に候得共、向後御用番支配之事、山村善左衞門、此時より內藏允表向勤となる、然ば無役の人持組也、

同三年六月十三日、勢之佐殿御用定番、御馬廻、御番頭奧村五左衞門ゟ被二仰付一、飯田勝左衞門同役也、

同年七月二日、人持組三千八百石大槻內藏允、右今二日本多安房守宅にて、橫山大和守兩人共國老、列座、御橫目澤